

令和元年9月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

| | |
|--------------------------|---|
| 1、開催日時・場所 | 1 |
| 2、出席者 | 1 |
| 3、経過 | |
| 委員会 | |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 1 |

(第1日目)

| | |
|-----------------|---|
| 1、開催日時・場所 | 2 |
| 2、出席者 | 2 |
| 3、審査事件 | 2 |
| 4、付託事件 | 2 |
| 5、経過 | |

(産業労働部)

分科会

| | |
|--------------------|-----|
| 産業労働部長予算議案説明 | 4 |
| 新産業創造課長補足説明 | 4 |
| 若者定着課長補足説明 | 5 |
| 予算議案に対する質疑 | 5 |
| 予算議案に対する討論 | 2 1 |

委員会

| | |
|---------------------|-----|
| 産業労働部長所管事項説明 | 2 2 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 2 4 |
| 陳情審査 | 2 5 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 3 0 |

(第2日目)

| | |
|-----------------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 6 0 |
| 2、出席者 | 6 0 |
| 3、経過 | |

(水産部)

分科会

| | |
|------------------|-----|
| 水産部長予算議案説明 | 6 0 |
| 予算議案に対する質疑 | 6 1 |
| 予算議案に対する討論 | 6 6 |

委員会

| | |
|---------------------|-----|
| 水産部長所管事項説明 | 6 6 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 6 9 |
| 漁業取締室長提出資料説明 | 6 9 |
| 陳情審査 | 7 0 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 7 5 |

(第3日目)

| | |
|-----------------|-------|
| 1、開催日時・場所 | 1 1 2 |
| 2、出席者 | 1 1 2 |
| 3、経過 | |

(農林部)

分科会

| | |
|------------------|-------|
| 農林部長予算議案説明 | 1 1 2 |
| 農政課長補足説明 | 1 1 3 |
| 森林整備室長補足説明 | 1 1 3 |
| 予算議案に対する質疑 | 1 1 4 |
| 予算議案に対する討論 | 1 1 7 |

委員会

| | |
|---------------------|-------|
| 農林部長所管事項説明 | 1 1 8 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 1 2 0 |
| 農業経営課長補足説明 | 1 2 0 |
| 諫早湾干拓課長補足説明 | 1 2 1 |
| 陳情審査 | 1 2 2 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 1 3 8 |

委員会

| | |
|-----------------------|-------|
| 審査内容報告に関する委員間討議 | 1 7 8 |
|-----------------------|-------|

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加3:産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料(水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加3:水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加4:水産部)
- ・分科会関係議案説明資料(農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加3:農林部)

9 月 9 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月9日

自 午前 11時 0分
至 午前 11時 6分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

| | |
|-------|----------|
| 委員 長 | 大場 博文 君 |
| 副委員 長 | 浦川 基継 君 |
| 委員 | 田中 愛国 君 |
| ” | 溝口 芙美雄 君 |
| ” | 徳永 達也 君 |
| ” | 山田 博司 君 |
| ” | 堀江 ひとみ 君 |
| ” | 山田 朋子 君 |
| ” | 麻生 隆 君 |
| ” | 近藤 智昭 君 |
| ” | 久保田 将誠 君 |
| ” | 赤木 幸仁 君 |

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前 11時 0分 開会

【大場委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、溝口委員、山田朋子委員

のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和元年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査の方法等について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前 11時 1分 休憩

午前 11時 5分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前 11時 6分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月24日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 0分
於 委員会室 4

新産業創造課長 井内 真人 君
新産業創造課企画監 福重 武弘 君
経営支援課長 吉田 憲司 君
若者定着課長 宮本浩次郎 君
雇用労働政策課長 吉村 邦裕 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君
副委員長(副会長) 浦川 基継 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 博司 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 麻生 隆 君
" 近藤 智昭 君
" 久保田将誠 君
" 赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君
産業労働部政策監 貞方 学 君
産業労働部政策監 三上 建治 君
産業労働部次長 村田 誠 君
産業政策課長 小林 純 君
企業振興課長 宮地 智弘 君
企業振興課企画監 佐倉 隆朗 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）
第103号議案
令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

7、付託事件の件名

農水経済委員会
(1) 議 案
なし
(2) 請 願
なし
(3) 陳 情
・要望書（平戸市が進める「未来を担う人材創出事業（高校魅力化プロジェクト）」に対する協力依頼～外）
・令和2年度 離島振興の促進に関する要望等の実現について
・諫早市政策要望（諫早駅周辺整備事業への協力と支援について 外）
・要望書（航空路線の安全確保について 外）
・要望書（沿岸漁業の振興及び漁業者のための施設整備・環境整備について）
・「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望
・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）
・令和元年度 長崎県の施策に関する要望・提案書

- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの早期着手について 外）
- ・要望書 令和元年度（長崎駅周辺で計画されている各種事業の促進及び交流拠点施設利用者の利便性向上について 外）
- ・要望書（本県における農業競争力強化のための農地基盤整備の強力な推進に向けて）
- ・令和2年度 森林・林業・木材産業の施策要望書
- ・令和2年度 林業施策・予算に関する要望書
- ・韓国人観光客の激減対策に関する要望

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【大場委員長】 おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会 農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました議案はございませんが、陳情につきまして14件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、農水経済分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

次に、審査内容案について協議いたします。

お手元に審査内容案を配付しておりますが、各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのようにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして委員間討議を終了いたします。

引き続き、産業労働部関係の審査を行います。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、7月の人事異動に伴う新任幹部職員について紹介がありますので、これを受けることといたします。

【廣田産業労働部長】 おはようございます。

令和元年7月16日付人事異動で発令がありました産業労働部の新任幹部職員を紹介させていただきます。

（新任幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ます。

【大場委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の産業労働部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしております議案は、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳出予算は記載のとおりでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。

新産業創造課でございます。

食料品製造業の振興等を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった高付加価値商品の試作開発からテスト販売までの一貫した支援を行う施設の整備に要する経費として、食品加工センター施設整備費1億5,400万5,000円の増を計上しております。

次に、若者定着課でございます。

福岡県内の長崎県出身大学生等への県内就職の働きかけ等を強化するため、福岡市内に職員が常駐する拠点「ながさきUターン就職支援センター（仮称）」に要する経費として、県外進学者Uターン就職促進事業費138万6,000円の増を計上しております。

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

食品加工センター施設整備費は、食品加工センターの整備に要する経費について、令和2年

度までの債務負担として、2億3,100万9,000円の債務負担行為を設定するものであります。

また、予算決算委員会農水経済分科会説明資料について、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】次に、新産業創造課長より補足説明をお願いいたします。

【井内新産業創造課長】資料につきましては、「令和元年9月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）」でございます。1ページ目をご覧ください。

食品加工センター施設整備費、9月補正予算額1億5,400万5,000円について説明いたします。

本予算は、昨年度より設計を進めてまいりました食品加工センターの建物本体の工事費でございます。

1、事業目的としまして、食品加工センターは、本県食料品製造業や生産者の振興を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった付加価値の高い商品の試作開発からテスト販売まで、一貫した支援を行うものでございます。

次に2、事業概要でございます。

現在、県の工業技術センターでは、食品の分析などの支援も行っておりますが、その敷地内に、新商品開発などに向けた試作加工を行う食品加工センターを整備するものでございます。

また、生産者と食料品製造業者とのマッチングとか、売れる商品づくりに向けたアドバイスなどの支援も行うこととしておりまして、多くの皆様にご活用いただく施設を目指してまいります。

資料の中段から下段にかけて予算額をお示ししております。建物本体工事費の合計は3億8,501万4,000円でございます、うち4割、前金払い相当部分の1億5,400万5,000円、今年度支出分について今回補正予算に、残りの令和2年度支出予定の2億3,100万9,000円につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

なお、総事業費につきましては約6億2,000万円を見込んでおります。その内訳としましては、今回の建物本体工事費約3億8,500万円に加えまして、試作加工や分析を行う機器の整備費として約2億2,000万円、設計費などについて約2,000万円となっておりますが、分析機器の整備等については、既に今年度当初予算に計上済みでございます。

続いて2ページ目をお開きください。

施設の特徴としましては、利用者が試作したものをテスト販売できるようにしておりまして、人と物の動線が交差しないなど、衛生に配慮した施設となっております。

下に平面図がございまして、横線模様としております上側の部分、試作加工室を中心としたエリアでは食品の一次加工や乾燥、粉碎などを行いまして、下側の縦線部分にしております二次加工室ではレトルト殺菌や充填、ラベルのプリントなど販売可能な試作品としての仕上げを行うものでございます。

以上で私からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

【大場分科会長】次に、若者定着課長より補足説明をお願いいたします。

【宮本若者定着課長】引き続き、同じ資料の3ページをご覧ください。

福岡の駐在拠点に関する経費でございます。

1、事業目的。福岡県内の本県出身大学生へ

の県内就職の働きかけを強化するとともに移住相談へも対応するため、福岡市内に職員が常駐する拠点を設置する。

2、事業内容等、（1）名称「ながさきUIターン就職支援センター（仮称）」

（2）事業内容、 オフィスは「DIAGONAL RUN FUKUOKA（ダイアゴナル・ラン・フクオカ）」、FFGが開設したオフィスの事務室、コワーキングスペースというものがありまして、さまざまな民間の人たちとかが一定そこで仕事をされているんですが、約10平米の個室もございまして、その個室を借上げたいと思っております。

所在地としましては、福岡市中央区西中洲の親和銀行ビル5階になります。

配置する職員は、正規の県職員を1名。現状、福岡のキャリアコーディネーターは本庁からの出張で対応しておりますけれども、それについては引き続き本庁からの出張として、福岡には正規職員を配置して、連携して学生への働きかけを強めていくというようなところを考えております。

開設日は、一定の引継ぎ期間をとりまして10月15日を予定しております。

主な業務内容は、福岡県内大学あるいは大学生への働きかけ、県内企業と福岡県内在住の学生との交流会、UIターン希望者への相談機能というところでございます。

補正予算の内容としては、10平米のオフィスレンタル料の半年分として69万3,000円、そのほか活動費として69万3,000円となっております。

以上でございます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】若者定着課、県外進学者Uターン就職促進事業費ですが、今、説明がありましたように、これまでおられたキャリアコーディネーターとは別に正規の職員を配置するということですが、2つ質問があります。

1つは、補正の内容はレンタル料、オフィスを借りるのと活動費ですが、職員を配置する人件費は、今後、動きはないのかというのが1点。

もう1つは、当初予算で計上できなかった理由もこの際、説明いただきたいと思います。

【宮本若者定着課長】1点目、人件費につきましては、10月1日の異動の予定で10月15日に配置を予定していますが、そこを含めまして11月補正で対応したいと思っております。

2点目、当初予算で計上できなかったのかというところでございますが、当初予算の時点でも、全く福岡ということを考えなかったわけではございません。ただ、何しろ福岡の大学に働きかけるところが初めてでございますして、数も大体毎年1,200人ぐらいが進学しているというところはわかっておりましたが、実際どの程度、大学と接触し大学との協力関係ができるかというところがわかりませんでしたから、まずは長崎からの出張対応で福岡との関係構築を、この間やってまいりました。

そして、一定の関係が構築できて、まだ不十分、あるいは加速化することができるのではないかと、このタイミングでの補正を上げさせていただいております。

【堀江委員】つまり、福岡県内の大学との関係構築がより見えてきたといえますか、逆にまた強めることができるという判断のもとで今回の補正を組んだということと理解をいたしました。

新産業創造課の食品加工センター施設整備費

です。これは地場産業の、とりわけ食料品製造業等の振興を図るための必要な施設だと認識をいたしますが、2つお尋ねいたします。

1つは、こうした高付加価値商品の試作開発からテスト販売までの一貫した支援を行う加工センターは、他県の状況はどうかということが一つ。

もう1つは、これまで工業技術センターの中でいろいろ検討されていたと思うんですが、具体的に試作商品というか、試作予定のものが現在どうかということも、もしありましたら説明いただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】まず、1点目の他県の類似する施設の状況でございますが、九州では熊本県とか鹿児島県などにおいて、このような一貫した支援を行う食料品加工製造業支援の施設がございます。

もう1点、具体的にどういう試作を考えているかということですが、基本的な考え方としては、県産材の強みを生かして加工品をつくりたいというものがございます。

一例を申し上げますと、長崎玉緑茶は全国の品評会で1位に輝くなどの強みがございますが、これをペーストにしてお菓子に活用するとか、全国有数の生産量を誇る温州ミカンを活用したゼリーとか、そういうものを想定しております。

【堀江委員】最初に課長が説明しましたように、より多くの皆様に利用していただく施設を目指したいということですので、ぜひ、地場産業の発展のために使える施設にさせていただきたいと、この機会に要望しておきます。

【山田(博)委員】それでは、今回の補正予算について幾つかお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず若者定着課、県外進学者Uターン就職促

進事業費とあります。これはオフィスレンタル事務所ということですけど、県として初めての取組かどうか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【宮本若者定着課長】こういったコワーキングスペースを活用して、個室ですけど、そういったところの取組は初めてだと思っております。

【山田(博)委員】じゃあ、他県はどうなっているか。他県はいつから始めているとかというのを恐らく調査した上で、こういうふうに予算を計上されていると思いますので、まずそこをお答えいただけますか。

【宮本若者定着課長】他県をつぶさには調査しておりませんが、基本的に、10月15日から正規の職員を置こうと思っております。キャリアコーディネーターは、大学生に直接働きかけて県内企業を案内したりといった就職支援をするわけですが、そもそもキャリアコーディネーターを置いている都道府県は、幾つかはあるのかもしれませんが、そう多くはございません。

そういった中で、今、長崎の方を担当するキャリアコーディネーターが3人おまして、福岡担当が1人、東京担当が1人ですが、今回、大学生への働きかけを強めるということで、福岡に職員を配置するようにしております。

そういった大学生、UIターンをターゲットとして事務所を構えるというようなところは、あまり例がないのではないかと考えております。

【山田(博)委員】三上政策監、あなたは経済産業省から来られたでしょう。他県はどうなっているか、あなたはご存じでしょうが、お答えください。

【三上産業労働部政策監】ご指名いただきまして、ありがとうございます。今回、7月から経産省より出向しまして、この歴史と産業のある

長崎県に着任できて光栄でございます。

ご指摘いただいた点でございますが、経産省の方では、各地域、各都道府県には、若者振興につきましても各地域の地元の発意に基づいて頑張るように支援しているところでございますけれども、現在、どの程度、各地域がやっているかについては、私のところでは申し訳ございませんが認識していませんので、後ほど調べてご回答させていただきたいと思っております。

【大場分科会長】しばらく休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

【大場分科会長】再開します。

こちら所管がわかっていなかったのでも、先ほどと同じ質問ですが、政策監、一緒ですか。

【貞方産業労働部政策監】答弁は同じです。

【山田(博)委員】それではお尋ねします。他県はどうなっているかわからないけど、10月からやりたいということでもあります。

産業労働部長、現場というか、オフィスを見ましたか。

【廣田産業労働部長】今回のレンタルをいたしますオフィス自体は確認いたしておりませんが、今回は親和銀行の福岡ビルということで、福岡ビルの所在地等については承知しております。

オフィスについては、担当職員が現地に出向きまして、その際に撮影いたしました写真とかパンフレットとか、そういったもので状況を確認しているところでございます。

【山田(博)委員】これ、県で初めてされるわけでしょう。私は、大変これは素晴らしいことだと思うんですよ。

キャリアコーディネーターを福岡担当1人、

東京を1人置いているでしょう。置いているのは、要するに長崎県の学生がこの2つに、特に福岡県は多いということであったわけね。

これは昨日、今日始まったわけではないんですよ。前からそうだったんです。ほかの委員からもあったけれども、10月からじゃなくて、もっと早くしておけばよかったんじゃないかと。

今やろうとしていることは大変いいことですが、県で初めてやるというのであれば、そこは部長、もしくは部長はお忙しいから政策監、あなたは現場を見に行ったら、見ていないか、そこだけお答えください。

【貞方産業労働部政策監】現場は、直接は見に行っておりません。

【山田(博)委員】私は、二百歩譲って部長がいけないのはわかる。そうしたら政策監、いいですか、あなたは休憩時間に、政策監はこういった担当ですと、私がその担当ですと、それは立派なことですよ。ところがどっこい、あなたは見に行っただけですかと言ったら、見に行っていないと。

これは大変すばらしい事業なんですよ。やはり助さん、格さん、政策監は助さんか格さんかわかんけど、部長は体が一つしかないから、そこを政策監がしっかり支えていかないといかんわけですよ。

この事業は大変すばらしいにもかかわらず、課長任せで、政策監も見に行っただけで、どうということかとなるわけだよ。そう思いませんか。今後はしっかりと支えていただきたいと思えますよ。宮本若者定着課長は一生懸命にやっているんです。そこを上司がしっかり支えないといかんわけだから、ここは今後は肝に銘じてやっていただきたいと思うわけでごさいます。

若者定着課長、いっぱい言いたいことはあるんだけど、これだけ言えばもう十分、皆さん方は大変優秀な方だから、わかったと思えますから、これ以上は言いたくないけれども、一つだけ、目標を聞かせていただきたい。

この主な業務内容は、福岡県の大学への働きかけ、県内企業と福岡県内の大学生との交流会とか、UIターン希望者への相談機能とかありますけど、要は、福岡県内の大学生を長崎県内企業に、どういう目標をもって働きかけをするという目標を持っていると思うんですよ。まさか目標を持たずに、ただ単にやるわけではないでしょうからね。そこは多分、部長がしっかりと確認していると思っているわけでごさいます。目標をしっかりと明らかにして、委員の皆さん方にご理解いただくように答弁していただきたいと思えます。

【宮本若者定着課長】目標でございますが、福岡のキャリアコーディネーターを今年度配置して、福岡の大学と関係が構築できていたと申し上げました。

実際、例えば福岡大学で個人相談会をして、そこに参加してくれる学生もいます。あるいは、セミナーを開催しております。それで100人以上の学生と接触できておりますが、1回お会いした、あるいはセミナーを受けてもらったところ、その人たちがすぐ帰ってくるというふうになるのが理想ですけど、全然ありません。

私たちは継続的に学生に働かかけたいということで、個人情報、もちろん住所、氏名、大学、携帯電話番号とか、そういったところをできるだけ取るようにしております。現状、半年福岡の方で運用していったところ、懸命にやりましたけれども20名程度でごさいます。恐らく今年度は、残り後半でそこを。

個人情報には学年もバラバラでございます。60名程度の個人情報を取って、それをどうにか。1年生の方もいらっしゃるでしょうし、2年生の方もいらっしゃるでしょう。今、20名なので、3倍ぐらいというところを目標にして、若い学年の方については、継続して就職支援をしたいと。3年生については、ぼちぼちこれから始まるので、具体的に企業等も紹介しながらやっていきたいと思っています。

ということで、60名の個人情報を目指しているところでございます。

【山田(博)委員】若者定着課長、今年度が60人と。これは今年度で終わる事業じゃないんでしょう。2年、3年、4年とした時に、例えば3年後には何人とか、5年後には何人とか、そういった明確な目標を言っていたかないんですね。これは半年で終わる事業じゃないんだから、そこをきちんと明確にお答えいただきたいと思えます。

【宮本若者定着課長】すみません、10月から始まるものですから、そこで懸命にやって、実効性の高い目標を定めていきたいと思っております。現状では、2年後、3年後というところまでは、まだ目標は具体的に立てていないところでございます。

【山田(博)委員】政策監、この答弁を聞いて、あなたはどう思いますか。私は、これは鳴り物入りでやると思っていたら、目先の半年先は考えているけど、2年、3年後はよくわかりませんとか。補正予算を組んだんですよ。どうかと思えますよ、大事なところなんですから、これは。やることは立派な、いいことなんです。

今の状況はこうですよ。これは長崎県で初めてやるんでしょう。しっかりと用意周到にやらないといかんわけですよ。

政策監、もう一回、ほかの質問をしている間に担当課長と、別室でとは言わないけれども、政策をすり合わせて、考えをすり合わせて、この委員会のうちに答えていただきたいと思えますよ。これは、半年で終わることだったらわかるけれども、これからずっとやろうとしているんでしょう。そういう答弁があるものですか。政策監、これは10分か5分後にまたお答えいただきたいと思えますので、用意しておっていただきたいと思えます。

続きまして、新産業創造課長にお尋ねしたいと思えます。今回の食品加工施設整備は、もともとは農林部が所管しておったんだけど、いつの間にか産業労働部が変わって新産業創造課でやっているんですが、実際、計画もスケジュールも備品もいろいろ決まっている中でお尋ねしたいと思うんですが、今後の利用者とか関係する食品の、ここに携わって、売上の目標はどこまで考えているのか、そこをお答えいただきたいと思えます。

【井内新産業創造課長】新しい食品加工センターにつきまして、目標としましては、相談対応等を年700件、商品化に向けた試作の支援について年50件を目指してやってまいりたいと考えております。

個別の売上目標等については、まずは幅広い皆様にご利用いただきたいというところから、現時点では設定をしていないところでございます。

【山田(博)委員】相談件数700件、商品化については50件を目指していこうということになります。

これに基づいて、どれだけの効果をもたらそうと考えているのか。計算してやっているわけでしょう、これ、財政当局と話をする時に。こ

れをつくることによって、どれだけの波及効果をもたらすとかというのをお答えいただきたいと思います。

【宮地企業振興課長】今、山田(博)委員のお尋ねがございました、どういう効果をといるところで、製造業全般、食料品を含めまして企業振興課で所管していますので、私の方からご答弁申し上げます。

製造業で私ども県がご支援した企業につきましては、5年間で20%の付加価値額を上げていただくということを目標とさせていただいています。

今回の食品加工センターにつきまして、実は製造業の皆さんにはそういうふうな目標感を持っていただきたいというのが私どもにはございますが、一方で生産者の皆さんとのマッチングをやらないといけないということで、ことさら生産者の皆さんに使いにくいような施設になつては、設置の目的としては十分ではないということで、ご支援した事業者については、先ほど申し上げました5年20%というのを目標にしながら、加工センターは生産者も含めた幅広い皆さんにご活用いただきたいと現時点では整理しているところでございます。

【山田(博)委員】じゃあ、ちょっと細かいことをお尋ねしたいと思うんですが、これは令和3年4月からということでありましてけれども、利用者の指針なり規約なり、条例をつくるのか、そういった利用者の指針となるものはいつごろつくられるのか。

それと、分析機器は当初予算に上がっていると、2億円余りとなっていましたけど、その分析機器の購入はどのようにやられているのか、その2点をお答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】新しいセンター完成に

向けて、指針、条例等の改正準備でございますが、令和3年4月の開設に向けまして、新たに導入する機器の使用料などが発生するところでございます。

また、営業許可に関する業務も新たに出てきますので、工業技術センターの規則の改正などが必要になってきまして、これにつきましては令和2年度中に整備をしていくところでございます。

また、利用者の方に向けたパンフレットも当然作成いたします。新しいセンターの機能や設備をまとめたものを、来年度中というのではなくて、来年度の早いうちに作成しまして、オープンの前々周知に努めてまいりたいと考えております。

また、分析機器につきましては、今年度当初で予算措置をしているところでございます。全部で11台ございますが、現在、入札等も順次進めておりまして、導入の手続きを進めているところでございます。

【山田(博)委員】食品加工施設の規約なりパンフレットを来年度中にするということでありまして、来年度中はそれは確かにそうですね。令和3年4月から供されるわけだから、周知とかいろいろ考えたら、ある一定の期間を設けないといけないわけですね。

いろんな企業も、商品開発をする時、戦略とか戦術からすると、令和3年4月からということではなくて、もっと早くからそういった周知ができるようにせんといかんわけですから、そこはやはりこの委員会で、いつごろそういった条例なりパンフレットなり規則を皆さんが告示して、それに基づいて令和3年4月から使えるように、どういうふうにするのか、もうちょっと踏み込んだスケジュール感というのを答弁いた

だきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、県外進学者Uターン就職促進事業ですけれども、政策監、担当課長とすり合わせができましたか。できたならお答えいだきたいと思ひます。

【井内新産業創造課長】委員おっしゃいますように、利用者の方に向けましては、令和2年度中にその案内、パンフレットをつくってというのではなくて、早急につくって事前の周知、早目の周知は当然必要になってくるかと思ひます。来年度の前半には、わかりやすい利用者向けのパンフレット等を仕上げまして、案内をしたいと思っております。

【貞方産業労働部政策監】先ほど担当課長から、10月以降で、年度ベースで60人という答弁がありました。それを踏まえまして、これを1年間、平年度に置き換えた120人を目標にできないかということを検討してまいりたいと思っております。

ただし、私も長崎大学の就職課や学生課、あとは学生さん、それから福岡地区であると久留米大学や久留米工業大学を訪問し、就職課長等々と直に話をいたしました。が、学生の個人情報については、そういったところから入手することはできません。結果的には入手する方法としましては、直接学生と面談をして了解をしっかりと取った上でないと個人情報を取れませんので、120人と申し上げましたが、この半年間、まず現地で足で稼いで学生さんと接触しまして、どの程度取れるかということを見極めながら、最終的には後年度の目標についても設定をしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】新産業創造課長が先ほど、来年度の早々ということでありましたけれども、

具体的に何月ごろまでにと踏み込んでやっていただかないとですね。

これは大変いい事業であるんですよ。しかし、それを皆さん方にわかるように、着工しますよというところまでできているのであれば、そのスケジュール感をもっともっと踏み込んだ答弁をもう一度いだきたいと思ひます。目標をもってやっていただかないといけないわけですから、お答えいだきたいと思ひます。

それで、県外進学者Uターンの就職促進事業でございますが、政策監、大変難しいというのわかりますけれども、やはり目標があつてこそこのこういった事業ですから、120人という目標をもってやっていくということで、それが2年、3年したらもっと増えるように頑張りたいと思ひたいと思ひ、要望にかえさせていだきたいと思っております。

新産業創造課長、もう一度、答弁をよろしくお願ひします。

【井内新産業創造課長】新しい食品加工センターの利用者向けのパンフレット等につきましては、来年度予算に計上をしっかりと、その上で、先ほどは年度前半と申し上げましたが、遅くとも9月までにはつくり上げまして、再来年の当初のオープンに向けた周知を徹底してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】そういう目標をもって、しっかりとやっていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

【徳永委員】県外進学者Uターン就職促進事業は、一応評価はいたしますけれども、そういう中で確認といひますが、質問です。

福岡県の大学に年間1,200人、そういう中でこれだけの方が県外、県内へ就職しているか、こ

の数字はわかっていますか。

【宮本若者定着課長】現状ではわかりません。

【徳永委員】多分そうだろうと思って、そういうところがまずね。

福岡に行くのはわかるんですよ。福岡にそれだけ県内の高校生が行っているということは把握していますけれども、福岡に多いから行こうと、実際、長崎県出身の学生がどこに行っているのかもわからないと。

じゃあ、もう一つ聞きますけど、例えば福岡大学、九州産業大学、西南大学等を含め、本県から求人がどれだけいているのか、そういうところの把握はされているんですか。

【宮本若者定着課長】連携状況というところでは、本県出身が多い大学は福岡大学、久留米大学、九州産業大学、あるいは久留米工業大学といったところですが、接触感触といたしまして、感触がいい大学、協力的な大学、そうでない大学がありますが、今申し上げたところについては非常に協力的にやっていただいているところでございます。

それから求人情報につきましては、今の学生は、いわゆるリクナビ、マイナビ、我々としてはNナビを見てくださいというところで、そういう形での就職活動が主になっているものから、求人数が何人と申しますか、いかに見てもらえるようですね。我々の武器としてはNナビになるんですけども、大学生向けについてはですね。そういったところの周知を図っていくということで、具体的な求人数がどうだということではなくて、Nナビの求人をいかに学生に見てもらえるかということになってこようかと思っております。

【徳永委員】それは言い訳でね。実際、県内の企業が福岡の大学にどれだけ求人を出している

か。

私も福岡大学の出身ですよ。我々が学生の時は、もう40年前だから、今とどう違うかわかりませんが、やっぱりあるんですよ、どこか求人はちゃんと。それは今も一緒でしょう。リクナビとか、そういうのでしかわかりませんと、それはちょっと無責任じゃないんですか。

長崎県内の企業が、どれだけ福岡の方に求人を出しているか。そしてまた、そういった企業としっかりと産業労働部が連携をとっているのかということも、私は大事な要素だと思うんですよ。そここのところの確認をしているんです。そのことについて、再度お願いいたします。

【宮本若者定着課長】福岡県内の各大学にどれだけ求人がいているかについては、現状では把握しておりませんので、今回、福岡駐在も置くことになる予定でございますので、それについてはしっかり把握していきたいと考えております。

福岡に対するアプローチとしましては、私もいろんな企業の方とお会いする時、実はやっぱり人手不足で、高卒がウエートは高いんですけども、大卒で、長崎が無理なら福岡とかも行きたいんだよというような話は確かに聞くところでございますので、今回福岡駐在を置きますので、そういった県内企業と福岡の大学、もちろん就職課との連携にはなってくるんですけども、そういった形でできるだけ県内企業とも連携して、福岡にも働きかけを強めていきたいと考えているところでございます。

【徳永委員】学生は、やはり就職課に行っているような情報も知る、知りたいと思って行くと思うんです。当然就職についてアドバイスをする方がおられますので、そういうことを含めれば、本県の企業がどういう企業が、すばらしい企業

があるわけですから、そういうのもしっかり各大学の就職課にも、今度行かれるんですから。

6畳の部屋で、そこにおれば大変ですからね、息苦しくて。外に出て、大学に行って、長崎県内のすばらしい企業を紹介する。そして、就職課と連携がとれれば、本県出身の学生と懇談会ができませんかというようなことも私はできると思うんですよね。

私が言うことが正しいかどうかわかりませんが、本県のすばらしい企業の情報をまだ知り得ていない学生がいるのではないかと。こういったところもしっかり、せっかくここに事務所ができるんですから、大学に行って。聞けば、今回とにかくやってみてということですから、そうであれば、まず基本的な調査、そしていろんな問題点を把握して、それからやらないと。

ただ、数字さえこなしていけばいいと。しかし、結果的には福岡の大学の本県出身の学生が何人来るか、結局そうなるんですよ。いやいや、例えば1,000人声をかけましたけれども、何人でしたと、結果ですから。

せっかくこういったいいことをやるのであれば、もっとそういったところの基礎から私はやってみたいと思います。そういう面では、部長、どうなんですか。

【廣田産業労働部長】ただいまの徳永委員からのご指摘、数点ございました。

まず、本県出身者の県内就職の状況等につきましては、個人情報との関係もございまして、これは大学の協力を得ないといけないところがございますので、今後、各大学のご協力を得ながら状況把握に努めてまいりたいと考えております。

それともう1点、県内の企業情報を伝えると、これは非常に大切なことかと思っております。

本県出身の学生にいかにして伝えるかということとでございますので、今回、常駐の職員も配置しますし、キャリアコーディネーター等々によりまして各学生に正確な情報を伝えることに努めてまいりたいと思います。

今回は福岡の大学に進学をした学生に対する企業情報等の伝達の強化ということもございませけれども、一方で、県外の大学に進学しますと、その学生にきめ細かな情報はなかなか伝えきれないところもございます。

そのようなことから、今年度から、県内の進学校の生徒に対しまして、進学する前に県内の企業情報を伝えようということで、知事以下、私ども職員が全高等学校を訪問し講演をいたしております。その中で、進学校への県内企業の情報提供ということも強化してまいりたいと考えております。

【徳永委員】産業労働部長の今の答弁、私も了解いたします。

学生は、やはり一度県外に出てみたい、都市圏に行ってみたい、大企業にも行ってみたいと、いろんな考えがありますけれども、統計から見れば、それは部長も多分理解していますけれども、やはり故郷、地元に戻りたいと。これは結構、3年目、5年目あたりでくるんです。

だから、たとえ新卒で来なくても、何年後かにUターンですよ。そこまで踏み込んで、学生の就職についてやるべきだと私は思うんですよ。

私も子を持つ親でしたので、子どもは県外に出てみたい、外で飯を食べてみたいと、これはもう当然なんです。しかし、何年かすれば、自分の理想と現実は違ふと。そして核家族ですから、少子化の時代ですから、地元に戻って親と同居しなければならないとか、いろいろ出てき

ます。

そういう意味でも私は、新卒だけじゃなく、そういったところも含めて今後対処をしてもらいたいと思いますけど、その辺はどうなんですか。

【廣田産業労働部長】徳永委員ご指摘のとおり、新卒者だけではなくて、一旦県外に就職した方をいかに長崎に戻すかということも重要かと思っております。

そのようなことから、現在、企画振興部で移住サポートセンターを設けまして県外からのUターン者の促進を図っておりますので、その部分については、まず移住サポートセンターとの連携を図りながら取り組んでいこうと思っております。

また、大学を卒業された方との接触はなかなか難しいところがございますが、一つのツールとして、大学の同窓会がございます。大学によっては同窓会組織がしっかりしているところもございますので、そういったところでの情報提供をやりながら、Uターンの促進に努めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】私が言うのは、そこでしっかりと、こういう企業があるんだということを現役の学生に教えておけば、「ああそうか、あの時、県内にはこういった企業があったな」と。その学生が都市圏に行って就職をした後に、帰りたいという時に、短い3年とか5年の間であれば当然頭に残っているわけですよ。定住促進とちょっと違うところなんですよ。

長崎県内の企業を売り込むというか、周知をしておけば、そういった時に本人が、「ああいった企業があったな」ということで、地元に戻る一つの大きなきっかけになると思っておりますので、そこも含めたところで私はやっていただきたい

と思っております。

そしてまたOBについては、県内には各大学の支部長がいます。例えば福岡大学の長崎の支部長はメモリードの吉田会長です。この方が福岡大学の有信会の理事をされている。不肖、私も島原の支部長をしておりますので、この前、若者定着課長が説明に来られた時、そうであれば我々も一緒になって。

例えば福岡大学にどれだけ働きかけができるかshれないけれども、吉田支部長は福岡大学有信会の理事ですので、そういう意味で力があります。そういったものも部長が言われましたので、活用を、私も少しでも力になればと思いますので。これは我々も一緒になってやらなければならないことだと思っておりますので、そういう意味でも一緒に頑張りたいと思います。

【近藤委員】私も、一般質問の中で、離島・半島に対する雇用の問題で、答弁の中に福岡地区からのUターン者が多いというふうなことを伺ったと思います。

長崎県は、ほかの県と同じようなやり方をしたら、絶対にだめですよ。佐賀県がこうやっているから、宮崎県がこうやっているからと。

長崎県は、離島と半島で70%です。こんな県はどこにもないんですよ。その中で、人のUターンとか、子どもたちのUターンとか、そんなことを考える場合には、長崎県独自のいろんなやり方を編み出してですね。

これは難しいと思います。でも、ほかの県に合わせた方法とか、そういうのをほかの県がやっているからと、絶対にそれは長崎県には対応しませんよ。

五島に、壱岐に、対馬に、Uターン者を1人でも2人でも戻してほしいわけです。最高の施

策だと私は思っています。だから、そこら辺をもう一回、長崎県として、どういうふうな形でやっていくのかというのをですね。

先ほどから山田(博)委員もいろいろ言うているようですが、そんな簡単に目標なんて決まるわけではないと思います。だから、長崎県として独自のそういう方法を編み出してやっていただきたいと要望しておきます。

【麻生委員】 何点かお尋ねしたいと思います。まず、今議論になっています県外進学者のUターンの件についてです。

これは宮本議員が1期目の時に、2年目だったと思いますけれども、本人も佐世保から福岡に行って、そういう若者のUターンについて、やるべきだということで盛んに訴えていましたので、改めて、こういう事業がスタートすることについて感謝したいと思っています。

先ほどいろいろ議論がありましたけれども、県内から1,200人ぐらいが行っていると、これは私学、公立高校から情報がとれると思いますので、数はわかっていると思うんですけれども、ただ、そこで60名の個人情報を取ろうということについて、なかなか大変だなと思っているので、契約職員が1人おられますけど、本当に能力がどうなのかと、よっぽど頑張ってもらわないと、なかなかこういう数を上げるのは大変じゃないかなと。

それでお尋ねしたいのは、1人じゃなくてチームでやるということで、サポート体制はどうなっているのか。今後、若者支援課として、どのような支援体制で連絡し、またFFG、福岡フィナンシャル関係と連絡をとるのか、そういったサポート体制をどういうふうに考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 60名と申し上げました

のは、その前段が、今年度、長崎から出張対応している嘱託職員であるキャリアコーディネーターが、いろんな学生と接触してきて個人情報20名取れたということでございます。今度は現地におりますので、物理的に近くなりますから、もう少し大学へ働きかけができるのではないかと考えております。

ただ、もともと4月から採用しているキャリアコーディネーターが関係をつくってきたというところがありますので、その方も当然、出張がかなり増えるような形で対応していきたいと思えますし、もう一つは、地区は長崎地区を担当しておりますけれども、キャリアコーディネーターの長崎地区担当で、チーフキャリアコーディネーターという役割も担っていますので、まずは福岡に駐在する本人が当然頑張る。しかし、それではゼロからというわけにはもちろんいかないの、福岡担当のこの半年の蓄積ノウハウを一緒になってやっていく。そしてチーフキャリアコーディネーターも行く。

もちろん私どもの班の中で大学担当という職員もおりますので、そこにもまた何人か職員がおりますので、最後は当然課長である私、政策監となってくるんですけれども、全面的にバックアップ体制をしけるものと思っておりますので、そういったようなバックアップ体制でやっていきたいと思っております。

あと、場所を提供いただくFFGさんもですね。この間もご挨拶に行きますと、FFGではございませんが、親和銀行の方がちょうど管理人ということでいらっしゃったので、引き続き、何かご協力できることがということもお話しておりますので、そういった連携も深めていきたいと思っております。

【麻生委員】 私は、1名になっているから、な

かなか1名ではマンパワーは大変だなと。だから今後は、初年度ですから1名でしょうけど、本格的にやってもらうんだったら、2名ぐらいの体制で連携しながらしっかりと取り組んでいただきたいと。

それと、福岡の若者の文化といいますか、若干長崎と違うわけです。そういう形で魅力を発信して。

先ほど部長から話があった、高校を卒業する時に知事からわざわざ話があるといいますけれども、それ以上に、人と人とのつながりを含めて長崎に戻ってきてもらうような、恩師とのつながりとかネットワークをぜひ生かしていただきたいということで、これは今からの取組ですから、要望しておきたいと思います。

次に、食品加工の関係でお尋ねしたいんです。3年後にこうやって新しい食品加工ができるということでありませけれども、もともとそれぞれ各企業は、自分たちの社運をかけながら食品開発をやっているわけです。

潜在的に長崎としてどのぐらいの件数があるのか、そこはどのくらいつかんでいるのか。企業とかJAとか食品加工会社、先ほどは700件が目標だと言われてはいますが、潜在ニーズの企業数はどのくらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】食料品製造業者についてでございますが、工業統計の数字をいいますと、県内には625社の食料品製造業者がいます。また、生産者につきましては、これはいろいろ切り口があるところですが、例えば農業法人でいいますと、県内に約400ございます。このあたりが支援の対象になり得るものであると思います。

また、食料品製造業者の中でも、実際の支援

先としては、売上が1億円以上であるとか、設備投資ができ得る、そういうところに限られてくるとは思うんですけども、先ほど申し上げたように、幅広く支援をしてまいりたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。潜在が625社程度あるということで。

2年ほど前から、平戸のアイル株式会社という、野菜をシート状にしている、すばらしい企業で、一躍有名になっておられます。

私は、こういう開発したところのところが、どこを何社か早くつくるべきだと思いますよ。ぜひ、この機を活かして長崎の食材、先ほどは目標を20%アップするんだと言われていたけれども、ぜひ取り組みをお願いしたいと。

ただ、食品加工業者は、自分たちのノウハウをあまり表に出したくないということもあります。こういった秘密主義といいますか、企業オリジナルの関係についての特許だとか、そういったところについてはどのような形で支援していこうと思われているのか、お尋ねしたいと思います。ここを利用して、どのぐらいの形でやるのか。そういう分析だとかということもありますね。支援体制、そういったことについての考え方についてお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】食品加工センターにおける支援でございますが、先ほど委員がおっしゃいましたように、その食品の特性などを分析する支援もでございます。それについては現在、工業技術センターで一部やっておりますが、その支援を拡充してまいりたいと考えております。

また、このセンターの一つの特徴としましては、実際にテスト販売ができる試作品をつくることができまして、実際、販売をするに当たっては、複数の事業者が同時にセンターに出入り

するのを、その時期だけは避けて行くと、そういう支援のやり方もございます。販売をしないものを単に試作を試みようというところについては、複数の事業者が同時にセンターを使わせていただくというふうに、いろいろ使い分けをしていきたいと考えております。

【麻生委員】商品開発して、展示販売もできるんだと言われてはいますが、ぜひここで長崎のうずもれた食材をうまく使ってですね。

今、食品の全国展示会は、年間にいっぱいありますね。幕張だとか、東京の方でもありますけれども、ぜひ、こういうところにどんどん出ていけるような支援体制をお願いしたいと思っていますところ。

目標は年間に700件、50件を達成するんだと言われてはいますが、こういう形でいうと、並大抵の操業じゃないんじゃないかなと思うんですよ。だから、ぜひJAとか企業の持っている潜在能力を活かしていただいて。

食品加工が、起業には大変簡単で手っ取り早いかと思います。付加価値を上げてもらってですね。ぜひ期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。

【溝口委員】食品加工センターの施設整備についてお尋ねいたします。

今回、この計画が出て、実行になっていくわけですが、このことについては、例えば製造業者の方々から陳情があったとか、そういう話し合いをした形でこれに取り組んだのかどうかについて。

【井内新産業創造課長】この食品加工センターを整備するに当たりまして、昨年、初めて設計の予算を11月に上げさせていただいております。

その予算要求を行うに当たりまして、食料品

製造業者の方にアンケートを行いました。どういう機能が必要か、あるいはどういう設備が必要かというアンケートをしまして、それに基づいた整備を今回行っているものでございます。

【大場分科会長】その前の部分です。これをつくることになったきっかけ、業者のそういった声があったのかということです。それはその後になりますので。

【井内新産業創造課長】食料品製造業者の課題としまして、まず、付加価値が稼げていないというものがございます。全国の中で順位を見ても31位だったかと思います。まず、付加価値が十分稼げていない、県内の生産物のポテンシャルを十分活かすきれないという現状課題がございます。そこを出発点としまして、事業者の要望、声を踏まえた、今回のセンターの整備でございます。

【溝口委員】ちょっとわからなかったんですけど、いろいろなことを考えて、中小企業の製造業を育てていきたいという中で県が、こういうものはどうですかという形で業者と、そういう形かなと思うんです。

製造業者と、こういうものをつくりたいという設計図をつくったら、いろんな要望があって、それに沿った形ということであれば、県が、製造業に対する危機感から立案したということになってくるんですかと、そこら辺を。

業者の方々、こういうものをつくってくださというお願いを普通はするんですけれども、このことについては県が立案して、ここに至ると理解していいわけですか。

【宮地企業振興課長】今、溝口委員からお尋ねがございました。まず結論から申し上げますと、私どもの方で立案をしたというところがございます。

先ほど、新産業創造課長より少しご説明がありましたけれども、全体を見ますと、県内の食料品製造業は好調でございます。平成22年から平成28年までの工業統計の数字を引っ張りますと、製造品出荷額の伸び率は年率で4%伸びています。これは全国では2.8%という数字で、全体としては非常に好調な出荷額の伸びを示しております。

ただ、その中身を細かく分野別に見てまいりますと、例えば県内に大きな事業者がいらっしゃる調味料とか、ゼリーの関係、そういうところは九州でも1位、2位の付加価値額の伸び率を示しております、非常に好調ですけれども、一方で、カステラとか長崎が非常に強いんじゃないかと思えるような菓子については、付加価値額が平成22年から平成28年はマイナスになっています。

非常に伸びているところはいいんですけれども、そうじゃないところもあるということで、基本的には、先ほどからご説明を申し上げますけれども、長崎県には非常に強い県産材、いわゆる材料としてブランド力があるものがございますので、そういうものを、私ども産業労働部と農林部と一緒に連携して、より付加価値の高い、もうかる商品をつくっていききたいというようなところから、私どもが今回、加工センターを立案するに至った経過でございます。

【溝口委員】県が立案して、そういういろんな食品の製造業の伸びがあるからということですか。

先ほど山田(博)委員からも言われましたけれども、700件相談を受けて50件の試作品をつくっていききたいという話ですけれども、業者の皆さん方が、自分たちに必要だということで頼んだセンターなら、ものすごく利用していくと思うんですけれども、今回は県が立案して、どこ

らかというと食品製造業の皆さん方に押しつけたという形に私としてはちょっと聞こえてくるんです。本当に利用していくのかなと、そういう問題が出てこないかなという感じがちょっとしたわけですね。だから、どのようにこれを利用していただけるかについては、かなり厳しいものがあると思うんです。

このことについて、先ほど、PRをしていきたいということでしたけれども、それだけで足りるのかなと思ったので、そこら辺についてお尋ねしたいと思っています。

【宮地企業振興課長】今、溝口委員からお話ありがとうございましたように、私どもの方で整備したあげく使われないということであれば、目的を達しないところでございますので、昨年、アンケートという形で事業者の方に意向もお伺いをしています。私どもが常日頃、企業を訪問する際に、いつできるのかと、できたら活用したいというお声も具体的には頂戴しています。

一方で、加工センターに限らないんですが、私どもが非常に意識しておりますのは、機器が入って、その利用を促す専門家を配置して、今のこういう商品だったら、こういう材料を使って、こういう技術を活かせば、より広範にマーケットが広がるとか、味が向上するとか、そういうソフト的な支援が不可欠だろうと思っています。その辺も含めて、整備したものが事業者にきちんと寄り添ったものになるよう努力してまいりたいと思っています。

【溝口委員】わかりました。

今回、事業費と設備資金は出ているんですけれども、運営関係についてはどこがしていくのか、県がしていくのか、それとも指定管理者でやっていこうと考えているのか。

また、専門家を入れて相談とか、いろんな形

で業者の皆さん方に寄り添っていきたいということですが、その辺についての具体的な考えがあったら教えていただきたいと思っております。

【井内新産業創造課長】 運営につきましては、現状は県が主体となってまいりたいと思っております。

ただ、先ほどの説明でもございましたが、実際に売れる商品を試作、支援していく中で、販売の現場がわかる専門的な見地、そういう視点が必要であると、専門家の活用も必要であろうかと考えておまして、その検討は現在、進めているところでございます。

【溝口委員】 専門家が県の職員の中にいるのか、それとも専門家を雇うのかどうかわかりませんが、そこら辺についてもかなりしっかりしたものを考えていかないといけないのではないかなと思うんです。

運営は県でということですが、運営費用としては大体どのくらいを見込んでいるのか、使用料等については幾らぐらいを考えているのか、無料で考えているのか、そこら辺についてもお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】 工業技術センターに食品加工センターは配置いたしますが、現在も、その加工機器、分析機器の使用等については使用料を頂戴しております。その機器に応じて、計算をした使用料を頂戴しているところでございます。

食品加工センター全体の運営費につきましては、今、手元に数字がございませんが、今後精査して進めてまいりたいと考えております。

【溝口委員】 使用料については考えているということですが、その使用料についても、業者の皆さん方が大体どれくらいだったら利用

できるかという形になってくるんですけども、運営費用をそれで賄うことは恐らく無理だろうと思うんですよね。

県が運営をしていくのなら、目的としては売れる食品を製造したいということですから、例えば使用料は安いけど、もしそれが売れるようになったら幾らかずつもらうとか、そういうことを考えているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】 機器等の使用料で、このセンターの運営費全てを賄えるというふうには想定しておりません。

今委員がおっしゃったように、売れた部分を幾らかというところは、今、そこまでの検討は正直できていないところですが、どういうふうにしたら、いかに多くの皆様に利用いただけるかという視点で、今後検討してまいりたいと思っております。

【溝口委員】 使用料を高くとったら、恐らく皆さん方はそこを利用しないんじゃないかなと思うんですよね。だから、使用料を安くして、それがヒット商品になった時に幾らかでももらうような形を考えていった方が、業者の皆さん方も使いやすいのではないかなという感じが私はするんですけども、その辺についての考え方は全然ないわけですか。

【井内新産業創造課長】 できるだけ利用していただきたいという考えがベースにございますが、無料にして、売れた分から、例えば使用料をいただくとか、そこまでの検討は正直できていないところですが、センターのオープンに向けて、どれが一番効率的かということで検討を進めてまいります。

【溝口委員】 わかりました。一応これで終わりたいと思いますけれども、使用料については業

者の皆さん方とよく話し合っていないと、業者の皆さん方は、使用料がそんなに高かったなら、そこまで要求しなかったとか。新しい機械を入れて、それで試作品をつくっていくわけですから、自分たちが持たない機械が入るんだろうと思っているんですよね、そういうものが要だということ。

そういうことを考えた場合に、業者の皆さん方が使いやすい形をつくっていくとするならば、使用料はゼロでも私は構わないと思うんです。

使用料については、工業技術センターでは少し取っているということで、それに準じた形になるかと思うんですけれども、運営の金額はまだ今のところは出てないようですが、やはり相当な金額がかかっていくと思うんです。その辺についても検討しながら使用料を考え、業者の皆さん方とよく話し合って、商品がヒットした時には幾らか、何年間か、少しバックマージンをいただくとか、そういう形もですね。

本当に業者の皆さんと話し合いをしていかないと、これができたわ、使用する人たちが少ないわという形にならないように、しっかりと業者の皆さん方と、アンケートだけではなく、話し合いをして。625者あるということですから、そういう人たちとしっかり腹を割って話し合っ、これを大いに利用していただいて、素晴らしい製品ができるようにやっていただきたいと思います。要望しておきたいと思えます。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】先ほどの徳永委員に関連して質問させていただきたいと思うんですが、徳永委員がおっしゃるように、やはりPRせんといかんわけです。

以前、私は、この委員会で、県内企業のPR

をしっかりやってもらいたいと。それを今、どうしているかと。県内の企業はどういったところがあるかというのを、特に工業高校の生徒に知らせないといかんと。県内企業にどういった会社があるかというのをですね。

私も、県議会議員になって、こういった立派な会社があるんだと、県の皆さん方から教えていただくことが多々あるわけでございます。もちろん地元の方ともね。

そういった点では、さすが県議会の重鎮である徳永委員が言われた、ごもつともだと思えますので、そういったことを踏まえまして、私は、ぜひとも工業高校に県内企業をPRすることをしっかりやっていただきたいと言っているわけです。

九州工業大学は、北九州の大学の施設を利用して、九州工業大学と協賛する会社のPRをやっているんですよ。こういった大学もやっているわけでございますので、そこで県当局は、もちろんしっかりとした取組をしていると思えますので、そういった状況を説明いただきたいと思います。いかがですか。

【宮地企業振興課長】今、山田(博)委員からお尋ねがございました、工業高校への企業のPRの件でございます。

これは、たしか6月の委員会でもご答弁申し上げたかもしれませんが、農水経済委員会で2年前に大阪の施設を視察いたしまして、その際に、大阪の各企業のPRブースを備えた施設がございました。その辺のアイデアを山田(博)委員から私ども頂戴しまして、工業連合会と相談した上で、昨年度から工業高校に企業のPRブースを設置しています。

具体的には、長崎工業高校と佐世保工業高校にブースを2つずつ備えまして、学校の玄関口

ビーであるとか、生徒が毎日通る下駄箱の両サイドに設置をして、それらを活用して工業連合会に会員として入られている企業が自社のPRを行っております。

この取組につきましては、工業連合会としてもぜひやっていきたいということで、今年度につきましては、昨年度に引き続き、大村工業高校、島原工業高校、鹿町工業高校に同様なブースを設置する予定で、工業連合会の方で現在、取組を進められています。

工業連合会につきましては、先般、長崎新聞に佐世保工業会の福利厚生関係の取組を記事に取り上げていただいたり、PRに努めておりますので、私どもも工業連合会と連携して、県内企業のPRに努めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 実は五島の人からこの前、電話があって、こういうふうにしていますけど、先生、すごいことだと、立派なことだと言って感動していましたね。

若者定着課と、こういったものを一緒に連携しながら、しっかりやっていただきたいと思いますと思っております。

保護者の方も、行った時に大変驚いたと、自分の息子もこういったところに行かせてやりたいというふうな話もありましてね。大変これはいい試みでありますので、企業振興課長、工業会の方々としっかりとね。PRをしっかりとしてもらいたいと。

県外進学者Uターン就職促進事業も、しっかり支援する事業として、大変すばらしい事業ですからね。

わざわざ電話がかかってきたんですよ。写真まで撮ってきて、私に見せるというんですから、そこまで大変感動したということでありました

ので、引き続き、こういったことをやっていただきたいと。

これは県外進学者Uターン就職促進事業の手助けともなりますし、ぜひ、企業振興課長、工業連合会の方々と、県内の工業高校に設置をする予定だということで、しっかりとPRしていただきたい。

今日はどこの新聞社も帰って、もうおらんけれども、別の機会に記者会見を開き、若者の定着を促進していただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

【宮地企業振興課長】 工業連合会と相談しながら、前向きに検討していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、頑張ってくださいと思います。

今回、若者定着課として、県内行政の中で新たな取組でありますので、いろいろ大変かもしれませんが、しっかり取り組んで頑張ってくださいと思います。終わります。

【大場分科会長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、産業労働部長より所管事項説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 産業労働部関係の議案以外の主な所管事項について、ご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係説明資料及びその追加1・2・3がございます。お手元にご用意いただければと思います。分冊が多く、大変お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

本日ご報告いたしますのは、経済雇用の動向について、韓国人観光客の減少に伴う中小企業への対策について、航空機関連産業の振興について、ロボット・IoT関連企業の支援について、再エネ海域利用法における促進区域の指定に向けた有望な区域の選定について、企業誘致の推進について、県内定着の促進について、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであり、内容につきましては記載のとおりであります。

そのうち、新たな動きなどについてご紹介いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料、追加1をご覧いただきたいと思っております。

韓国人観光客の減少に伴う中小企業への対策について。

日韓関係の悪化に伴い、韓国内において訪日

旅行を控える動きが続いており、特に対馬市における観光関連産業に大きな影響が生じております。

このため、県では、9月9日に、商工団体などの関係機関と連携し、中小企業の資金繰りに関する相談窓口を設置するとともに、中小企業の経営環境の急激な悪化に対応するため、県の制度資金の中で最も貸付条件を優遇している「緊急資金繰り支援資金」による融資を、9月17日から開始したところです。

また、9月12日の対馬市から県に対する要望を受け、9月18日には、県と対馬市共同で国に対し、「韓国人観光客の激減対策に関する緊急要望」を実施し、産業労働部関係におきましては、中小企業者の資金調達の負担を軽減するため、セーフティネット保証の指定等について要望してまいりました。

引き続き、県内中小企業への影響について、情報収集に努め、必要な措置を講じてまいります。

航空機関連産業の振興について。

県では、造船業で培った高い技術を活かして航空機関連産業への参入を図るため、「長崎県航空機産業クラスター協議会」を立ち上げ、県内中小企業の支援を強化しており、バイヤー招聘によるビジネスマッチングや展示会への出展、人材確保対策など積極的な取組を進めております。

ビジネスマッチングについては、8月に大手航空機メーカーのバイヤーを招聘し、具体的に求められる技術に関するセミナーや個別マッチングを行い、航空機部品の塗装を手がける県内企業との商談が進展するなど成果がありました。

人材確保対策については、7月に本県クラスターに参加している久留米工業大学において、

先端航空・宇宙コースの学生約30名を対象に「長崎県航空機産業セミナー」を開催し、クラスター会員企業による事業説明や学生との意見交換を通じて、本県航空機関連企業への就職を促しました。

展示会への出展については、9月24日から開催される「エアロマート名古屋」に県内企業が出展し、大手航空機メーカーと具体的な商談を行うこととしております。

また、航空機関連産業の振興の一環として、県では、これまで三菱重工業株式会社に対して、航空機関連事業の県内展開を強くお願いしてまいりましたが、去る8月19日に、三菱重工航空エンジン株式会社の工場を長崎造船所内に新設し、航空機エンジン部品を一貫生産することを発表されました。世界遺産に登録されている長崎造船所史料館の隣接地に建設される工場は、最新鋭の工作機械を導入し、見学スペースを備えた「魅せる工場」と伺っており、本県の若い世代に航空機関連産業をアピールする場になるものと期待しております。

引き続き、航空機関連分野での産業集積を図るため、企業間連携による事業拡大や生産性向上などの取組を支援し、県内サプライチェーンを強化することにより、若い世代にとって魅力のある雇用機会の拡大に努めてまいります。

県内定着の促進について。

今春卒業した高校生の県内就職率については、先月、文部科学省が発表した学校基本調査の速報値によると、県内の卒業生総数は1万2,289人で就職者数が3,583人、このうち県内就職者数は2,190人で県内就職率は61.1%となっております。県総合計画における平成30年度の目標値を2.9ポイント下回る結果となり、さらなる取組が必要であると考えております。

高校生の県内就職対策としては、9月16日から高校生の採用試験が始まりましたが、1回目の採用試験で希望する企業への就職がかなわなかった生徒や希望未定の生徒が一定数いることから、各企業における選考結果や、未充足である場合に速やかに高校へ、その旨情報提供するよう企業に働きかけ、2回目以降の試験での採用に向けた取組を促しております。

引き続き、キャリアサポートスタッフや県内就職推進員、10月に開催予定の合同企業面談会等を活用しながら、学校と連携して県内就職促進に取り組んでまいります。

一方、大学生の県内就職対策として、来春の大学等卒業予定者やU・Iターン希望者を対象に県内就職を促進するため、去る8月9日に佐世保市、16日に長崎市において「合同企業面談会」を開催したところ、県内企業163社、学生等259名の参加がありました。

また、10月からは大学1、2年生を対象とした「就職スタートアップセミナー」を県内各大学で開催することとしており、就職活動前の早い段階から、企業と接する機会の創出や県内企業の魅力等の情報発信を多くの学生に対して行うこととしております。

さらに、県外進学者のUターン就職促進のため、本年度新たに福岡地区及び首都圏担当のキャリアコーディネーターを配置し、県外大学との協力関係の構築や大学内での就職イベント等の実施などに力を注いでいるところであり、10月5日に日本大学において県内企業約10社が参加する「長崎県業界研究会」の開催を予定しております。

加えて、福岡地区においては、本県単独の就職相談会を開催するなど、本県出身の学生が多い大学との協力関係の構築が進んできているこ

とから、学生に対する働きかけのさらなる強化を図るとともに、福岡地区からの移住を促進するため、福岡市内に職員が常駐する「ながさきUIターン就職支援センター（仮称）」を設置したいと考えております。

このほか、ながさき輝く人材雇用促進プロジェクト事業については、オフィス系企業、食品製造業、観光関連産業の3分野を対象に、求職者への県内の企業情報の発信及び企業への人材確保の支援等を行った結果、平成30年度は130名の雇用につながりました。

また、県内企業への就職を促進するため、大学等在学中に受給した奨学金の返済を支援する長崎県産業人材育成奨学金アシスト事業について、情報サービス業を新たな対象職種として追加するなど対象を拡大し、昨年11月30日から本年5月7日にかけて支援希望者の募集を行い、審査の結果、55名を支援候補者として認定いたしました。

今後も、若者の県内就職促進や県内企業を支える優秀な人材の育成と確保に向け取り組んでまいります。

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。

県においては、人口減少を克服し、地方創生を促進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さまざまな施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち産業労働部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進や、大学と連携した地域が求める

人材の育成と地元定着などの施策を進めるとともに、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、成長分野の新産業創出・育成などの施策を積極的に進め、地方創生のより一層の推進に向けて取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などでご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料について、説明資料を配付させていただきます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【小林産業政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、説明をいたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料、産業労働部をご覧ください。

まず、1ページでございます。補助金内示一覧表になっております。

こちらは、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関しまして、市町に対して内示を行った間接補助金の一覧でございます。地域拠点商

店街支援事業補助金の計4件を掲載しております。

次に2ページから4ページでございます。こちらは、1,000万円以上の契約案件で、1件となっております。

次に5ページから19ページでございます。こちらは、知事及び部局長等に対する陳情要望のうち、県議会議長宛ても同様の要望が行われたものに対しまして、県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計11件について掲載しております。

次に、20ページでございます。20ページは附属機関等の会議結果で、1件となっており、その内容については掲載のとおりでございます。

最後に別紙をご覧ください。

物品管理室が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件につきまして、参考資料として添付しているものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

審査対象は、20番、21番、22番、25番、26番、27番、29番、38番、49番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堀江委員】農水経済委員会陳情の38番の21ページ、「長崎開港450周年記念事業実施に向けた支援協力について」、この分につきましては、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の陳情・要望事項対応要旨、18・19ページで「長崎開港450周年記念事業実施に向けた支援・協力について」ということで、担当部

局課名として産業労働部産業政策課も入っていますが、ここで質疑は可能ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、質問いたします。

この中で、長崎市は長崎開港450周年記念事業実施に向けて支援・協力をお願いしたいというふうに要望していて、その回答として18ページに、「県としましても、令和3年度の長崎開港450周年記念事業を成功させるため、みなとの利用増進に関する取り組みについては協力してまいります」と、非常に意味を考える回答が

あっているんです。長崎市としては、陳情の38番の21ページにありますように、例えば財政負担とか、記念事業の計画作成に伴う人的参画とか、3点の項目があるんですけども、県の対応要旨に「みなとの利用増進に関する取り組みについては協力する」ということは、長崎市の要望の部分で協力しない部分もあるということですか。この回答の意味が、何かよこしまに読んでしまうんですけど、どういう意味でしょうか。

【小林産業政策課長】こちらの要望の対応については、担当部局は、陳情・要望事項対応要旨の担当部局課名に書かれているとおり土木部港湾課、文化観光国際部観光振興課と当課を含め3課でやっております。取りまとめ課は港湾課になります。

こちらの事業は、令和3年度が実施本番になり、ようやく協議の場が始まったところでございます。内容について、まだ検討段階というところでございますので、その状況を聞きながら、こういった対応が可能なのか検討していく段階であるというふうに考えております。

なので、最初から何もしないということではなくて、順次協議を積み重ねながら、どういう

ふうな対応になるのか、担当課とも連携をしながらやっていく状況であるということでございます。

【堀江委員】主な要望に対する対応は土木部の港湾課ということは理解をいたしておりますけれども、回答のところでは産業政策課が名前を連ねているので、具体的にどういうふうに関わるのかということをお聞きしたくて質問したところです。

長崎市は、記念事業への参画及び財政負担とか、人も配置してほしいとか、さまざまな後方支援もしてほしいということですが、産業政策課としては、これについてこれからの協議に参画すると、こういう回答と理解をしていいんですか。

【小林産業政策課長】産業政策課としては今後、協議に応じていくという回答で、プラスして内容が詰まり次第、その他のものについて、どういうふうな対応になるのかというのを、部内でも協議しながら決めていくという考え方に立っております。

【堀江委員】いずれにいたしましても、取組について協力してまいりますという意味では、今後のさまざまな事業の動き、進展状況に応じて産業政策課としても対応していただくということをお聞きしましたので、今後の状況については再度、それぞれの時期に質疑をしたいと思っております。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、陳情番号の22番、五島市から、海洋再生可能エネルギーによるしまづくりへの支援についてということですが、現在の洋上風力発電事業では、九電の系統連携において、容量は足りているということですが、どれだけ足りているのか。

今後、拡大される場合には容量不足であるということですが、こういった見込みをされているのか、まずそこをお答えいただけますか。

【福重新産業創造課企画監】五島市と本土をつなげる、電力を供給している電力線につきましては、今回、1事業者が五島市崎山沖で発電を予定しております洋上風力事業につきましては、九電と話をしながら系統確保ができる見込みとなっております。

ただし、今後の再生可能エネルギー関連の拡大につきましては、また別途協議が必要という話になっており、容量としましての具体的な数字はこちらは把握しておりませんが、かなり厳しい状況になっていると聞いております。

今後、できればそういった関係、連絡線の系統の強化というところをぜひともやっていただきたいと考えているところですが、現時点で、政府施策要望で国の方にもそういった内容を要望しているところがございますが、そういった予定というところはお示しいただいていない状況にあります。

今後、ハード的な整備だけではなくて、現在、線が通っている中で一部利用されていない部分を使っていくソフト的な運用につきましても国の方で、資源エネルギー庁を中心として検討をいただいていると聞いておりますので、そういった対応につきましても同様に要望してまいりますと考えております。

【山田(博)委員】五島市から長崎県に、現在計画している洋上風力の海底ケーブルを、してもらいたいということでもありますね。その容量は足りていると言うけれども、どれだけ足りているかと把握をしているか、していないかということでもわかりやすく言うと、企画監、把握していないと理解していいんですか。そこだけ、ま

ずお答えいただけますか。

【福重新産業創造課企画監】五島市沖で予定されております、商用化が想定されています洋上風力事業につきましては、系統接続につきましては九州電力と事業者とで話をしております、そこはつなげていただけると聞いております。

ということで、その事業までは足りる見込みであると認識しておりますが、それ以上、どれくらいの余力があるかということにつきましては、数字としてこちらは把握していないところでございます。

【山田(博)委員】 そうしたら長崎県は、洋上風力の九電との系統接続は、容量は足りているというけれども、今後拡大する場合には容量不足とありますけど、どれだけ部分が足りて、どれだけ部分が足りないとか、そういった数字的なきちんとしたものは把握をせずに、五島市から言われたから国に要望していたと理解していいんですか。そういうことですね、そうしたらね。そういうことじゃないんですか。

三上政策監、先ほど「ありがとうございます」と言うから、もう一回指名させていただきますけど、この現状をどこまで把握しているか、お答えいただけますか。

【三上産業労働部政策監】 現在、余剰のキャパシティがどれほどあるかについては、まだ把握しておりません。これにつきましては、直ちに調べて、またご回答申し上げたいと思っております。

【山田(博)委員】 そうでしょう。五島市から言われたから国に要望する。国も国だと思うよ。

ということは、国もまともに聞いていなかったということじゃん、これは。

私はてっきり、どれだけ足りていて、どれだけ足りないときちんと確認した上で国に要望し

て、国も聞いているかと思ったら、どっちもわかっていない中で要望しておったということですからね。そうしたら、進むものも進まないということですよ。これは、深く反省しながら取り組んでいただきたいと思います。

それで、もう一つお尋ねしたいことがありまして。この占用許可というのは、条例では3年が可能となっていますけど、現在は1年になっていると。県当局として、洋上風力の海面関係条例の中では、通常1年と。要するにほかのところも全部1年になっているわけですよ、全て1年。なんでかということ、後から引継ぎする時に聞いていないとかとなったらいかんから、それで1年でやっている。全てやっている、ほとんど。

今回の洋上風力の場合は、どのようにされているのか、そこをお答えいただきたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】 洋上風力の海面の使用につきましては、本年4月に施行されました再エネ海域利用法に基づきまして、長期占有が可能な制度が施行されましたので、一定の規模以上の部分につきましては、こういった制度を利用して最長30年の占有許可ができるようになっております。

商用事業は現在、県内で幾つか計画されております。こういったものは長期運用しながら電力発電事業に取り組んでまいりたいという事業者の意向がございますので、再エネ海域利用法を使っていただく前提で我々も考えており、県条例を使った許可は、現時点で商用事業に関しては想定しておりません。

【山田(博)委員】 答えになっているか、なっていないかわからんから、もう一度お尋ねします。

今、1年にしかなくなってないわけですよ。今後、

洋上風力をする時に、県当局としてはどうするのかということをお尋ねしているわけです。

【福重新産業創造課企画監】洋上風力発電につきましては、長期の利用、事業期間がかかることから、1年更新で県の海域管理条例を使うということは考えておりません。また、より長期の許可を行うということも考えておりません。それは、再エネ海域利用法で長期の占有ということが可能になりますので、こちらの方でやっていきたいと考えております。

ただ、より小規模な事業につきましては、例えば実証事業といったものにつきましては、短期間の使用許可で事業は実施可能と考えておりますので、引き続き、県の海域管理条例を使っていたきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】ということは、小さいのは海域管理条例で、大きくなると国の法律を使ってやりますと。

いいですか、国は日本全国を見るんです。長崎県の海域は、長崎県の条例で見られるんですよ。長崎県は、国の法律に基づいてやるということですね。長崎県の海域条例は無視してやるということですね。

長崎県海域条例を無視するということは、県議会を無視するということですよ、あなたが言っていることは。企画監、それだけのことを言っているんですよ。いいですか、それだけの重みの発言があったんですよ。

ね、三上政策監、いかがですか。私の議論しているのはわかりますか。どうぞお答えください。

【三上産業労働部政策監】先般決められました再エネの海域利用法では、長期使用ということで30年が認められております。

有望区域という全国4カ所のうち1カ所が五島沖となっております。これは、長崎県の中でも五島沖と限定されるものでございますし、かつ、地域協議会が開かれることになっておりまして、それには市町とともに県の担当も入ることになっておりますので、後ほどには県議会にも諮られ、最終的には県としてのご意見も諮った上で国に上げていくというプロセスになりますので、五島沖のプロセスにおきましては、そのように決まっていくと考えております。長崎県全体の海が、国の法令によってオーバーライトされるということではないと考えております。

【山田(博)委員】ということは、政策監が言っているのは、五島市から上がっている洋上風力の海域は、国では30年は可能となったけれども、あくまでも長崎県の海域管理条例に基づいてやると理解していいと言っているわけですね。

【三上産業労働部政策監】五島市沖のプロジェクトに関しましては、きちり、県の議会のプロセスを通じて決めていくということと認識しております。

【福重新産業創造課企画監】五島市沖で予定されています商用事業の実施をしていただくための方法といたしまして、県の海域管理条例での1年から3年といった許可の場合ですと、なかなか資金調達が難しいというのが商用事業の事情としてございます。

こういった中で、再エネ海域利用法で長期占有が可能になったということがございまして、こういった制度を使わないと、なかなか事業者自体の資金調達が難しいという状況にございますので、再エネ海域利用法に基づく長期占有を前提に進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】じゃあ、五島の崎山沖の洋上風力の海域は、国の法律を適用されて30年可能

とするのか、長崎県の海域管理条例とするのか。

長崎県の海域だからね。国の法律ができたとしても、長崎県の海域だから、条例があるから、条例ですとなったら、この条例を改正せんといかんのじゃないかと私は思うわけですよ。今の話だったら、どっちを使うのか、よくわからんわけよ。そこをお答えいただきたいと言っているわけです。

【福重新産業創造課企画監】こちらは、県の海域管理条例は使わずに、国の再エネ海域利用法に基づいて使用許可をする、公募占用を行うと考えております。

【山田(博)委員】それは、法律がそういうふうになるということで、きちんと地元の方に説明していただかないといけませんよ。長崎県の五島沖の洋上風力が選定されたから、長崎県の条例は適用されないんですと。五島の崎山沖は、どこからどこまでは国の法律、ここからここまでは長崎県ですよということを明確にしてもらわないと、これはよくわからないんですよ、言っていることが。

そういったところを、午後から説明資料をです、委員長。これは要望書が上がっているけど、今言っていることは、いいですか、長崎県の海域でありながら、洋上風力をするので30年の長期占用ができますということになったわけだ。国から指定されているから、この海域は長崎県の条例は適用されないと、国の法律でやるんだということで、どこからどこまでという資料を午後から提出していただきたいと、委員長、よろしくお願ひしたいと思います。一旦終わります。

【大場委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分より再開をいたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

【大場委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

【福重新産業創造課企画監】 午前中の審議におきまして、山田(博)委員から要求されておりました再エネ海域利用法に係る有望な区域の海域の図面でございますが、現時点で、10月に行われます地域協議会に向けて国の方で作成中とのことで、現時点でお示しできないという状況でございます。

また、午前中の私の答弁で、一部訂正させていただきたい部分がございます。

五島市の電力の空き容量の部分でございます。現在、戸田建設という事業者が10基の浮体式洋上風力の発電事業を検討しておりますが、こちらの容量22メガをつなぎますと、空き容量につきましてはゼロ、なくなるという状況でございます。私の方で把握していないと答弁いたしましたが、大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

ちなみに、戸田建設の事業までは大丈夫だという話でございます。

【山田(博)委員】 さっきの海域は、願わくば示してもらいたかったわけですが、地元選出の議員としてはね。そういった状況であるということ、やはりきちんと事前に把握しながら答弁していただきたいと思いますので、以後、気をつけていただきたいと思っております。

さっきの容量の22メガを崎山沖ですということになれば、今、五島の地域では太陽光発電はもうできないとかなんとかという話になっているわけです。これはご存知ですか。

ということは、崎山沖で洋上風力をするから、

その分で予定しているから、太陽光発電はもう制限していると理解していいのかどうか、そこをお答えいただけますか。

【福重新産業創造課企画監】九州電力の方では、太陽光も含めまして、これから接続できる容量として、ないというデータの表示でございますので、委員ご案内のとおり、太陽光発電につきましても、今後つなぐことはできないという状況でございます。

【山田(博)委員】今回明らかになったのは、洋上風力を予定しているから、海底ケーブルの容量が超えるから、それでもう今後は、太陽光発電の新規はしないと、メガ単位はですね、そう理解して間違いないということを確認させていただきたいんです。そうですね。そこだけを確認させていただきたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】新規の新エネ、大規模なものにつきましても、空き容量がないという状況ですので、現時点で県としても推進できる状況にはないという状況でございます。

【大場委員長】ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、幾つかお尋ねしたいと思うんですが、新産業創造課長にお尋ねしたいんですが。

今回、平成31年度長崎県ロボット・IoT関連産業育成支援業務委託とありますのは、こういった業務を委託されているのか、それをお答

えいただけますか。

【井内新産業創造課長】こちらの委託業務の内容については、ロボット・IoT関連分野におきましての専門人材の育成講座を実施することとか、ロボット・IoTを使う側のユーザー向けの講座の開催、県内の技術と県内外のニーズのマッチングとかワーキンググループの形成、さらには外部資金の獲得に向けた支援などの業務の委託でございます。

【山田(博)委員】これ、決まったのは公益財団法人ながさき地域政策研究所でございますね。ほかの会社も参加されていますね。

私がびっくりしたのは、人材育成の方法とか事業化支援の方法とか普及啓発の方法とかありまして、90点満点ですけど、ながさき地域政策研究所は73点なんですね、73.4点。民間企業でそういったことをやられているある会社は、61.1点となっているわけです。

審査員は、どなたがされているんですか。それをお答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】こちらの技術審査員につきましては、ロボットあるいはIoT分野の専門家であります大学の教授とか、製品開発の専門家であります国立研究開発法人の専門家であるとか、そういった専門家で委員会を構成して決定をいたしました。

【山田(博)委員】そういったロボット・IoTなどに詳しい方が審査員になったと思うわけです。

それで、ながさき地域政策研究所が受注されているわけですね。今回、たまたまこうなったのか。それとも、参加者がいなかったからこうなったのか。

他県で同じような業務をしている時に、ほかのところがやられているかどうかと調査された

上で、こういった入札をされたかをお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】ロボット・IoTの事業につきましては、他県で主に実施しておりますのは、例えば事業化に向けた補助制度とか、そういうものが多くなっておりまして、この委託事業の中にあります専門人材の育成というのは、少なくとも九州の中では、大学と連携等してやるというのは本県独自のものです。

今回、5社が技術審査に参加をされまして、結果的にながさき地域政策研究所が、事業内容及び実施方法の項目の点数が73.4ということになっております。こちらは、たまたまかとおっしゃいましたが、全参加者をフラットに並べて審査をした結果の点数でございます。

【山田(博)委員】新産業創造課長、私がお聞きしているのはそうじゃなくて、他県でこういった同じような事業をやられているところがあるんじゃないですか。こういった産業育成の支援業務は、ここに参加されている会社等に委託しているのか、こういった研究所にお願いしているのか、そういったことをお尋ねしたいんです。それを調査した上で、こういった業務委託をされていると思いますので、入札前の段階を説明いただけますか。

【井内新産業創造課長】他県が、こういうロボット・IoT関連産業の推進を図る事業を実施するにおきまして、その委託先は、例えばシンクタンクに委託しているとか、そういうものがございます。

今回、県内外の事業者が混ざっている状態にあります。そういう実績のあるところにも、入札の事前の情報提供というか、長崎がこういう事業をするという周知は図ってきた結果でございます。

【山田(博)委員】この育成事業は、他県はどういったところをお願いしているのか、わかりますか。例えば福岡県もやっていますよと、福岡県は、長崎県と同じような委託をする時にどういったところをお願いしていますよとか、それを示していただけませんか。

【井内新産業創造課長】九州内で、このような専門人材の育成をしている県は、私どもの調査の結果ではないところでございます。

【山田(博)委員】三上政策監、はい。

【三上産業労働部政策監】他県の様子でございますが、国の制度としてスマートものづくり応援隊という事業が昨年までございました。各県において、国の予算でこういった人材育成をやっているものが昨年までありましたけれども、今年度からは特にやっておりません。

九州圏内を見ますと、こういったことをやり得る団体というのは、長崎県でいう産業技術振興財団のようなたぐいのものが、通常であれば受けることが多いのではないかと私としては認識しております。

【山田(博)委員】三上政策監、国で、他県は、こういった育成業務というのは、中央でいうと三菱総合研究所とか、そういったところがやられているか、やられていないか、そういったことをお答えいただきたいということです。

【三上産業労働部政策監】他県の様子では、公的研究技術振興財団のほか、シンクタンク等も手を挙げているところは多いと存じます。今回、デロイトトーマツコンサルティングという名前がありますが、これもよく見る名前でございます。

【山田(博)委員】長崎県のこういった委託業務は、ほとんどながさき地域政策研究所なんです。ながさき地域政策研究所は、こういったI

IoTとかを今までやったことがあるのかと聞きたいわけですよ。

三上政策監が言われたでしょう、デロイトトーマツコンサルティングは、そういった実績がありますよと。あるところとないところと、どっちがいいかとなったら、あるところが一番いいわけですよ、それはね。

新産業創造課長、お尋ねしますけど、ながさき地域政策研究所は、今までロボット・IoT関連産業育成業務をしたことがあるのか、ないのか。

三上政策監は、デロイトトーマツはあると言ったですね、今。見たことがあると言っているんです。あるところとないところで、なんでこんなに違うのかと思うわけです。

私は、決してながさき地域政策研究所がだめとは言っていないわけですよ。やっぱり幅広くいろいろしてもらってね。今回、参加者が少なくてこういうふうになったかもしれないけれども、もうちょっと幅広くやって、ロボット・IoT関連産業の育成支援を、いろんな角度から、いろんな視野からやるべきじゃないかと私は言っているわけです。それについて何か見解がありましたら。

三上政策監、私が言っていることをどう思いますか。ごく当たり前だと思うんです、私は、ごく当たり前。どうですか。

【三上産業労働部政策監】IoTに関しては、実はながさき地域政策研究所の名前は中央でも聞いておりまして、私も、ここがIoTを教えるのを過去2年ほどずっとやっていたという実績はありましたので、今回の結果についても順当ではないのかなと考えた次第でございます。

デロイトと、評価点、技術評価点を見ましても並んでいるということでございますので、あ

とは価格点のところ、本来であればデロイトも価格点をもうちょっと頑張れば逆転する可能性はあったのではないのかなと。今回、この表を見る限りにおいては、経験のながさき地域政策研究所、それから中央におけるデロイトが、いい勝負をしたのではないのかなと、私の私見としてはそのように見るところでございます。

【山田(博)委員】これ、価格点とか言いますけど、三上政策監、いいですか、総合評価の評価点内訳表とあるんです。4ページにあります。

ながさき地域政策研究所は、過去に2年教えておったというんでしょう。育成業務委託を今までしたことあるか、ないかといったら、あるということなんですね。間違いはないんですね、それは。じゃあ、他県でやったことなんですか。長崎県内で初めてやって、それでやったということなんですよ。

私は何が言いたい。長崎県のながさき地域政策研究所がだめと言っているわけではないんですよ。全て長崎県はこれよりも、ほかのところからいろんな視野をもってきた方がいいんじゃないかと、もっと参加をどんどん促すべきじゃなかったのかというわけですよ。

価格点と言うけど、三上政策監、4ページを見たら、いいですか、事業内容及び実施方法とか事業の効果とか事業実施主体の適格性、合計でながさき地域政策研究所は155.5点ですよ。デロイトトーマツは141点ですよ。ながさき地域政策研究所の方がよかったということですね。事業経験はデロイトトーマツの方があるみたいに政策監の答弁は聞こえたわけですけど、実際はそうじゃなかったと。

私としては、もっと幅広くやっていただきたいということを言っているわけですよ。それで質問させていただいているわけでございますので、

今後こういった業務委託は、幅広い見地から、さらなる業務委託ができるように頑張っていたきたいと思って質問させていただきました。

以上をもちまして私の質問を終わります。

【堀江委員】今の質疑に関連しまして、平成31年度長崎県ロボット・IoT関連産業育成支援業務委託ですけれども、名前を変えたにしても、平成30年度、平成29年度にこうした関連のいわゆる育成支援業務委託という契約の名称があるのか、あるとすれば、どこが契約相手先かがわかりますか。

【井内新産業創造課長】こちら、ロボット・IoT関連産業育成支援業務委託につきましては、平成30年度からの事業でございます。平成30年度の委託先は、ながさき地域政策研究所となっております。

【堀江委員】先ほど答弁がありましたように、九州でも特別な、いわゆる専門人材の育成ということですね。専門人材の育成なので、確かに今回の一般競争入札でながさき地域政策研究所にということですが、去年もそうですね。

長崎県内でこうした専門人材を育成する業務を委託するとなれば、今後もここが契約相手先になるというふうに推測するんですが、一般競争入札の結果だという答弁になると思うんですけど、実際そういうふうになりませんか、推測するとおりに。

【井内新産業創造課長】こちらの入札実施に当たりまして、県内という要件は設けておりませんので、あくまで毎年の技術審査、あるいは価格も含めたところの結果で見えてまいります。過去、長崎で実績があったかというのではなくて、こういうロボット・IoTの分野で実績があるかという観点も含めては見るんですけれども、あくまで毎年毎年の審査で決定をするものでござ

います。

【堀江委員】私も、今回の契約先がだめということではなく、このシンクタンク、ながさき地域政策研究所は、決算報告書を見ますと、30から40のいわゆる公的機関、長崎市であるとか長崎県とか、いろんなところからの委託を受けておりますね。しかも、婚活のことから、こうした人材育成を含めて幅広く、本当に対応できるのかという率直な疑問を私も持ちます。

しかし、これは一般競争入札の結果だという答弁になるんでしょうけど、私も、広くいろんなところでこうした業務委託はすべきだというふうに思っておりますので、意見を申し上げておきたいと思います。

【井内新産業創造課長】委員おっしゃいますように、決して県内に限定することなく、幅広く募って、今後実施をしてまいりたいと思います。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、次に、所管事務一般について質問はありませんか。

【山田(博)委員】大体、堀江委員がトップバッターで質問するんですけど、ちょっと順番が狂って調子が出ませんけれども、質問をさせていただきます。

事前通告をさせていただいておりますので、時間が限られておりますので、的確に答弁をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

日韓関係の悪化により影響を受けた、対馬の中小企業への資金調達対策を県当局も頑張っているわけでございます。

対馬市の方からも要望しておりますけれども、これで一番問題なのは、保障料引き下げの対象

業種をどこまで広げられるよう取り組んでいけるのか。

また、中小企業の経営が大変厳しいということで利子補給をしていただきたいと、県当局、また関係機関、国に対して要望していただきたいと話をしていただいておりますが、その取組状況を、離島・半島地域振興特別委員会で私は指摘させていただいたわけですが、その後の経過状況を説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【吉田経営支援課長】特に、対馬市において韓国人観光客の減少により事業者が影響を受けていることにつきましては、8月下旬以降、関係者の会議、あるいは庁内の対策会議等を行っておりまして、9月12日には対馬市から県及び県議会議長への要望がなされ、それを踏まえた形で9月18日に県、市から国への要望を行っております。

セーフティネットにつきましては、対象業種になった場合に保証料を低減できるということで、現在の指定の継続とか、新たな違う形での指定ができないかという要望を行っております。その分につきましては9月18日、先週要望したところでございまして、現在、我々としては、積極的に働きかけをしながら国の回答を待っている状況にございます。

離島・半島地域振興特別委員会で利子補給というお話もございましたけれども、事業者の負担をいかなる形で軽減するか、そのためには国の制度で活用できるものをできるだけ活用して、支援の内容あるいは支援の手法については、現在のセーフティネットの要望の結果を注視した上で、それを踏まえて地元対馬市とも協議しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】今、セーフティネットの指定業種は、旅館、ホテル、タクシー、貸切バスなんです。経営支援課長は、この指定業種はどこまで広げようということで国に要望しているのか、そこを示していただけますか。

時間がかかるみたいですので、続きまして雇用労働政策課長にお尋ねしたいと思います。

今、私の地元の五島市で、若者のサポートステーションというのをさせていただいているわけですが、この前、壱岐と対馬に行ったら、「山田(博)先生は五島ばかり応援して、なんで壱岐や対馬はしないんですか」と、大変なお叱りをいただいたわけですが、吉村課長、わかっていますか。「五島はもう10年近くやっているんですから、壱岐と対馬をしっかりやってください」と、大変なお叱りをいただいているわけですが、離島選出の県議会議員であれば、壱岐や対馬もしっかりやってもらいたいと強い要請をいただいているわけですが。

そこで、雇用労働政策課長としては、そういった要望とか状況をいかに考えているかというのを明確にお答えいただきたいと思っております。

【吉村雇用労働政策課長】地域若者サポートステーションにつきましては、設置者は一義的に労働局から民間への委託ということで、労働局が設置することになっております。県は、労働局が設置したサポステに対して、キャリアサポートプログラムの提供とか、臨床心理士による相談業務を委託しています。

壱岐・対馬におきましては、佐世保に設置されております佐世保若者サポートステーションの管轄となっておりまして、壱岐では3カ月に1回程度、対馬では2カ月に1回程度の出張相談をやっている状況でございます。その利用状況につ

きましてサポステにお尋ねをいたしました、現在の利用状況は壱岐で1名、対馬で3名となっておりまして、ちょっと少ない数にとどまっているということでございます。

ということで、直ちに国に対して、壱岐・対馬にサポステを常設化してくださいといった要望ができるような状況ではないのではないかと考えていますが、今使っていない方たちに本当にサポステが知られているのか、サポステに来ていないけれども、潜在的にサポステの支援を必要としている方もいらっしゃると思いますので、まずはしっかりとサポステをPRして利用者を掘り起こしていくことが、まず第一のステップではないかというふうに考えております。

【山田(博)委員】吉村課長、五島の若者サポートステーションに関わっている議員は、何を隠そう私なんです。サテライトから関わったのは私なんです。どれだけ関わっているか、ご存じですか。お答えください。私がどれだけ関わっているか、お答えいただけますか。どうぞ。

【吉村雇用労働政策課長】五島のサポートステーションにつきましては、地元の五島市及び議会からの要望があったというふうにお聞きしておりまして、その時に山田(博)委員も深く関わっておられたと理解をしております。

【山田(博)委員】私が質問したのは、何年関わっているかというのをお答えいただきたいと言っているんです。

【大場委員長】先に経営支援課長、どうぞ。

【吉田経営支援課長】セーフティネット保証の対象業種でございますが、広く観光関連の業種の指定を要望しておりまして、例えばみやげもの屋、レンタサイクル、郷土料理、ダイビング等々、韓国人観光客が利用していたものについて拡充をお願いしている状況でございます。

【山田(博)委員】経営支援課長、私も今話を聞いたら、やはり地元の声を聞いてしっかりやっているなど、大変感服いたしました。

問題は国なんですね。三上政策監、韓国と日本との関係が悪化して、対馬は大変打撃を受けているわけです。今、国に対してボールを投げているわけです、助けてくださいと。

政策監は、対馬に行っていますよね、早速。まさか行っていないというわけではないでしょうね。この前、五島に来て、壱岐や対馬に行っていないわけではないと思いますのでね。政策監は国から来たわけですから、そこはしっかりと国に要望していただかないといけないわけです。そのために橋渡しに来ていただいているんでしょう。国の状況は、しっかりと頑張っていたきたいと思っております。政策監、決意を聞かせていただきたいと思っております。

【三上産業労働部政策監】おっしゃったとおりでございます。長崎県の状況、離島についての状況については逐次、上京時には必ず本省の方に伝えてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】雇用労働課長、教えてくださいね、事前通告しておりますからね。私が質問しているんだから、私が答えるのはおかしいわけですからね。

続きまして、産業労働部の方で水素エネルギーを使った船舶の取組をやられていますけど、今、この状況はどうなっているのか。国の船舶機構におきまして、水素船を改造して使えるようになっていると言っていますが、その状況はどういうふうになっているのか、ご説明いただけますか。

【福重新産業創造課企画監】以前、環境省の実証事業において使用されました燃料電池船を県が譲渡を受けまして、現在使用していない状況

でございますが、こちらにつきましては、水素で動くものを電動船に改造を県で行いまして、市の方に譲渡するという予定で動いております。

その改造の仕様につきまして、以前から日本小型船舶検査機構の方に確認をとりながら、どういう仕様にするかというところの打ち合わせを行っておりますが、現時点でまだ打ち合わせ自体が終わっていない状況でございます。

こちらにつきましては、今年度中に必ず仕様を固めて、改造まで終わらせたいというふうに考えているところでございます。

【山田(博)委員】水素船、つまり燃料電池建造プロジェクト事業でありますね。これ、事業計画は当初、幾らで上げていましたか。

時間がかかるので、次をお尋ねします。

今回、長崎県で、かつてないすばらしい事業があったわけですね、航空機産業。私、県議会議員を5期させていただいておりますけれども、今回の航空機産業というのは、大変これはね。

当初は、ほかのところがやっているから、委員会で、あちらにいらっしゃる企業振興課長に厳しく言ったんですよ。他県でもやっているのに、今から二番煎じとかやって大丈夫だろうか。それに何と言ったかという、「やります」と言ったんですよ、「大丈夫です」と。私は半信半疑だったんです。

ところが、航空機産業というのを知事も当初で表明されたように、大変明るい材料を長崎県に持ってきたと。その時の部長に廣田さんがなっていたと、これは大変よかったんじゃないかと思えます。

それで、部長としてですね、そうか、失礼いたしました、企業振興課長が答えないといけないですね、順番的にね。部長がいきなり答えたらあれですから。

それで、将来的に航空機産業というのをどのように考えているのか。いいですか、長崎市中心に考えているのか、長崎県全域で考えているのか。長崎県は離島、半島もあるわけですから、企業振興課長として、将来ビジョンとか構想を聞かせていただきたいと思っております。

これは、もう本当によくやった。満塁ホームランだな、これは。それぐらい大変すばらしい事業をやったと思いますので、将来的な構想をぜひ聞かせていただきたい。これは長崎県のいい、明るい材料だから、しっかりと披露していただきたいと、説明いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

【宮地企業振興課長】ただいま山田(博)委員からお尋ねがございました航空機産業の将来像と申しますか、今後の展開でございます。

航空機産業につきましては、昨年の11月定例会で、海洋産業、ロボット・IoT産業と一緒に3つの分野で、これからのロードマップをお示ししています。

昨年度の時点で私どもは、航空機産業の状況は売上高が大体50億円、雇用者数が500人という数字をお示ししています。それを10年後におのおの2.5倍、売上高は125億円、雇用者数は1,250人ということで頑張ってもらいたいというふうに議会にご報告をしているところでございます。

今回の三菱重工航空エンジンの長崎進出に伴いまして、そのロードマップの中でもお示しをしていますが、雇用者数については順調に推移をしているのではないかと考えています。具体的には2年後、昨年お出ししたもので100名増をもくろんでおりましたので、そのぐらいの人数になってくるのではないかと考えています。

売上高につきましては、現時点で数字を持ち

合わせていませんが、来年7月以降に三菱重工航空エンジンの工場が稼働した後は、10年後の125億円という現時点での見込みでございますが、大きく前倒しができるのではないかと考えています。

県下全域で目指すのかというお尋ねがございましたが、それはぜひ県下全域で目指したいと思っています。現時点で、半島に所在する企業で航空機クラスターの会員になっておられるところもございます。残念ながら、離島については現時点では会員にはなっていませんが、別の話になりますけれども、島原半島においていただいた自動車関係の誘致企業と、自動車のシーートの縫製の関係で離島の企業が取引を始めた事例もございますので、まずは長崎県で航空機産業を振興していくに伴って、そのようないわゆるシャワー効果みたいなものが発生してくるのではないかと考えています。

【山田(博)委員】この前、地元に戻りましたら、この航空機産業、大変明るい材料がきたということで関心が高くありましてね。

この時の部長は、運がよかったのか、実力なのか、ちょっとよくわかりませんが、実力だと思わね。部長として、今の企業振興課長の言っていることを踏まえて、部としてしっかりとやっていただきたいと思っています。本当に明るい材料で、私たちも地域に、今、県はこういうところで頑張っているんですということを示していきたいと思っていますので、航空機産業に対する思いというか、部長の考えを聞かせていただきたいと思っています。

【廣田産業労働部長】先ほど企業振興課長が答弁いたしましたように、今回の三菱重工航空エンジンの長崎進出は、本県にとって非常に有意義なものと考えております。

航空機産業は今後の成長産業という認識から、昨年度、この事業所設置に先行いたしまして、クラスター協議会を設置し取り組んできたところでございます。そういった中で今回の事業所設置ということになったわけでございます。

航空機産業は、今後、国内生産額も大きく成長する分野と言われております。人口減少に悩む本県にとりまして、若者をいかにとどめるかということを考えました時に、やはり航空機産業は非常に魅力ある産業分野の一つだと考えておりますので、そういったことから、若者を中心とした人材の定着につなげ、ひいては雇用の場を拡大していくということもでございます。今回の三菱重工航空エンジンの進出決定で、来年7月に事業所が開設され一定の雇用が生まれます。今後も引き続き、同社と情報交換等を進めながら、事業拡大等へのお願いも引き続きやっていきたいと思っています。

それとまた、三菱重工航空エンジンのみならず、地場の製造業者との取引につなげるということが非常に大事だと思っています。そういったことから、先ほど申し上げたクラスター協議会の中に多くの製造業者、約50社ほど加盟をいただいておりますので、そういった事業者が認証を取得し、人材を育成し、ひいては航空機産業へ参入できるよう、そういった結果に結びつくよう、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひ、この航空機産業を、長崎県の若者が広く羽ばたくように、また、経済成長が上昇気流になるよう頑張ってくださいと思っていますのでございます。

私の残余の答えは、所定の時間がきたので、また2巡目で理事者からお答えいただきたいと思っていますが、2分以内に答えられますか。

答えられるんだったら、お答えいただきたいと思います。

【吉村雇用労働政策課長】五島のサポートステーション、サテライトの設置に要した年月でございますが、まず長崎に平成19年4月に地域若者サポートステーションが設置されております。長崎のサポートステーションが五島で自主的にサテライトを開設されたのが平成23年10月で、平成25年5月から正式な地域若者サポートステーションが設置され、その後、平成29年4月にまたサテライト化されたという経緯がございます。

この間、平成24年11月、正式なサポートステーションが置かれる少し前の時点で山田(博)委員から、市役所に対して設置の請願が出されたというところまでは現在確認ができております。

ただ、その前に具体的に何年間ぐらい、設置に向けた活動がなされていたのかということにつきましては、現在、手元に資料がございません。申し訳ございません。

【堀江委員】10月1日、消費税増税に対する事業所の対応、周知について質問したいと思いません。

私は、消費税10%につきましては、直ちに中止すべきだというふうに考えています。

7月21日の参院選の出口調査で、賛成43%、反対57%と反対が上回っています。7月22・23日の世論調査では、賛成39.8%、反対55.9%と、賛成がさらに低くなっています。

長崎民主商工会、長崎市内の中小業者で構成される団体の婦人部が、この実態調査、アンケートを行っています。その結果が私に届きました。年齢構成は39歳以上から70歳以上までで、まんべんなく各年代の回答があっています。

消費税の増税については、9割が「絶対に困

る」と回答しています。じゃあ、2018年の売上状況はどうか。「全体的に売り上げが減少した」が45%、その中でも「半数以下に減少」というのが11%、収入経費も54%が上がったと回答しています。利益が出ている事業者は、なんと21%しかありません。約半数の業者が、営業所得だけでは生活ができないという実態が明らかになっています。

営業所得だけでは生活できませんから、どうするかというと、年金等に対応するというのが22%、年金をもらっていない世代は、パート、ほかの家族からの援助、そして貯金の取り崩しという生活実態が明らかになっています。中小業者にとりましては、消費税増税政策は中小零細業者いじめと言われても仕方ありません。

そこで質問いたします。長崎県組織規則第2節、分掌事務の中の第14条、産業労働部、産業政策課(2)中小企業に対する施策の普及に関すること。この内容は、消費税増税という国の施策を普及、つまり推進する立場で対応するということか。

企業振興課(3)地場企業の発展支援に関すること、経営支援課(1)商業及び商店街の振興に関すること。この内容は、消費税増税という国の施策に対して、中小業者、地場企業の実態を国に届ける対応もするということか。

産業政策課、企業振興課、経営支援課の答弁を求めます。

【小林産業政策課長】先ほど、委員からお話のありました産業政策課の所管事務についてですが、中小企業に対する施策の普及というのは、国のもの、県のもの問わず、中小企業に対して資する施策を中小企業の皆様にお届するためのことをやっていくものでございます。

例えば、今年度始まって4月以降、順次、各

地域を回りながら、県の施策、中央会の施策、国の施策、そういったものを紹介する説明会を開いたりしております。

【吉田経営支援課長】消費税増税に伴いまして、消費需要の平準化を図るために、国におきまして、軽減税率の導入、あるいは複数税率に対応したレジの導入支援、キャッシュレス決済の導入支援、あるいはキャッシュレス決済を行った消費者向けのポイントによる還元事業等が行われております。

私ども経営支援課としましては、県内事業者が、この消費増税を機に、こういった機器導入、キャッシュレス決済の導入等によりまして生産性が向上するという観点で、この制度の周知に国に協力する形でしっかりと取り組み、制度を知らずにこの導入ができなかったということがないように、県内各地を回りまして事業者等への説明を行ってきたところでございます。

【宮地企業振興課長】私どもが所管しています地場企業の発展支援のところは、午前中にもご答弁しましたが、製造事業者の皆様方を主に対象としていまして、堀江委員からお尋ねがございました消費税の今回の導入に関する取組等の周知につきましては、私どものところでは行っていません。

先ほど、産業政策課長もしくは経営支援課長から答弁を差し上げましたとおり、今回の消費増税に関する取組等々については、部全体としてはそちらの方からご説明をしていると私どもとしては認識をしています。

【堀江委員】企業振興課長にしてみれば、私が質問している消費税増税という国の施策に対して、「地場企業の発展支援に関すること」が長崎県組織規則で定められた分掌事務であるならば、国の施策に対してできるとすれば、実態を

届けるということにするのかなと私は思っていたんですが、所管ということでは対応しないという答弁だったと理解をしています。

経営支援課につきましては、商業及び商店街の振興に関することに分掌事務があるので、消費税増税という国の施策に対して、中小業者のこうした実態を国に届ける対応もするのかなという認識のもとに質問をいたしました。経営支援課としては、いやいや、そうではなくて国に協力する立場でやるんだというふうに答弁をいたしました。

産業政策課長は、消費税増税という国の施策について普及ですから、つまり推進の立場で対応するのかということについては、国とか県の施策を言われましたが、私の質問には答えておりません。消費税増税という国の施策を普及をする。「中小企業に対する施策の普及に関すること」ということは、つまり産業政策課としては推進する立場ですかという質問に答えていないので、まずそこから答弁してください。

【小林産業政策課長】産業政策課としましては、消費税増税について普及するというものではなく、経営支援課長が答弁したのと同様に、消費税増税のタイミングに県内中小企業者が遅れることのないように、それに対して適切に対応するよう施策を普及していくという立場でございます。

【堀江委員】私が今、実態を申し上げました。それから私の考えも申し上げました。

そうすると産業政策課長も経営支援課長も、消費税の増税という施策のタイミングによって中小零細企業の皆さんが、いわばプラスになるというふうに理解をしておられるという認識でいいんですか。

【吉田経営支援課長】経営支援課では、サービ

ス産業も所管をしております、商業も含めたサービス産業ということでございますが、今回のキャッシュレス決済の導入の部分につきましては主に飲食、小売り、宿泊といったような業種が対象になってくるというふうに理解をしております、キャッシュレス決済を導入することによりまして、事業者の業務効率化や売上の増加等が期待できるという観点で、県としては、こういった機器導入等の機会を逃さずに対応すべきではないかという観点で周知を図ってきたものでございます。

【堀江委員】消費税の増税をすることで、キャッシュレス決済とかポイント還元とか、いろいろありますけれども、そのことが業者にとってはプラスになるようにということは、消費税増税そのものについては、ご意見はないんですね。言えないんですか。

【吉田経営支援課長】消費税増税そのものに対する判断ということではなくて、これを機にキャッシュレス決済を導入するという流れにある中で、その機会をしっかりと捉えて、機器導入への補助であったり、ポイント還元の制度による消費者への還元といったところをしっかりと取り組むのにはいい機会ではないかという観点で、知らなかったということがないようにという周知でございます。

【堀江委員】知らなかったことがないようにということですね。そのことについてはまた後で質問したいと思います。

このことと関わって、雇用労働政策課に質問いたします。雇用労働政策課も、第14条産業労働部の分掌事務の中では、（2）中高年者の就業支援、（3）高年齢者の就業対策、（4）障害者の就業対策ということが掲げられています。消費税の増税によって、県内の小さな商店、中

小業者が廃業になれば雇用の場を失うことも大いに想定されるんですが、雇用労働政策課としては、こうした消費税増税という国の施策に対応するという点では政策はお持ちですか。

【吉村雇用労働政策課長】原因のいかんを問わず失業者が出た場合に、再就職を希望される場合にはその支援をしていくことは考えておりますけれども、お尋ねの消費税増税に特化した形での対応は、現在のところは考えていません。

【堀江委員】消費税増税そのものについては、私は、実態認識が甘いというふうに思っています。

そこで、先ほど経営支援課長が言いました、知らないことがないようにと。知らないことがないようにという中で、キャッシュレスとかポイント還元とかというのが言われますけど、インボイス制度です。つまり、取引ごとにやり取りする伝票、請求書とか領収書とか送り状、これをインボイスというんだそうですけれども、2023年10月から完全施行となりますね。

先ほどの実態調査では、このインボイス制度がわからないというのが6割ぐらいいるんです。制度の理解が進んでいない。

私も県民も、消費税増税に伴う軽減税率とかポイント還元とかという話はありません、インボイス制度そのものはあまり聞かないというのが実態だと私は思っています。

まず、このインボイス制度は何なのか、説明してください。

【吉田経営支援課長】消費税増税後の話としてのインボイス制度でございますが、直接の所管は国税庁の事業でして、私は十分に説明できるような状況ではなく、県でいうと税務課になりますが、税務課の状況を一応、お聞きしております。

軽減税率関係ということで、県内各地で税務署等が主催する形での説明会が116回行われていると聞いております。全ての機会でインボイス制度の説明があったかということは把握できていないんですけれども、インボイスについて、今後、消費税の申告を行う際に、軽減税率8%を適用した購入、調達と10%で調達したものの区分ができていないと、事業者の消費税の計算ができなくなるということで、結果的にインボイス制度、自分たちがレシートを出す時に税率を分けて表示をしないといけなくなるということと理解をしております。

【堀江委員】私になぜこの問題をあえて課長に説明を求めるのかということ、このインボイス制度そのものが事業者にとって、課税業者になるのか、それともいわば廃業になるのかという分かれ目になるでしょう。

1,000万円以下の事業者だって、インボイス制度をとらないと、要するに課税を受けてしないといけなくなりますし、それこそ、このことによって廃業に追い込まれるかもしれないと、本当に中小事業者にとりましては大変なことになるじゃないですか。

請求書、あるいは領収書、送り状がきちんと出せるところでないとお客さんは行かない。領収書があってこそ初めて、収入と経費として、領収書に基づいて増税分を引いて幾らを消費税として納めるのかという計算になってくるわけですから、事業者にとっては、このインボイス制度そのものを知っているか、知らないかによって自分たちの立ち位置が変わっていくでしょう。

しかも2023年から実施をするということになりますと、私は、今のうちに業者の皆さんに、そのことは十分周知しないといけないと思うん

ですよ。しかも、経営支援課長は言ったじゃないですか、「知らないことがないように」と。

この制度は税務上の問題だから、それこそ国税庁の範囲かもしれませんが。税務課の範囲かもしれませんが。でも、皆さんが、長崎県内の中小業者の皆さんに消費税の問題を話していくんでしょう、こういうふうになるんですよ。その時に、単なる軽減税率の問題とかポイント還元だけで話が終わってはいは。

これは中小業者の皆さんの存続に大きく関わっていく問題なので、インボイス制度こそ経営支援課がきちんと説明するべきではないかというふうに私は思っているんですけど、そういう認識はお持ちでないですか。

【吉田経営支援課長】国の行う説明会等への協力という中で、私どもは、経済産業省が行う説明会が軽減税率も結果的に含まれるところがありますけれども、基本的にはキャッシュレス決済を導入することに関しての機器導入への補助制度とか、その後の消費者がキャッシュレス決済を行った際にポイント還元される事業への周知というものを主眼として行ってありまして、繰り返しになりますけれども、税務署等が主催した中でインボイス制度も説明されているものと私の方では考えておりますけれども、そこについては、県でいいますと税務課が協力をしてやってきたという状況でございます。

【堀江委員】そうすると、税務課と一緒にって説明しているのか。

要は経営支援課としては、自分たちの担当の分はこの事業者さんに言いましたと、税務課としても事業者さんに言うでしょうと、そういう答弁じゃないですか。

消費税の増税に伴って、中小企業の皆さんが制度を知らないことがないようにやりますと言

ったでしょう、課長が。だからこそ、インボイス制度こそ大事なんですと。それは確かに直接は国税庁の事業かもしれない、税務課の対応かもしれないけど、「それは税務課の対応だから知りません」とならないでしようと言っているんですよ。

私が冒頭に申し上げましたように、大変ですよ、消費税10%になったら。自分たちが請求書を発行できるのかどうなのかということも含めて、事業の存続に関わる問題なので、もちろん判断するのは事業者さんお一人おひとりですけど、制度を知らないことがなかったようにすべきということでは、私はもう少し、自分の担当はキャッシュレスの機器を導入するかどうかだけだから、それに終わりますということではなく、インボイス制度も含めて十分な説明をしてほしいと私は思うんですけども、答弁を求めます。

【小林産業政策課長】産業労働部では、先ほどお示ししたとおりいろんな場を持ちながら、不十分かもしれないんですけども、インボイスは含めないような形で事業の周知をしてみました。

今回、インボイス関係のことも含めて委員からご指摘がございましたので、税務課とも協議をして、どういう状況なのかをまず把握してから、対応について検討したいと思います。

【堀江委員】そうしますと、このインボイス制度も含めて、中小企業の皆さんには消費税の導入については十分説明をするという認識でいいですか。

【小林産業政策課長】税務課とも連携をしながら、制度の周知、中小企業者に損のないように、知らなかったということにならないように、十分な周知に努めてまいりたいと思います。

【堀江委員】あと1分です。

私としては、消費税の増税は本当に中小業者にとっては死活問題だというふうに思っています。それを置いておいたにしても、増税によって自分たちの事業所がどうなるのかということをもっと十分知らせていく、そういう対応をぜひとっていただくことを強く求めて質問を終わりたいと思います。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時44分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。先ほど、山田(博)委員の話の中で、航空機の関係で三菱重工が来られたということで、大変面白いニュースですけども、県としての企業支援について、どういう形を考えているのか。

普通、立地条例で企業が来た時、工場の設置関係についての固定資産税の減免とか、従業員に対する給料保障とかといったものがありましたけれども、県は、三菱重工の航空機関係について、どの程度の支援をしようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】ただいま麻生委員からお尋ねがございました、三菱重工航空エンジンの進出に伴って、県としてどのような支援を行うかということでございます。

まず、県内企業が雇用を伴う規模拡大をやる場合には、地場企業の立地補助金制度というものがございます。これは、一定の要件をクリアしたのに対して、設備投資に5%をかけて、その後、雇用者数に応じて率が少し上がっていくという支援制度がございます。

今後、三菱重工航空エンジンと具体的な数字

は詰めていくことになろうかと思いますが、まずはそういう制度を私どもは設けていますので、一定の要件に合致すれば、そのようなものでご支援をすることになろうかと思えます。

あと、国の制度でもございますが、地域未来投資によりまして税の減免等、不動産取得税や固定資産税、これは長崎市の方になろうかと思えますが、そういうふうなご支援の制度もございますので、そういう制度の中で具体的な投資、もしくは雇用の状況が見えてきたら、ご支援することになろうかと思えます。

【麻生委員】わかりました。企業立地する中で、三菱重工も全体では約3億円程度の固定資産税を長崎市に払っています。三菱重工も大手といえども、今は大変厳しい雇用状況になっていますから、ぜひ長く続いてもらうように取組をしていきたいと思っています。

この中に「魅せる工場」と書いてあるんだけど、新しい工場のシステムをどう考えておられるのか、それをまず1点。

よく愛知県から長崎に来ていただいたなということで、相当ないろいろな状況があったと聞いておりますけれども、そのご苦労もあったし、トップ営業もされたと思います。その辺の状況も、わかる範囲で結構ですから教えていただきたいと思えます。

【宮地企業振興課長】今、麻生委員から2点ございました。

まず、「魅せる工場」とはどういうものかということでございます。先ほど部長からご説明申し上げましたが、場所が、三菱重工長崎造船所の史料館の隣に工場を設置されるということで、これは先方の企業からお伺いしているんですが、長崎における三菱重工のこれまでの歴史とこれからの歴史、今から歩まれると思えます

が、これからの姿というものを対比して、ぜひ県民の皆様にも見ていただきたいということで、そういうシチュエーションを考えていますということが1点。

今から具体的に中の仕様は考えられるとお伺いしていますが、先方からは、できれば若い人たちにも工場を見られるようにして、これからの長崎での航空機産業の振興について、若い人にもアピールをしたいというお話を頂戴しているところでございます。

もう1点、今回の進出に当たってどのような働きかけをしたかということでございます。先ほど山田(博)委員にもご答弁申し上げましたが、昨年11月に新産業戦略を策定しまして、その行程をなるべく具体的なものにするために、昨年8月にはクラスターも設立しておりましたので、長崎造船所の皆様に対しては、お顔を合わせる時は我々の方から、どうですかと、長崎も航空機産業に力を入れるのでというお話は差し上げておりました。

時期的には、今年度に入ったぐらいから、知事が東京に上京した折に直接、長崎において航空機産業を展開してくれというお願いを差し上げて、本社がある小牧市以外では、地方では初めて長崎においでになるということで、我々としても、私どもの熱意が通じたところもあるかと思えますが、よくご決断をいただいたというふうには思っているところでございます。

【麻生委員】もともと長崎は三菱重工の発祥の地でもあります。今回の航空機産業の工場ができるのは長崎造船所史料館の隣で、昔は推進器といってプロペラをつくっていた工場なんですよ。そこで新しい流れができるということで、大変喜ばしいと思っているところです。

今回の誘致についてもトップ営業ということ

で、大変感謝したいと思っております。

そこで、先ほどの部長の話の中で加盟企業は50社あると言われていましたけれども、長崎でも高速の過給機だとかタービンとかやっておりますけれども、航空機に関して取り組めるような企業体といえますか、そういう技術力のある企業があるのか。ほかのところは自動車産業とかあって、あったんでしょうけれども、長崎に、ウラノ株式会社は別にしても、そういうかたまりが、支えることができるような企業はどのくらいあるのか。そういう形で技術レベルがあるのかどうか、その点をお尋ねしたいです。

【宮地企業振興課長】今、麻生委員からございました、長崎の県内企業がどの程度、航空機産業に技術的に対応できるのかというお話でございます。

現在、何らか航空機関係でお取引があり、売上が少しでも立っている企業は10数社ございます。これは数的には、10数社と申しますと、造船プラントなどから比べると大変少のうございますが、九州で見た場合は非常に多い企業数でございます。

今年度から、当初予算で航空機産業の支援の事業を始めて支援を本格化していますが、我々が思っていたよりは、麻生委員からもお話がありましたように、過給機とかタービンなどの製造で培われた、金属加工の高い技術であり、他県の企業に比べると長崎の企業は比較的、仕事をされるスピードは早いため、参入される企業が数多く出てきているようなところがあり、手ごたえを感じています。

この後は、先ほど部長からも申し上げましたけれども、航空機産業は高い技術力と信用力が大前提になりますので、いわゆる認証取得、そういうところのご支援をどんどん私どもも強化

して、三菱重工航空エンジンが長崎で事業を展開していただきますので、取組をさらに強化してまいりたいと思っております。

【麻生委員】わかりました。10数社あるということですか。

先ほど認証の話がありましたけれども、ウラノ株式会社あたりは、もう長年やっておられて認証もとられていますけれども、認証を取るのに10年ぐらいかかるとも聞いているところです。息の長い支援をしなくちゃいけないんです。

そういう中で、技術的なことと併せて体力の状況があると思うんです。大きなマシニングセンターを含めて導入しないといけないんですけれども、県として、こういう機器の新たな設備投資について、どの程度の補助を考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】設備投資のお話からございました。新しい産業に入っていくためには、人材と設備投資は欠かせないと我々も認識しています。

具体的に設備投資のところでは私どもが今、事業として持っていますのは、新成長ものづくり産業支援事業ということで、サプライチェーンを3社以上、企業群を組んだ場合に、設備投資や人材育成等々、その2分の1を県の方からご支援をすると、最大2年間で5,000万円を支援するという事業を持っています。

そういうもので昨年度から事業を始めまして、昨年認定したグループのうち2グループは航空機の事業をやられています。その事業で設備投資をご支援して、大手重工メーカーと取引が始まったところもございますので、そういうもので県としてはご支援をしたいというのが一つです。

あとは、国の制度でものづくり補助金、今年

も1,000億円オーダーで全国的に、第2回の募集は先週終わりましたけれども、国の事業では大規模に設備投資の支援が出てまいりますので、そういうのも意識しながら、設備投資を十分やっていただいで規模拡大をしていただくように、我々としても県内事業者を支援していきたいと思っております。

【麻生委員】ぜひ、ものづくり補助金等がありますのでお願いしたいんですけど、全国的に比べると、長崎はものづくり補助金の活用が低い位置にあると聞いていますので、ぜひ支援をお願いしたいと思っております。

この中で、バイヤーの招聘によってということで、前回の委員会で双日がバイヤーになりますよという話は聞いておりましたけれども、今後、こういう人たちをお願いして、もちろんクラスターがあるんですけども、どういうところを目指していくのか、そしてどういう形で。もちろん企業体ですね、エンジンでしようけれども、この前言ったボーイングあたりは内製化の話が出ているということですけども、具体的には、三菱と一緒にやるのか、それとも、双日が持っているような企業サイドも含めて紹介してもらいながら、マーケットをどこに取りに行くのか、その点を教えてください。

【宮地企業振興課長】今、麻生委員からお話ありがとうございましたけれども、今回、部長からもご説明を差し上げておりますが、双日グループのネットワークも活かしまして、今回ご報告のとおり大手重工メーカーとのマッチングを実施しています。

実際、その中から、部長からもご説明申し上げましたけれども、技術力とコスト競争力で、航空機部品の塗装を手掛ける企業は、その商談の後に個別に大手重工メーカーが足を運んで、

取引に向けていろいろ話を進めたいとお話もあっています。そういう中で成果を着実に具体的に積み重ねたいと思っております。

全体としましては、麻生委員ご案内のとおり、航空機の中ではエンジンとそれ以外、それ以外は機体と申しますが、それでいきますと国内マーケットは機体の方が、ボーイングが米国回帰もありまして機体が少し最近伸びが緩んでいるところがございます。

一方でエンジンの方は比較的、機体よりは参入障壁も高く難しいと言われていたんですが、エンジンの方は伸びておりますので、エンジンの方を一つ頭に据えて取組をやるのがいいのではないかとこの県内企業のお話もでございます。

あとは、今回は三菱重工航空エンジンがおいでいただいていますけれども、それに限らず、例えば大手重工メーカーでいきますと川崎重工、IHI等々ありますので、いろんなメーカーにお話をいろいろ差し上げて、いろんなチャンネルでお仕事を持ってこられるように頑張りたいと思っております。

【麻生委員】わかりました。今後の取組が大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと、支援をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと1点、企業立地関係について、お尋ねしたいと思うんです。

この前、ある企業から、お尋ねといいいますか相談があって、企業立地で来られた企業から、若者の優秀な人を、職業の選択だから仕方ないんですけども、有利な条件で引き抜かれる状況が発生していると。

来ていただく企業に、補助金関係で、固定資産だとか建物の関係も補助しています。就労の関係についても補助しているわけですけども、

こういったところと地場企業との一部競合があるんじゃないかと。

ある一定の企業との関係は新卒を狙うとか、今まで勤めていなかった人たちを新たに掘り起こすことはいいんでしょうけれども、現在勤めている人たちを引き抜くということがあってはならないと思うんですね。

そういったことでのきちっとしたルールづくりをどのように取り組もうとされているのか、お尋ねをしたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】誘致企業も最近、好調でして、雇用計画数も伸びております。

そうした中で、全国的に人材不足、本県においても人材不足が大きな課題になってきているという状況は認識をいたしております。

誘致企業におきましては、採用に当たりまして地元での会社説明会等を行いまして、採用を行っている状況がございます。そうした中で、中途採用につきまして、県内企業から転職をされる実態もあるというお声は聞いているところでございます。

委員おっしゃるとおり、非常に人材確保が厳しい中で、求職者が少ない形にもなっておりますので、誘致企業の採用に当たりましては、地元企業への配慮というものも立地協定に盛り込んでおりますので、そうしたことを誘致企業にも話をしながら、人材の採用については行ってまいりたいと考えております。

【麻生委員】来ていただく企業だから、ハイレベルの仕事、雇用もあります。地元で頑張っている方たちも、ある意味ではしのぎを削って新しい仕事に挑戦しようとしているわけです。

今、ソフト系を含めて多くの事業者が来ているんですけども、ある意味では人材の取り合いになっているんじゃないかと。もちろん新卒

だとか、今から育てていこうという人たちはいいんでしょうけど、中途採用でね。

職業の選択の自由もあるんですけども、片方では補助金をいっぱいつけてあげて長崎に来てくださいと言って、片方は地元で苦労しながら、やっている人たちなんですよ。

だから、地元で頑張っている人たちから見ると、それははっきり言って、来てもらったところはなんだという状況があると思うんですよ。自分たちは苦労している。そういったところには補助金は何もないじゃないかという声が聞こえてくるので、ある一定のルールを持ちながら、来てもらう企業には、中途採用についても注意をしてくださいねと。ルールをつくっていただいて、ある意味では地元の企業の人たちとウィン・ウィンの形になるようにしてもらわないと思っておりましてね。その点をぜひ、取組をお願いしたいと思います。

統轄する部長の答弁をいただきたいと思ます。

【廣田産業労働部長】麻生委員のご指摘でございますが、誘致企業に地場企業から転職された方があって、地場企業がなかなか後任を見つけられない状況があるというお話は伺っております。

誘致企業があって、地場企業に影響があるということは、あってはならないということと考えております。職員、社員の採用につきましては、やはり職業選択の自由というのがございまして、その兼ね合いから、制限はなかなか設けにくいところはございます。仮に、既に県内の企業で仕事をされている方を採用する場合に当たっては、採用の時期等を十分配慮するなど、一定の配慮をお願いするように誘致企業の方にも話をしていきたいと考えております。

そしてまた、補助金等のお話もございましたけれども、この部分につきまして私も、状況等を十分に精査しながら、見直し等が必要であれば検討してまいりたいと考えているところでございます。

【大場委員長】ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】部長説明の5ページに、午前中に質疑がありましたキャリアコーディネーター、福岡地区及び首都圏担当を配置とありますが、今、キャリアコーディネーターは3人配置だったかと。福岡担当と県内担当と首都圏担当なのか、そのあたりの内訳を教えてください。

【宮本若者定着課長】キャリアコーディネーターにつきましては、福岡担当が1人、東京駐在、東京担当が1人、それから長崎県内担当として3人おります。3人の内訳は長崎地区が2名、佐世保地区が1名、トータルで5名となっております。

【山田(朋)委員】首都圏は、駐在をされているんですか。

福岡地区に、県内の高校を卒業して進学した人数が1,400人だったですかね。首都圏とか、関西圏とか、数字をどの程度押さえているのか、お聞かせいただきたいと思います。

【宮本若者定着課長】首都圏担当につきましては、東京事務所に籍を置いております。現地駐在ということですよ。

進学者の数を申しますと、福岡が最も多く1,200名程度、東京が例年でいきますと350名から400名、その次に多いのが熊本で300名弱、280名とか、大体そういったところでございまして、福岡の方が一番ということになって（発言する者あり）関西の方は、熊本よりは少ないはずなんですけど、手元にはございません。

【山田(朋)委員】福岡が1,200人で、首都圏が350から400人、熊本が280人で、関西はそれよ

りも少ない人数ということでもあります。

首都圏に対してのアプローチ、大学を回ったりいろいろして、就職相談会の準備をしたり、そのようなことで実績を上げていると。このキャリアコーディネーターって、今年からの事業ですか。首都圏もどこも、一斉に今年からのスタートですか。

【宮本若者定着課長】キャリアコーディネーターにつきましては、長崎県内には前年度以前から2人おりました。もう1人、長崎にはチーフキャリアコーディネーターが、もちろんその方も大学とかに回るんですけども、1人長崎にプラスしたのが今年度。そして福岡、首都圏はまさに今年度からとなっております。

【山田(朋)委員】県内に就職をしてくれる県内大学生の数はどれくらいですか。

【宮本若者定着課長】長崎県内出身で県内に就職する人は1,148人でございます。県外出身者は151人でございます。

【山田(朋)委員】長崎地区担当キャリアコーディネーターが2人で佐世保地区担当が1人ということでありました。県内出身者で1,148人、県外出身で151人が県内で就職をしているようですよ。

他地区のキャリアコーディネーターの数と比べた時に、この人数で不足があるというふうに思っているのか、もっといた方がいいと。

首都圏というと大学は数多くあって、350から400人ぐらいが進学しているかもしれないけど、大学はそれぞれまちまちだと思うので、1人でどれだけのアプローチができるのかなと考えたりしております。

熊本がそれだけ多いんだったら、熊本に対するアプローチというのも今後、まずは福岡かもしれませぬけど。

私の息子は関西の大学に進学しましたが、関西にもそれなりにはいるのかなとも思っています。どこかターゲットを絞らなきゃいけないというのはもちろんわかるんですが、まずはこの県内の人数、長崎地区が2人、佐世保地区が1人というのが適正であるということなのか。

首都圏が1人で、大学はいっぱいあるけれども、どういうふうなアプローチをしているのか、大学を絞っているのか。

多分、県立高校も私立高校も進学者の一覧とかが出るから、アプローチはしやすいのかもしれませんが、どういうふうにしているのか、お聞かせください。

【宮本若者定着課長】まず、長崎地区、佐世保も含めて適切かというところでございます。

先ほど申しました1,148人、151人の数字は前年度実績で、長崎地区を1名増員する前の数字でございますので、今回1名増員して、さらに長崎県内大学への働きかけの力を強めようと思っていますので、十分かどうかは別として、個別の大学にチーフも含めて回っておりますので、そこは結果を見たいと思っています。

それから、首都圏につきましては東京事務所に1人配置をしているんですが、基本的には本県出身の学生が多い大学、一番多いのは日本大学で、20～30名のところが幾つかあるんですが、基本的には大学の就職課を回って、まずそことの関係を築く、これは福岡も同じやり方でございます。

たまたま日大に関しましては、前年度、協定を結んだご縁もありまして、今回部長説明にも書いておりますけど、10月5日に日本大学の中で、県内企業と一緒に来ていただいて、学生との「長崎県業界研究会」を開催できる運びになりました。これについては、前半戦のキャリア

コーディネーターの活動の一番大きな成果だと思っております。

一方で、それ以外の県内から30人とか20人とかの大学を回ってはいるんですが、なかなか。結局は、まずは我々としては就職課に当たって、そことの信頼関係を構築していくところからスタートしなければいけませんので、そういったところでの協力関係が、正直申しまして、なかなか勝ち取ることが難しいといった状況もございます。

そういった中でいきますと、例えば東京のキャリアコーディネーターの数を増やせばもっと増えてくるというふうには、この半年を見ていて、ならないのかなと思っております。

それから、次は熊本というところにつきましては、委員もおっしゃいましたけれども、まずは福岡の取組をモデル的に見てみたいと思っています。

【山田(朋)委員】わかりました。ぜひ効果的に、成果を上げていただくようお願いしたいと思います。

学生の採用試験の関係で、島根県は、県内出身者、県外出身者ともに3万円を上限に交通費を支給しています。長崎県としては、こういった取組は考えていないのか、そのあたりを伺いたいと思います。

【宮本若者定着課長】島根県の取組は、ありがとうございました。

佐賀県も同様の、少し似ているような仕組みはありますが、私どもとしては、そこを含めて県外からのUターンに一番効果的なものは何なのかというところは、少し検討を深めてまいりたいと思っています。

【山田(朋)委員】学生たちに、卒業する時にアプリを登録してもらったりして、学生が好むよ

うな情報発信をと常々お願いしていたかと思いますが、石川県は、イオンと提携をしまして、「I S i c a（イシカ）」というカードをつくっています。イオンのワオンの石川県バージョンを、高校を卒業する学生に配布をしています。相談会とかインターンシップを受けたら、1,000円とか500円がカードに加算されていきます。学生のメリットとして、お金だけではない、きっかけとして。イオンだけじゃなくてコンビニとかでも使えたり、学生にとっても実益があるのかなと思います。

ふるさと石川就職学生カード「イシカ」というものがありますので、ご検討いただきたいと思いますが、見解を求めます。

【宮本若者定着課長】そこも併せまして検討させていただきたいと思います。

【山田(朋)委員】ぜひ、お願いしたいと思います。

市町がやっているインターンシップで学生を受け入れていると思いますけれども、その後の21市町の状況を教えてください。

【宮本若者定着課長】申し訳ありません。市町が行っているインターンシップの状況は、手元に把握しておりません。

【山田(朋)委員】この間、長崎新聞を見ていたら、どこでしたっけ、上五島かどこか、離島が受けていたような気がしたんですけど、私もすみません、勉強不足で。

きっかけづくりというか、企業でインターンシップを受け入れているところもあると思うんですけども、市町に来てもらって、その市町の魅力を感じてもらって就職につながるという方法もあるのかなと思っております。

岩手県においては、「ワーホリ岩手」ということでワーキングホリデー、ほとんど学生の自

己負担がなく、交通費とかイベント参加の保険料とかも全部出して学生を受け入れています。

私は、長崎県に来てもらうきっかけをつくることは重要であるかなと思っておりますが、こういったことも含めて検討をしていく考えがあるのかどうか。少し岩手の事例を調べていただいた上でだと思いますが、ご見解を求めたいと思います。

【宮本若者定着課長】申し訳ありません。岩手の事例も、私は存じ上げておりませんので、先ほどの石川とか、そういったところも併せまして検討させていただきたいと思います。

【山田(朋)委員】大変個人的なことで恐縮なんですけど、私の息子は京都の大学に進学しております。京都は、テレビ報道があったように、学生のバイトが一番ない地域らしく、うちの息子も非常に苦勞をしているんです。バイト難民の子たちが結構、本当にいるようなんです、学生の多いところでは。

そういった子たちに、長期休暇の時に離島とかでいろいろ体験をしてもらうのも、ぜひ、調査をして検討させていただきたいと思っています。

トータルで部長の答弁を求めたいと思います。

【廣田産業労働部長】県外に進学された学生の方が、卒業後に県内に戻ってきていただくことは非常に大切なことだと思います。

先ほど山田(朋)委員から、他県でのいろんな施策をご提示いただきました。また今も、県外に進学されている方が、夏季休暇等において県内の企業等でインターンシップ的なものというご提案もございました。

私どもは、いかにして県外に進学された方を戻すかということで種々検討いたしております。私ども独自でやる部分も当然検討しないといけませんけれども、他県での成功事例等

も参考とさせていただきながら、戦略的な施策を現在検討いたしておりますので、このことにつきましては、来年度の予算にどういった事業を盛り込めるかということで検討しておりますので、予算の計上の時期に具体的なお説明をさせていただきたいと思っております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【浦川副委員長】一つお尋ねしたいんですけど、今、県内では上場企業がないと言われているんですけども、長崎県内で上場企業を育てていくというか、地場企業の育成も含めてですけども、上場企業がないことに対してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

【廣田産業労働部長】今回、十八銀行がFFGグループに参加したことによりまして、県内から上場企業がなくなっているのはご指摘のとおりだと思っております。

上場企業は、やはり企業として一定信頼度があり、認められた企業ということになりますので、私どもといたしましては、県内に上場をいかにつくっていくかというところで考えております。

まだ具体的にどういった施策というのはございませんけれども、地場企業がさまざまな形で事業拡大をし、収益性を上げて上場を目指していただくことが大切かと思っておりますので、今後、業界団体ともいろいろご相談をしながら、県として何ができるか、検討してまいりたいと考えております。

【浦川副委員長】そういった形で地場企業を育てていくという中で県も取り組んでいくということですけども、そういった地場企業がないと、学生の方も、雇用環境もそうでしょうけど、福利厚生、そういったいろんなことからすれば、上場企業というのが一つの目標地点でもあると

思うんですね。

だから、せっかく地場企業で、ものづくりで世界的シェアを持っている企業もあると聞いていますし、そういった企業を育てて大きくしていった、長崎の雇用の基幹的な企業になるように今後育てていってほしいと思います。

もう1つ別のことでですけども、今、政府の方では、ソサエティ5.0という中で、5Gだったり、通信速度とかIoT、ITを活かした新規産業の育成をするために、特区も含め取り組もうとしております。

県内では、ソサエティ5.0についてはどのような姿勢で挑んでいるのでしょうか。

【井内新産業創造課長】ソサエティ5.0を推進する県の取組でございますが、昨年度より、ロボット・IoT関連産業の育成の事業に取り組んでいるところでございます。

こちらの柱としましては、大きく2つございまして、まず、こういう先端技術を県内の企業がどんどん取り入れていただくと、それに向けての支援。

あとは、そういう最新のサービスを県内企業が提供できるようにする、専門人材の育成等をはじめとした取組がございまして、今、ロボット・IoT、さらにはAIという要素も含めて、専門人材の育成等に取り組んでいるところでございます。

【浦川副委員長】確かに人材育成は大事だと私も思います。しかし、県としては、そういった事業の需要を起こしていくことが大事じゃないのかなと思います。需要を起こすことで、逆に企業を引き込んでいけるんじゃないかなというふうに思うんです。

今、国でも、自治体AIとか、ロボットRPAというような中で、自治体の先端技術の取組

に対して公募とかしているんですけども、今後、県としては、AI、ロボットとか、そういった取組に対して県が率先していくような意気込みはあるのでしょうか。

【井内新産業創造課長】県の業務における、このような業務の取り込みにつきましては、直接は新行政推進室が検討していると聞いております。

【浦川副委員長】所管が違うということなんでしょうけど、全体としては、そういった技術革新の中で産業が新たに動き出していると思いますので、いろんな部と課の中で、通信にしる、AI、ITにしる、全てにつながっているものと私は思っているんです。

だから、できれば今後、そういった分野も頭に入れながら、企業育成もそうでしょうけれども、そういった部分に取り組んでいただきたいと要望しておきます。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【赤木委員】一般質問で、スタートアップのことで質問させていただいたんですが、そこでの認識について、答弁の中では2,200名の方が今までCO-DEJIMA（コデジマ）を利用されていたと。ですが、日々の活動については、まだまだ利用者が少ないということは、私も同じ認識だったと思います。

今後、その利用者をもっともっと増やしていかないといけないと考えていると思いますが、今、私が課題として感じているのは、CO-DEJIMA自体もイメージしにくいなと、どういう施設なのか。ホームページには出ているんですけども、それは絵に描いたような形でして、実際、写真とか動画とか、どういうふうな利用方法なのかと、そういった情報がまだまだ少ないのかなと感じております。

そういった対策を考えていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

【井内新産業創造課長】委員おっしゃいますように、利用者につきましては、イベントがある時には130人ぐらい来たりする時もあるれば、1日に10人、20人という日もあるところで、そこは非常にむらがあるところがございます。そういう中で、CO-DEJIMAの利用者自体を増やさないといけないという認識は、私どもも持っているところでございます。

委員おっしゃいますように、具体的にどういことができるのかと、交流を図ることでどういものが生まれるのかということについて、具体的な情報発信をしていかないといけないという問題意識も持っておりまして、今、来年度の予算に向けて事業の検討等をしているところですが、その中で、そういう具体の発信ができないということも含めて検討してまいります。

【赤木委員】ぜひとも、多くの方々に情報が届くような方法を考えていただきたいと思います。

私も動画と申し上げましたけど、あとは検索サイトです。グーグル等ございまして、先ほどCO-DEJIMAを見たら、グーグルにもマイビジネスという無料で使えるサービスがあって、そちらには登録されているようでしたけれども、そこにまだまだ情報が少なくて。

例えばコワーキングスペースと検索した時に、CO-DEJIMAは引っかからない状態なんです。スタートアップと検索したら出てきますけれども、それはCO-DEJIMAしか出てこないのも、もっともっと幅広い方にしっかりと引っかかるような仕組みというものを、例えばグーグルのマイビジネスを使うとか、そういった形で、もっと検討していただきたいと思っております。

動画とかに関連するんですけれども、Nなびです。就職支援等に関わってくるかと思いますが、Nなびも、企業によっては動画を作成されてNなびに貼り付けているところもございますが、動画がないところもございます。

県外の方にNなびのことを知っていただく取組は頑張られたと思うんですけれども、学生さんに聞くと、知らない企業が多いと。長崎の企業はたくさんすばらしい企業があるのにもかかわらず、なかなかその企業のことを知る機会がないというのが県外の学生の率直な認識だと思いますので、Nなびに動画がある企業、ない企業があると思います。そこは企業さんに任せていらっしゃるのか、そこをお伺いしたいです。

【宮本若者定着課長】機能としては載せられるようにしておりますので、現状は企業にお任せしているところでございます。

【赤木委員】企業にお任せしているということですが、学生にイメージをしやすいように後押しをしていかないといけないかなと思っております。これは要望にしたいと思いますが、動画を載せられることは各企業もご存じだと思いますけれども、もっともっとですね。

今度、福岡の方にUターンの施設をつくるということですが、そこで、例えばデジタルサイネージで企業がつくった動画を載せて、企業の紹介をずっと流しっぱなしで視覚で訴えとかですね。

開かれた形で福岡の施設も運営していただきたいと思っておりますし、多くの皆さんに、ペーパーだけではなくて視覚で訴えるような仕組みづくりも、ぜひとも検討していただきたいと思っております。これは要望にとどめたいと思っております。

【徳永委員】政策監にお伺いします。来られて、答えたいでしょうからですね。

本県も一生懸命に企業誘致をやっています。私から見て、企業振興課長も一生懸命にやられていますし、部長もそうです、知事もそうなんですけどね。しかし、どうしても、私から見ても限界というものが感じられるわけです。

やっぱり長崎県というのは離島・半島、そしてまた一番西の端の県でもありますし、特に二次産業ですね、製造業は非常に厳しいと思います。私は、そういうことから見ても、やはり国が、地方が、県が、自治体が競争をするのも必要でしょうけれども、過度な競争なんです。パイの奪い合いということで。ここは、人口減少、少子化を含めて、もう時間がないわけなんです。

国が、しっかりとした指導をとるべきだと私は思うんですけれども、現在、国は、地方をどう見ているのか、国の政策を教えてくださいませんか。

【三上産業労働部政策監】現在、デジタル革命が叫ばれております。IoT、AIというカタカナばかりでございますけれども、にぎわせておりますが、そういった中で中小企業がいかにキャッチアップしていくかというところを非常に注目されております。

先般も、毎日でございますが、日経新聞等を見ますと、大企業等ではそういった変革が進んでおりますけれども、中小企業は、やはりそういった体力がない、日々の営業で頭が精いっぱい、それから専門人材がいないと、そういうないないづくしでございます。

他方、近々5Gという通信規格ができようとしておりますし、デジタルトランスフォーメーションとかとあって、仕事のやり方を変える、働き方を変える、そういったやり方は、よりやさしくなっているところでございます。

私も着任後、県内の企業を幾つか回らせてい

ただきましたけれども、確かに長崎県は、他県に比べて若干、まだ遅れているところはあるのではございますけれども、ここは逆に後発者の利益と申しますか、だんだんこなれてきたところに技術をキャッチアップするというのも、なかなかメリットがあるものでございますので、国としては、中小企業全部、末端までデジタル革命してほしいという意味で旗は振っているのではございますけれども、実際の本当の足元の現場に声が届くのは、県、あるいは市町のこういった施策担当者が、大事なのですよと言っていくしかないと考えているところでございます。

我々県としましても、こういったデジタル革命、今後、要するにこういった流れをキャッチアップしていかないと、営業すらできなくなる、仕事をとってこることもできなくなるというような危機感を日々企業の方々に訴えて、実際に乗り換えたいと、企業の方が変化に対応していきたいと、そのような声があれば、先ほど企業振興課、あるいは新産業創造課の課長からありましたように、さまざまな支援制度が今はありますのでやっていくと、いろんな施策を我々としてはご紹介して、後ろからサポートしていくというところでございます。

ご質問がございましたように、今、国としては何を考えているんだというところは、諸外国、欧米の状況を見て危機感を示しているところではありますけれども、正直、まだ国内の中小企業のところに具体的に届くような手をなかなか持っていないかと、私、こっちに着任して感じたところでございます。

【徳永委員】それは、全体的な国の考えでしょうけれども、我々にすれば、長崎県をどうすることなんですよ。

長崎の造船業は航空機産業の方にとということ

で、いい話もきていますけれども、造船業に今まで携わってきた中小企業。

日本の国は、ご存じのように99%が中小企業で、この中小零細企業の技術のおかげで日本という国は栄えてきたわけですね。今もロボット、宇宙産業もそうなんですけどね。造船も、三菱造船を支えてきたのが地場の中小企業です。すばらしい技術を持っているわけです。

ところが、今、こういった造船不況等によって仕事がない、後継者も育たない、廃業と、これがどんどん、どんどん進んでいるわけですよ。ここをしっかりと今の時点で。

この技術を、ただ造船だけじゃなくて、航空機は大事ですけど、ほかにもいろいろ転用できるんです。そういったところを国がしっかり。これはわかっているんですから、早く、そういったすばらしい技術を持っている産業を、転化じゃないけれども、ほかのところにマッチングさせるか。

そして、MアンドAもありますしね、いろいろやっていますけれども、一番問題なのは、廃業なんですよ。技術の継承ができなくなって、結局、ある時に、ああ、しまったと、そういう大きな財産を失うことになるかと私は思っております。

やはり国が、そういった地方の素晴らしい技術を、ここで継承、そしてまたいろんなところとマッチングさせることが大きなところではないかと。

そういう財産を持っているのが、この長崎なんです。そこはどう思われますか。

【三上産業労働部政策監】私も、長崎につきましては、造船業で培った高い技術を有する企業が幾つもあると存じております。また、そういった企業が廃業に陥ってしまって、貴重な技術

がなくなってしまうということも聞いております。

そういった企業を救うためには幾つかやり方があると思っております。一つは、先ほどから説明がありましたようにクラスター、地元で仲間をつくって、そういった技術がどこにあるのかというのを常に把握して、仲間同士で頑張っている仕事を取っていくというやり方がありますし、あるいは、デジタルでどんどんつないで、離れたところの企業とネットワークをつくっていくというような流れがあると思います。

長崎につきましても、まさにニッチな分野で非常に高い技術を持っている企業がたくさんあると思いますので、そういった企業が日本国内に、あるいは世界に営業していけるような活動をサポートしていきたいと考えております。

【徳永委員】そこなんですよ。だから国が、そういった技術をいろんなところに紹介できる、そしてまた、ちょっと工夫をすればこういった産業の方にも活用ができると、そういうことをですよ。

せっかく国の方から、長崎県の企業振興のために来られているわけですから、そういうところをもっともっと、長崎県との連携をとっていただいて、やはり国がしっかりとしたビジョンを持っていかなければ、ただただ地方が手を挙げ、お互いが来てください、来てくださいと優遇措置の競争では、全然先が見えないわけです。

この長崎県にはどういう財産があるのか、どういう技術があるのかを、まずしっかりと調査、把握していただいて。

私は、時間はないと思いますので、しっかりと国と県との連携、そしてまた自治体との連携をとっていただいて、企業の素晴らしい技術を継承していただきたいと、そう思っております。

ます。

そういうところを含めて、部長、国と県の役割分担、そしてマッチングをどう考えていくのか、最後にお聞きしたいと思います。

【廣田産業労働部長】長崎県の企業は、地場産業としては非常に苦戦をいたしております。そういった中で私どもといたしましては、雇用の場を生むということで企業誘致にも力を入れております。

私どもが今考えておりますのが、誘致企業は大手工場企業等が数多く立地をしていただいております。それをいかに地場の企業に公益を与えるかというところがございますので、まずは誘致企業と地場企業の取引関係がいかにして成立するかというところで、地場企業の人材育成なり、設備投資なり、そういったものを一定支援をしているところでございます。

そうは言いますが、徳永委員ご指摘のとおり、他県との地域間競争が激しくなっております。そういった中で今後どうやっていくかというところでございますが、私どもといたしましては、やはり良質な雇用の場をつくるに当たっては誘致企業は欠かせないと考えております。

従来は製造業中心で誘致をしておりましたけれども、近年、情報関係の企業が、BCPとか人材確保の面で長崎県は有益であるということから立地していただいております。

ただ、それだけにとどまれば何もございませんので、先ほど申し上げましたように、それがいかに地場企業に公益をもたらすか、いわゆる取引関係が成立するかというところで、そこは力を入れていきたいと思っております。

ただ、そういった中でも本県の置かれている各産業界は非常に厳しい状況がございますので、企業の業況などを精査しつつ、必要なことにつ

いては国に要望をし、いろんな制度創設等も含めて要望を行っていきたいと考えているところでございます。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【山田(博)委員】先ほど、委員会の時に質問した、答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【福重新産業創造課企画監】燃料電池船建造プロジェクトの事業費でございますが、今年度当初予算は542万4,000円となっております。

こちらにつきましては、燃料電池船の維持、メンテの費用のほか、五島市離島漁業振興策研究会の運営費であるとか、国の燃料電池船技術評価、FS事業に関して県として関わっていくための費用等も含まれているところでございます。

【山田(博)委員】私がお聞きしたいのは、過去です、過去。過去含めてお尋ねしたいと思いません。よろしくをお願いします。

【福重新産業創造課企画監】燃料電池船建造プロジェクトの事業につきましては、平成28年度から実施しております。決算ベースにおきまして、平成28年から平成30年度で支出した費用といたしまして、2,362万5,000円となっております。

【山田(博)委員】支出は約2,300万円でしょう。当初予算は幾らでしたか。

ちょっと時間がかかるでしょうから、別の質問でね。

以前、委員会で、地域の伝統的工芸品及び文化の再発見につながる地域企業の育成ということで、今どのような取組をされているのか、それをお尋ねしたいと。

雇用労働政策課長、平成23年10月ですか、サテライトをですね、それに関わったのは誰か、

ご存じですか。議員は誰か、お答えください。

【宮地企業振興課長】今、山田(博)委員からお尋ねがございました、伝統的工芸品の取組の進捗状況でございます。6月の委員会でも前向きに検討するとご答弁申し上げておりますので、具体的な支援制度の構築に向けて、いろいろ関係機関と協議をしております。

その際に私どもの持つております視点としましては、参加したい事業者のいろんな活動費を支援したいのは当然としまして、できれば出展機会あたりも併せてご紹介できるような、何か商談会なりをご自分で探して参加した事業費をご支援しますよというよりは、こういう機会もありますので、ご参加なさって我々の支援制度もお使いいただけませんかという制度にしたいと、具体的に調整をしているところでございます。

【吉村雇用労働政策課長】先ほど申し上げました、平成24年11月の請願に山田(博)委員が関係をされていたことについては記録がございますし、恐らくそれ以前からあったのだと思いますけれども、申し訳ございませんが、平成23年10月の開設の時の記録が現在、手元にはございません。私は存じ上げません。

【山田(博)委員】雇用労働政策課長、それは地元の人があつて、私は、その後、関係機関等に働きかけて、当時の五島振興局の局長も理解を示していただいて、遊休施設を限定期間ではありましたけど、お借りできてしたんです。

つまり私は何が言いたいかというと、雇用労働政策課長、いいですか、五島にする時には、地元の実情を私はわかった上でこうしたんです。

じゃあ、壱岐や対馬は利用者が少ないから、PRしますと言いますけど、壱岐と対馬に、実際は働けるにも関わらず働いていない人がどれ

だけいるのか調べているんですか。調べて、さっきの答弁をされたんですか、私に対して。

まず、調べているか、調べていないか、そこをお答えください。

【吉村雇用労働政策課長】 調べていません。

【山田(博)委員】 調べていないのに、そんな答弁があるか。

五島振興局管内で700人おられたんだよ。野口五島市長、当時の振興局長も大変協力していただいて、それだけあったんだよ。

肝心かなめのあなたが調べておらずに、今の答弁は何ですか。事前通告しているんだよ、俺は。あなたが一番、情報とかなんかは知っておきながら、これを一生懸命やらんどころか、そんな答弁があるか。

私は、産業労働部に大変期待しておるとよ。貞方政策監もそう。ね、三上政策監、あなたはさっきの答弁を聞いておったら、大変前向きで、すばらしいと思うよ。頑張ってくださいよ。

村田次長、あなたもいるとぞ。あなたを忘れていたわけではなかとぞ。

このゴールデンメンバーでいながら、雇用労働政策課長は何をしよるとかな、あなたは。しっかりとね。

壱岐や対馬の人が、島民が言っているのにもかかわらず、利用者が少ないから、今から利用者を増やすとか、潜在はどれぐらいいるのかも調査せずに、そんな答弁があるか。

私は、廣田部長になって、五島振興局の局長をしてあって、地域のこともあるからね。中村知事も期待しているから、廣田さんに部長をしてもらったと思うよ。そういった知事の思いというか、考えてから答弁していただきたいと思います。

もう一回、次の議会までにしっかりとした考

えをもって、姿勢をもって答弁していただきたいと思うんです。

いいですか。この議会というのは、県議会議員でも、大場委員長が言うように、機会均等で20分しかないんだから、その中でこういった質問をしているんだよ。もうちょっと反省を込めて、思いというか、この件に関して答弁いただきたいと思います。

【吉村雇用労働政策課長】 失礼いたしました。

先ほどご答弁申し上げたとおりで、調査をしているかどうかということについては、現在、調査はしておりません。

地域の実情をしっかりと把握して、必要な対応を考えていくということは、委員ご指摘のとおり非常に重要なことだと考えておりますので、関係機関も含めて連絡調整、実態をお聞きしながら調査をしてまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長、私は、五島振興局に平成23年10月からサテライトをした時から、ずっとわかっているんだよ。細かくは言わんけれども、時間が限られているから。だから言うんだよ、俺は。もうちょっとしっかりと前向きにやってもらいたいと思いますよ。

続きまして、企業振興課長が今言われた、いろんな、取り組んでいただきたいと思います。

それで、三上政策監、あなたは先ほど徳永委員が質問をする時に、ものすごく前向きだね。

私は最初は、はっきり申し上げて、あなたは国から来たから、横着こいているんじゃないかと思ったら、ところがどっこい、大変部長を立てる、貞方政策監も村田次長も立てるような、そういった思いがひしと伝わってくるから、ぜひ一緒になってやっていただきたいと思っています。

先ほど、自動車産業のシートの件がありまし

たけど、この委員会で、大場委員長ではなかったけれども、雲仙に視察に行った時に、県の担当者がきちんと五島の縫製工場とマッチングしていただいて、大変喜んでいんですよ。県の職員のこういうふうなきめ細かなアドバイス。

その時に私が、ここに紹介したらどうかと言ったけれども、あとの全てのアフターケアは全部、県の職員がやった。これは大したものですよ。

三上政策監、私はあなたの国でのキャリアというのは大変期待しておりますからね。だから、ぜひ産業労働部長の助さん、格さんになって、しっかり支えていただきたいと思います。

伝統工芸品というのは、これから長崎県の産業の基礎、宝になる可能性がありますから、頑張ってくださいと思っています。

ところがどっこい、おい、教えてくださいよ、水素エネルギー。

【福重新産業創造課企画監】先ほど、決算ベースをお伝えしましたが、予算額につきましては、平成28年度から平成30年までで1億501万3,000円となっております。

【山田(博)委員】 いいですか、委員の皆さん、燃料電池船で1億円ぐらいかけて、結局は、突き詰めてどうなったかという、今私がお聞きしているのは、燃料電池船を解体する時。

これは名前は何といったかな、長吉丸。なんで長吉丸かという、五島ふくえ漁協組合長が熊川長吉だから長吉丸だというからね、こんなばかな話があるのかと思ったんだよ。それは地元の漁業者が、こんな名前をつけるのがあるかと、ふざけるなど、私が文句を言われるんだよ。私がつけたんじゃないんだけど、ふざけるなど言われているんだよ。つけるんだったら、ゲンジロウがいいじゃないかと言ったんだよ。

そういうふうな問題があって、1億1,000万円の予算をかけながら、今は200万円でしかやらないという状態なんですよ。

これは、企画監、1億円かけて投資をしたのが、今は200万円で作るか、やらないかというふうになっているか、なっていないか、そこだけお答えください。

【福重新産業創造課企画監】 予算が3力年で1億501万3,000円に対しまして、決算では2,362万5,000円となっております。

【山田(博)委員】 事前通告した時に、燃料電池建造プロジェクトで、当初は500万円だけれども、最終的には、私が聞いたのは、これを解体するには200万円だから、200万円以内に改造費が収まったら、それでやりますということなんです。

つまりね、委員の皆さん方に、県民の皆さん方にお尋ねしたいのは、この長吉丸という船の名前がいいか悪いかは別として、縁起がよかった悪かったか、私は源次郎の名前がよかったんじゃないかと。真田源次郎というのがおれは好きだからね。そっちがよかったんじゃないかと言うんだよ、皆さん、漁業者の方は。

そうしたら、いいですか、もう一度言いますよ、燃料電池船建造プロジェクトが1億円かけて予算を当初はしておいた、平成28年。ところが、どんどん、どんどん決算も下がってきて、今は、いいですか、やるかやらんかというレベルになっているか、なっていないか、そこをお尋ねしているんです。だから、イエスかノーでお答えいただきたい、それだけなんです。

【福重新産業創造課企画監】 具体的にその改造費用、改善費用についてはお答えできませんが、今計上している予算の範囲内で実施しようとしているところでございます。

【山田(博)委員】 私は、燃料電池建造船というのは、当初から難しいと。私でわかつとよ。私は下関市立大学経済学部しか出ていないんだよ。あなたみたいな立派な頭は持っていないんだよ。その俺でわかるんだ、こんなことは。

なんでわかるかという、その水素船というプロジェクトの機械がないんだから。ないのにできるわけないと何回も言っているにもかかわらず、結局はこんなことになったんだよ。

これは、本来であれば三上政策監、あなたに答えてもらいたいけれども、あなたは答えるわけにいかん。あなたは来たばかりでさ。あなたに答えろっていったって、とんでもありませんという気持ちがわかるから、それはやめておいて、これは誰が答えるかと。ね。廣田部長もさ、ちょっと酷だから、企画監、反省を込めて、今後どんなするか答えていただきたいと思っておりますよ。

もう一度言いますよ。当初、1億円かけてやろうとしておったんだよ。ところがどっこい、どんどん、どんどん下がっている。この事業がいいか悪いか、やってよかったかどうかとなるんだよ。

私は何が言いたいかと。もうちょっと地元の県議会議員の話をよく聞かんといかんということをお願いしたいんだよ。自分たちの独りよがりだと思ったら大間違いだよ。ということをお前は言いたいわけです。

ということで、企画監、あなたの答弁次第で、長く続くか、これで終わるか、それだけですから、お答えいただけますか。

【福重新産業創造課企画監】 以前と比較して、非常に事業費が減額というか、小規模になっている部分につきましては、県として取り組んでいる事業スケールがだんだん縮小していって

るということになるかと思えます。

現状といたしましては、燃料電池船という部分がうまく活用できていないところ、処分について非常に時間がかかっているところにつきまして、やはりスピードがないというお叱りを受けても当然だと思っておりますし、引き続きこちらにつきましては、なるべく早めにちゃんとお答えをいただくようにしていきたいと思いません。

また、現在、費用につきましてこれだけ少なくなっている理由といたしましては、いろいろな研究会であるとか、FS調査といった中で、今後、燃料電池船をつくるための準備の中に県として関わっているところをございまして、費用としてそれほど計上していない状況でございます。

今後、燃料電池船を建造していくステージに入りましたら、そういったところの費用が現在よりもかかると思いますが、そういった場合におきましても、しっかりと予算要求、皆さんがご納得できるような説明をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 企画監、私は、この事業自体は、やろうという意気込みは賞賛しているんですよ。賞賛しているんですよ、結果でこうなったけどね。

やはり、当初からしっかりとした計画で綿密にやらんといかんというのはあると思うんです。

県の担当者は、いくら言っても長吉丸という名前を、愛着があったからよかったかもしれんけど、大体、名前自体が悪かったんだ。たまたまね。

私が言いたいのは、今回の燃料電池船のプロジェクトは、当初の計画はなかなかうまくいかなかった。私は議員の立場として、これはやっぱ

りきちんと指摘をしておかないといけない、それはご理解いただきたい。

それで、今回の失敗を糧にして、またしっかりと頑張っていたきたい。私からこう言われて、次の新たなプロジェクトに腰が引けちゃいかんよ。腰が引けたらだめだからね。何のためにあなたはここにいるのか。これをばねにして、また次のプロジェクトで頑張ってください。

例えば、何度も言うけど、航空機産業よ、航空機産業。私は随分言ったんだ、企業振興課長に。しかし、それをやるんですと。

で、佐倉企画監、聞いていますか、あなたは。貸ビルがあったでしょう、あれもあなたは何と言ったかということ、計算の方法は若干違っていましたけど、それでも誘致を頑張りますと言って、今はどんどんやってきているんだよ。だから、その意気込みを忘れずに、これからも頑張っていたきたいと思っているわけでございます。

何が言いたいかというと、今回の燃料電池船建造プロジェクトは、あまり成功したとは言えませんけれども、それをばねにして、また次の新たなステージを頑張っていたきたいと、廣田部長をはじめですね。

今の長崎県の部の中で、光っているのは何かというと農林部だからね。農林部に追いつき追い越せぐらいの勢いをもって、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。長崎県に産業労働部あり、ぐらいに頑張っていたきたいと思っているわけでございます。

次の委員会の時には、雇用労働政策課長、さっきの若者サポートステーションの件は、しっかりと明確な答弁ができるように頑張っていたきたいと思っております。

時間がきましたので、私の質問は終わりたい

と思います。ありがとうございました。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時59分 休憩

午後 3時59分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時 0分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年 9月25日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 6分
於 委員会室 4

水産経営課長 川口 和宏 君
水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
水産加工流通課
企画課監 吉田 誠 君
漁港漁場課長 橋本 康史 君
漁港漁場課企画監 森川 晃 君
総合水産試験場長 平野 慶二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君
副委員長(副会長) 浦川 基継 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 博司 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 麻生 隆 君
" 近藤 智昭 君
" 久保田将誠 君
" 赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長 坂本 清一 君
水産部政策監 高屋 雅生 君
水産部次長 西 貴史 君
水産部参事監 内田 智 君
漁政課長 松尾 信哉 君
漁業振興課長 中村 勝行 君
漁業取締室長 松本 啓一 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】 おはようございます。

それでは、昨日に続き、委員会及び分科会を再開いたします。

なお、山田(朋)委員から、知事への監査報告のため、本委員会の出席が遅れる旨、連絡がっておりますのでご了承をお願いいたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及を議題といたします。

水産部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】 水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳出予算は、公共土木施設災害復旧費860万円の増、合計860万円の増となっております。

これは、本年7月の台風5号により被害を受けた漁港施設の復旧に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりましたの

で、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 漁港施設の復旧に要する経費は、理解をいたしますけど、具体的にどういう箇所、どういう状況か、説明してください。

【橋本漁港漁場課長】 今回の災害復旧費の箇所でございますけれども、五島振興局並びに対馬振興局、また、五島振興局上五島支所におきます漁港並びに漁港海岸におきまして、泊地あるいは海岸において流木等が埋塞し、それを除去する費用でございます。全部で8漁港、3海岸、17件、金額にしまして、お手元の資料のとおり、1,360万円となっております。

【堀江委員】 それって、例えば、農林部とかは内容の一覧とかは出していただけますが、水産部は出ているんですか、私が知らないだけでいいですか。

【橋本漁港漁場課長】 失礼いたしました。水産部は金額だけの提示になっております。

【堀江委員】 それはどうしてですか。860万円という金額だからですか。わからないでしょう、860万円。いわゆるめくら判を押せということですか。議案を審議する時に860万円の中身は何か。もちろん、漁港施設の復旧に対する経費ですよ。ほかの部はきちんと、どういう箇所の、どういうところ、せめて主な内容、しかも写真を出して復旧の状況を言うじゃないですか。質疑がない限り、これは説明しないんでしょう。私は、すごく不誠実だと思います。見解を求めます。

【橋本漁港漁場課長】 大変失礼いたしました。本来は、きちっと箇所一覧、あるいは写真などを提示して皆様方に、この予算の詳しい内容をご説明すべきところ、私の判断ミスで怠っております。至急資料を揃えまして、後ほどご提示させていただきたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

【堀江委員】 少なくとも、皆さん、いろいろ事前に説明に来るでしょう。説明に来いとは言わないけれども、なんですか、議案の。私は非常に、「すみませんでした」では終わらないことだと思います。議会に出したら何でも通ると思っているんですか。私は、水産部の対応は非常に不誠実だと思います。部長の見解を求めます。

【坂本水産部長】 予算が少額だからといって、十分な資料を付けなかったということは、当方の手落ちでございました。以後は改めまして、きちんとした内容のわかる資料をお付けしたいと思っております。

【堀江委員】 ぜひそうしていただきたいと思っておりますし、ついでに申し上げますけど、「予算令和元年度9月補正予算(案)」、なんですか、これは。議案番号を書くべきでしょう、第103号議案と。9月補正が追加で出たらどうなるの。こういうことも含めて議会に出す資料がいい加減です。不誠実だと私はこの機会に申し上げておきたいと思っております。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時 4分 再開

【大場分科会長】 分科会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 私が改めて言うというのもね、隣が言うから私も言うんじゃないんですよ。堀江委員がトップバッターで言ったけど、私も全く同感よ。農林部におきましては、災害の後はこちらだということできちんと写真まで出しているんですよ。口頭で言うのはどうかと思うよ。

参事監、これは参事監が指示したのか、部長が指示したのか、誰がそういったやり方を承認

したんですか。誰が漁港漁場課のこういった資料提出のあり方を認めたのか。坂本部長は、多分知らなかったと思うんだ、忙しいからね。助さん、格さんである参事監はどういう見解を持ってこの委員会に臨んだかということを知らせていただきたいと思います。

【内田水産部参事監】私から指示をしておりませんでした。しっかりと内容がわかるように、今後、私もしっかり指示してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】今まで水産部でもきちんとしていたんですよ。細かく出して、金額とかなんかを問わず、堀江委員が言うように、していたんですよ。参事監が来た途端にころっと変わった。あなた、真面目だと思ったけど。とにかく、今回、大場委員長のもとでこういったことが二度とないようにしっかりやってもらいたい。

取り急ぎ資料を、用意できるんですか、今。どうなんですか、それは。

【橋本漁港漁場課長】資料は一覧表がございますし、全てのところの写真もございますので、写真につきましては主なところをピックアップして、大至急、資料を揃えてご提出したいと思います。

【大場分科会長】しばらく休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時 7分 再開

【大場分科会長】分科会を再開します。資料が届くまでしばらく休憩いたします。10時30分より再開いたします。

午前10時 8分 休憩

午前10時29分 再開

【大場分科会長】分科会を再開いたします。

予算議案に対する補足説明をお願いいたします。

【橋本漁港漁場課長】議案に対する補足説明をさせていただきます。大変失礼いたしました。私の不手際で皆様方に資料をお届けしておりませんでした。ただいま、お手元にお配りした資料でもって説明をさせていただきます。

まず、1枚目が台風5号被害状況一覧表でございまして、今回の補正に係る860万円分の内訳表になっております。五島振興局、対馬振興局、また、五島振興局上五島支所において、流木等によって港が埋塞する、あるいは海岸に漂着するといったことで、それらの撤去費用に要する費用でございます。

具体的に申しますと、2ページ目、3ページ目に写真を付けております。まず、2ページ目の上の写真が対馬振興局管内の豆酸漁港のE泊地というところございまして、写真のように台風後に流木が泊地に流れ着き、このままですと漁船の停泊に支障が出るということで、この流木を取り除く必要があるということでございます。

以下、同じように、下の写真は、五島振興局上五島支所管内の鯛ノ浦漁港における埋塞の状況でございます。写真が小さくて申し訳ございませんが、赤の枠で囲ったところの泊地に漁船が既に停泊しておりますが、周りに茶色い色が見えると思いますが、ここは上の写真と同じように流木がきているという状況になっております。

また、1枚めくっていただきまして、佐賀漁港の写真でございます。これは対馬振興局内の佐賀漁港というところでございますが、ここも同じように泊地の中に流木、あるいは枯れ葉、枯れ木が流れ着き、このままですと漁船のペラ

を傷めたり、冷却装置に吸い込み、エンジンが故障するというようなことが心配されますので、至急撤去する必要があるということで災害復旧を行おうとするものでございます。

以上、今回の台風5号に関する災害復旧費についてのご説明でございます。

資料が提出されませんで大変申し訳ございませんでした。

【堀江委員】そこで、お尋ねいたします。

台風5号により被害を受けた漁港施設は、これが全てということなんでしょうか。例えば、農林部の林業施設の倒壊とかというふうに予算に計上されても、大小の額はあるので、実際はもっとたくさんあって、しかし、いろんなルールのもとで補正予算に計上される箇所は限られているんですが、水産部の場合は、今回の漁港漁場課の場合については、いわゆる台風5号により被害を受けた漁港施設は、これが全てと認識していいのか。それとも、実はほかにもあって、しかし、今回の補正で計上できるのはこれだけというふうに認識したらいいのか、そこを1点教えてください。

【橋本漁港漁場課長】まず、漁港施設についてお答えいたします。

漁港施設は、今、ご説明した一覧表に載っておりますのは、今回の補正860万円分でございます。当初予算で500万円分が既に計上されております。お手元の資料の2ページ目の横表の補正前の額というところに500万円計上されておりますが、これは当初予算で計上していただいたものでございまして、この500万円を使って4カ所の今回の埋塞を撤去することにしてあります。先ほどお渡ししました一覧表に当初予算分で、あと4カ所ございます。漁港施設に関しては、以上でございます。

【堀江委員】そうしますと、当初予算の4カ所

と合わせて、今回計上された漁港施設で台風5号により被害を受けた漁港施設の復旧は、全部対応できるという理解でいいですか。

【橋本漁港漁場課長】はい、そうでございます。

【堀江委員】わかりました。

【近藤委員】私も台風の次の日、すぐ視察に入って港湾、漁港ですね。特に、有川町漁協は、船が出れないんですよ。エンジンをかけたら、ごみを吸い上げて船のエンジンが止まってしまうと。

そこで、こういう形で漁港も港湾もすぐに対応していただいたことに、今ここでお礼を言いたいと思います。どうもありがとうございました。

【山田(博)委員】近藤委員が、今、いい質問をされました。五島のみならず、吉岐や対馬の出先の職員は、災害復旧で孤軍奮闘頑張っているということを耳にしておりますので、この際、心から感謝申し上げたいと思います。

それで、財源が大変厳しい中で当初予算で500万円ということやっております。今回、補正予算で860万円ですが、災害復旧費というのは、当初、県単で500万円ということですが、こういうことでずっと計上されておりますかね、どうですか。

【橋本漁港漁場課長】台風被害につきましては、予測がつかみませんので、例年、このような計上の仕方をさせていただいて、不足の場合は、補正で対応するというやり方をさせていただいているところです。

【山田(博)委員】今回、補正でしますよね。工事というのは速やかにやらないといけませんから、先に工事をやっていただいて後払いになるという形で理解していいんですか、お答えく

ださい。

【橋本漁港漁場課長】 委員のおっしゃるとおりでございます。まず、水産庁に至急復旧しないといけないということで応急協議をいたしまして、応急協議が整い次第、速やかに現場に入りまして、かかった費用については、その後にお支払いするというようなことになっております。

【山田(博)委員】 そうしますと、この災害復旧費というのを例年、漁港災害復旧費として計上しておりますね、1億500万円ですね。今回はその中から500万円とってやるわけですね。それで地方債で860万円で作るわけですね。これ、災害ですから、先に予算を確保していた場合とスピード感というのは変わらないかどうか、お尋ねしたいと思います。いかがですか。

【橋本漁港漁場課長】 当初予算が不足しているからといって、それを理由に災害復旧が遅れるということはありませんので、今の対応の仕方でも不都合は生じておりません。

【山田(博)委員】 わかりました。そうであればいいんですけど。

もう一つお尋ねしたいのは、財源で地方債とありますが、これはいつもこういうふうに地方債でやって、どういった形で地方債で財源を確保するのか、説明いただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 地方債につきましては、一般財源、県の純然たる費用で行うのではなく、借金には当たりますけれども、地方債を活用した予算をこの財源に充てるということで、毎回、このような財源内訳の仕方になっているところでございます。

【山田(博)委員】 県債ですというんでしょう。地方債というのは県債ですよ。県債ですということは、借金、利息も発生するわけですね。

財源としては、これしかないということで理解していいんですか。

【橋本漁港漁場課長】 災害につきましては、公共災害と単独災害の2種類がございます。今回の埋塞災でございますと、例えば、復旧見込額が120万円以上になれば公共災害ということで国のお金もいただけることになっております。80%が国の負担ということで、県は20%の負担となっております。

今回の場合は、そういった公共災の採択を満たさない小規模な災害でございましたので、全て県の単独災害ということになりまして、これは地方債を活用していく方法しかないということになっております。

【山田(博)委員】 漁港漁場課長、あなたは対馬、五島の両振興局におったわけね。つぶさにいろいろわかるわけでしょう。要するに、今の話であれば、120万円以上の災害であれば公共災、国からもらえるということで、それ以下だったら単独でせんといかんと。単独だったから地方債でしなければいけなかったと。私にすれば、見積もりがね、よく見てなかったんじゃないかと思うんですよ、見積もりを。

災害現場に行ったら、例えば、三井楽の海岸に行ったら漂着ごみ、流木あたりで100万円しかかかりませんということだけど、100万円でもいいのかなと思うんですよ。本当は130万円、150万円かかったんじゃないかと思うわけです。そこは今後、調査、研究していただいて頑張っていたきたいと思います。

高屋政策監、私の言わんとすることはわかりますね、あなたは対馬市の副市長をされて、できるだけ財源がかからないようにやっていけないといけないわけですからね。そこはここに県議会の議長経験者の重鎮が2人もいらっしゃ

る、副議長もいらっしゃるわけですからね、同じ思いだと思いますよ。いかに県に負担がかからないようにしっかりやっていただくことが大事ですから。ね、参事監、私の言わんとすることはわかりますね。そういうことで、その答弁は要りません。

それで、またお尋ねしますけど、この被害状況の流木とかなんかありますね、いろいろですね。これは今回、台風が来たたびに流木の対策をしないといけないとありますけど、今後、こういったことがないように対策もせんといかないんじゃないかと思うんですよ。それは今回の災害対策には含まれないんですか。

例えば、福江港かな、漂着物の対応で地元の漁業者から私は大変なお叱りを受けたんですよ。というのは、県と市の担当者は一生懸命やっていて、作業をしている業者がとった流木が海の方に流れていったと。何のためにしたのかと言ってね。そしてまた、流木が漁船にぶつかったとかですね、大変なことがあったんですよ。損害賠償をしようかなと言ったけど、県の職員とか市の職員は一生懸命してくれたから、ここは我慢すると言ってね。そういうことがあったんですよ。そういう状況もあったものだから質問させていただいているわけでございます。

今回、いいですか、漁港漁場課長、流木を回収するのもそうですけど、こういった流木が発生しないように、そういった対策をすることも災害復旧に当たるんじゃないかと。だから、例えば、五島の三井楽の海岸は100万円といったけど、これが150万円、200万円にもなるんじゃないかと思うわけです。

それで、部長、参事監、ただ単に災害を復旧するだけじゃなくて、災害対策をするのも災害

対策の復旧になるんじゃないかと思うわけです。今後、そういったこともしっかりと対応できるような仕組みにしてもらいたいと思うんです。私が言っていることはわかりますね、参事監。あなたは頭脳明晰ですからね、私の言わんとすることはわかると思いますけど、見解を聞かせていただきたいと思います。

【内田参事監】 どうもありがとうございます。流木対策については、川の上流から沿岸まで非常に広範囲にわたって対策が必要になってくるものと思っております。

漁港では、漁港管理者が流木を取りますが、海岸管理者や、港湾管理者、環境省、森林関係も、幅広く連携をしていかなければいけないと思っております。

今後とも関係部局と連携をとりながら、未然の予防保全であるとか、流れてきた時の対策をしっかりやっていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 参事監ね、私がお尋ねしているのは、要は、災害復旧の中に流木が流れてこないような対策の工事も含むことができないかということをお尋ねしているわけです。

具体的に言いますと、台風5号で福江港に漂流・漂着物が流れてきたんだけど、それを地元の会社が取ろうとしたら、一部が流れてしまったわけです。その一部が流れたということをお尋ねしては、県とか市に報告せずに黙っていたわけです。漁業者は、それをなぜ黙っていたのかとものすごく憤慨したんですよ。

こういった事件があったものですから、その際に、しかし、それを損害賠償だとかということにはしないと。それは県の職員、市の職員に一生懸命やっていただいているから、もう言わないということだったんです。私は何を言いたいかというと、先ほど言ったように、災害復旧

の中に流木の対策工事も含められないかということを行っているわけです。

なぜかという、同じことの繰り返しになるからです。流木をとった、また流木をとった、この繰り返しになるから、今後、そういった対策を講じる費用も含めることができないかということをお尋ねしているわけでございます。もう一度見解を聞かせていただきたいと思っております。

【内田水産部参事監】災害復旧事業については、基本的には施設の原型復旧が基本になっておりますので、現在の災害復旧事業については、流木の発生対策であるとか、このようなものについては含まれておりません。そこは災害復旧の事業とあわせて、それぞれの施設整備というのは、これはまた当初予算でいろいろなスキームがそれぞれの分野でありますので、あわせながらやっていかなければいけないものと思っております。

【山田(博)委員】できないというのであれば、できるようにしていただけませんか。なぜかという、さっき言ったように同じことの繰り返しだから。同じことの繰り返しの何千何百万円のお金がかかるわけだから。そういう災害がないように工事をした方がよっぽど効率的だと思いませんか、参事監。

参事監は、なぜ長崎県に来たか。水産庁からわざわざ水産部参事監として来ていただいた。それは地方の、長崎県の漁港の、漁場の状況をきちんと水産庁に上げていただいて国の政策に反映していただく、そのための役割もあると思うんですよ。そうですね、参事監。ということは、議会の委員会でこういった議論があったことを国にしっかりと、橋本漁港漁場課長と一緒にあって、手をつないで水産庁にしっかりと伝

えていただきたいというわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

いかがですか、もう一度見解を聞かせていただきたいと思っております。

【内田水産部参事監】 そのようなご指摘があったということは、しっかり伝えてまいりたいと思っております。

【大場分科会長】 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、水産部長より所管事項説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】 資料につきましては、「農水経済委員会関係説明資料」と、同資料の追加

1、追加2、追加3、追加4がございますので、お手元にご用意いただければと思います。追加資料がたくさんあって申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

水産部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、漁業センサスについて、有明漁協について、梅雨前線に伴う豪雨および台風第5号による水産業被害について、8月下旬の豪雨災害による水産業被害について、台風第17号による水産業被害について、クロマグロの資源管理について、第39回全国豊かな海づくり大会功績団体表彰について、ながさき水産業大賞について、松浦市沿岸における赤潮の被害状況について、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。

このうち主な事項について、ご説明いたします。

まず、説明資料の1ページ及び追加3の1ページをお開きください。

まず、有明漁協についてでございますが、有明漁協につきましては、去る8月20日に開催された臨時総会で、新たな役員が組合員の賛成多数で選任された後、理事会において、組合長、副組合長が決定されました。その後、追加3にありますとおり、漁協において2名の職員を雇用し、事務所の閉鎖が解消されるとともに、通常総会の開催に向け、平成29年度及び30年度の決算確定業務を開始するなど、正常化への取組に着手されております。

県といたしましては、漁協再建に向け、引き続き、市及び漁業系統団体と連携し、支援してまいります。

次に、説明資料の2ページ、追加資料1の1ペ

ージと追加4の1ページに記載があります災害による水産業被害について、ご説明いたします。

まず、説明資料の2ページ目にあります梅雨前線に伴う豪雨及び台風第5号による水産業被害についてでございます。

本年7月18日から7月22日にかけての梅雨前線豪雨と台風第5号は、五島地区と対馬地区に被害をもたらし、両地区で計14件、約1億2,400万円の被害が発生いたしました。

五島地区では、養殖クロマグロのへい死被害が2件、約9,500万円、定置網の破損被害が1件、約1,500万円発生したほか、五島、対馬両地区で漁港・海岸施設への漂着ごみによる被害が11件、約1,400万円が発生いたしております。

次に、追加1の1ページ目にあります8月下旬の豪雨災害による水産業被害についてであります。

本年8月26日から8月29日にかけて発生した豪雨は、県北地区と対馬地区に計18件の被害をもたらし、被害金額は約3,000万円であります。

被害の内訳といたしましては、漁協施設等の被害が8件、漁船転覆等の被害が6件、養殖業のへい死被害が2件、漁港施設の被害が2件でございます。

追加4の1ページ目にあります台風第17号による水産業被害についてでございます。

去る9月22日から9月23日にかけて、本県に接近した台風第17号は、県内全域に大きな被害をもたらし、24日12時現在で、水産関係といたしまして計75件の被害が確認されております。被害の内訳といたしましては、漁港施設の被害が4件、漁具の被害が11件、漁船転覆等の被害が25件、漁協施設等の被害が35件であり、被害金額につきましては、現在、調査中であります。

引き続き、被害状況の把握を行うとともに、

漁業者のご意見を丁寧にお聞きし、再建に向けた支援を実施してまいります。

続きまして、追加2の1ページ目をお開きください。

クロマグロの資源管理につきましては、本年9月3日から6日にかけて、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPC）の第15回北小委員会が開催され、国は昨年に引き続き漁獲枠の増枠を提案いたしましたが、一部に慎重な国もあったため、全体数量の増枠には至りませんでした。

一方、2020年の措置として、漁獲上限の未利用分に係る繰越率を現状の5%から17%へ増加させること、大型魚の漁獲上限を台湾から日本へ300トン移譲することの2点が合意されました。

ただし、今回の委員会の参加国は10カ国中6カ国で、定足数の8カ国に達しなかったため、今後は12月開催予定の年次会合で正式に採択される予定と伺っております。

県といたしましては、引き続き、我が国への増枠実現のための交渉の加速化を国に求めるとともに、漁獲枠の有効活用を図るため、漁獲枠の繰越ルールを活用や融通の促進により、資源管理に取り組む漁業者の負担軽減に努めてまいります。

続いて、再度、説明資料の2ページ目をお開きください。

松浦市の沿岸における赤潮の被害状況につきましては、平成29年度に養殖魚に大きな被害を与えたカレニア ミキモトイによる赤潮が、6月初旬に福島北東海域で初見され、その後、消長を繰り返していたため、県では、地元市、漁協、養殖業者と共同して赤潮発生初期から高頻度での漁場調査や餌止め、赤潮防除剤散布などの対応を実施してきたところでございます。

その後、7月に伊万里湾の広範囲に赤潮が拡大した後、8月初旬以降、赤潮はほぼ確認されなくなりましたが、養殖クロマグロ、カンパチ、ヒラマサ等でへい死が確認され、これまでに確認できた養殖被害額は5,687万円相当になりました。今後は、へい死魚の処分や赤潮防除剤散布に要した費用に対する支援を行うとともに、養殖漁場の再編に向けた関係者との協議や、赤潮発生初期対策としての佐賀県側との連携強化などに取り組んでまいります。

次に、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。

県におきましては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さまざまな施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、水産部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、地域に密着した産業の担い手の確保・育成や、外国人材の活用による産業、地域の活性化、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、漁業所得の向上と持続可能な生産体制の整備や、養殖業の成長産業化と加工・流通体制の強化などの施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見を伺いながら、本年度中の策定を目指してまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおり

でございます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【松尾漁政課長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料について、ご説明をいたします。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料」をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきまして、令和元年6月から8月までの補助金の実績は、1ページから2ページに記載のとおり、悪質密漁連携監視事業費補助金など計19件、間接補助金の実績は3ページに記載のとおり、新水産業経営力強化事業費補助金など計3件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、令和元年6月から8月までの実績は、4ページに記載のとおり、建設工事以外が4件、9ページから10ページに記載のとおり、建設工事に係る委託が7件、14ページから17ページに記載のとおり、建設工事が21件となっております。

なお、このうち入札に付したものは、入札結果一覧表をそれぞれ添付しております。

次に、陳情・要望に対する対応状況につきまして、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、長崎県町村会など計8件となっており、これに対する県の対応は資料の47ペー

ジから74ページにかけて記載のとおりでございます。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、令和元年6月から8月までの実績は、75ページから76ページに記載のとおり、長崎県漁業経営改善計画認定審査委員会の1件となっております。

説明は、以上でございます。

【大場委員長】次に提出がありました資料について、漁業取締室長より説明をお願いいたします。

【松本漁業取締室長】お手元でございます資料1「令和元年9月定例県議会農水経済委員会提出資料 漁業法違反等事件での暴力団組長らの逮捕について」をご覧ください。

長崎警察本部組織犯罪対策課ほかは、令和元年7月23日、指定暴力団六代目山口組傘下組織組長ら5人を漁業法違反（無許可潜水器漁業）等の容疑で逮捕しました。また、同年8月1日、本事件の共謀者として長崎市内の自営業の男性1名を逮捕しました。

これは、県警組織犯罪対策課、浦上警察署など各警察署、機動捜査隊、長崎海上保安部及び県漁業取締室の合同での捜査によるものです。

被疑者らは、共謀のうえ、令和元年7月5日午前11時頃、長崎市野母崎町の沖合にありますが三ツ瀬灯台から南東約50メートル付近の海域で長崎県知事の許可を受けないで、簡易潜水器などを使用するなどして潜水器漁業を営んだものです。

さらに、令和元年7月23日に長崎県知事の許可を受けず、簡易潜水器などを使用して採捕したオオモンハタなどを長崎市内の居酒屋に持ち込み、禁止されている潜水器漁業を無許可で営んだ疑いで、同組長を8月14日に再逮捕しま

した。

報道によりますと、8月26日、長崎地方検察庁は、組長ら3名を略式起訴し、残り3名を不起訴処分としました。

漁業取締室の役割としましては、警察の捜査への応援派遣として、洋上における被疑者らの行動監視、家宅搜索時の漁獲物の魚種名の特定や測定、保管、関係捜査書類の作成などを行いました。

本事件は、組織犯罪対策課が、かねてから内偵捜査を行っていた事案でありまして、漁業取締室としましては、今後も、悪質な密漁事件について、警察や海上保安部、水産庁と連携を強化して取り締まりを行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。対象番号は、19番から23番、26番、27番、38番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 まず、陳情19番の「密漁対策（自警活動）に対する十分な予算配分について」に関連してお尋ねしたいと思っております。

前回の委員会におきまして、要するに、土日・祝日等、漁業取締室への連絡が十分に行き届かないという要望がありまして、休日でも迅速な対応をしていただきたいということで話をしておりましたが、その後の経過、取組状況を説明いただけますか。

【松本漁業取締室長】 今、委員のご質問の土日・祝日における漁業取締室への電話転送の件につきましては、前回の委員会で山田(博)委員

からご質問がありました後に、契約している電話会社と協議を進めまして、協議が整った後、令和元年8月17日から土日・祝日については漁業取締室の代表電話にかかってくる電話につきましては、転送電話で担当の携帯電話で受けるように処理をしております。

【山田(博)委員】 つまり、今までは密漁が土日・祝日にあった場合には、発見者から所管する漁協組合長に、漁協組合長から漁業取締室に連絡するということがやられていましたけれども、今回の措置によって普段と変わらないように対応されるということで理解していいわけですね。それと、周知の方法はどのように一般の漁業者にされているのか。2点お尋ねしたいと思っております。

【松本漁業取締室長】 転送電話の処理をいたしました結果、既に転送で違反情報の電話を受理している事例はございました。

それから、周知方法につきましては、漁業取締室長名で、全ての漁協について転送電話等処理ができるようになったので、各組合員さんには周知をお願いするというファックスを送らせていただいております。

【山田(博)委員】 そういうことですね。

続きまして、陳情番号23の3番に「養殖漁場の養殖適正化に向けた若松採石場跡地埋め戻し工事現場における護岸改修工事の実施をお願いしたい」とありますけど、ここに養殖場と書いてありますが、所管はここになっているのか、なっていないのか、水産部としてどのような見解をお持ちなのか、お答えいただきたいと思っております。

【坂本水産部長】 ご要望のあった護岸につきましては一般海岸でございまして、所管としては国交省、もしくは実際の管理については市町

が管理する海岸でございますので、水産部としては、この護岸については所管外ということでございます。

【山田(博)委員】護岸は所管外ということになりますけど、「養殖場の適正化に向けた」ということになっております。護岸は所管外でも、養殖場は所管外じゃないですもんね、所管ですもんね。しっかりと対応を、護岸は別としても、養殖場の適正化ということで取り組んでいただきたいということで要望いたします。

続きまして、26番に水産業の振興対策ということで、有明海沿岸地区の水産環境整備事業ということで海底耕うんとありますが、継続しております。

今、長崎県で海底耕うん事業をどこまでやられているのか、まずそれを説明いただけますか。

【森川漁港漁場課企画監】今現在、海底耕うんを行っておりますのは、橘湾におきまして海底に積もった堆積物を除去しております。それと大村湾の2カ所であります。

【山田(博)委員】今、継続してその事業をやられているか、やられてないか。今後、どのようなスケジュールなのか、お答えいただけますか。

【森川漁港漁場課企画監】今行っております大村湾におきましては、平成29年度から令和2年度まで4年計画で行っております。

橘湾におきましては、平成29年度から令和2年度までの計画でございます。

有明海におきましては、来年度から事業を実施したいというご要望がございまして、現在、予算要求に向けて水産庁等と協議しているというふうな状況でございます。

【山田(博)委員】これに関連して海底耕うんをしながら、今度は覆砂という事業を福岡県と熊本県でやられておりますね。この要するに水産

振興の中で海底耕うんと覆砂というのは他県ではやられておりますけど、これを組み合わせて考えているのか、いないのか、そこを含めてお答えいただけますか。

【森川漁港漁場課企画監】今のところ、橘湾につきましては、主に海底に堆積しているスポというゴカイの棲管を除去する目的でやっております、覆砂等は考えておりません。

大村湾につきましては、地元の要望を踏まえ、湾中央部で底質が良くない耕うんのみをやっております。

【山田(博)委員】他県で、福岡県と熊本県では、覆砂が水産振興に大きな役割を果たしているということで実際にやられておりますが、県当局は覆砂事業は考えていないということで理解していいですか。つまりほかの県は効果があるけれども、長崎県ではないというふうに認識しているということで理解していいですか。福岡県、熊本県はいいと言っているのに長崎県はないと、不思議だなと思うわけですね。どうなんでしょうか。

【森川漁港漁場課企画監】海底耕うんと覆砂を組み合わせるといような、いろんなやり方があるかと思えます。今、大村湾におきましては、特に底質改善を図るために耕うんをしております。

状況を申しますと、現在、湾の中央部におきまして漁業者の団体が海底耕うんを行っております。大村湾におけるヒラメとかエビ、ナマコなどの底生の魚介類の漁獲の動向を見ますと、近年、横ばい傾向で推移しております。それに加えまして、さらに最近、下水道整備などが進んだことによりまして、河川からの流入負荷抑制などによってCODなどの水質も改善傾向にあるというふうな状況から見まして、近

年の底質の環境というのは比較的安定していると考えております。

したがって、今後とも、県といたしましては、漁協や市町と一体になりまして、今の取組を継続して漁獲動向などを注視しつつ、水産資源の増殖に必要な底質の環境の保全に努めたいと考えておるところでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、お尋ねしますけど、福岡県や熊本県がやっている覆砂事業の効果について調査研究をしたことがあるのかなのか、そこだけお答えください。

【森川漁港漁場課企画監】 大村湾においては、特に覆砂というのは検討したことがなからうと思います。覆砂といいますと、確かに、福岡県と熊本県で行っているということをおもっています。ただ、事業費が非常に高くつくという面もありまして、費用対効果等も含めて、それを実施する、しないということは検討していかなければいけないと思っております。

【山田(博)委員】 ということは、いいですか、福岡県と熊本県がやっていますよね。覆砂事業がどれだけの効果があるかというのは、やっているのは知っているけれども、効果がどれだけあるかというのは、見たこともない、聞いたこともないということで理解していいんですね。ということは、今の話だったら、今からやってみましょうかと、覆砂というのがどれだけ効果があるかということで福岡県とか熊本県を調査して取り組んでいきたいということで理解していいんですか、参事監。

【内田水産部参事監】 覆砂というのは事業費が非常にかかります。まず、土をどこからとってくるのかとか、それと、覆砂をした時に効果の持続性、要するに、覆砂をした後で、どれだけ後から泥がかぶるのかとか、こういった課題

とかもありますので、ほかの県で有効だから、この海域でも必ず大丈夫だと、こういったことにはならないんだろうなと思っております。一方、海底耕うんについては、着実に成果は上がっているものと思っております。

引き続き、海底耕うんをやっていきつつ、ただ、海域の生産力向上という面では、必ずしも今後ともずっと海底耕うんをし続けるということは決まっておられませんので、そこはいろいろな選択肢があると思っておりますので、そういった形で幅広く検討をしていくべきだろうと思っております。

【山田(博)委員】 参事監、あなたは長崎県に来てどれぐらいたつとですか。今の話を聞いていたら、10年も20年もおるような答弁ですね、今の答弁でしたらね。私があなたの立場でしたら、いいですか、「山田委員、そういった考えもありますから、現地へ行って調査研究して」と。

いいですか、森川企画監と参事監で、森川企画監は調査研究すると言ったけど、参事監は、もう2歩も3歩もバックしている、前向きじゃなくてバックしている、あなた。じゃ、熊本県と福岡県に、「なんでやっているんですか」と聞いたんですね、参事監は。聞いて、そういう答弁になったんですね、効果を聞いたんですね、福岡県や熊本県の担当者に。あなたに聞いてとよ。

【内田水産部参事監】 熊本県などの覆砂は、アサリの漁場などを造成するために砂を入れていて、このように聞いております。

【山田(博)委員】 参事監ね、私がお聞きしているのは、福岡県とか熊本県で覆砂事業をするというのは、どういう経過があってやっているかと、どれだけの効果があるからやっている、その対象がアサリか何かというのをちゃんと

調べて、それが福岡県や熊本県はアサリ、長崎県は別の魚になるかもしれないんですから。私は、覆砂事業というのは、それだけの効果、漁業所得の向上につながるから言っているんです。

いいですか、かつて、長崎県におきましては、1,000億円ぐらいの水揚げがあったんですよ。今、それを切っているんですよ。これをどれだけ漁業者の所得につながる事業をやるかと。あなたは先ほど、お金がかかると、お金がかかるのは当たり前ですよ、ゼロでできるわけないんだから。それをいかに、参事監、あなたは水産庁から来たんだ。

私がなぜこんな質問をするかということ、お金がかかるのは当たり前なんです。お金はかかるけれども、水産県である長崎県をぜひともしっかりと応援していただきたい、水産庁に応援していただきたい。だから、私はあなたに質問してるんです。お金がかかるのは百も承知ですよ。森川企画監に聞いても、お金がかかるからどうしようもないというのは当たり前ですよ。参事監、私はあなたに愛を込めて質問しているんですよ、心を込めて、期待を込めて。だから、もうちょっと、企画監は2歩、3歩も前向きな答弁をしているのに、あなたの場合、100歩、200歩、下がってる。もう一度お願いします。

【内田水産部参事監】 どうもありがとうございます。覆砂事業の他県での効果等をいろいろ情報を収集して、本県の海域の生産力向上に、これができるのかということをしつかりと勉強していきたいと思います。

【山田(博)委員】 参事監、百点満点。そういう答弁があって、あなたは水産庁から来た甲斐があるんだよ。あなたは立派な答弁をしたんじゃないかなと思っております。これからも頑張っ

ていただきたいと思います。

私ばかり質問できませんので、一旦終わりたいと思います。

【徳永委員】 関連ですけれども、覆砂について、有明海は私の地元でありますけれども、覆砂の要望というのは、特にアサリであります。熊本県においては、私の知る限りでは玉名沖、ここは従来は相当な量のアサリがとれていた地域が渦によって全くとれないということで、熊本県は覆砂事業をやっているんです。これで資源が回復したと私も熊本県から聞いております。

今、長洲は、覆砂はさっきおっしゃったよう事業費がかかりますから、福岡大学と研究をしながら、何かを混ぜてやっている、そういうことをやってますよ。今、環境が非常に厳しい中で、参事監、そこは調査をしていただきたいと思います。

そういう中で、島原市と南島原市から要望があっています海底耕うん、これは期限が10年ですよ。これは私は地元から要望を聞いております。特に、島原沖はご存じのように、雲仙普賢岳の噴火によって土石流が相当流れた経緯がありまして、ここはそういう意味では海底耕うんの効果というものが非常に出ていますし、また、要望も強いということですので、両市から出ている海底耕うんについては、国にしっかりと働きかけをしていただきたいと思います。

これは1回やれば10年なんですかね、スパンが。これがちょうど切れて、またそういう要望が出ておりますので、そこは国としてはどうなんでしょうか。

【内田水産部参事監】 有明海については、平成30年度まで海底耕うんをしておりました。耐用年数が10年ということですので、当然、本来

であれば間をおかなければいけないんですけれども、今までやった効果というものをしっかり継続させるということで、引き続き有明海海底耕うんは必要だと思っておりますので、来年度から新規事業を立ち上げられるように、現在、水産庁に要望しております。日々、協議もしております。実現できるようにしっかり進めてまいりたいと思っております。

それにつきましても他県の事例なども検討して、今後、活用できるのかどうかということも勉強してまいりたいと思っております。

【徳永委員】 力強い答弁で、よろしく申し上げます。海底耕うんは、漁民、組合からの要望が非常に強いのでお願いしたいと思っております。

そしてまた、覆砂については、水産部から私が聞いているのは、1度、砂を入れても、潮の流れによって砂が流れ出して、イタチごっこじゃないですけれども、それによって何年間、覆砂した砂が担保できるかという、これも非常に大きな問題だと聞いております。そうであれば、やはり砂が流れ出さないようにどういった対策をとるか、そういうところまで複合的にやらなければ、そこに砂をまいても、毎年毎年やるというのは、それは当然費用もかかるでしょうから、その辺は漁協ともしっかり話し合いをしていただきたいと思います。

もう1点は種苗放流ですけれども、前に聞いたのは、確かに、これもすばらしい、漁民、組合からは大きな成果、効果があっていると聞いておりますけれども、一方で、潮の流れによって成長していくんですけれども、そうした場合に、組合員以外、いわゆる遊漁船、そういう方が結構、成長した魚、カニをとられているというようなことも組合から聞いております。ただ、

説明では、なかなかそこに規則はないんだということでもあります。そういった予算を使って漁民のためにやった種苗放流が、そういった問題点が発生していることに対して何か県としてできないのか、その辺はどうですか、再度お聞きしたいと思います。

【中村漁業振興課長】 有明海は4県に囲まれている海域でございますので、4県が共通して資源を利用しております。そのために、有明海の中ではクルマエビ、ガザミ、トラフグ、こういうものを共同で放流していこうという取組を進めているところでございます。

委員からご指摘がありましたのは、その中でガザミにつきましては、時期的に夜間に表層を泳ぐことによりまして、それを網ですくって遊漁の方が漁獲している実態が確かにございます。

ただ、たも網ですくうということについては制限がございませんので、地元と相談して、現在、産卵期の重要な時期のみ、漁業者もやめるので、全体でやめましょうという漁業調整委員会の指示を發出して、なるべく産卵期の保護に努めているところでございますが、その時期を外れると、どうしても遊漁者の方もとるということでございますので、その辺につきましては、周辺の遊漁者等の周知も含めまして、また、地元の方と相談して、さらに規制強化が必要だということになれば、例えば、漁業調整委員会の指示を見直していくといったことも地元と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】 今、法律上では取り締まりができないということは私も重々わかっておりますけれども、ただ、遊漁の方と組合側でそういった話し合いというか、そういうものができる

ようにしていかなければ、ガザミ、我々はタイラガネと言うんですけれども、これは漁民、組合員の方にとって非常に大きな売り上げ、財産でありますから、「カニはないのか」と言った時に、「とれないんですよ」という話、しかし、一方ではそういった話も聞こえてくるということで、この辺は法律の問題もありますので、しっかりと対応していただきたいと思っております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【山田(博)委員】6月の委員会で水産部に、大村湾におけるヘドロ除去による底質改善について見解をいただきたいということで、大村湾におけるヘドロの除去による底質改善についてということで、この中で「大村湾の底質改善を図るための対策として、海底耕うんや覆砂などさまざまな工法があります」と書いているんだよ、参事監ね。ぜひ頑張ってくださいと思っています。

もう一つ、参事監ね、実は漁港漁場課の職員はしっかりと事前通告したら調べていただいております。すばらしいですよ。福岡県では、水産環境整備事業ということで、平成30年度から令和4年度までの5年間で450ヘクタール、熊本県は水産環境整備事業ということで有明海の東で319ヘクタール、平成23年度から令和元年度まで9年間やっているんですね。福岡県、熊本県は水産部はないんですよ。我が長崎県は水産部があるんです。水産部がない福岡県とか熊本県ができて、水産部がある長崎県ができないわけじゃないでしょう。私は、参事監に期待を込めて、心を込めて、愛を込めて質問しているわけございまして、ぜひ頑張ってくださいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。再度、そういった思いを

込めて要望として終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】この資料の60ページを見ていただけますでしょうか。離島漁業再生交付金制度の延長についてとあるんですが、これは壱岐、対馬、五島の、特に離島の漁業者に大変必要な制度でありまして、再度の延長をお願いしたいということです。

県として、離島の行政、県内の漁業者と一体となって、地元長崎県で、国会議員の方、また、水産庁の方を招いて大規模な要望活動をすべきだと私は思います。というのは、これは大変効果のある事業であって、誰がしたとか、俺がしたとか、よく国会議員の人は言いますが、与党、野党を問わず、これはやったんだ。ある国会議員が、「俺がやった」とか行政に言えとあって、そんな不屈き千万な人がいるけれども、いずれにしても、与党、野党を問わず、長崎県選出の国会議員の方がしっかりと取り組んでいただかないといけないわけでございます。

農村整備におきましては、実は、予算確保推進大会をやっております。これと同じような規模の大会をぜひやっていただきたい。長年、長崎県の水産行政を熟知している高屋政策監、あ

なたに見解を聞かせていただきたいと思っております。なぜならば、対馬市の副市長までされて離島の漁業行政に大変詳しい高屋政策監は、今、水産部のナンバー2ですからね。そういうことで見解を聞かせていただきたいと思っております。

【高屋水産部政策監】今、委員からご指摘がございました離島の交付金につきましては、ご承知のとおり、終期を迎えるわけでございますけれども、本県の有人国境離島を初め、離島については、この制度については非常に有効に活用されているものと承知しております。

したがって、今後とも、この制度については、ぜひ長崎県にとって継続すべきという考えでございますものですから、当然、政府にも政府要望の中で正式に要請はしてまいっております。

今後、行政だけではなくて、漁業協同組合、あるいは県漁連等も含めまして、こういった形で要望していくことが今後の継続について一番有効なのかということも含めまして検討を前向きに進めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】高屋政策監、ぜひお願いしたいと思っております。私は、高屋政策監に期待しているんです。長年、対馬市の副市長をされて離島地域の実情をよくご存じで、大変経験豊富です。対馬島民に聴いたら、「高屋さん、戻ってくれんやろうか。連れてきてくれんね」と言われるんですよ。それだけあなたの人望が厚かったということをつぶさに私は感じているわけでございます。私は言っているんです、「今、高屋政策監は長崎県の水産行政に携わっていますから、対馬に戻ってくるというのは、ちょっとかないません」ということを言っているわけでございます。ぜひ今後の対応をしっかりと願

いしたいと思っております。

続きまして、65ページに五島漁業協同組合長会から要望がっております。これは県営の大型魚礁の追加措置をお願いしたいということです。ここにおきまして県の対応としては、今年度の整備箇所追加については、予算の執行状況を見て検討したいと考えておりますということでありまして、では、実際どのような状況になっているかということをお答えいただきたいと思っております。

【橋本漁港漁場課長】今年度の漁場整備に関する予算の執行状況でございますけれども、9月末現在、今週末現在では、ほぼ100%の執行を行っているところでございます。

したがって、当初の予算につきましては、既に発注が終わっているということで、あとは入札差金、あるいは補正があるか、これは不透明でございますが、そういったもので予算が追加されれば、そういったことで追加の検討をしたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】具体的に整備箇所はどこか、把握しているんですね。

【橋本漁港漁場課長】今年度の整備箇所につきましては、すみません、今、手元に一覧表がございませんので、この場で即答することはできませんが、三十数カ所の発注だったと思います。詳しいことは手元に資料がございません。

【山田(博)委員】じゃ、後ほど資料をいただいて説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、入札のことについてお尋ねしたいと思います。

これは戻って9ページを見ていただけますでしょうか。9ページの中に、設計業務、効果調査業務等いろいろあるわけですが、今まで設計

業務をこういう形で一般社団法人に随意契約で入札というか、契約をされていたか、いなかったか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 これまでも行っていました。

【山田(博)委員】 これはなんですか、増殖場整備工事ですね。私は、効果調査業務というのは記憶にあるんですが、増殖場のこういった整備工事の設計というのは、随意契約でされていたかどうかということをもう一度確認させていただきたいと思います。それで間違いないということですか。

【橋本漁港漁場課長】 この増殖場整備工事の設計業務委託につきましては、施設の配置計画、あるいは波浪の推算、また、測量や調査を行うものでございまして、これまでも一般社団法人水産土木建設技術センターと随契を行っていました。

【山田(博)委員】 業務というのは、測量も入るんですか。測量と、設計と、ほかにあるんですか、もうちょっと細かく。最近、私、耳が遠くなってきたものですからね、詳しく、ゆっくりしゃべっていただけませんか。

【橋本漁港漁場課長】 大変失礼いたしました。今回の業務内容につきましては、まず設計といたしまして増殖場の配置計画、それから波浪推算などを行っております。また、それに必要な地形測量、それと底質の調査を行っている内容になっております。

【山田(博)委員】 では、お尋ねしますけれども、測量とか底質調査とかというのは、地元の企業でもできるんじゃないですか。ほかの一般的な増殖でも地元の測量会社に発注しているところがあります。

私は、水産土木技術センターが大変すばらし

いことは知っているんです。私は、随契をしたことをとやかく言っているんじゃない。地元の企業でもできる業務は、分離でもできないかということを私は聞いているわけです。それは検討されたかどうか。この場で明確な回答ができなければ、それは検討してください。

というのは、限られた予算の中で地元の企業に幾つかのチャンスを与えるということが必要だと思いますので、そういったことで言っているわけです。

参事監ですね、日本全国、水産土木センターが全部やってるのかな。やってない。えっ、日本全国やってないのに長崎県だけやってるんですか。今、やってませんと首を振った。参事監、ちょっと教えていただけませんか。

【内田水産部参事監】 日本全国、どの県で、どこに設計業務を委託しているのかということとは、詳細は私は把握しておりません。

ただ、こちらの水産土木建設技術センターに発注しなければいけないと、必ずしもそう決まっているものではないと。それはそれぞれの地域ごとにどのような会社があるかであるとか、魚礁の設計であるとか、ある一定程度の専門性というのはもちろん出てきますので、そういったところをそれぞれ選んでいるのではないかと、このように思っております。

【山田(博)委員】 私は、この社団法人がだめだと言っているわけじゃないんです。今、内田参事監がおっしゃったように、地域によっていろんな専門性があるわけですね。そこをできるだけ活用していただくようにしてもらいたい。例えば、測量とかなんかというのは、地元の企業でできるところがあるわけだから、そこをきちんと、そういった形をとっていただきたいということを要望しているわけございまして、そ

こは競争性を保たんといかんわけだから。

しかし、この社団法人は長崎の支所もあるわけだからね。これは地元の雇用にも貢献しているわけでございます。がしかし、一定の競争性を保たんといかんからですね、そこは幅広くしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これは、競争性を保ちながら、また、地元の企業を育成しながらやっていかなければいけないということもありますので、そこはいろいろと多方面から検討して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それについて漁港漁場課長、何か見解がありますか。

【橋本漁港漁場課長】 私どもも地元企業の育成の観点から、基本的には地元の企業に発注するというように努めております。先ほどの委員のご指摘を踏まえまして、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 誤解がないように、社団法人のセンターを否定するわけじゃない。私は、センターの技術力を高く評価しているんです。評価しているけれども、そういった点も考慮しながらしていただきたい。というのは、随意契約でこれだけの金額というのは、ほとんどないからですね。だから、そこは検討しながら取り組んでいただきたいと思います。

最後に、長崎市から要望がっております、夜間景観に配慮し水際線の顕在化にも寄与する証明施設を整備しているということで、長崎の夜景の向上を図るということで取り組んでいただきたいと思いますということで、漁港漁場課が担当しておりますね、74ページですけど。この「長崎市の夜景」の魅力向上ということで、所管している漁港漁場課としてどのような見解を持って取り組もうとされているのか、聞かせてい

ただきたいと思えます。

【橋本漁港漁場課長】 「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組みの推進について」という長崎市からの要望でございますが、漁港漁場課といたしまして該当するのは、県庁が建っております敷地の尾上地区の岸壁周辺一帯が対象となっているわけでございます。ここの防災緑地につきましては、既にアーバンデザイン専門会議に照明施設のデザイン等を諮っておりまして、水際線の顕在化に資する夜間景観に配慮した照明施設を既に平成29年12月に整備しているところでございます。

【山田(博)委員】 それはわかるけど、魅力向上に取り組んでいただきたいと思いますということで長崎市から要望がきているわけですね。その要望に関して、県庁の周辺は漁港漁場課が所管しているから、どのように取り組もうとされているのか、見解を聞かせていただきたい。

今、漁港漁場課長が今おっしゃったことは、ここで言っていることを、そのまま読んだだけじゃないか。それくらい見たらわかる、字は読めますよ、私だって。

もう一度言いましょうか。この政策等決定過程の資料の74ページの「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組みの推進について」ということで要望が上がっていますから県当局の見解を聞かせていただきたいということを言っているわけでございます。

そしたら、参考に書いている文章をそのまま漁港漁場課長は読み上げただけですから、私はそれを聞いているわけじゃない、字は読めるんですから。

【橋本漁港漁場課長】 市の要望も踏まえまして、関係部局とも連携をしながら、あるいは今、新幹線ですとか、MICEですとか、県庁周辺

の整備も進んでおりますので、そちらともいろいろ意見交換などを図りながら、対応できるところは対応してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 漁港漁場課長、少ない人員で大変でしょうけど、長崎市からも要望が上がっていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

一旦終わります。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午前 11時45分 再開

【大場委員長】 委員会を再開します。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時29分 再開

【大場委員長】 委員会を再開します。

次に、所管事務一般についてご質問はありませんか。

【堀江委員】 違反操業の訴えについて質問したいと思います。

まず、操業区域の海区について質問します。

先日、対馬市で漁民の皆さんとの意見交換を行いました。この中で出されたのが、「明らかに長崎県北部海区を操業区域とする中型まき網漁船が対馬で操業している、違反ではないか」との漁民からの訴えがありました。どう答えたらいいのか、まず見解を求めます。

【中村漁業振興課長】 中小型まき網の知事許可漁業の操業区域についてのご質問ということでございますが、中型まき網の操業区域は、長崎県南部、長崎県北部、五島、対馬の4つに

分かれておりまして、それぞれ漁業許可証に明示いたしております。

この許可証に記載している操業区域は、漁業法で規定されております県内の4つの海区を指しております。例えば、県や市、あるいは郡の名前の地先海面という表現で表示されておりまして、それぞれ境界がはっきり定まったものではございません。

全国的にも、海面には県や市町村の境界線が設定されておりません。これと同様に、漁業法に規定されているこれらの海区につきましても明確に区域を示しているものではございませんが、目安として長崎県南部、北部、五島、対馬という表現で操業区域を決めております。

実際の操業に当たりましては、過去の慣例や実態、それから歴史等を踏まえまして漁業者同士でお話し合いをしながら、あるいは県が調整に入りながら操業の区域が、それぞれ漁業種類ごとに決まっているといったものが多ございます。

【堀江委員】 海には道路のように線が引いてないのでラインがわからないと、境界線がないので区別ができないという、ひと言で言えばそういう答弁だと思います。

言われたように、長崎県は4つの海区で名称があるんですよね、今言われたように。じゃ、それぞれの海区を、一応あるんでしょう、説明してください。どこからどこまでと。

【中村漁業振興課長】 先ほど言いましたように、漁業法で規定されている4つの海区を明示しておりまして、それぞれ市の地先海面、郡の地先海面、そういった表現で示されておりまして、明確な線引きはございませんが、一般的には概ね中間ラインあたりで調整をしていくことが多いというふうな実態でございます。

【堀江委員】 私が言っているのは、漁業法第84条第1項で定められた海区の、長崎は長崎県南部、長崎県北部、五島、対馬とあるんだけど、一応海区があるでしょう、それを説明してくださいと言っているんですよ。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時32分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【中村漁業振興課長】 法律上の規定は、まず、長崎県南部は、「佐賀県と長崎県北高来郡との境から野母崎を経て佐世保市高後崎に至る地先海面（長崎県西彼杵郡崎戸町の地先海面を含む）」という表現です。それから、長崎県北部は、「佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面」という表現です。五島は、「五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面」。対馬市は、「対馬市の地先海面」というふうに法で定められております。

【堀江委員】 漁業法による海区はいつ定められたんですか、改めて教えてください。

【中村漁業振興課長】 告示によりますと、「昭和25年5月13日、農林省告示第129号」と記されております。

【堀江委員】 漁業法、昭和24年ではないですか、25年なんですね。

【中村漁業振興課長】 告示の日にちは昭和25年5月13日となっております。

【堀江委員】 長崎県北部海区と南部海区というのは、最初から分かれていたの。それとも長崎県の地先海面というのがあって、それから北部と南部に分かれたんですか。

【中村漁業振興課長】 漁業法ができた当初は、

長崎県は7つの海区に分かれていたと思いますが、その時点では長崎県南部と北部に分かれていたと思っております。

【堀江委員】 そしたら、私の認識間違いですが、今の長崎県北部海区と南部海区というのは、最初から分かれていたというふうに理解をしていいですか。

【中村漁業振興課長】 すみません。今、もともと7つの海区でスタートした時点の資料がございませんが、7つに長崎県の中は分かれてスタートしたということがございます。

【堀江委員】 そうしますと、長崎県漁業調整規則の第14条の中に、「漁業の許可を受けた者は」、つまり私が言っている中型まき網漁業許可証というのは長崎県の知事が許可する内容なので、そこには漁業の種類、そして操業区域というのがあるから、「違反して当該漁業を営んではならない」というふうにあるんですよ。

だから、船舶にいわゆる許可証に記載されている許可番号が、いわゆる第三者もわかりますし、それから、船の名前に何とか丸とかというふうに書いてあるので、誰が見ても、あの船は何の船だ、許可番号が何だというのがわかります。そして、それはある意味、中型まき網漁業許可証で明らかになっていることなので、そうすると、対馬の皆さんが、あの船は長崎県北部海区の操業区域とする中型まき網漁船だというのがわかるわけですよ。

そういった時に、今言ったように、いやいや、海の上にはラインがないから、それはもうそれぞれお互い当事者同士、あるいは県が入ってやりますということなんですけど、そうしますと、今、私が冒頭に言いましたね。対馬の漁民の皆さんが長崎県北部海区を操業区域とする中型まき網漁船が対馬で操業している。このことを

長崎県に通報というか、情報提供した場合に、県の対応はどうなりますか。

【中村漁業振興課長】先ほど申しましたように、従来からの慣例とか実態に基づいて概ねすみ分けができておりますが、例えば、急に近辺に出漁するようになったといったようなところになりますと、事情を聴取し、それから、相手方が漁業操業上の迷惑を被っているような話がありましたら指導するなり、それから、両者を仲介してお話し合いをして操業ルールを決めるといったような対応をしているところでございます。

【堀江委員】長崎県としては、そういう情報提供、通報があったら、取り上げてくれるんですか。

【中村漁業振興課長】先ほど申しましたように、明らかに今までないようなところにたくさん出漁するといったような状態がまいましたら、県としても調整をしたり、あるいは指導したりすることはございます。

【堀江委員】することはあるけど、しないこともあるわけね、今の答弁だと。

そこで、次の質問ですけど、この中型まき網漁業許可証というのは、私が今言った操業区域の海区と同時に漁業種類がありますよね。つまりイワシ、アジ、サバというふうに、いわば魚種というんですかね、これが明記されているんですけれども、例えば、それ以外の魚種を目的に操業を行ってはならないというふうになっているんですが、しかし、イワシ、アジ、サバをとればイカもとれてくるというふうになった時の、しかし、漁民から見て違反ではないかという訴えがあった時の対応はどうするんですか。

【中村漁業振興課長】委員ご指摘のとおり、

中型まき網については、イワシ、アジ、サバ以外の魚種を採捕することを目的として操業することは許可の内容違反ということに当たります。

ただ、現実問題として、それだけを選択的にとるとするのは非常に難しゅうございまして、混獲といった状態も通常に起こり得ることでございます。

これまでも魚種違反等の通報がございましたら、取り締まり機関と連携して情報収集をしたり、あるいは事情聴取をしたりといったようなことを進めているところでございますが、実際にこれを罪として立証する場合には、やはり目的として本当にとったのかということの証拠が必要だということになっていきますので、現実問題として非常に難しい問題はございますが、そういう情報があったら、県としては指導なり捜査なりという対応をしていくというふうにしております。

【堀江委員】平たく言えば、そのの、とってはいけないという魚種をとったとされる船長と言うんですか、船団長というんですか、その人が、「とりました」と言えば、それは違反になるけど、まず言わないですよ。「いやいや、入ってきたんですよ」となるじゃないですか。対応が、漁民の皆さんは泣かされているというふうな訴えが私の中にあっただすね。

それで、引用させていただきましても、平成23年、2011年の本会議の一般質問で山田博司議員が中型・小型まき網の中間検査の実施について取り上げています。

当時の水産部長が、「6月29日から7月23日にかけて中型・小型まき網全部で88船団でございます。それに属する全400隻の設備について調査を行わせていただきました。その結果、許可の

制限または条件に違反しているということで、これは許可番号が薄かったり、印刷がかすれて見えなかったりというような船体表示が29隻、それから、調整規則違反が8隻、それから集魚灯の設置個数の制限違反が1隻、合わせまして38隻について違反の状況が見られました」ということで、じゃ、今後どうするのかということでは、「必要に応じて現地での調査を実施してまいりたい」というふうに答弁をしています

3年に1回は、もちろんやるんだけど、なかなか数が多い。つまり一斉にやるとすれば中型、小型まき網を含めて県内の漁業の許可というのが5,000件あるので、これは一斉にはできない。だから3年に1回をめぐりにそれぞれやっていて、地域からそういう訴えがあれば個別に対応していきたいというふうな答弁を2011年に当時の水産部長が行っているんですが、この姿勢は変わらないですか。

つまりこういう訴え、どこまでそれは訴えととめるのかどうかですけど、私が対馬で漁民の皆さんが、違反操業じゃないかと、それを県に言ってもなかなか取り上げてくれないという時に、じゃ、どういう状況の時にそれを取り上げるんですか。必要に応じて現地での検査を実施してまいりたいといった2011年の本会議での水産部長の答弁は、今、どこまで生きているのか、見解を求めます。

【中村漁業振興課長】 現在の中型まき網漁業は、3年ごとに更新でございます。少なくとも3年ごとの更新時には着業検査と申しまして、それぞれの船舶に実施に行き、それぞれ設備等々の確認をしております。それ以外に、当然、情報があった場合は、取り締まり機関と連携して調査をすることもございますし、それから、最近では集魚灯の光力が多いというような違

反情報もございますので、去年は途中ではございますが、一部の漁船において調査をしたということもございますので、そのスタンスについては引き継がれているということでございます。

【堀江委員】 じゃ、具体的に言うと、今、私を取り上げましたでしょう、対馬に来ていると、長崎県北部海区を操業区域とする中型まき網漁船が来ていると、9月にもそれは通報したんだと。じゃ、対馬に来ているという状況を個別に対応するとなるのか、それともどの船舶も3年に1度更新になるから、漁民の皆さんにはわかりますから、どの船って、許可番号が何々というのはわかりますから。それを3年に1回の更新の時に改めて個別にきちんと見てくださいというふうに要望したらいいのか。

要は、具体性がないのよ。どうやったら取り上げてくれるのかと。今の私のやりとりの中で、課長の答弁では、じゃ、こうしてください、こうしたら取り上げますという、その答弁がないでしょう。これは対馬へもって帰らなきゃいけないからね。そこら辺を具体的に教えてください。

【中村漁業振興課長】 具体的な船舶とか所属船名等がわかりましたら、それに基づきまして個別にその所属漁協を調査して、そこに個別に指導している実態もございます。あるいは先ほど申しましたように、現地に行き調査をするということもやっております。ですので、具体的な情報をいただければ、我々としても対応できるところは現在も対応しているところがございますし、それが違反につながるということであれば取り締まり機関と連携して対応しているということもございます。

【堀江委員】 そしたら、漁業振興課長のとこ

るに対馬の、ここでは出しませんが、何とか漁協なんですね。その漁協の皆さんがきちんと漁業振興課長のところに、こういう実態があったということを言えば個別に対応してくれるということですか。

【中村漁業振興課長】 具体的な情報に基づきまして、やれる範囲で指導なり対応をしていくということでございます。

それから、対馬の件につきましては、実は、夏前だったと思いますが、対馬の組合長会からも同じようなご要望をいただいております、それについて現在、対象となる相手方とお話し合いをする場を設定するというので、今、調整を進めているところでございます。

【堀江委員】 今、調整を進めている相手方が、私に対馬で訴えを聞いた、その長崎県北部海区を操業海区とする相手方かどうかはわかりませんが、いずれにしても、対馬の漁民の皆さん、漁協長の名前できちんと県の方に上げれば個別に対応するという事なんですね。再度確認をさせていただきます。

【中村漁業振興課長】 既に直接ご要望を夏前にいただいておりますので、それに基づきまして相手方と調整する場を設定するというので今進めているところでございます。

【堀江委員】 今、漁業振興課長が答弁されている相手方と私が言っている相手方は違うかもしれないじゃないですか。

【中村漁業振興課長】 長崎県北部海区を操業区域とするまき網の関係の組合ということになります。

【堀江委員】 いずれにしても、今日の私の質疑の中で対馬の漁民の皆さんが言われたことについては、県としても対応するという姿勢を見せているので、それにつきましては、再度、

対馬の皆さんにお届けをしてきちんと対応してもらいたいというふうに思います。

このことと、今、答弁をしているのは漁業振興課長ですよ。漁業取締室とは、どうかかわってきますか。違反操業になるんですけど、これも違反操業だから、これは漁業取締室と、どうかかわってくるんですか。今、全部の対応を漁業振興課長がしてますけど。私が言っている内容は、かわりはないわけですか。

【松本漁業取締室長】 今、答弁はいたしませんでしたが、漁業振興課から情報があれば、逐一、漁業取締室も情報共有しております。

具体的には、先ほどの対馬の方に県北部海区の許可を持っているまき網が来て違反操業をしているんじゃないかという情報は漁業取締室にもまいております。実際に5月から6月にかけては漁業振興課からの情報も得まして漁業取締船を派遣して、現場海域においてまき網に直接指導いたしております。

【堀江委員】 指導しても、またやっているということですか。「指導しております」ということは、指導したことは現在進行形なんですよ、それでもやっているということですか。

【松本漁業取締室長】 先ほど答弁しましたとおり、5月から6月にかけて、対馬、福岡県、山口県に近い方の沖合海域に取締船を派遣して現場海域で指導しておりますが、その時、取締船を派遣した時には違反の状態ではなかったということで指導にとどめておりますが、その後、7月以降、対馬の振興局から情報をとっておりますが、7月以降はまき網船は来ていないということでございますので、まだ検挙には至っていない状況でございます。

【堀江委員】 いずれにいたしましても、対馬の漁民の皆さんの訴えでは、9月にも来たとい

うことの訴えが私にあっております。長崎県が対応してくれと、そういうことでこの質疑をしておりますので、今、漁業振興課長が答弁したように、状況としては、私が言っているところかどうかはわかりませんが、そういう対応もされているということですので、改めて対馬の漁民の皆さんから県の方に再度情報を寄せてもらいたいと思っております。

延長してすみません。

【山田(博)委員】 それでは、事前通告をしている質問をいろいろとお話をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、今、長崎県内の漁業組合におきまして、いろんな問題が発生したわけでございますね。この組合の問題で監査しているわけでございますね。

実は、今、長崎県の水産部で監査業務というのは、漁協組合と魚市場をやると。魚市の検査というのは、農林部は卸売市場法に基づいて県内の11業者を3年から4年かけてやっているわけでございます。

では、長崎県の水産部におきまして、卸売市場法に基づいてどれだけの検査をやっているか、それをお答えいただきたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 水産部におきましては、魚市場関係の検査をこれまで実施した実績はございません。

【山田(博)委員】 えっ、今のは間違いじゃないですか。いいですか。私は、魚市場の検査において聞き取り調査を、水産加工流通課の資料をいただいたら、実施しているのは福岡県と熊本県ですね。長崎県は、昭和46年の卸売市場法に基づいて、昭和46年4月3日に出されたんですけど、それから本来すべきだったんですけど、やってない。なぜやってなかったかということをお尋ねしたいと思っております。

お尋ねしたいと思っております。

【岩田水産加工流通課長】 これまで実際やっていないということですが、魚市場の中に水産部の管理事務所があったということが一つあると思います。日常的に魚市場の方に向きまして現場を確認しているということもあまりして、これまで実施してこなかったというのが実情でございます。

【山田(博)委員】 それで市場の監査というか、それが済まされたということで理解していいんですか。魚市に行って、おはようございます、こんにちは、ああどうも、さようなら、これで監査が済まされるということで理解していいんですか。もうちょっと反省すべきは反省して、しっかりやらんといかんとですよ、これは。

私は、びっくりしたんだよ、これ。この答弁というのは、もうちょっと誠意を持った答弁をしていただかないと。昭和46年から今までやってないというのは大問題だよ、これは。お答えください。

【岩田水産加工流通課長】 申し訳ありません。監査という意味で、例えば、伝票などを確認してするということは、今まで、現実できておりません。事務所が近くにあったといいましても、そういう検査はしておりません。

今後になりますけれども、調べたところ、福岡とか熊本では実際実施をしている、毎年ではありませんけれども、やっておられるということ。それから、農林部の方でもやられているということですので、そこら辺はどのようにやられているのかというところを我々も研究させていただいて、今後、どうやっていくべきかということを再検討させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 昭和46年からあって、今まで

やったことないと。極端に言うと、明日、あさってにでもすぐにやってもらいたいぐらいだよ、これは。

いいですか、水産部長ね、同じ長崎県の中で卸売市場法で野菜とかなんとかやっているんだよ。やっているんだけど、水産部はやってないと。ここは真摯に反省して、水産加工流通課長を個人的に責めているわけじゃないんだよ。これは水産部のあり方が問題だということで指摘させてもらっているんですよ、私は。これは漁協組合のあり方からして、組合の監査もする中で、組合にはこうしなさい、ああしなさいと言いながら、肝心要の市場でちゃんとした監査をやってなかったと。これは水産部長長崎県、また、漁業者の所得向上で適正な市場運営がされているかということ監査しないといけないわけですから、ここは速やかに、今後どのようにするかということで明確な答弁を。

それで、水産部長、これは漁業者にとっては、市場というのは大切なことなんだ。今回、こういったことを深く反省していただいて、他県の実況をつぶさに調査して、水産加工流通課に事前通告した時に、課長も、「先生、こうした状況は深く反省して、しっかり取り組みます」という前向きな話があったから、私は言わなかったんだけど。これは西次長か高屋政策監か、どっちかが答えんといかんと思うよ。私は、水産部長にこういった答弁をさせるのは大変申し訳ない、絶対させられんからね、どっちかだよ。深く反省して前向きな答弁をいただかないと納得できんよ。

【西水産部次長】今回、長崎魚市の検査につきましてご指摘を受けまして、他県の実況ですとか、農林部の状況を確認したところ、今、ご議論がございましたように、検査を実施してい

るという状況が判明いたしました。これまで長崎県として検査を実施してこなかったことについて、いろいろな経緯はございますけれども、いろんな事情があったと思いますが、してこなかったことについては、真摯に反省をいたしまして、今後、魚市場の運営を適正化するためには緊張感を持って対応していくというのが重要であると考えておりますから、できるだけ早く検査を実施して魚市場のさらなる運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】確認ですけど、水産加工流通課長、卸売市場法に基づいて県が監査できる市場は、何市場あるんですか。

【岩田水産加工流通課長】小規模市場を含めまして、県内に25ございます。

【山田(博)委員】25市場がありながら、今まで取り組んでいなかったということは深く反省していただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それで、担当課として小規模市場を含めた25の市場でどのように、年内をめどにしっかりと、25市場を年内にするのは難しいですから、少なくとも主なところについて関係部局と協議しながらしっかりと監査してもらいたいということ。

私は、市場の運営をきちんとやっていないと言っているわけじゃないんですよ。本来すべきことをやっぱりやらないといけないということで、お互いに気づかなかったこと、わからないことがあるわけですから、しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

実務的なことを水産加工流通課の課長として見解を聞かせていただいて、この質問を一旦終わりたいと思っておりますので、よろしくお願ひし

ます。

【岩田水産加工流通課長】 繰り返しになりますけれども、農林部の方の検査のやり方、それから、他県が魚市場で検査を実施されておりますので、そこら辺の実施内容等も確認させていただきながら、できるだけ早く県内の魚市場関係で主なところになるかもしれませんけれども、実施したいと考えております。

【山田(博)委員】 水産加工流通課長、しっかりと、よりよく長崎県の水産行政に取り組んでいただきたいという思いがあって私は質問させていただいておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、漁業取締室にお尋ねしたいんですが、先ほど、堀江委員からいろんなお話がありましたけど、漁業法違反の事件で、今回、逮捕の報告書がありましたけど、この文案というのは、今回、資料をいただいておりますけど、議案外の中にこの件について文章があったどうか。私は見たんですけど、なかったですね、載せてますか、これ。そこだけ確認したいと思います。

【松本漁業取締室長】 部長説明に入っておりませんので、補足説明ではなくて、提出資料という表記にさせていただいております。

【山田(博)委員】 これ、なんで部長説明の中に入れなかったの。これ、長崎県の水産行政にとって大事件だったんですよ。それをなぜ部長説明に入れずに、この資料で説明したのか、そこをまずお尋ねしたいと思います。これは大事なところですよ。この姿勢というのはどうということかと。部長説明に入れずに漁業取締室の資料で説明するというのはどういうことですか。見解を聞かせていただきたいと思います。

【松本漁業取締室長】 今回の事案につきまし

ては、警察が統括して捜査を行っておりまして、この件につきまして警察とも協議しましたが、基本的には個別案件は議会にも報告しないということになっております。ただし、今回の件につきましては、委員長からのご指示がありまして、追加説明ということで具体的な説明をしてもらいたいというのがあって、今回は追加説明ということで室長説明をさせていただきました。

【山田(博)委員】 私は、大場委員長の説明の指示をするというのは適切な判断だと思います。逆に私が水産部に言いたいのは、個別の案件ですね。じゃ、私は後ほど県警本部に確認しますから。次の11月定例会で今の答弁が適切かどうかというのは判断させていただきたいと思えます。私は、総務委員会にいましたけど、個別の案件も委員会の部長説明の中に入れてましたよ。

こういった大事な案件を部長説明に入れなかったというのは、個別の案件だったという判断があったというのは、これは水産部として明確な判断ということで理解していいんですね。そこだけお答えください。西次長、お答えください。

【西水産部次長】 今回の漁業法違反事件の暴力団組長らの逮捕のご説明につきましては、今、取締室長が申し上げたとおりの内容で水産部内で協議をした上でご説明をさせていただいたということでございます。

【山田(博)委員】 そうということですね。後ほど、11月定例会の委員会でお話しさせていただきたいと思います。

それで、水産部の皆さん方にご理解いただきたいのは、今回、密猟した魚で海鮮丼ということで、これは長崎新聞の令和元年9月4日の記事

ですが、「暴力団新たな資金源か」ということで、密漁した魚を提供する側、提供される側をいろいろ調べましたら、密漁された魚を受け取る側の店の営業というのは、食品衛生法に基づいて営業許可をいただいているんですね。この欠格事由に、要するに、反社会的勢力の排除条項というのは設けてないと。つまり食品衛生法というのは、あくまでも食品による健康被害の防止を目的としているということになっています。

そういうことで、これは県の生活衛生課を通じて厚生労働省に確認したら、こういった反社会的勢力の排除条項を設けないということになっていますけれども、この件に関して私は憤りを感じているわけです。

いいですか。これからこういった事件があった時に、善良な漁業者が漁業法に基づいて魚をとって、それをお店に提供したら、ほかの反社会的勢力のあれがあるから、あなたのところからとらないとなるんです。適正な漁業活動を営むことができないんですよ。

それで、食品衛生法に反社会的勢力の排除条項をきちんと設けるべきだと私は思うわけです。それに関して水産部として漁業者を守る、地域を守るということについてどういった見解を持っているかということをお聞かせいただきたいと思います。これは漁政課長ですね、どうぞお答えください。

【松尾漁政課長】 私どもも生活衛生課に確認をいたしましたところ、今、山田博司委員が申されたとおり、まず、現行法、食品衛生法におきましては、食品衛生法に違反し検挙されたり、あるいは許可を取り消された場合などに該当する場合を除き、知事は必ず許可をしなければならないという規定になっているということ

でございます。

それから、これも山田博司委員が申されましたが、厚生労働省の見解としては、あくまでも法の目的として食品による健康被害の防止である、同法において設ける予定は、現在のところはないというふうにお伺いをしているところでございます。

水産部といたしましては、暴力団を排除していくといった考え方につきましては、非常に大切なことであると考えておりますが、食品衛生法における暴力団の排除につきましては、法律を所管しております厚生労働省で法律の目的等を踏まえて判断されるものであるというふうにご考えているところでございます。

【山田(博)委員】 漁政課長ね、善良な漁業者が自分が納めたところから排除されて、こういった事案が発生しましたと。それは食品衛生法に関係しているから、私は関係ありません、知りませんと。こんな縦割り行政いるんですか。もうちょっと幅広く、あなた方は何のために水産部にいるんですか。確かに、あなたがおっしゃるとおりです。食品衛生法は厚生労働省が所管しています、だから私たち水産部としては、農林水産省には言えますけど、厚生労働省には言えませんが、こんなことありますか。漁業振興課長、あなたもそんな考えですか。漁業の振興を守る漁業振興課長として、あなたもそんな考えを持っているんですか、お答えください。

【中村漁業振興課長】 確かに、法律の成り立ちとか趣旨というのは、それぞれ違うと思いますので、先ほど漁政課長が申し上げたとおり、水産部としては、そういうふう整理をいたしているところでございます。

【山田(博)委員】 水産部長、長崎県の暴力団排除条例というのがあるんです。この第22条に暴

力団の利用の禁止と、事業者はその事業活動に関し、暴力団の威力を利用し、または暴力団の威力を利用する目的で当該事業活動に暴力団員を従事させてはならないとか、あと、利益の供与の禁止等もあるんですよ。事業者は、その事業活動に関し暴力団員または暴力団を指定した者に対して次に上げる行為をしてはならないと。要するに、暴力団の威力を利用する目的で、その金品、財産上の利益をすること、暴力団の威力を利用したことに利益を供与することとか、いろいろ書いてあるわけです。

厚生労働省に水産部として漁業者を守る、漁村を守るために声を上げていかないんですか、それでも長崎県の水産行政ですか、水産部長。

【坂本水産部長】 暴対につきましては、先ほど漁政課長、水産振興課長が申し上げたとおりでございます。最終的には関係部局において所管する法令、条例、規則等の目的、趣旨、また、規定内容を踏まえながら、どのような対策ができるか、検討していただくことになろうかと思っております。

水産部といたしましては、いずれにしても、暴力団の資金源とならないような取組は必要というふうな認識を持っておりますので、これまで国への政府施策要望の内容であるとか、これまでとってきた取り締まりの状況につきまして、関係部局と情報交換しながら、できる限り県として足並みをそろえた対応となるよう、努めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 時間がきましたので一旦終わりますけど、この問題は奥が深いんですよ。私もいろいろこの事件の勉強をさせていただきましたけれども、こういった奥が深いことに初めて気づきました。この奥が深いにもかかわらず、長崎県の姿勢というのは大変問われるんで

す。日本全国でも稀な事件だったんだから。所管する漁業取締室が事件の捜査に協力したんだったら、水産部は本当はやらんといけなかったんだ。

時間がきたので一旦終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほか、質問はありませんか。

【近藤委員】 私の方から2~3、質問させていただきます。

養殖業についてですけれども、私の上五島とか対馬とか、離島では養殖業がしっかりなされて、今回もいろんな災害の中、魚が死んだという被害がありました。

松浦湾においては、毎年、赤潮が出て、その被害が出ているわけです。養殖業者にしても、例えば、自分たちのミスで魚が死んだというのは、それは納得し得るところがあるんだろうと思うんです。でも、自然災害とか、特に赤潮なんかで自分たちが手塩にかけて大事に育ててきた魚が死んでいくというのは、本当、ただ魚が死んだだけじゃなくて、1年間、2年間費やした自分たちの苦労が一発で台なしになってしまうような形なんです。特に、伊万里湾では赤潮というのが3年間続けて起きているわけです。

いろんな形で、この中にもあるんですけども、伊万里湾自体の地形が佐賀県と長崎県に、松浦市は長崎ですけど、湾の奥は伊万里市という形で、両県の連携というのが何か必要じゃないのかなと思います。ここの中にも佐賀県との連携強化と書かれているんですけど、今現在、どういうふうな連携をとられて、どういう話し合いをしているのか、教えていただけないでしょうか。

【岩田水産加工流通課長】 佐賀県との連携につきましては、今年度も調査につきましては、佐賀県と長崎県と連携して調査をしていただ

いております。佐賀県海域については佐賀県が調査をされて、うちの方は長崎県がしまして、お互いに情報を共有しているという状況でございます。

来年につきましては、8月7日に佐賀県庁におきまして、長崎県と佐賀県、それから長崎県の水産試験場と佐賀県の水産試験場が協議をいたしまして、来年度以降、この対策をどう、もう一步踏み込んで何かできないかということで協議を開始したところであります。佐賀県としても協力はいたしますということで、今後、さらに詰めて、実際に何をするのか。その時に、例えば佐賀県の漁業者の方の了解を得ないといけませんので、そこら辺の作業を今から急いで進めていくというふうに考えております。

【近藤委員】 いい答弁をいただいたんですけども、現在も赤潮が発生して、その早い対策の中で漁民と県とのいろんな、餌止めとかいろんな形でやっていただいているんですけども、根本的に赤潮がなんで発生するのか、そういう関連で県の方では大体どこら辺まで原因としてわかっているのか教えていただければと思います。

【岩田水産加工流通課長】 カレニア ミキモトイにつきましては、根本的な発生原因というのがまだ明確にわかっておりません。本会議の中でも少し答弁させていただきましたが、発生のパターンが幾つかわかってきたところで、その初期の段階で何とか防除できないかということをお考えしているところでございます。

【近藤委員】 私もいろんな形で、漁業者とか関係者が話をしてくる中で、海底の問題があるんじゃないのかと、海底にそういう原因物質があるんじゃないのかという、1回、海底を掃除

したような話を聞いたことがあるんですけども、海底に関しての情報とか研究とかなされていたら、もしよかったら教えていただければと思います。

【吉田水産加工流通課企画監】 平成29年度の伊万里湾の赤潮発生被害を受けまして、県では、平成29年度に専門家で構成する委員会を設置しまして、底質の改善が赤潮の発生や拡大の抑制の可能性について検討しているところです。

具体的には、水質や底質、潮流などのデータをもとにシミュレーションモデルを構築して、底質の栄養塩の溶出が、それを抑えることでどのくらい効果があるかというふうなことを検討しておりまして、今年度末には結果が取りまとめられるというふうな予定になっております。

【近藤委員】 赤潮発生の原因が幾らかあると思うんです。でも、伊万里湾を利用した中で、養殖業者というのは、そこから逃げて、ほかのところに行って養殖するというわけにはいかないんですよ。3年連続して、また今年もくるんじゃないか、また今年もくるんじゃないかという形の中で、自分の子どもたちに継がせる気持ちはないよとか。

私が一番心配しているのは、漁業者がもうこれ以上減ったら「水産県長崎」と言えないんじゃないのか。例えば、漁業の技術というのは、親子でずっと伝えていくことができるんですけども、漁場の整備というのは、ある程度行政がしっかりやった中で、そこでどうぞ、もうける漁業をやってくださいとか、次につながるような対策が絶対必要だと思うんですよ。

だから、伊万里湾にはたくさんの漁業者がいるし、水揚げもやっております。その中で赤潮の原因を徹底的に究明した中で、いろんな形で

赤潮が発生しないんだ、安心してそこで養殖業でも何でもやってくださいという整備をしっかりとやっていくのが一番大事じゃないかと思えます。

そこら辺、県として伊万里湾で今やっているんですけども、漁場をしっかりとつくれた中に、そして漁業者を増やしていくという考えがあるかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

【岩田水産加工流通課長】 赤潮の原因究明については、水産試験場で今後も継続してやっていくと思えます。初期段階でどうやって軽減に結びつけるかということもやっていきます。

一方で、養殖漁場の再編ができないかということも、ちょっと長期的になりますけれども、避難漁場をつくったり、夏場の間だけでもここに逃げる場所をつくるか、それについては施設整備も必要になってきますけれども、そこら辺につきましては、漁場の再編ということで近々地元に行きまして、養殖業者の方、それから市、漁協の方ともお話をさせていただいて、どういう方策があるのかということを検討させていただこうかなと思っているところです。

【近藤委員】 私のところの上五島とか離島関係は、水産業が基幹産業です。その中で離島に人口をとどめるとか、本当、上五島にソニーに出てきてくださいとか、トヨタに来てくださいと言っても、絶対無理です。その中でやっぱり離島でそういう産業をしっかりと育てていくというのは、水産業しかないんじゃないか。水産業を離島・半島でしっかり、今からでも子どもたちにしっかり継いでいく。また、東京、大阪からでも、水産業をやりたいから離島・半島に来たいというような、長崎県独自にいろんな形で水産業の発展を考えていただければと思

ます。よろしく願います。要望します。

【大場委員長】 ほか、ありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

事前通告しているわけですがけれども、まず、長崎新聞でマグロ養殖事業者の違反事件に関して県当局の見解をお尋ねしたいと思えます。

クロマグロの養殖場というのは、長崎県の経済にも貢献しています。そこで、クロマグロの養殖業者は協定書を結んでますね。これは水産部長が立会人ということで、マグロ業者と地元の漁協がやっているわけですね。その中の第5条に、簡単に言うと、コンプライアンスを重視の上、本事業を推進するということになっています。これはもちろん、長崎県の指導を仰ぎとなっています。

今回、クロマグロの養殖事業者というのが、まことに残念なことに、種苗の生けすをオーバーしたということ、わかりやすく言うと、そうでしたけど、当初、私がお聞きしてたら、7月下旬までに陸揚げをする予定にしておったけれども、結局、陸揚げをして撤去したのはいつ終わったのか、そこをまずお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 最終的に原因となった生けすを撤去いたしましたのは9月3日でございますが、この生けすの面積の超過が発覚して、県が指導して、その面積を調整し、縮小したのが7月22日となっております。

【山田(博)委員】 指導を仰いだと、いつからこんなことをしてたんですか。このマグロ会社というのは、いつからこういったことをやっていたかということをお尋ねしたい。

【中村漁業振興課長】 それは超過ということでもよろしいでしょうか。

【山田(博)委員】 はい。

【中村漁業振興課長】 実は、7月1日に生けす
が超過しているという情報を我々は得まして、
7月8日に現地調査、それから事情聴取を行いました。

実は、マグロ養殖では天然クロマグロの資源
管理が強化される中で、全国的にマグロの養殖
については、天然種苗の生け込みができる数量
とか、そこに設置できる生けすの面積を制限す
るということは全国的になっております。

我々は、7月8日、この情報を受けて調査を行
った結果、生けす設置面積の上限を3万9,705平
米としているところに、上限の約5%、1,808平
米の面積超過を確認したということでございます。

漁協と、それから漁場を使っていた組合員に
事情聴取を行った結果、実は、例年に比べて養
殖業の出荷が遅れた。遅れている中に、次の種
苗を入れる時期が来てしまったので、6月上旬
に2基の生けすを設置したということになって
おりますので、6月の中旬からこういう状況に
あったということでございます。

【山田(博)委員】 6月上旬からそういった状況
があったと。極端に言うと、1カ月、2カ月、こ
ういった違反状態があったということで理解
していいということですか。これは大事なこと
ですよ。間違いなく、この2~3カ月だけの期間
の違反だったということで理解していいです
ね。それは間違いありませんね。

【中村漁業振興課長】 漁業権を管理している
漁協、それから、当事者の組合員に状況を確認
したところ、そういうことございました。

【山田(博)委員】 それで、県としては、最終的
にこういった指導をして結果がどうなったの
か、そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】 先ほど申しましたよう
に、7月8日に指導し、7月22日には生けすの面
積は、一応縮小し、条件内におさめましたけれ
ども、出荷に使っていた生けす、これは85メー
トル掛ける65メートルという大きな生けすで
ございますが、その生けすも最終的には撤去し
てしまうという説明を受けましたので、私たち
としては、最終的な撤去まで確認をしますとい
うことで指導を続けていたところでございます。

ところが、8月に入りまして台風が、3つ続き
ました。それから豪雨の影響もあって、9月ま
でずれ込んだと。県としては、9月3日に撤去し
たという報告を受けましたので、4日に現地確
認を行って、最終的な生けすの配置も確認いた
しました。それにあわせて漁協からてんまつ書
の提出を受けたということでございます。

【山田(博)委員】 参事監、これは日本全国、こ
ういったことをやっているんですけど、こうい
ったやり方で全部やっているわけですね。結局、
これは始末書で終わったんですね、てんまつ書
ですか。

今、地元の漁業者は、「クロマグロの規制は
厳しくして、俺たちには厳しくしとって、こう
いったクロマグロの大きな会社には甘くする
のか、冗談じゃない。長崎県の水産行政はどう
なっているんですか」と私に言うわけだよ、漁
業振興課長。私は、何にも言えんわけね、これ。
「水産庁は、クロマグロはとるなと厳しく言う
とって、とったら罰則だと言いながら、とった
魚は捨てるとかいろいろ言って、売るなとか言
って、こういったクロマグロの大きな会社には
甘い処分をするのか、冗談じゃない」と。これ
は私も何とっていいかわからんから、何と答
えたらいいですか。漁業振興課長は答弁を、よ

けいなことを言うからさ。これはだめだ、話をしにくいから、あなた、上手だからさ、答弁を延ばすのがさ。だから短めに西さん、あなた答えてくれんですか。

【西水産部次長】 今回の案件の業者に対しては、県といたしましても、機会あるごとに厳しく指導をしてきたというふうに認識をしております。しかしながら、結果として時間を要して、最終的に撤去するまでに時間がかかってしまったということは反省をしたいと思っております。今回の委員会でのご指摘を受けて、さらにこういった業者に対する指導については、水産部で情報を共有してしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【山田(博)委員】 これは国に上げて、国から話は特段なかったんですか。これは国に報告は上げましたか、水産庁はどのような見解であったか、聞かせていただきたいと思えます。

【中村漁業振興課長】 水産庁から、どういふ事実があったのかというお電話がございまして、概要を説明し、県としては、最終的には是正をさせ、そして、てんまつ書を取り、最終的には漁協と当事者に指導文書を手交したということで報告をいたしております。

【山田(博)委員】 という事は、それ以上の取組がなかったということですか、それでいいんですか。

【中村漁業振興課長】 水産庁からは、それだけでございます。

【山田(博)委員】 これまた大問題だな。当の水産庁が、日本全国、クロマグロを厳しくしておきながら、大手の会社には水産庁自らもこんなことずっとやんね。これはとんでもないことだ。水産部としては、そういった始末書をしたわけだから、それ以上はどうしようもないけれども、

今後は、こういったことが二度とないようにしっかりとした対応をしていただきたいと。漁業者は相当怒っているんですよ。そういった声があるということをご理解いただいて頑張っていたらいいと思っております。

続きまして、漁港施設は、漁業者にとって利用料金が安くなるように、水産部なりが取り組んでいただいているわけですが、さっきのマグロ養殖の海域もそうですけど、以前、私が当委員会で質問させていただいているわけですが、

その中に、一昨年12月11日の当委員会で話をさせていただいているわけですが、要するに、海域は長崎県海域条例に基づいて料金が、漁業者は水産部から土木部に協議をして、土木部が海域管理条例を管轄している海域料金を安くしてもらおうようになっているわけですね。こういうふうなやり方で港湾施設もぜひ料金が安くなるように減免の要望をしていただきたいということの話をこの委員会でさせていただきました。

その時は、今は政策監になっております高屋さんが、私がそういった陳情をしたら、その意向を踏まえて港湾の方と話をさせていただきたいということでありましたけど、その経過はどうなったか。もう半年以上たっているんで、水産部の高屋政策監のことですから、一歩も二歩も、いやいや三歩も五歩も、いやいや百歩か二百歩ぐらい、進んだ答弁がいただけると私は確信して今質問させていただいているわけですが、いかがですか。

【高屋水産部政策監】 委員から今の件につきまして委員会でお話をいただきました。その後、直ちに私と当時の漁港課長と港湾課にお伝えをいたしました。というのは、私に山田委員が

らいただいた意見については、港湾課の方にお伝えしたいということで、水産部の立場もあわせてお伝えしたいということでお答えしたところでございます。

それから、港湾課の方ではご検討をさまざまいただいております。そして、山田(博)委員から今ご期待のお声をいただいたわけですが、残念ながら、港湾課につきましては、現在、既に漁業者、漁協、あるいは公共施設等について減免を行っている以上の減免は難しいという結論に至ったということでお答えをいただいております。

したがって、いつ、これだけ下がるというお答えはいただけていないというのが現状でございます。

【山田(博)委員】 じゃ、お尋ねしますけども、いいですか、海域管理条例で、じゃ、何%安くなったんですか、水産部に土木部をお願いして。今、現状の港湾施設というのは、漁業者は普通の人よりどれだけ安くなっているのか、それをお答えいただけますか。これは高屋政策監じゃなくて漁港漁場課長でしょう。こういう細かいことは漁港漁場課長が答えんと。時間がかかるのであれば別の質問に移りたいと思います。

続きまして、今、佐賀県の方で山口知事が、長崎県の総務部長をされた山口知事ですね、が、佐賀空港にオスプレイをもってくると。そして、有明海の漁業者が、今、大変不安をしてるんです。佐賀県の漁業者が魚がとれなくなるんじゃないかと、佐賀の漁業者が魚がとれなくなるということは、長崎県の漁業者も魚がとれなくなると。これは大変だ、大変だと言って、もう困っているわけですよ。そういった声が、どんどん、どんどんくるんですね。多分、あそこいらっしやる長崎県の重鎮である徳永委員

にも要望すると漁業者が言ってました。たまたま私は空港で会ったから、そういった話があるわけでもございまして、これ、佐賀県の漁業者と一緒に、佐賀空港にオスプレイをもってくるに当たって漁業被害もあるんじゃないかと、こういった声が上がっているわけでありましてね。

漁業振興課長、今、佐賀県の山口知事は、佐賀県の漁業者のことだけ考えてオスプレイをもってくる、そうじゃないんだよと、長崎県の漁業者のことも考えてもらわんといかんということをお願いしたい。いいですか。なぜならば、諫早湾干拓の時だって、長崎県だけと思ったら佐賀県にも影響が出てきたんだから。ということは、この仕切った湾の中では、いろんな要因によって漁業に影響が出てくるというのが明らかになったんです、それが諫早湾干拓でわかった。ということは、オスプレイだってね、その影響が出てくるのは間違いないと私は確信している、という漁業者がたくさんいるわけでもございます。ということは、漁業振興課長、頑張ってもらわんといかんよ、あなた。最近、やせ細って健康は大丈夫かと心配してますよ。おいしいものを食べて、今日、イスズミでしたか、ちょっとあれはかたかったけど、あれをやわらしくしたらよかったと思うよ、今日食べたけど。

漁業振興課長、見解を聞かせていただきたい。

【中村漁業振興課長】 九州防衛局がオスプレイが飛行する騒音に対しての影響調査を行いまして、8月6日に中間報告を出されております。

今、山田(博)委員からお話がありましたように、オスプレイの配備計画に対して佐賀県の漁業者からコノシロ漁などに影響があるのではないかというお声があるということで、このよ

うな調査が行われたということでございます。

本県の有明海でコノシロ漁が漁獲対象となっている漁業というのは、諫早湾周辺の流し網漁業と、それから、沿岸部の定置網、いずれも沿岸域の共同漁業権の中で操業されている漁業でございまして、現在、調査をされた佐賀県の南方の海域まで出漁するという漁業者は長崎県にはいないということでございます。

ただ、一本釣りとか投網などの自由漁業というのがございまして、これは幅広く操業することは可能です。

今回の報道を受けまして、関係漁協にお尋ねしてみましたところ、島原以北の4漁協にお尋ねしたところ、佐賀県との県境に近い太良町付近まで出漁する者が2名いるという報告は受けておりますが、佐賀空港の南方海域にまで出漁する者はいないという、今のところ、そういう状況でございます。

現状では関連する情報がほとんどございませんものですから、水産部としては、今後の動向を注視をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】佐賀空港沖の魚に影響が出るんじゃないかということで、漁業というのは、一本釣りにもいろいろあるわけね。その中で一つ言えるのは、長崎県の漁業に全く影響がないということは言えないということでしょう、全くないということは。魚というのは、ずっとその場にいるわけないんだから、それは溝口委員もご存じのとおり、魚はずっとそこにいるわけないんだよ、ぐるぐる、ぐるぐる、あっちこっち回るんだから、漁業振興課長。

そういうことであれば、全く影響がないとは言いきれないわけでしょう。だから私はこれを注視して佐賀県の山口知事に、オスプレイが配備されるという時に長崎県の漁業者のことも

考えながら慎重にやってくださいということと言わんといかん。

この前、イセエビのことを言ったろう、イセエビ。イセエビの次はオスプレイ、そういうことですよ、漁業振興課長。山口知事にちゃんと長崎県の水産行政というのはどれだけ重みがあるかというのをわからせんといかんとよ。その中の漁業振興課長よ、あなた。私にならんところに、あなた、おっとやっけん。漁業者の心と声をしっかり酌んで佐賀県の山口知事に言ってもらいたいわけだよ。いかがですか。

【中村漁業振興課長】九州防衛局が調査をした結果は、ヘリコプターがコノシロの魚群の上空を飛んだ時に魚群がどういう行動を起こすかというのを調べたというふうに報告されております。その結果が、45例中44例で深いところに潜ったと、表面で泳いでいたのが潜ったという報告が今あるのみでございます。

ただ、佐賀新聞によりますと、防衛局は、魚の行動に何らかの影響を与えるということはわかりましたと。しかし、一方で、操業への具体的な影響というのは、実際に運用してみないとなかなかわからないというようなお話をされたというふうに新聞に報道されておりましたので、コノシロの生態とか資源への影響など、具体的にどういう影響があるかというのは現在ではわからないという状況でございます。引き続き、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 そうだよ、引き続きしっかりやらんといかんということですよ、それは。長崎県の漁業に影響があるかないかというのはきちんと注視しながら、すぐ、佐賀県の山口知事に行かんといかん、準備万端にしとかんといかんですよ、漁業振興課長。ぜひ頑張っていた

だきたいと思っております。

時間がきましたので、一旦終わりたいと思います。

【大場委員長】 しばらく休憩します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時38分 再開

【大場分科会長】 委員会を再開します。

しばらく休憩いたします。

2時50分より再開いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時51分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【徳永委員】 幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、有明漁協についてですけれども、私の地元でもあります有明漁協は、島原半島でも漁協としては大きな漁協でしたが、いろんな問題がありまして閉鎖ということで、今回、新役員も選任されたということで、一定、我々も安心しております。

ちょっと聞きたいのは、再開までに時間がかかったということ、これはどういう理由があったのか、まずお聞きしたいと思います。

【松尾漁政課長】 昨年8月に、まずは役員の改選の請求が組合員から出されました。その後、9月になりまして全役員が辞職をすると、それから、職員についても退職するという事で事務所が閉鎖するという事態になりました。

そういった事態を受けまして、県としても、まず早急に役員を選任するようにということで指導をしてみましたが、地区が3つございますけれども、その地区の中で意見が相違するということがございまして、県といたしまし

ても、地元で二十数回入りまして、また、折衷案等も提示しながら、新しい役員が選任されるように指導してまいったわけですが、どうしても各地区の意見の相違がなかなか埋まらなかったということで1年近くたってしまったという状況でございます。

【徳永委員】 私も、前漁政課長、今の漁政課長にもいろいろお話をお聞きしましたけれども、私を感じたのは、行政の方が指導というか、そこに入って指導するのに、ある程度制約じゃないですけど、なかなか踏み込めない点があったと。その一つは、理事の役員の選任等もあるんでしょうけれども、ここがどうしても組合組織になれば組合法もあるんでしょうけれども、しかし、やはり県、そしてまた漁連等が関与していかなければ、なかなかこれは難しいと。ただ、組合にやれやれと言っても、3地区のいろんなしなごらみ。特に、ここの組合は過去からそういう歴史的な問題もあるものですから、そういう意味では非常にご苦労をされ、そしてまた、今回あったことは理解をしつつ、今後の課題とすれば、第2の有明漁協のようなところが出ないように、今回のセンサスについても非常に経営体数が減っているという中で、こういった組合組織が弱体化、そして、こういう問題があった時に、これがまとめ、再開するのに、そういった問題が起こるといことは、やはり県民、そしてまた地元の人間にとっても、今後、このことを機にスピーディーな対策等をとっていただきたいと思っておりますけれども、今回のことから学んだこと、今後、こういった対策を講じなければならぬということがあれば答弁をお願いしたいと思っております。

【松尾漁政課長】 水産業協同組合、漁協につきましては、まず、組合の自治というものがご

ざいまして、意思の決定等につきましては、漁協の方で自主的にやっていただくというのが、まず基本原則としてございます。

ただ、多数の関係者に重大な影響を及ぼすということもございますので、そういった意味では公共的な性格も一方で有しているということもございます。そういったことで行政庁としての指導監督をしているということがございます。

今回、役員の選任に県が立ち入って調整をしたということですが、それは異例のこととしてございまして、基本的には漁協の方で、それは通常は調整をしていただくべきものでございます。そこについては県も、これまでにないくらいの形で立ち入って、それは調整をさせていただいたところでございます。基本的にはそういったことでございます。

いずれにしても、漁協につきましては、今後、水産改革等やっていく上におきましても、非常に基盤となる組織でもございますので、そういった業務の執行体制につきましては、しっかりしていただく必要があります。

そういうこともございまして、昨年度から検査の体制についても見直しまして、現物検査については毎年行う。それから、検査の執行につきましても、本庁の方で集約いたしまして、銀行のOB、専門的な職員を雇いまして、そういったリスク管理につきましてもしっかり見るという形にしております。

そういった検査の見直しをしたものにつきまして検証しながら、適宜、見直しも図りながら、しっかりとした指導ができるように努めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】 課長は今年来られて、問題を継続しながらしっかりやっていただいたと思っ

ております。今後ともお願いしたいと思います。

そういう中で政策監、政策監は有明漁協に関してもよくご理解をされておりますけれども、今回、大きな問題は、3地区の問題もありますけれども、組合内での会計処理が大きな問題だったと聞いております。これが1年目には、まず組合の中で不透明な会計については保留をしたと。来年しっかりとした報告をすれば、それはそれで総会も、その決算を認めたということだったけれども、いわゆる2年目でなかなかそれもできなかったということ。

こういうことは県でもわかっていた事実だと思うんですね。我々から見れば、だからこそ、そこでもっと早く対策が講じられなかったのかなと思うところがあったものですから、そういったところが実際県としてそこまで、結果的に長引いてしまったものですから、私はそこが一番問題だったと思うんですけど、その辺はどういうふうに理解され、また、反省点があればお答えいただきたいと思います。

【高屋水産部政策監】 結果的には、今、委員のご指摘があったように、事が起こってから今に至るまで2年近く時間が経過いたしました。もともと事の発端、もめごとといいますが、混乱の発端が、今ご指摘があった経理不突合が発生してしまったというところに綻びがございました。

私どもとしましては、先ほど漁政課長が申しましたとおり、そのことも踏まえまして、経理上の問題が起こりやすい現金勘定のところは、今後、集中的に検査をしなければならないだろうということで、2年に1回だったものを現金については、抜き打ちで、無通告で漁協に入るということで体制を改めさせていただきました。それが全てではないんですけれども、そのこと

によって漁協の現金管理、出納管理が是正するとともに、いつ県が来るかわからないということでの牽制といいますか、言葉を選ばなくて言えば牽制ですね、にもつながりますので、そういったことを充実しながら、今回のことを反省しながら検査に取り組んでいきたいと思えます。

それから、先ほど漁政課長が言いましたように、技術的な面では専門的な職員を育てるということと、外部の銀行のノウハウを持ったOBの職員にも加勢をしていただくということで、検査部門の独立性も保ちながら指導していきたいと思っております。

もう一つ加えて言えば、実は、普段寄せられる情報というのも結構大事でありまして、県だけではつかみきれない情報というのがあります。それは漁協系統団体であったり、あるいは周辺の漁協であったりということもございまして、そういった情報も普段から取り入れながら検査の着眼点として、そこも見てまいりたいというふうに思っております。

【徳永委員】 ありがとうございます。今回の組合の問題、これは次、どこにまたそういった問題が出るかわかりませんので、今回の問題を教訓として、政策監、また、漁政課長が言われたことを今後に生かしていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

もう1点、この前、島原漁協のアワビ養殖を大場委員長のもと、見学に行きました。最近、組合長とお会いした時に、アワビの養殖を一生懸命やられていますけれども、ただ、販路がなかなか厳しいんだということをいわれております。非常にいいアワビを、そしてまた、聞けばどんどん売れるんじゃないかなと思うわけです。

島原漁協のみならず、私は、県内の漁協とか水産関係者が養殖等で頑張っておられるけれども、農業も一緒ですけれども、養殖、栽培するのはできるけれども、一番の問題は販売なんです。このことに対して、県の方でそういったことを把握され、どういった対策をとられているか、お答えいただきたいと思えます。

【岩田水産加工流通課長】 委員からお話がありましたとおり、各漁協で持っておられる加工場でいろんなものをつくられておりますけれども、やっぱり販売力が弱いというところがございまして、県の水産部の方でも単独事業で、売れる商品開発・生産加工連携による販売力強化事業というものを用意しております。これでは、漁協さんとかがつくられましたものの販路の開拓とか販売促進にかかる経費、例えば、展示会に行かれるとか、商談会に行かれるという時に、うちの方で支援をしますよということと、もう一つは、外部のバイヤーを漁協に呼びまして、バイヤーの方に物を見てもらって、ここをこういうふうに改良した方がいいですよとかいう助言をいただいて販売につなげていくということの支援をしております。

【徳永委員】 これは前からやっていることは私も知っていますけれども、ただ、私がいつも残念に思うのは、いつも委員会で言うんですけども、水産県長崎という、これは全国で2位、これを全国の方に聞いても全く知らないんです。悲しからずや。「北海道は有名です。えっ、第2位は長崎県なんですか」と。ここをしっかりとやっていけば、ある意味、ブランド力がつくわけなんです。長崎県がそれほどの水産県であるということを知らない。

そういう中で一つの問題は、長崎空港なんです。長崎空港の販売ブースを見に行ってみれ

ば、一番奥の方の壁ぎわにちょっとあるぐらいで、よそから来られた方に長崎県がそんな水産県だということを玄関口でさえPRしてないということ。ここをもっと活用していただきたいと思うんですけど、その辺どうなんですか。

【岩田水産加工流通課長】 今ご指摘がありましたのは、長崎空港にあります「長崎俵物」のアンテナショップだと思いますけれども、農協と一緒に、「長崎県四季畑」ですとか、「長崎俵物」も一緒に販売しているところがございます。

ご指摘のとおり、ちょっと狭いということと、俵物に偏ってといいますか、俵物を集中して置いておりますので、品揃えも俵物に偏っている状況ですので、今後、あそこにもうちょっと力入れまして、ほかのものも売れると。例えば、漁協などでつくられました新しい商品について、あそこでテスト販売をするとか、そういうことを今後考えていきたいと考えております。

【徳永委員】 できれば大々的に水槽をつくってやるとか、水産県長崎だという、ちよろちよるとやるよりは、もっと一番を目指すことをやるとか、そういう対策をしなければだめだと私は思うんです。

そして、よく聞くのは、蒲鉾も余りないんですよ。蒲鉾関係者に聞けば、とにかく売店のマージンが非常に高いと、これはいろんな方から言われます。実際、今、どれぐらいのマージンを取られるんですか、あそこに出せば。

【岩田水産加工流通課長】 マージンは押さえておりません。申し訳ありません。

【徳永委員】 これ一回調べてください。私がおここで言えば、「えっ」となりますからね。結構高いんですよ、いろんな方に聞けば。「なんで出さないんですか」と言ったら、皆さんが異

口同音に「高いんです」と。そして、売ったものの回収もすぐ。高いわ、そして、お金の回収は遅いと、そういう意見ですよ。事実かどうかは確認していただきたいんですけども、まず、そういうところを県も。空港ビルディングは、どういう組織ですか。

【岩田水産加工流通課長】 恐らく県も出資していると思うんですけども、NABICという会社が運営しております、そこにアンテナショップも家賃を払っている状況でございます。

【徳永委員】 あそこは県から結構いつているでしょう。だから、県とはそういう関係ですよ。多分、補助金もいつているはずなんですよ。そこには、それが事実であれば、そういうところが販売マージンを高く取ると、それはちょっとどうなのかと。ここはよく調査をして、これは水産部だけの問題じゃないです。観光にも影響しますけれども、そういったところが窓口になって、どんどん水産物をPRして、北海道なんかにいけば、まずカニとかしっかりとやってですよ、やっぱり北海道は全国一の水産王国だと、それは一目瞭然なんですよ。長崎に来て、長崎が2位なんて、そんなことは誰一人思いませんよ。そういったところを、養殖マグロも日本一ですね、フグも一緒ですよ。全く知らない。

だから、これだけの財産を持ち、それだけのものを持ちながら、いろいろと県もやってはいるけども、なぜ、なかなかそれ以上の効果が出ないのかということをもっと考えていかなければならないのではないかと。これは私の個人的な思いですけど、そういうところが一番根本になるのではないかと私は思います。

そういう意味で、水産部長、どう思いますか。

あなた、東京から来られていますけれども、客観的な目で見れるでしょう。

【坂本水産部長】 長崎県においては、魚種が豊富であるとか、委員ご指摘のあったクロマグロの養殖が日本一であるとか、フグの養殖も日本一であると。売れるものが揃っていると思いますので、そういった売り込みについて、どのような形で戦略的に行っていくかということについては、関係部局を含めながら積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

【徳永委員】 東京から来られていますから、第三者的に見れるじゃないですか。そう思うでしょう、水産県長崎がなかなか認知されないということ。その辺、どう思っていますか。

【坂本水産部長】 実際、他県の事例を見ますと、水産物を売りにして賑わいづくりといいますが、実際に人を集めて食べてもらって賑わう場が各所にあるなというふうに感じます。それに比べて、長崎は、その点では他県に比べてまだまだ取り組むべき課題が多いというふうに認識しています。

【徳永委員】 これで終わりますけれども、長崎魚市場は、ここにあったわけですね、これが移転をした。これはやむを得ない事由もあったんでしょうけれども、そういう中で、もしそのまま残っていればどうだったのかなと、ここが魚市場として、また、朝市でそれだけの魚、他県から来られた観光客は、そうか、長崎県は水産県であるという、ここも我々にすれば、いろんな問題があって魚市場が移転した。これを否定することはないんでしょうけれども、そういった外部から見た時の要素というのがいろいろあるわけなんですよ。さっき部長が言われたとおり、そういうものもないということであれば、そういうところをもっと部の方でいろ

ろと調査をしながら、そして、水産県長崎というものをいかにして認知をしてもらうか。第2位の水産県であるということは、紛れもない事実でありますから、おいしい魚もあるんですから。ここを今後対策をとっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

【大場委員長】 ほか、ありませんか。

【麻生委員】 何点かお尋ねしたいと思えます。

まず最初に、1ページの漁業センサスについての調査報告がありますけれども、長崎の就労状況が大変高齢化していて、廃業される方も結構多いということでありまして、ここに詳細にデータを分析して対応を検討してまいりたいということですが、どのような対策をとろうと検討されるのか、お尋ねしたいと思えます。

【松尾漁政課長】 漁業センサスは5年に1回の調査でございますけれども、この概数について公表されたところでございます。

今後、詳細なデータにつきましては、来年の1月に公表される予定になっているということでありまして、地域別についてのデータ等につきましては、それを公表された後に、そこはしっかりと分析をしていきたいと思っております。

まず、今回、公表されたものにつきましては、経営体につきましても、漁業者につきましても、かなりの割合で減っているということがございます。

そういった中で、本県としての生産量、あるいは生産額をいかに維持していくかということになりますと、やはり一人一人の漁業者の生産量なり生産額、あるいは所得を上げていかないといけないと考えております。

したがって、これまでも水産部としまし

ては所得向上対策に力を入れてまいりましたが、そういった形でこれまで取り組んできました所得向上対策、あるいはそれを支える資源管理、あるいは漁港等の基盤整備、そういったものにしっかり取り組んでいって、それぞれの漁業者の所得を向上させるということについて取り組んでまいりたいと、そういう方向になるのではないかと考えております。

【麻生委員】 今度、漁業法が改正されて総量規制といいますか、収入の状況も制限される中、やめる方は、小規模、高齢の方たちの就労者が多かったのではないかなと。そういうことによって、県に問い合わせましたが、一方ではFRP船あたりの廃船が増えてくると。県内でも今2万隻以上の状況があって、20年計画では1万8,000隻近くあるということでありましてけれども、今後、FRPの廃船処理が県内でうまく進んでいませんけれども、今後、どういう形で離島を含めて対策をとろうとされているのか、流れを教えてくださいませんか。

【森川漁港漁場課企画監】 FRP船の廃船処理につきましては、昨年度、五島市におきまして、現地でスクラップ解体し減容して、それを本土にもって来るといって、今まで丸ごと1台、輸送しなければいけない状況でありましたものを現地での中間処理を行うことによって経費を抑えようという実証試験を行って一応の結果が出ました。

今年度は、その結果を事例集として取りまとめましたので、それを壱岐と対馬におきまして、「リサイクル協議会」という協議会をつくりまして、その事例集をもとに、それぞれの地域において今後どのような形でやっていけばいいのかということをご検討いただくということを考えております。

【麻生委員】 五島市では200万円程度の予算で協議会をつくったということですが、今後、壱岐とか対馬も同じような予算措置ができるんですか。

【森川漁港漁場課企画監】 昨年度、実証試験として行いましたものですから、現地での解体費用については補助させていただいておりますけれども、事例集ができ、今年度は、壱岐と対馬に普及する段階にありますので、解体への補助の予算は組んでおりません。

【麻生委員】 片方では個人の財産であって、なかなか税が投入できないというジレンマがあります。全国的にFRP船の問題は大変な課題になっていますけれども、国に要望しても、なかなか水産庁は予算を付けてもらえませんけれども、政策監、どうなんでしょうか。国として水産庁の動きは、何か目新しい動きがあるんでしょうか。

【内田水産部参事監】 今年度、水産庁、それと国土交通省の海事局の方に要望してまいりました。

このリサイクルのシステムをつくることとなった場合、自動車と違って、全体の総量が非常に少なく、システムの維持が困難であるなどの問題があるということは聞いておりますけれども、引き続き、リサイクルの体制は重要だということで我々も引き続きしっかり要望していきたいと思っております。

【麻生委員】 前に指摘しておりましたが、野母崎にこの前、行ってきました。野母崎の港にもエンジンを外して係留しているものだから台風で沈んで、それを引き揚げて処理するのにかえってお金がかかっていると、何か矛盾を感じるわけですね。事業者がやったことを行政のお金で、なんで処理をしてやらんばいかんのか

と、管理をちゃんとせろよと。これは対馬に行った時もそうでしたよ。オイルフェンスを張って浅茅湾に置いているわけですよ。「なんでフェンスを張るんですか」と言ったら、廃船があって油漏れするんですよと。そういう状況がある中で、管理をきちっとやるべきじゃないかと。漁船のナンバーを消して置いている状況があるわけですね。ブローカーもおられるということも聞いていますけれども、今後、長崎県内でも就労されていた方が廃業するということになると、それぞれ持ち船があるわけですね。そういう持ち船が増えてくるわけですよ。係船されているんですね。牧島でも泊めているうちの3分の1ぐらいは操業してませんよという話をしているわけですよ。

そういう実態が明らかに増えてきている中で、いずれ溢れてくるわけですよ。個人の持ち物だからと、漁業関係のね、あるんですけども、早く対策をとってもらって、県内も含めて、離島も抱えているわけですから、抜本的な対策をとってもらわないといけないなと。

一つ、今、五島でリサイクルをやっているということで、ここは造船所ですから船の解体、分別もちゃんとされていらっしゃるという状況と聞いているわけですけども、こういった専門業者と連携しながら、地元の生業をしっかりとつくっていくということは大事だと思います。

地方創生と言ってやっても、各離島に造船所とか機械をメンテナンスするところがないと漁業自体が成り立っていかないわけですね。だから、そういう生業をどうやって維持していくか、彼らにやってもらうかということ、漁業収益の中でも、そういう周りの仕事をちゃんとつくって育成していくということも、もちろん、

魚が揚がるから、その関係でやるんでしょうけれども、共倒れになってくるわけですね、魚が揚がらない、収益が落ちる。そしたら、そういう業種で働いていた人たちが、もう生業ができんからと言って廃業すると。そしたらもう、逆に言えば、船の届けをしてやろうかと思っても、なかなかうまく船が走らないという状況になって、そういう負のスパイラルが広がると思うんですよ。そこら辺のことをしっかりやっていただく対策をお願いしたいなと。

それと、このセンサスを見ると、小さいところは、なかなか厳しいんじゃないかなと。今後、企業体としてどう育成していくかということの状況になるうかと思うんですけども、その辺について県の指導をお願いして、牧島のトラフグの皆さんの経営支援の中で、要は、個別の経営環境の改善をちゃんと見てくれませんかとお願ひしたんですけども、そこら辺の方向性についてのお考えはどうなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

【川口水産経営課長】 委員ご指摘のトラフグ養殖業者の経営指導関係でございますが、長崎市たちばな漁協が非常に厳しいということにしましては、数年前からお聞きしておりました、まずは我々、金融の方も持っておりますので、金融対策でしっかり運転資金が回るような対策をとっております。

それと、個別経営体の指導につきましては、これまで個別の指導を行ってまいりましたが、トラフグ養殖業者についても、これまで11経営体の県内での指導の実績がございます。それで、例えば、橘漁協の組合の方も指導の事例がございます、生産性向上と餌料のコスト減を目的としているんな取組について我々も経営計画のサポートをし、その計画の実現に向けて支援

を行っている状況でございます。

【麻生委員】先ほど申し上げたのは、FRP船の解体も含めての状況からの話なんです。要は、各離島でもそうですけれども、そういう周りにおられる方たちに支えてもらっているわけです。そして、漁をやっている人たちが一緒になって地域社会を支えているわけです。漁が減るといふことになると、もう島で生業ができなくなって、みんな、島を離れるという状況になる。

だから、漁業に対して、前回の委員会では対馬の話をしていただきましたけれども、もっと戦略的にぜひ展開をお願いしたいなど。

あと、FRP船の体制についても、そういう組織をつくってもらって、連絡協議会はあるでしょうけれども、県内でしっかりとした状況をつくってもらってやることはできないのかと思っているものですから、離島の担当者を集めるか、こちらから出向くのかわかりませんが、そういう対策会議をきちっとやってもらって自然環境にやさしい、そして、SDGsじゃありませんけれども、環境破壊しない、環境にやさしい漁業に取り組んでもらいたいなど。

今後は就労する人が少なくなってくるでしょうけど、生産性を上げるという話もありましたけれども、どうやって生産性を上げるかという抽象的な話になるからあれですけど、具体的な戦略がないとできないですよ。今、魚が入っているわけですよ。サンマ漁だって、600カイリぐらい行かないととれんということをやっているわけですから、今後はもうかる漁業ということでは話があるかもしれませんが、温暖化で魚がいなくなっている。総量規制で、はっきり言って、とる量を減らせとなっているわけですから、今後は数量管理をされるわ

けです。そうすると、農林漁業じゃありませんけれども、要するに、マルキン関係の政策ができるかもしれませんが、そういったことで漁業者の皆さんの明るい光が見えるような取組をせんと、漁業に魅力がないから高齢化していった最終的にはやめるというパターンになるので、水産県長崎として、もっと明確な取組の、先が見えるように皆さんのお力をかしていただいてやることのできないのかどうか、その対策はどうなんでしょうか、そこを教えてくださいたいと思います。

【内田水産部参事監】まさに、今、委員がおっしゃられたとおり、漁業地域の経済を回していくためには、漁船が出漁するだけではなく、水産物を揚げた時に流通の関連施設も必要でしょうし、船を直すような機械屋さんであるだとか、修理工であるだとか、こういったものがないと、漁船もうまく漁業活動ができないだろうと思っております。

まさに、漁業が地域の経済全体を支えている地域も非常に多いということでもございまして、こういった地域の漁港の整備であるとか、あるいは所得向上対策であるとか、こういったことを総合的に組み合わせながらしっかりと進めていかなければいけないだろうなと思っております。

FRP船の話につきましては、昨年度、五島で調査しておりますけれども、今回は壱岐と対馬でやっております。これも関係者が非常に多いだろうと思っております。地域の関係するような造船であるとか、こういったところにも声をかけて全員で解決を図っていくように、みんなで協議会を立ち上げて、現在、話し合いをしているところでございます。

いずれにしても、地域全体で関係者が集

まって漁業を支えていく。今やっているものは、FRP船に対して調査をしているというお話でしたけれども、そういった部分もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【麻生委員】FRP船の解体については、所有者の負担が大きいんですね。高齢化しています、年金暮らしですよ。そういう意味で、1隻、50万円、60万円かけて処理できるのかということも反面あるわけですね。税金を入れるという人もおりますよ。だけど、個人の資産だからできないでしょう。それははっきり言って国の政策もあるんでしょうけれども、その前提で、漁協の中でできるかどうかわかりませんが、そういったことも検討してもらわないと造船所だって民間の企業でしょうから、なかなかそれはボランティアではできませんから。そういったことで経済が回るような仕組みづくりを考えてもらいたいなど。

私が話しているのは、造船所も365日間、忙しいわけじゃありませんと、国の対策でしてもらえばいいんじゃないかという話もしているところなんです。だから、そこら辺のことはしっかり、こっちに任せればいいんだという話だけじゃなくて、そこら辺の痛みもあると思っていますので、ぜひそこら辺については県下の全体的なものからカバーしてあげてやるべきじゃないかと思っているんですよ。

だから、今後は、FRP船の登録料を取るという制度はありませんけれども、そういったことを考えることが、逆に港湾で係船している中から少しお金を回すとか、そういう税制全体の中でどうすればいいかということを考えてもらって、環境整備の中でやってもらうことも一つの手だてかなと思うんですね。

それは提案しておきますから、ぜひ検討して

いただいて、民間業者が解体でもうかるという話ではありませんよと、現状ではね。だから、どうカバーするかということは港湾整備の中とか全体の中で、係船の問題とかいろいろあるでしょう。漁協からも少しお金を出してもらったりとか、そういったことも制度として検討していただいて、そして、国にも少し補助を出してもらおうような仕組みづくりをしっかり働きかけながら、私たちも国会議員にお話ししながらやっていきたいと思っておりますので、どうか粘り強く取り組んでいただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

【大場委員長】ほか、質問はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、通告した残りを、委員長にお許しをいただく範囲内で質問させていただきたいと思っております。

まず、水産庁にサンゴの調査をしていただいた後に五島のサンゴの漁業が大変盛んになりました。五島のサンゴの関係者は高知県まで持って行っているわけですね。これからの離島の振興も含めて、唯一、長崎県の中でこれだけのサンゴを取り扱うのであれば、サンゴ市をぜひ長崎県の五島でも、水産業の所得の向上の一環として、地域振興の一環として、取引の、市場の開設ができないだろうかという話があります。

この件に関して県当局の見解をまず聞かせていただきたいと思っております。

【中村漁業振興課長】高知県は日本の中で宝石サンゴの漁獲が多い県でございます。現在、2つの協同組合が入札会という形で高知県で開催されていると伺っております。

長崎県では、現在、5隻が許可を受けて操業しておりますが、そういう入札会に持ち込んで高値をつけたいという思いもあって、現在、五

島漁協さんが中心となって、その入札会に参加をいたしているところでございます。

私を知る限りは、現在、入札会に関する制限があるということではございませんで、サンゴが一定まとまって、そして、入札会を開催しようとする地元の者がいれば、それは開催できるのかなと思っておりますが、高知県の状況をもう少し調べてみたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひですね、特段の制約がないということであれば、漁業振興課長ね、漁業振興のためぜひ頑張っていたきたい。あなたならできると思っているわけでございます。

続いて質問したいと思いますが、先ほど、漁港漁場課長、海域の件の割引率とか答弁をいただいていたので、よろしくをお願いします。

【橋本漁港漁場課長】 長崎県の海域管理条例でございますけれども、漁業用施設、いわゆるいかだのような漁業用工作物の場合、料金が2通りございます。まず、長崎、佐世保、島原、諫早及び大村の地域におきましては、年間1平方メートル当たり30円を占用料として払うことになっております。また、それ以外の市町の海域につきましては、年間1平方メートル当たり20円を払うことになっております。この部分が養殖の場合につきましては、土木部長、水産部長の通知に基づきまして全額免除となっているところでございます。

【山田(博)委員】 全額免除ね、海域はね。漁港施設は安いんでしょ、港湾施設は高いと。漁業者が港湾施設を使う時に漁港を使うぐらいの割引率ができればと。

何が言いたいかというと、昭和55年に水産部から土木部をお願いして、土木部長が、漁業者に限っては、長崎から諫早、大村までは1平米当たり年間30円、その他の地域は20円というの

が全額免除になったでしょう、それぐらいになっているわけですね。水産部と土木部が話してそうなったんです。高屋政策監は、港湾課に言ったんでしょ、港湾課と話したんでしょ。水産部長と土木部長が話さんといかんわけです。以前は水産部と土木部の部長同士で話してこうなったんです。

だから、水産部長、あなたもお忙しいのかもしれないですけど、土木部長と話をして、決して高屋政策監が役不足と言っているわけじゃないですよ。部と部と話したわけですからね。確かに港湾課が所管でありますけれども、再度、部長同士で話をしていただきたいと思っております。

なぜかという、先ほど言ったように昭和55年に、この海域は全額免除になってますね、漁港漁場課長。ということは、100%割引まではいかんけれども、港湾施設は漁業者に限っては、地域によっては、そこをどうしても使いたいという漁業者もいるわけですから、そこを協議しながら、もう一度頑張っていたきたいと思っておりますので、水産部長の決意を聞かせていただきたいと思います。

【坂本水産部長】 港湾施設用地につきましては、ご承知かと思っておりますけれども、国の補助事業をもなく、全額が県の負担ということでございます。県の起債の償還費用につきましては、利用者の方に平等に負担していただくという形をとっております、全額免除はなかなか難しいということで土木部の方から伺っております。私の方も、土木部長にお話はしているところでございますが、そういった財政的な事情から難しいというような回答をいただいているところでございます。改めまして、もう一度話はしてみたいと考えています。

【山田(博)委員】全額免除してくれとは言わないから、ジャパネットたかたみたいに70%割引とか、そういったことで頑張っていたきたい。全額免除をしてくれと言っているんじゃないですよ。土木部も、それはというふうになるでしょうからね。水産部長、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、午前中話しました水産環境整備事業についてです。水産環境整備事業というのは、水産部がない福岡県とか熊本県は、なんと、平成30年度から令和4年度までの5年間で450ヘクタールですね。熊本県は319ヘクタールを平成23年度から令和元年度までの9年間でやると。

もう一度言いますよ。もう一回言わんと気が済まないものだから。ぜひ国に掛け合って頑張っていたきたい。あなたは、どう見ても現場を回ってますね、地域を回る。この前、上五島に行ったらいいじゃないですか。上五島の次はどこに行くかわかっつてでしょう、順番を間違えたらいけませんよ、上五島の次はどこに行くかわかりますね。そういったことで、その姿勢をもって水産環境整備事業の予算確保に向けて頑張っていたきたい。あなたは体を張って、ひしひしと伝わってくる、いかに地域を回っているかというのがね。頑張っていたきたいと思っておりますけど、決意を聞かせていただきたいと思えます。

【内田水産部参事監】ありがとうございます。水産環境整備事業については、今日もいろいろ、まだまだやるべきだというご指導をいただいたと思っております。

今やっている事業ももちろんですけども、今後の課題もいろいろあると思えます。そのためには必要な予算の確保についてはしっかりと要求していきたいと思っておりますので、引

き続きご指導をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

【山田(博)委員】頑張ってくださいね。あなたはね、もう体から出てくるよ、頑張ってますよというのでね。

続きまして、この前、長崎建設新聞を拝見させていただきましたら、奈留島線道路災害防除工事で地元の人からちょっと話がありました。要するに、波がきたら道路に細かい砂とか小石が入って通行の妨げになっているということです。よくよく地元の人から聞いて建設新聞を拝見させていただきましたら、要するに、道路沿いの海岸大きな石を置いて、いわゆる消波石の役割をしているんです。これを一度見ていただいて、景観も考えながら、コストも随分安くなったということです。

漁港漁場課長、かつて五島振興局の河港課長をしとったですね。また課長になってくれとは言わんけど、ぜひ一度見ていただいて状況を確認して、こういった事業もあるということで取り組んでいただきたいと思えますけど、どうですか、見てるでしょう、水産部もっているでしょう、長崎建設新聞、まさかとってないわけじゃないでしょう。見解を聞かせていただけませんか。

【橋本漁港漁場課長】その道路の件は、たしか五島の教会に行く道路の途中のことだと思います。自然石を活用して周辺の環境に配慮した道路整備ということで、私もその記事は読んでおります。

漁港の臨港道路とか防波堤等の整備に限らず、自然環境に配慮した設計を行うように心がけておりますので、引き続き、そういったことに配慮していきたいと思っております。

私は、まだ現場を直接見ておりませんので、

速やかに現場を見たいと思っております。

【山田(博)委員】この状況を次の委員会で、どういった効果があるかということ調査研究して、ぜひ教えていただきたい。地元は大変喜んでいただいているんですよ。そういったことを紹介して、ぜひ次の委員会に調査の報告をお願いしたいと思えます。

続きまして、私の地元でマグロ事業者のための整備事業で地元が大変貢献していただいているということで一定の評価をしております。しかし、つくったけど、利用価値がなかったら絵にかいた餅になるわけですね。

それで、樫ノ浦地区の道路の勾配が幾らになっているのか、その勾配率だけお尋ねしたいと思えます。

【橋本漁港漁場課長】樫ノ浦地区と大泊地区を結ぶ臨港道路の縦断勾配につきましては、現在、13%となっております。

【山田(博)委員】他の地区で市道の勾配が8.75%です。そしたら荷物が荷崩れして物が運べないと。いいですか、8%で登れないと言ってます。13%だと1.5倍だから大変厳しいんです。

何が言いたいかというと、車が通るのは通っても、結局は勾配が問題になってくるんです。つくればいいというものじゃないです。そういったことで勾配を考えて、この道路の整備にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そういったことで、調査をもう一度していただいて、漁業振興のために漁港漁場課がこういった事業をしていただくのは大変ありがたい。しかし、つくっても、何の利用価値もなかったら絵にかいた餅、もったいないですよ。そういうふうなことであれば別のことに予算を使え

ばいいわけですから、そうならないようにしっかりと検討していただいて、また次の委員会に報告していただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。それについて次の委員会でお願います。

続きまして、漁業振興課長、9月25日に公表されております監査で出てますね。監査は誰がしてるか、ご存じのとおりです。

そしたら、漁業振興課で必要と認められない経費を補助していると。これは何の事業だったんですか。

【中村漁業振興課長】今年度の監査結果だと承知しております。それは有明海において種苗を放流する事業でございまして、地域の協議会の活動、それから放流費に対して補助をしているものでございます。

実は、地元の栽培漁業推進協議会、3市8漁協だったと思いますが、それで構成する団体が事業をしているわけですが、その日の協議会を午後から開催する日の午前中に、実は、ほぼ同じメンバーで別の会議がセットされておりました。そして、引き続き、午後から我々の補助事業の対象となる協議会を開催した。その間に、実は引き続きということで昼食でお弁当を準備したと。それが20人分の2万1,600円ということでしたが、監査の結果、それについては直接事業に必要なものではないんじゃないかというようなご指摘を受けたものでございます。

我々としては、会議を引き続きということで地元のお話を伺って必要だというふうに判断をしておったんですが、監査の方からしたら好ましくない、認めがたいということでございましたので、地元と相談して、今年度からそのような経費は対象としないということでお話を

させていただいたものでございます。

【山田(博)委員】 漁業振興課長、あなたは監査事務局から言われて、「はい、わかりました」と言ったんですか。冗談じゃないよ。あなたが今言っていることはごもっともよ。漁業者が一番忙しい時に会議をして効率を図ろうということでやったと。今の話を聞いてわかるよ。1個、1万円とか2万円の弁当じゃないんでしょうが。私は、あなたたちが漁業者との意見交換が十分いくように配慮しながらしておったと。これは監査事務局ともう一度協議せんね。

私はね、多分そうじゃないかと思ったんだよ。あなたたちはね、漁業者と円滑な会議をする時に、漁業振興課長、だから、あなたはね、やせ細って、大丈夫ね、体調は、心配しとつとよ。

私はね、監査事務局のこういった指摘はね、指摘は指摘であるかもしれんけれども、もう一度話をして、あなた、それをやった時、同じような会議をした時に漁業者との意見交換が円滑にできますか、私はできんね、私はできんよ。

だから、漁業振興課長さ、あなたはね、そういったことは胸を張って、いや、これはこうなんですと。そうせんと、どうやって漁業者とうまくやっていけるんですかと、堂々と胸を張って言わんね、と私は思っているわけです。

多分、こういったことはほかの委員も言っていると思うけど、時間の関係で言わないだけであってね。漁業振興課長、もう一回やらんね、これ。私は、あなたが言っていることはごもっともだと思ふよ、やれんよ。どうですか、言いくかかったらよかよ。

【中村漁業振興課長】 すみません。栽培漁業推進協議会のメンバーは、直接、漁業者ではなくて、例えば漁協の職員であったり、市の職員であったりということがございましたので、

我々としても、必要だというふうに当初認識しておりましたが、監査事務局からの全体の流れの中でご指摘がございましたので、それを踏まえまして改善をしたということでございます。

【山田(博)委員】 私はね、漁業者と関係を持つ時に食事をしながら、ざっくばらんに話す会議も必要だからね、そこはそこで堂々とやるべきだと私は思っているんだよ。何でもかんでも重箱の隅を突つくようなことをしよっても、何でもできるわけないんだよ。

だから、高屋政策監、担当課長はなかなか言いにくだろうからね、それは要望として言わせていただきたいと思っております。

時間もきているので、最後に、長崎県の魚愛用店募集とありますね。先ほど、暴力団の新たな資金源ということでありましたけど、私が今日話をしたような反社会的勢力のことが魚愛用店の募集の中に含まれてるか、含まれてないか、そこだけお答えください。

【岩田水産加工流通課長】 現在、含まれておりません。

【山田(博)委員】 今後ね、魚愛用店の中に反社会的勢力の要項を盛り込むか、盛り込まないのか。国が漁業法を70年ぶりに改正しましたが、そこに反社会的勢力の方には漁業権は出さないと、簡単に言うとね、そうなったわけでございますが、それについて水産加工流通課としては、この長崎県の魚愛用店は反社会的勢力を欠格要項に設ける意思があるのかないのか、そこだけお答えください。

【岩田水産加工流通課長】 現在、認定要領の認定要件の中に入っておりませんけれども、今後、暴力団等が経営する店舗である時は認定しない旨の要項を追加することを検討いたします。

【山田(博)委員】 ごく当たり前のことであって、それが本当です。魚愛用店に反社会的勢力の要項を盛り込むのは当たり前なんです。漁政課長、食品衛生法にもきちんと、あなた、先ほどね、水産部はね、国土交通省に行ったと言ったでしょう。農林水産省だけじゃなくて国土交通省にも行く。その一步も二歩も先の厚生労働省までちゃんと行ってやらんといかんということを、今、魚愛用店の件について水産加工流通課長が示したわけです。ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

時間がきたので、先ほどの奈留島の件は、また調査をしていただきたいということで要望にかえて終わりたいと思います。

今、外国人技能実習生が長崎県にどれだけいるのか、漁業においてですね。実は、ある一地域において許可された従事内容を逸脱して従事させているという情報が入っているので、そういったことがあってはいけませんから、現在、長崎県内で水産関係の外国人技能実習生がどれだけおるのか。特に、漁船の方を調査していただきたいと思っております。また、それに従事していただく漁業協同組合にどういった負担がかかって取り組めないのか。漁業協同組合を通じてしか外国人労働者を雇用できないものですから。しかし、漁業協同組合によっては、組合の負担がかかるということでなかなか対応できないという実情がありますので、こういった状況でそうなっているかということ进行调查した上で次の委員会に報告して下さるよう、よろしくをお願いします。

委員長、どうもありがとうございました。終わります。

【大場委員長】 ほか、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、次に、公明党より、「水産業の体質強化を求める意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をいたします。

〔資料配付〕

【大場委員長】 それでは、麻生委員から意見書提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【麻生委員】 今回、「水産業の体質強化を求める意見書（案）」を提出させていただきました。

先ほどから漁業の関係で、今回、70年ぶりに法が改正されまして、今後、水産資源の管理が大変厳しくなってくるということで、あわせて、今、漁業収益も大変落ちてきているということで、2つのテーマで今回出させていただいております。

一つは、「漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法の整備」ということで、今、漁船の頭数制限がなされておりますけれども、これはとった者勝ちという状況に今なっておりますけれども、漁民の収入の状況、漁協を通して報告するんですけども、こういう中で漁業の収益に差が出てくるということで、農林の関係では、豚マルキンとか牛マルキンとかありますけど、ああいう形で収入がもらえなった段階でカバーをするというシステムを漁業関係についてもとっていただきたいということで、その機能強化を図るために必要な法整備をお願いしたいということです。

あと1点は、水産のトレーサビリティということでもあります。今、長崎県では、「ごんあじ」とか、大分では「関さば」とかいうブランド品があって、そういう意味では地域限定でとれた

ものがきちっと管理されている状況であります。しかし、この状況は回遊性がありますから、なかなか難しいなと思っていますけれども、一つは、養殖関係で出された中で、しっかりとトレーサビリティが機能できるようなことの法整備をぜひお願いしたいという観点の2つで出させていただきます。

今後、環境が大変厳しい中でありますけれども、水産県長崎としても、ぜひ水産業の体質を強化するためにも、こういう2つのテーマで、今回、意見書を出させていただきました。どうか委員の皆さんのご賛同を賜りますことをお願い申し上げます、私からの趣旨説明を終わらせていただきたいと思います。

【大場委員長】 ただいま麻生委員から説明がありました「水産業の体質強化を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 この2つの項目は大変結構なことだと思いますが、モデルを、例えばどこかの国をモデルにしているとか参考をしているということがあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

【麻生委員】 一つは、水産国ノルウェーあたり、国全体で収益の状況を含めてカバーしていますし、就業者の状況も制限しているという状況であります。今回の改善についても、大変とれない状況の中でも、組合の中で申請をする、片方では企業の参入も出てくるという状況の中でやっておりますので、一つは、そういったことをモデルにして国が取り組んでいる状況を参考にしているという形になると思います。

【山田(博)委員】 例えば、ノルウェーが参考になっているということですが、理事者にお聞きしたいんですけど、理事者の方でこういった国の動きというのはどこまで把握され

ているのか、この2つの項目についてお尋ねしたいと思います。

【坂本水産部長】 国の方の動きでございますけど、まず、漁業収入安定対策に関しましては、資源管理を強化するということが、いわゆる自由にとれなくなるということでございますので、漁業の収入が不安定になるという要素がございますので、そういった点から漁業収入安定対策については、予算の拡充ということで、夏の概算要求で大幅増の要求が組まれているところでございます。

トレーサビリティにつきましても、例えば、クロマグロの国際規制などを受けて漁獲証明書の発給といった規制も今後見込まれるので、そういったことについては、今後、対策を国の方で準備されているというふうに承知しております。

【山田(博)委員】 ということは、漁業収入安定対策の機能強化というのは、これは趣旨はわかるけど、資源管理ですか、資源管理が中心になっているということですか。

あと、このトレーサビリティは、簡単に言うと、今、取り組んでいこうとしているということですか。

【坂本水産部長】 収入安定対策につきましては、資源管理とセットで、資源管理に取り組んでいただく漁業者の収入が安定するという趣旨の予算措置でございます。

トレーサビリティにつきましては、規制も含めた対応というふうに認識しております。

【山田(博)委員】 ということは、国もこの方向性でやろうとしているということですね。わかりました。

【溝口委員】 このことについて反対とかなんとかじゃないんですけど、ただ、漁連関係

の方々との話がどのように進んでいるのか。水産部の方でこのことについての話し合いを漁連関係としているのかどうか、その辺についてお尋ねします。

【坂本水産部長】 漁連を含め、漁業系統団体につきましては、水産改革の趣旨について幾度となく説明会を開催しておりまして、国の水産会議の内容を含め、周知はなされていると考えています。

【溝口委員】 ただ、私たち、法整備の内容がちょっとわからないので、収入を増やしていただきたい、安定したものにしていきたいということで法を整備して行って、例えば、TAC制度とかなんとかで制限したら、それに対する補償とかなんとかという形になるのかどうかかわからないんですけど、この内容的なことを私たち全然話してないんですよ。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

午後 4時 1分 休憩

午後 4時 2分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【堀江委員】 出された「水産業の体質強化を求める意見書（案）」は、もちろん、趣旨としても会派で協議して賛成の立場なんですけど、書き方として、「一、一、」と、通常、「一、二、」じゃないかなということで、それは委員長、副委員長の判断に任せますけれども、これまでの意見書の内容で出された方がいいのではないかという意見がありますので、ご検討ください。

【大場委員長】 その内容については、これまでに出した方法と同内容で、可決されれば提出したいと思います。

ほか、ありませんか。

【赤木委員】 先ほど、国の方針には沿って

るというようなお話だったんですけど、県の認識、県の方針とも合っていると、確認ですけども、それでよろしいですか。

【坂本水産部長】 方向性としては同じでございます。ここに「法整備」とありますけれども、法整備になるのか、予算措置になるのかということは別にして、方向性としては同じ方向というふうに考えております。

【赤木委員】 わかりました。

【大場委員長】 ほか、ありませんか。
しばらく休憩いたします。

午後 4時 4分 休憩

午後 4時 4分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

意見書（案）の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 異議なしと認めます。

よって、「水産業の体質強化を求める意見書（案）」については、提出することと決定されました。

なお、先ほどご意見がありましたけど、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長にご一任を願います。

ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査関係について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

午後 4時 5分 休憩

午後 4時 5分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時 6分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月26日

自 午前10時 0分
至 午後 4時58分
於 委員会室 4

農山村対策室長 川口 健二 君
団体検査指導室長 村岡 彰信 君
農業経営課長 宮本 亮 君
農地利活用推進室長 村里 祐治 君
農産園芸課長 渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長 長門 潤 君
畜産課長 山形 雅宏 君
農村整備課長 土井 幸寿 君
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君
森林整備室長 永田 明広 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君
副委員長(副会長) 浦川 基継 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 博司 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 麻生 隆 君
" 近藤 智昭 君
" 久保田将誠 君
" 赤木 幸仁 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。
これより、農林部関係の審査を行います。
【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中村農林部長】おはようございます。

それでは、農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は6,829万8,000円の増、歳出予算も同額の6,829万8,000円の増となっており、歳出予算の内容につきましては、まず、豪雨、台風等によるハウスの倒壊や損傷を防止するため、農業用ハウスの補強等に要する経費として、農

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長 中村 功 君
農 林 技 術 開 発
セ ン タ ー 所 長 荒木 誠 君
農 林 部 次 長 岡本 均 君
農 林 部 次 長 綾香 直芳 君
農 林 部 参 事 監
(農 村 整 備 事 業 ・
諫 早 湾 干 拓 担 当) 山根 伸司 君
林 政 課 長
(参 事 監) 内田 陽二 君
農 政 課 長 吉田 弘毅 君

村地域定住促進対策費533万9,000円の増を計上しております。

また、1ページ目の下段から2ページ目にかけて、本年7月の梅雨前線に伴う豪雨及び台風第5号により被災した林道施設を従前の機能に回復させるための復旧事業に要する経費として、31年災害復旧費6,295万9,000円の増を計上しております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】次に、農政課長より補足説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】私から、今回の補正予算の補足説明をさせていただきます。

お手元に資料、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 農林部と書いてあるものをお手元によりしくお願いいたします。

まず、農政課の補正予算の内容につきまして、補足説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回、農政課の補正予算として計上いたしておりますのは、山村振興対策費1件、533万9,000円となっております。

この事業は、近年の豪雨、台風等によるハウスの倒壊や損傷を防止するために、農業用ハウスの補強等を行うものでございます。

本年2月に成立いたしました、国の平成30年度2次補正予算におきまして創設された事業でございます。

事業内容といたしましては、次の2ページをお開きください。

2の事業内容に記載をいたしておりますが、まず、(1)といたしまして、生産者が行う農

業用ハウスの筋交いの補強工事などによる災害被害防止対策の実施でございまして、補助率は2分の1でございます。全市町に対して、これまで要望調査等を行ってきたところでございますが、今回、島原市と壱岐市から要望があったことから、予算化をしようとするものでございます。

それからもう一つが、(2)にございますように、県が実施いたします被害防止のための保守点検等技術講習会の開催にかかる経費でございます。本年も豪雨、台風等の災害が発生していることを踏まえ、事業の活用については、引き続き積極的に活用に取り組んでいきたいと考えております。

【大場分科会長】次に、森林整備室長より補足説明をお願いいたします。

【永田森林整備室長】私のほうから、「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」の森林整備室関係事業について、ご説明いたします。

先ほどご覧いただいた同資料の3ページをご覧ください。

31年災害復旧費でございます。これは、本年7月の梅雨前線に伴う豪雨及び台風第5号により被災した林道施設を従前の機能に回復させるため、復旧事業を行うものでございます。

4ページをご覧ください。

上五島縦貫線の被災状況でございます。左の写真が切土法面の崩壊、右の写真が盛土法面が崩壊したことにより、路体が流出している状況でございます。下の写真が、復旧後のイメージとなります。

再度3ページに戻ってください。

今回の補正予算により、対馬市1路線1箇所、五島市4路線14箇所、新上五島町4路線6箇所、合計で9路線21箇所の被災した林道施設を復旧

するため、6,295万9,000円を計上しております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】今説明がありました、森林整備室長の説明の6,295万9,000円の内訳について質問いたします。

横長資料の6ページを見ますと、今回の林道施設の災害復旧費の6,295万9,000円は国庫支出金で対応するということになっています。

そうしますと、国庫支出金で対応する基準といたしますか、例えば1箇所の工事が幾らとか、そういう基準があるということですか。

【永田森林整備室長】災害復旧の採択基準でございますが、林道の場合については、1箇所の工事費が40万円以上、そのほかに最大24時間雨量が80ミリ以上といった条件の中で採択をしております。

【堀江委員】昨日、水産部の災害復旧の審議をいたしましたけれども、水産部の場合は、国庫支出金の対象とならない、いわゆる小規模箇所が今回の補正予算ということで計上されました。

そうしますと、今回9路線21箇所を補正で、いわゆる国庫支出金の対象となる箇所を補修しますという提案ですけれども、ちなみに台風5号による市町別の林道被害状況といたしますか、例えば何路線何箇所というのがあるんですか。

【永田森林整備室長】現在計上させていただいているのは、台風5号までの災害ということで計上しております。林道でいきますと、五島市で8路線77箇所、新上五島町で16路線49箇所、対馬市で4路線5箇所でございます。

【堀江委員】そうしますと、台風5号というこ

とで林道の被害状況が、全部足しますと28路線131箇所というふうになるんですが、その中で、今回、9路線21箇所を補正予算で計上するとなりましたけれども、残りの19路線110箇所の復旧のめどというか、予算的な対応はどのようなふうになるのかということも、この機会に教えてください。

【永田森林整備室長】先ほど、1箇所当たりの工事費が40万円以上が、国庫補助の対象になると申しましたが、そのほかの補助の対象にならない小規模災害につきましては、単独災害復旧事業の対象となり起債の充当がなされるということで、管理者、市町が復旧をしましたら、それにかかった経費の65%が起債充当という形で戻ってくるということになっております。

【堀江委員】要は、工事費の費用で言えば、1箇所40万円以上が国庫支出金の対象になるので、今回はこういうふうに補正をしたいということで理解をするんですけど、台風5号による被害というのは、言われたように、まだ小規模のものがあるので、要は、そうした被害に遭われたところの林道の復旧も求められていることだと思うので、そういう市町の対応も含めて、これは見通しが立っているという理解でいいですか。

【永田森林整備室長】40万円以下の小規模災害については、例えば、土砂を取り除いたりとか、その程度のものになりますので、災害を受けて通行不能となったりとか、通行に支障がある分については、もう既に、ほぼ土砂は取り除かれているものと考えます。

先ほど言った、今回計上している分につきましては、国の災害査定を受けて採択ということになってまいります。

【堀江委員】今回ののはわかるんですよ。今回の

は査定を受けて今後やりますということだから、私はそういうことを言っているんじゃないで、要は、台風5号の被害によって、大小であれ、それぞれの市町別の林道の被害状況があるから、そうした全体の部分についても、これは対策、見通しが立っているという理解でいいんですかという質問をしているので、そのことについて答弁を求めます。

【永田森林整備室長】大変申しわけございませんでした。見通しは立っているという状況でございます。

【堀江委員】わかりました。

以上です。

【山田(博)委員】おはようございます。

この予算の質問をする前に、改めて確認をさせていただきたいと思います。

令和元年8月26日から29日までの豪雨による農林業の被害状況の最終的な被害金額と、また、先般の令和元年9月22日から23日の台風第17号による農林業の被害もあわせて、まずは、その2つをお答えいただけますか。

【綾香農林部次長】まず、一つ目のお問い合わせの8月26日から29日の豪雨の被害額でございますけれども、作物、農地・林地合わせまして、19億8,600万円の被害額となっております。

それから、先週、台風に見舞われましたけれども、そちらの被害額が、現時点で5億300万円程度となっております。

【山田(博)委員】大体25億円近くの大規模な被害が出ているということでありまして、ここで、農林部長、一つ農林部に対して、この被害状況の速やかな報告というのは、水産部はないんだよ。あなた方は速やかにぴしゃっと、地域の実情を把握している。大変敬意を表したいと思っております。さすが、中村部長、あな

た方の職員が一致団結したやり方というのは素晴らしいと思いますよ。これは、敬意を表したいと思っております。

地域の人からも、被害状況はどうですかと、出先の職員がこまめに聞いて連絡していただいていると、大変感謝の声が届けられているわけでございますので、この場をかりて、まずは感謝申し上げたいと思うわけでございます。

それで、この被害状況がトータルでありますけれども、今回は、あくまでも令和元年8月26日から29日の豪雨による農林業の被害ということで対応しているということになっていきますね。最初の20億円ぐらいの被害総額に、今回、予算が計上されておりますけれども、県内の市町とかの災害状況を含めて、カバーというか、対応ですね、これが全部できているかできてないか、できてないところがあれば、なぜそれができてないのか。予算的なものか、それともいろんな理由があってできないのか、そこをわかるのであれば、教えていただきたいなと思っております。

全部が全部、できるところとできないところがあるんじゃないかと思ひまして、そこをまず、恐らく農林部としては、何とかしたいと思ひても、いろんな課題とか条件とかがあって、したくてもできないということがありましたら、今回聞かせていただきたいと思ひしております。

部長に答えろと言っているわけではないんですよ。部長は、あくまでも私の話を聞いていただきながら、あなたの優秀な部下がお答えいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

【土井農村整備課長】農地・農業用施設につきましては、今回、今年度の災害復旧で24億円程度被害がっております。

農地・農業用施設の災害につきましては、市町が事業主体となっておりますので、それにつきましては、年内に災害査定がありまして事業費が決定され、復旧工事にとりかかっていくという形になっておりますが、農地・農業用施設の災害については、現行予算でほぼ対応できると思っております。

【綾香農林部次長】非公共の農作物被害、ハウス等の被害についてでございますけれども、被災された農家の皆様に対して、作物の栽培の技術指導、事後対策の徹底、それから、農業共済の早期支払いの働きかけ、それから、セーフティネット資金という被災者が回転資金を借りられる制度がございますので、そちらの早期貸し付け等について、関係機関、関係団体、市町等と連携をして、一体となって被災農家の一日も早い営農再開に、指導を徹底してまいりたいと思っております。

【永田森林整備室長】今回、林道の関係で補正予算を組ませていただきましたが、その後も8月の台風、今回の台風17号と数多く災害が襲来しておりますので、予算が足りない状況になっておりますので、しっかりと精査をさせていただいて、また、11月定例会のほうで上程させていただきますので、そこでご審議いただければと思っております。

【山田(博)委員】今のお話によりますと、公共的な分は、補正予算を組みながら、令和元年8月26日から29日の豪雨と台風17号の被害状況は、県内はほぼカバーができるだろうということではありますが、非公共の分ですね、そこは実際どのようになっているかというのをつぶさに説明していただけませんか。

私は、皆さん方から、県の職員は一生懸命やってくれるんですけどもなかなか手が届かな

いところもあってと、県の職員なり市町の職員は一生懸命やってくれているんですけどということで、よく声が届いているものですから、そこをもうちょっと詳しく、何かのどに詰まっているんですかね。ここは大場委員長のもとですから、オープンですから、この委員会はね。ぜひ、そこはしっかりと行っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【綾香農林部次長】まず、栽培技術の指導の徹底でございますけれども、これは県の指導機関でございます普及指導員が県内に180名ほどおりますので、そちらがJAの営農指導員の方と一体となって、被災された農家の圃場を一户一户回って、水をかけてくださいとか、消毒等をしてください、種子のまき直しをしてくださいとか、そういう戸別の農家の被災状況に応じた事後対策を、技術対策をまず徹底していきます。

それから、ハウスについては、施設園芸共済というものに農家が加入されております。そちらを農業共済組合のほうと話をしまして、実は9月20日に、台風襲来前に、事前に県のほうから早期支払いのお願いをしておりますので、こちら共済組合が、今、被災された農家を一户一户回られて、早期支払いに向けて、今努力をされているところでございます。

それから、どうしても運転資金がうまく回らない農家の方もいらっしゃいますので、その方については、日本政策金融公庫のセーフティネット資金というものがございます。金利が0.02%でございますけれども、そちらのほうを借り入れて営農の再開につなげていただくということで制度がございますので、そちらの相談窓口を9月27日、明日から公庫のほうに設置される。農家の方は、農協もしくは普及指導センター、直接、公庫でも構いませんけれども、

相談に行くことでその資金を借りられるという
ような段取りをとっておりますので、その辺を
総合的に被災農家に寄り添った支援を展開して
まいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ということは、非公共の被害
状況というのは、カバーはすべてできるという
ことで理解していいんですかね。

確かに、県の営農指導員の方が180名おっ
て一生懸命やっていただくと、JAの営農指導員
も含めてやっていただくということであります
けれど、非公共の分は、それで十分カバーでき
るのかどうかという確認と、あと、今回のビニ
ールハウスの方々の被災の共済ですね、それは
何%ぐらいカバーできて対応できているのか、
それは把握されておりますか。把握されてい
るんだったら、それをお答えいただきたいと思
います。

【渋谷農産園芸課長】 今回の台風17号での被
害につきましては、今、共済組合のほうで、現
場のほうで被災状況を把握しているというこ
とで、今後、その数字等が上がってきますので、
上がった後で報告をさせていただきたいと思
っております。

現実には、まだ調査中ということでございま
す。

【山田(博)委員】 ということは、今回被害を受
けた農家の方が、共済にどれだけ入っているか
わからないということですね、現時点では。そ
うですよ。わかりました。

そうしたら、共済に入っていない農家の方は大
変困るわけですね。それで、日本政策金融公庫
は9月27日から相談窓口を設置されるというこ
とでありますけれども、離島とか何か、遠方
の方もいますから、そうすると、長崎はいいで
すけれども、各県の出先機関でもそういうような

窓口を設置するというので、それは看板なの
か張り紙なのか、きちんと設置して、相談窓
口をつくれますよと、そういった金利とか何かを
ぜひ相談してくださいということで、日本政策
金融公庫が明日するのであれば、今日は、恐ら
く大場委員長のさばきで遅くはなりませんから、
多分5時までには終わるでしょうから、しっか
りとその窓口を設ける体制をとっていただき
たいと思っております。

それは、ぜひ、日本政策金融公庫がするん
であれば、県の出先も窓口を一緒になって開設
しますということ、今日はせっかくですから、
新聞社も唯一1社だけ来ていますから、PRを
兼ねて、そういったところはきちんとお話をし
ていただきたいと思いますが、いかがですか。

【宮本農業経営課長】 セーフティネット資金の
窓口につきましては明日からということで、公
庫のみならず、各振興局の普及センター、それ
から農協にも窓口を設置いたしまして、しっか
りと対応できるようにしてまいりたいと思いま
す。

【山田(博)委員】 農業経営課長、ぜひやって
ください。あなたには、後で別件で大きな質問
をさせていただきたいと思っておりますので、よろ
しくお願いします。

一旦終わります。

【大場分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようです
ので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、こ
れをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び、提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、農林部長より所管事項説明をお願いいたします。

【中村農林部長】 農林部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料並びに同資料の追加1、追加2及び追加3をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、ながさき農業大賞について、全国茶品評会における3年連続日本一の獲得について、農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて、台風及び豪雨による農林業被害について、家畜伝染病対策の強化について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。

そのうち主な事項につきまして、ご報告いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料 追加3の1ページ目をお開きください。

台風及び豪雨による農林業被害についてでございます。

本年7月18日から22日にかけての梅雨前線に伴う豪雨及び台風第5号による被害状況は、離島地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約140万円、農地・農道等が約5億7,400万円、林地・林道が約2億9,800万円で、総額で約8億7,400万円となっております。

また、8月26日から29日にかけての九州北部を中心とした豪雨による被害状況は、現在のところ、県北地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約660万円、農地・農道等が約15億8,900万円、林地・林道が約3億9,100万円で、総額で約19億8,600万円となっております。

県では、台風襲来などに対する事前・事後の技術対策について、関係機関や農家への周知に努めるとともに、被害発生後は、農業団体・市町と連携を図りながら、被害の状況把握、拡大防止に向けた技術指導の実施等を行ってまいりました。

なお、7月中旬の豪雨及び台風5号にかかる災害につきましては、全国的に大きな被害が生じたことから、去る9月6日に激甚災害の指定がなされました。

8月下旬の豪雨災害につきましては、9月6日に当時の山本防災担当大臣に対し、長崎県、福岡県、佐賀県の3県合同で激甚災害の早期指定について要望を行ってまいりました。また、県といたしましても、農林水産省に対し、災害復旧事業の早期採択について要望を行ったところであり、内閣府の防災担当から9月20日に激甚災害に指定する見込みであることが公表されております。

また、9月22日から23日にかけての台風第17号による被害状況は、現在のところ、農作物、農業用ハウス等が約1億9,600万円、農地・農道等が約4,400万円、林地・林道等が約2億6,300

万円で、総額で約5億300万円となっております。

台風第17号による農林被害につきましては、9月24日に加藤農林水産副大臣による現地視察が行われ、中村知事から加藤副大臣に対し、早期の災害復旧にお力添えをいただくようお願いしたところであります。

今後は、関係市町との連携により速やかな災害復旧に努め、産地の1日も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

次に、同じ資料、追加3の2ページ目をご覧ください。

家畜伝染病対策の強化についてでございます。

家畜伝染病である「豚コレラ」は、昨年9月に国内で26年ぶりに発生し、東海地方を中心に続発しており、この間、県では、各地域で生産者、関係団体が参集した対策会議を開催し、現在の発生状況や疫学調査の結果等の情報共有を図るとともに、県内全ての豚飼養農場を巡回し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導、農場内への野生イノシシ等の侵入防止のための防護柵設置事業の周知及び要望の取りまとめなど、本伝染病の侵入防止に努めるとともに、去る8月21日に、県内での「豚コレラ」発生を想定した防疫演習を初めて実施し、防疫作業従事者の確保や必要な防疫資材の調達など、作業手順の確認を行ったところです。

そのような中、去る9月13日には関東地域にまで発生が拡大し、9月22日現在、45件の発生が確認され、約14万3,000頭が殺処分されております。また、中国をはじめとするアジア地域において「アフリカ豚コレラ」の発生が拡大してはりましたが、去る9月17日、新たに韓国北部での発生が確認され、本県への侵入リスクが高まっております。

これらの事態を踏まえ、去る9月20日に、関

係団体やと畜場などで構成する防疫対策会議を緊急に開催し、改めて、情報共有と今後の防疫対策について再確認を図ったところです。引き続き関係機関と連携し、本県への侵入防止に努めてまいります。

一方、「高病原性鳥インフルエンザ」につきましては、全国で平成28年度に9道県12農場、平成29年度に1県1農場で発生し、合計約176万羽が殺処分されております。平成30年度は国内での発生はなかったものの、ロシア・中国・台湾において発生が継続しており、今後、渡り鳥の飛来時期を迎え発生リスクが高まってまいります。

そのため、県では、県内全ての家畜飼養農場に対して、注意喚起と飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導するとともに、10月15日に県内での発生を想定した防疫演習を実施し、万一の発生に備えた防疫体制の一層の強化に取り組んでまいります。

最後に、農水経済委員会関係議案説明資料 本体の4ページ目をお開きください。

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、農林部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「地域に密着した産業の担い手の確保・育成」、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、「農林業の収益性の

向上に向けた生産・流通・販売対策の強化」、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり」の施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分お伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】私から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明をいたします。

提出資料の農林部と表紙に書いた資料をお手元をお願いいたします。

まず、資料の1ページをご覧ください。

まず、補助金の内示状況につきまして、令和元年6月から8月までの実績について、ご説明をいたします。

直接補助金は1ページから7ページに記載のながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金など54件となっております。

また、間接補助金は8ページから20ページに記載の新構造改善加速化支援事業補助金など131件であり、直接補助金と間接補助金の合計は185件となっております。

次に、資料の21ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和元年6月から8月までの実績について、ご説明いたします。

委託につきましては、21ページに記載の22件であり、22ページから41ページに、その入札結果一覧表を添付いたしております。

42ページをご覧ください。

工事につきましては、42ページから46ページに記載の89件であり、47ページから174ページにその入札結果一覧表を添付いたしております。

なお、委託と工事を合わせた全体件数は111件となっております。

次に、175ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和元年6月から8月までの間に、県議会議長宛ても同様の要望が行われたものに関しまして、県の対応を212ページまでに記載をいたしております。

最後に、213ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきまして、令和元年6月から8月までの実績は2件でございます。その内容につきまして、214ページ及び215ページに記載をいたしているところでございます。

【大場委員長】次に、農業経営課長より補足説明をお願いいたします。

【宮本農業経営課長】お手元に配付しております補足説明資料、「長崎県の農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて」をご覧ください。

1ページ目をお開きください。

1のエヌの活動状況になります。株式会社エヌにおきましては、ベトナム国立農業大学及び

カンボジア国の送り出し機関と技能実習生OBの受け入れ準備を進め、6月にはカンボジア国技能実習生OB5名について採用内定を行い、うち既に技能評価試験に合格している2名について、7月に福岡出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を提出しております。現在、審査中との報告を受けております。

一方、ベトナム国におきましては、7月1日の日本国との間で「特定技能」に関する「協力覚書」が交換されましたが、その後もベトナム国内の準備が整っていないということで、エヌにおいては採用手続に着手できない状況が続いていました。

このため、県では、2のところになりますけれども、8月23日に綾香農林部次長がベトナム国労働省を訪問いたしまして協議を行った結果、ベトナム国から「10月までにガイドラインを作成した上で、技能実習生OBに対する面接等の手続を経て、雇用契約が可能になる」との回答を得たところでございます。

3の今後の予定でございますが、エヌは、入管から在留資格認定証明書が交付され次第、カンボジア国と技能実習生OB2名の入国手続を行い、JA島原雲仙への派遣からスタートすることとしております。その後も、随時手続を行い、カンボジア国から特定技能外国人材の安定確保及び派遣に取り組むこととしております。

また、ベトナム国につきましては、エヌは、ベトナム国立農業大学と連携し、11月には技能実習生OBとの面接ができるよう調整を行うこととしております。

このほか、4になります。県の取組といたしまして、農業分野での派遣開始にあわせて、県段階の受入協議会を今月30日に設置する予定としております。

また、ブロックごとに市町やJA、振興局などを会員とする「受入市町連絡協議会」を設置し、会員間の役割分担や情報の共有化、長崎県外国人相談窓口とも連携し、外国人材が安心して安全に暮らし、就労できる環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

【大場委員長】次に、諫早湾干拓課長より補足説明をお願いいたします。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾干拓事業の開門問題について、補足説明をさせていただきます。

農水経済委員会補足説明資料「諫早湾干拓事業の開門問題等について」の1ページをご覧ください。

今月13日に最高裁判決が出されました請求異議訴訟について、ご説明いたします。

資料1ページの中央、黄色部分でございますが、この経緯をまずご説明いたします。

請求異議訴訟の訴えから、左側に矢印が伸びております赤色の部分でございますが、平成22年12月6日に福岡高裁において開門を認める判決が出され、確定いたしました。そこから矢印が下に伸びておりますが、平成25年12月24日、開門判決において勝訴した原告は、国が開門義務を履行しないため、間接強制の執行申し立てを行い、勝訴いたしました。

真ん中の黄色部分に戻りますが、これに対し国は、福岡高裁確定判決の勝訴原告に対し、平成26年1月9日に請求異議訴訟を起こし、確定判決後に新たに生じた事実関係の変動によって、開門請求権による強制執行を許さない旨の請求を裁判所に求めておりましたが、一番下でございますが、今月13日に最高裁の判決が出されたところでございます。

資料の2ページにつきましては、請求異議訴訟の状況についてでございますが、説明を省略

させていただきます。

資料の3ページでございますが、今回の判決のポイントでございます。

最高裁の判断の概要でございますが、一つ目、平成22年の福岡高裁確定判決は、「判決確定の日から3年を経過する日までに開門し、以後5年間にわたって開門を継続せよ」というものであり、旧共同漁業権の存続期間が経過した後も開門が継続されることを命じていたことは明らかであり、旧共同漁業権が消滅しても、同一内容の免許が付与される蓋然性があることなどを前提として、開門請求権を認めたと理解するのが相当。

二つ目、以上によれば、旧共同漁業権に基づく開門請求権が消滅したことのみでは、請求異議の事由にはならない。

三つ目、福岡高裁確定判決は、将来予測に基づくものであり、暫定的な性格を有し、また、事情の変動により、同確定判決に基づく強制執行が権利の濫用になるかなど、ほかの異議事由の有無について、さらに審理を尽くさせるため、福岡高裁に差し戻すというものでございます。

なお、今回の結果は、去る6月26日に最高裁で確定いたしました「開門を認めない」とする判決には、何ら影響があるものではございません。

資料の4ページでございます。

今回の判決の中で示されました裁判官の意見でございますが、菅野裁判官の補足意見として、一つ目、本件の争点は、権利濫用であること。二つ目、平成22年の福岡高裁確定判決は、漁獲量の減少など流動的な自然環境を前提にしており、不確実性をはらんでいること。三つ目、同確定判決は、3年の猶予期間を設け、事実関係が将来変わる可能性があることを認めて、開門

期間を5年に限る特殊な内容であること。四つ目、これらを踏まえれば、判断にはもともと仮定的な部分があり、暫定的な性格が極めて強いこと。五つ目、差戻審においては、これらの事情を踏まえ、同確定判決後の「長期間の経過」、「非開門の司法判断」も考慮して検討すべきという意見でございます。

同じく、草野裁判官の意見として、二つ目の部分ですが、福岡高裁控訴審では、権利濫用の成否の判断に必要な事実認定が行われていないこと。三つ目、よって、権利濫用の成否を法律審である最高裁が直ちに判断することは不適切なので、福岡高裁に差し戻し審理を尽くさせる必要があるという意見でございます。

請求異議訴訟の今後のスケジュールでございますが、法律の専門家にお聞きしたところ、このようなケースはまれであることから、不明ということでございます。

また、国は、開門を前提としない基金による解決を目指すという基本方針に変更はないとされているところでございます。

以上で説明を終わります。

【大場委員長】以上で、説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

20、21、26、27、38、39、41、42です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堀江委員】陳情番号38、ページ数で言いますと37、「長崎県鳥獣被害防止総合対策事業」（県単事業）の予算確保について、長崎市から要望が出されておりますこの内容について、質疑をしたいと思います。

これは、長崎市だけの要望ではなくて、今年

4月に、長崎県市長会として、長崎県中村知事宛てに提言書が出されております。その一部を引用しますと、「イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域・横断的な捕獲報奨金制度を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、このたび、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、一方的に捕獲報奨金制度の廃止が通知された。有害鳥獣対策経費が特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって、財政的影響は避けられない。よって、有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を実施していくためにも、このイノシシ捕獲報奨金制度を復活させるか、あるいは同程度の財源を活用した支援を図ってほしい」ということなんです。

要は、長崎県としては、特別交付税の対象になったでしょう。だから、そっちを活用しなさいよと言って、県単の事業を切ったと言うんだけど、市町の言い分は、それは、確かにルール上はそうなんですけれども、予算は増えてないでしょう。逆に削ったじゃないですか。だから、これだけイノシシを含めて、農作物だけでなく生活環境にも影響するような状況であれば、これまでどおりの県単の助成というのはやってほしいという要望なんですけど、この点について、出された農林部の陳情・要望に対する対応状況の中でももちろん書かれておりますけれども、改めて見解を求めます。

【川口農山村対策室長】イノシシの捕獲報奨金についての質問でございます。これまでの経過を踏まえて、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

これまで農作物の被害、ピークでございました平成16年度の4億6,000万円から、平成29年度には約1億4,000万円まで減少しております。これは3分の1でございまして、一定の成果が見られてきたと考えております。これは、市町、猟友会、または農業者の方々にご協力をいただいて進めてきたと考えておりますが、この一定の成果を踏まえて、県といたしましては、全体のこれまでの役割分担等をもう一回、しっかりと見直しております。

鳥獣被害防止特別措置法におきましては、市町の役割は、被害防止計画の作成、被害防止施策の実施、直接被害防止対策を実施すると。県につきましては、市町が定めました被害防止計画を実施するための助言、指導、広域的な対策の推進、新技術の実証、人材育成となっております。ただ、県には特別交付税の措置がございません。これまで単独で市町の捕獲報奨金を支援してきたところでございます。

県といたしましては、施策の選択とか集中、国の予算があるものについては積極的に取り込んでいくところでございまして、国の予算措置があるものに対しましては、これまで同様に、県の真水を使って報奨金を維持することは難しくなっております。

このため、今回、令和元年から県単独の補助を廃止いたしまして、委員が先ほど説明されましたが、市町が特別交付税を活用して、報奨金制度を継続して行うということが可能であることから、市町に説明してご理解をお願いしているところでございます。

ただ、この見直しにつきましては、市町の負担が増えるということでもありますので、市町の財政負担の激変緩和に向けまして、これまでと同様の鳥獣捕獲制度を維持していただく場合に

つきましては、市町の負担の増加分につきましては県が負担をするということで、県の単独予算で措置することといたしております。

県といたしましては、これまで行ってきました狩猟免許の取得の助成とか、捕獲隊の育成に加えまして、ICTを活用して、効果的な対策を実施するようなシステム開発に取り組んでおります。これが完成します令和3年度以降は、市町の捕獲従事者の負担軽減や、市町の職員の負担軽減を図りながら、効果的な捕獲対策に取り組んでいくということで、長崎県全体のイノシシに対する被害軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

【堀江委員】陳情一覧表の38の37ページに書いてあるように、室長が今言われたように、特別交付税で措置されない市町の実費負担分を県としては補填しますよと、今説明がありました。長崎市が言っているように、事業期間が2年間ですよね。だから、いわゆる期限つきですよ。その後は、言われるように、市町が負担しなければいけない。こういう負担が出てくるということもあるので、ぜひお願いをしたいということなんですよね。

その上で質問したいと思いますが、今言われた、現在、ICT技術を利用した効果的・効率的な捕獲を進めるためのシステム開発に取り組んでいるということを陳情に対する対応状況の中で書かれていますが、具体的にどういうことをされているんですか。

【川口農山村対策室長】このシステム開発につきましては、国とコンソーシアムを組んでおりまして、試験、研究、開発を行っているところでございます。

このコンソーシアムについては、本県の農山村対策室が代表機関として、コンソーシアム全

体を把握しております。

この中で、国の中央農研にお願いいたしまして、具体的に申しますと、狩猟者の方がスマートフォンで捕獲された個体の写真を撮っていただくと。その時点で、その捕獲個体の、今のスマートフォンの先進的な技術で、体長等をもとに体重とかも。そして、スマートフォンで写真を撮りますので、いつ、どこで、誰が撮ったというのが把握できますので、それを直ちに、写真を撮った時点でクラウドに飛ばしていただきまして、クラウドの中で管理をしていくということで、いつ、誰が、どこで、どの大きさのイノシシを捕ったというのが即時にわかる。それをマップ化するというので、市町の現場で、今、ここにイノシシがこういうふうに捕れてきているので、ここにわなを置こう、ここに防護柵を張らなくちゃいけない。ここに、もしかしたらたくさん来るかもしれないので、捕獲隊を早急に立ち上げていただきたい、そういった先回りの、戦術的な、効果的な捕獲対策をここ2年間で構築していく予定で、今現在、国の農研とスマートフォンのメーカーと打ち合わせをして、この秋から県内で試験的な運用ができないかということに、今取り組んでいるところでございます。

【堀江委員】スマートフォンで撮って、今ここにイノシシが出たよと情報を共有して、でも、イノシシってすぐ動くじゃないですか。

要は、私が言いたいのは、私にもその話をしましたね。市町が戦略的に3対策を実施できるシステムの構築という、このプリントね。市町の皆さんが言うには、このプリントの枠を出ないじゃないのと。今、この秋から実施できるようにしますという答弁がありましたけれども、そういうことを市が知っていますか。少なくとも

も8月の時点で、私にこうした状況を訴えた市の皆さんは、長崎市だけじゃありませんよ。要は、こういうふうにつくると言っているけど、何も進んでないでしょうと、そういうことを厳しく言うんですよ。

県と市の役割は別と言っても、実際に県は、これまでの捕獲報奨金を廃止した。実際、今後2年間後には実費負担が市には出てくる。そういう意味では、これだけイノシシを捕獲して実績があったのに、この捕獲報奨金をなくすことによって、また増えていくという中では、これまで頑張ってきたことは何なんだみたいな、そういうふうに思えると言うわけですよ。

そういう意味では、この長崎市が要望しているこれまでの捕獲報奨金制度の復活、あるいは同等の、県としてもやってほしいという要望は、市レベルは、もう切実ですよ。目の前にいるわけでしょう。私の聞いた事例の中では、結婚された新婚のご夫婦が新居を手直ししたと。そうしたら、そこにイノシシが来るから、家を改修したけど、イノシシが来たことによって、結局また引っ越しをしなきゃいけないと。

そこまで市民の生活に影響している中では、それは特別交付税で対処するからいいじゃないかというだけでは済まない現実があるのではないかというふうに私は思っているんで、そういう意味では、このシステムをつくりますからやりますって、少なくとも秋にこういうことをやりますというのは、これは市町は知っているんですか。

【川口農山村対策室長】この春に開催いたしました鳥獣の各市町の担当職員を集めました、鳥獣被害対策の担当者会の中でも説明をいたしておりますし、昨年度の3月に、各市町にこの制度の説明に回りました時も、首長を含め担当部

局の課長様方にはご説明を申し上げたところでございます。

【堀江委員】いずれにしても、例えば3月に市の水産農林部長、農林振興課長とかを対象にした会合の中でも、県の農林部長が捕獲報奨金制度の廃止の理解を求めたということだけれども、市としては、これは容認できないというふうなお話っておりますし、いずれにしても、市町は納得されてないんですよ。

だから、そういう意味では、もう少し市の話を十分に聞いて、廃止ありきの話ではなくて、実態をもう少し聞いたらどうですか。特別交付税があるからいいじゃないかという対応だけではなく、十分市町の話聞くことと同時に、具体的にこのシステムを、どうするかというのがわかるようにすべきだということを要望したいと思うんですが、最後に見解を求めます。

【川口農山村対策室長】委員ご指摘いただきましたが、今後も市町の職員、または猟友会、実際に捕獲をされている方々の話を聞きながら、3対策の施策をしっかりと進めてまいります。

また、具体的にまだ十分説明ができてないというご指摘がございましたので、それにつきましてもこれから、システム自体はほぼできていきますので、それを持って地域を回りながら、こういったシステムが運用できるんですよという説明をしてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】川口室長、今、堀江委員に話しておりました、鳥獣対策の秋からやるという資料を大場委員長にちゃんとご説明しましたか。

まず、しているかしてないか、そこだけ明確にお答えください。

してないんですね。してない、それまた問題だな、川口室長。

いいですか、この委員会におきまして、少な

くとも大場委員長に対してきちんと説明してやらないといかんわけよ。私は記憶にない。私みたいにずうっと地域を回って、イノシシやシカとかを見ている県議会議員はおらんとぞ。その県議会議員も、そんなことは知らないんだぞ。どういことですか。

今の堀江委員の質問は、大変すばらしい質問だし、審議を深めないといかんから、予算のあだこうだとは別に、仕組みをしっかりとPRせんといかんから、川口室長、あなたは農山村対策室長だろう。農山の対策は一生懸命やって、議会対策はせんとか。それじゃいかんよ。

委員長にお許しいただいて休憩をとって、資料をぱっと用意して、そこからまず説明するという形をとったほうが、これはいい審議になるから。

委員長に取り扱いをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時58分 再開

【大場委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 川口室長、用意していただきたいと思います。

それでは、続きまして、長崎県農業農村整備事業推進協議会と長崎県土地改良事業団体連合会からきている要望書の中に、土地改良法改正に伴う土地改良区の複式簿記会計移行に関する支援とありますけど、これは具体的にどういった支援なのかというのを、また、県の取組をどういうふうに考えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思っております。

【土井農村整備課長】 今、委員のご質問に関しては、土地改良法の改正がありました。それに

よりまして、土地改良区の会計について複式簿記化を令和4年度までに導入するようになっております。

それに対して、今まで単式簿記でやっていたところを複式簿記化ということで、やはり負担が増えるということで、こういう要望が上がっているものと思います。

これにつきましては、現在、土地改良事業団体連合会、市町とも連携をしながら、説明会、相談会を開催しております。それと、複式簿記会計で必要となる施設の資産評価、現在ある資産の評価について、令和2年度までに各土地改良区へ提供できるように取り組んでいるところでございます。

また、単独で複式簿記会計が導入困難な小規模な土地改良区につきましては、合同事務所の設置や統合など、検討会を設置して指導していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 これは、農村整備課長、令和4年度までということでありまして、期間が限られて、やるとなると現場が、地域も農業者の高齢化が進んで、対応が厳しいわけですね。具体的に土地改良区を統廃合したりとかすると言っていますけれども、実務的に、県内の各市とか町、それと土地改良事業団体連合会がやっていたかかないといけないと。そうすると、どうしても予算が発生するわけね。

そこで、参事監の登場ですね。参事監はどこから来ているか、農林水産省から来ているわけよ。こういうふうに法律を変えたのは国なんです。長崎県がしたんじゃないんです。国がしたんであって、こういうふうにしなさいよと。そうしたら、言うだけじゃだめなんですよ。予算的な措置をしないとイケない。その予算的な措置をするために、参事監は来たんです。予算的

な方法とかを国にしっかりやっていただかないといけないわけですから、何のためにそこにいるかわからないんですよ。わかっていますね。

そこで、これをどういうふうにやっていかないといかんのかというのを、見解を聞かせていただきたいと思います。

【山根農林部参事監】ただいま委員のほうにご質問いただいた件につきましては、国のほうで法律を改正したということに対しまして、補助金事業の中でこういったデータの整理とか、資産評価の支援とか、そういったことに対して定額助成できる制度がございますので、そういったものを活用して、県土地改良事業団体連合会のほうが中心となって整理をして進めていくということで考えております。

また、国のほうとしましては、具体的にどういふふうに進めていくかということも含めまして、説明会などを開いて進めているところでございます。

【山田(博)委員】ということは、複式簿記化の移行に関して、国が支援をしますということでもありますけど、具体的にどういった制度になっているんですか。

【土井農村整備課長】先ほど参事監が申しました補助事業ですが、本年、資産評価のデータを整理するという事で、補助が土地改良事業団体連合会のほうに680万円補助されております。

【山田(博)委員】私が言っているのは、そうじゃなくて、お金が幾らじゃなくて、補助事業の概要というのは、例えば名称は何という事業でございます、なおかつ、補助率は幾らですよということを教えていただきたい。

それでね、農村整備課長、あなたが答えるんですか。参事監、あなたが詳しいでしょう。大体あなたが答えないといけないんだぞ。あなた

はどこから来たのか、農林水産省から来たんだぞ。五島から来たんじゃないとぞ。どうぞ。

【山根農林部参事監】補助事業の名称につきましては、水利施設等保全高度化事業という名称でございますけれども、その事業の中で、今回の法律改正に伴って、各土地改良区の水路とか、揚水機場とか、そういったものの資産評価であるとか、施設のデータの整理とか、要は、そういう整理業務に必要な費用に対して定額助成をするという制度になっております。

【山田(博)委員】定額ですね、100%ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それを早く言ってほしいわけよ。幾らやるかわからんから。回りくどい。100%ですね。

ということは、移行に伴っては、現在、今年度は土地改良事業団体連合会に680万円、まずはして、計画的に令和4年度までに全土地改良区が複式簿記化がきちんとできるようにスケジュールを決めているんですか。農村整備の土地改良区というのは、地域に根づいた大変すばらしい団体なんです。この団体のよさというのは、農林部長も知っているんですよ。だって、農林部長は農村整備課におったからですね。これは、知らないわけないんだから。

参事監、これは令和4年度までにきちんと、長崎県の全部の土地改良区が複式簿記に移行できるということで、間違いありませんね。後からまた、予算が足りないとか、困っているんですよとか、事務職員が不在とか、機器の導入とか、全部定額でできるということで理解していいんですね。

【山根農林部参事監】ただいまの委員のご質問ですが、事業そのものにつきましては、全体の総額というものがございますので、その予算の範囲の中で支援をしていくという形になります。

長崎県の土地改良区のごこうした整備につきましては、私としても、きちんと令和4年度までに整備がなされるように、必要な額を確保していけるよう、国に対して要望してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 ということは、令和4年度までにやりますということだけれども、予算を確保せんといかんわけですからね。

ということは、計画的に移行するということまでまだいってないということですね。しかし、令和4年度までには参事監が責任を持って、定額予算だけれど、限られた予算だけれど、長崎県の必要な予算の確保は必ずするという事ですね。間違いありませんね。どうぞ、決意をお答えください。

【山根農林部参事監】 努力してまいります。

【山田(博)委員】 努力してください。頑張ってください。よろしくをお願いします。

続きまして、陳情番号41番の森林・林業・木材産業の施策要望で、この中に県産木材の需要拡大ということがありますがけれども、この県産木材の需要として、前回の委員会でもお話ししましたけれども、今、壱岐のほうでは畜産のおが粉が足りなくて、島外から移入している状態なわけですね。

こういった状況を踏まえますと、いろんな道路の拡幅の伐採とか、そういったところでどんどん活用せんといかんわけですね。そういったのを考えながらしっかりと取り組むべきだと思うんですが、そこについて見解を、これはどっちが答えるんですか。森林整備室長ですか。あなたに言ってもなかなか前向きな答弁がこないから、ちょっと考えて、岡本次長に答えてもらおうかなと思うぐらいですよ。どうですか。前向きな答弁が出ますか。

【永田森林整備室長】 壱岐の森林資源を活用したおが粉の生産のことでございますが、壱岐の主要産業である畜産を振興するにおいて、また、林業を振興していくにおいて、牛の飼育管理に必要なおが粉を島内で需給していくというのは大変重要なことだと思っております。

現在、壱岐で飼育されている肉用牛に必要なおが粉の量は、年間で約1万立方メートルということで、このうち約2,000立方メートルほどが、先ほど委員がおっしゃいました、公共事業等で発生した木材を使って供給されております。

森林整備の観点から申しまして、間伐を進めていながら木材を生産すること、それをしっかりと県産材の利用ということで考えていきますと、まずは、壱岐にある人工林、848ヘクタールございますが、その材をおが粉用として使える分についてはしっかりと使って行って、まずは5,000立方メートルを目指して、年間の必要量の半分程度になりますが、そこができないか、製造コストとか、買い取り価格とか、そういったものもございますので、しっかりと検討して、壱岐におけるおが粉を島内で少しでも生産できるような体制を検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 今明らかになったのは、壱岐で畜産のおが粉が1万立方メートル必要になっていると。そのうち島内で生産できるのが2,000立方メートルと、つまり8,000立方メートルが、何と島外から搬入されていると。

ちなみに、私の地元の五島は100%地元。五島森林組合は頑張っているんですよ。壱岐の森林組合も頑張っているけど、こういった現状にあって、今、森林整備室長が、島外からの8,000立方メートルのうちの5,000立方メートルを島内で何とか確保するように頑張っていくという

ことでありましたけれど、これについて、畜産課長、どう思われますか。あれがいいか悪いか、よしとするか、もうちょっと頑張らんといかんか、あなたは畜産の専門だから、ちょっと見解を。

いいですか、大体、同じ農林部でありながら、こういった話は、森林整備室長が畜産課長に聞けばすぐわかることよ。なんで俺を通してこうせんといかのかと言いたいんだよ。この議論をするのにどれだけ時間がかかったか、半年以上かかったんだよ。こういった時間がかかるなんて、あるもんか。あなたたちは農林部ですよ。あなたの隣は諫早湾干拓課長、農村整備課長、次は畜産課長ですよ。これだけ距離が近いにもかかわらず、なんで私を介して半年もかからんといかんのかな。そういうことを言いたいんですよ、森林整備室長。今の答弁は、最終的には畜産課長に見解を聞かせていただきたいと思えます。畜産のことは畜産課長がわかるから。どうぞ、お願いします。

【山形畜産課長】先ほど森林整備室長が申しましたとおり、畜産業を振興する上では、このおが粉というのは不可欠なものでございます。

現状では、島外から8割ほど入ってきているということですから、これが島内で需給されれば、その分コストも下がるということで、畜産農家にとってもメリットがあるというふうに思っております。

ただ、供給体制も含めて、まず、地元の振興局の中でも協議をして、この体制がとれるように、畜産サイドとしてもお願いしていきたいと思っております。

【岡本農林部次長】今、山田(博)委員が言われましたように、農林部内の横軸の調整ができなかった私の責任があると思っています。

五島のほうは100%できているということで、五島と壱岐のモデルケースは似ておりまして、五島を一つのモデルとしながら進めていきたいと思っているんですが、壱岐の森林の全体面積を含め、100%人工林でカバーするのは非常に困難な状況でございます。

今後、広葉樹等も含めて、できるかどうか検討していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【山田(博)委員】岡本次長がまとめましたね。

ということは、今の農林部次長の答弁というのは、学校の試験で言うと100点なのか80点なのかよくわかりませんが、丸くおさめたということですね。あなたがそういうふうに言われると、私も何も言えなくなったんですよ。

いずれにしても、当初は、実は五島でも足りなかったんですよ。足りなかったけど、森林組合の職員とか業界の方々が、これじゃいかんと。以前は、島外からとっていたんですよ。これはいかんということで、島内でやっぱりせんといかんということで、森林関係者が頑張っていたいて今の状況になったわけでございます。

そういったことで、五島の畜産農家というのは、壱岐に追いつけ追い越せの状態頑張ってきているわけです。五島の畜産農家は、壱岐のこういった畜産業に追いつけという形で、追い越せという勢いで頑張っているわけでございます。

そういった現状の中で頑張っているわけですが、壱岐の畜産農家もしっかりと支援をしていただきたいなと思っているわけでございます。

川口室長、資料が届きましたか。届いたのであれば、大場委員長にお許しいただいて、説明をしてからせんといかんですよ。あなたは、農

山村対策室長でしょう。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

【大場委員長】 委員会を再開します。

【川口農山村対策室長】 資料の提出ができませんで、大変申しわけございませんでした。お手元に2枚の資料が届きましたでしょうか。

まず、1ページ目の「スマートフォンアプリを利用した捕獲情報の収集・活用イメージ」をご覧ください。

まず、四角いところの現状は、捕獲者が捕獲したイノシシに対して写真撮影をして、その写真で書類をつくられて市町に持っていかれると。市町が、その写真と捕獲の記録を持たれて、また市町は、それを独自の書類に入力されている、それを県に提出し、そして、県が取りまとめて国に提出している、こういう流れになります。

今後は、目標というところに書いてありますが、これが考えております案でございます。捕獲者が写真撮影する、それを自動入力ということで、写真を撮った時点で送ってもらうようなシステムを考えております。下の絵のところにも、アプリを起動して写真撮影と書いております。捕獲した個体の写真を撮った時点で、捕獲者の氏名、捕獲日、体重、捕獲場所を自動で写真の中に記録してしまいます。写真では雄か雌かの判断ができませんので、そこについては、メニュー方式で、雄ですか、雌ですかと聞いてきますので、そこで雄ですとか入力して、それを飛ばしてもらうと、クラウドの中に保存するようになります。

市町は、クラウドから打ち出した段階で、自動で県への報告様式になるということで、市町

で新たに捕獲の事務作業を行うことが減ると考えております。

一方、右側に書いてありますが、クラウド上に保存されたデータを活用して、捕獲情報のマップ化を図ります。

2枚目をご覧ください。

「市町が戦略的に3対策を実施できるシステムの構築」と書いております。捕獲情報をマップ化、可視化することによって、効果的なわなの設置や防護柵の設置の指導に活用できる、市町、捕獲者の負担も軽減できるシステムでございます。

ここの絵のところにはイノシシの移動傾向というところがございまして、これは「x」の色が濃いほど最近捕獲されたということがわかるようにできないかと考えております。移動傾向がこれでわかるということで、そちらのほうにわなを移動させる。そして、また防護柵を設置すると。B集落のほうには捕獲隊がおりませんので、そこには至急捕獲隊を、今年すぐにでもつくりましょうかということで、免許の所持者に話をいたしまして、地元の方と一緒に捕獲隊をつくってもらう。イノシシの今後の出没状況等を踏まえながら、移動傾向を踏まえながら、効果的な、戦術的な捕獲を体系的に行うということを考えております。

このマップ化をすることによりまして、また、私たちの近くにイノシシが来ているということがわかりますので、集落の危機感の醸成や防護柵を張らないといかんということもできますので、将来的には、2年後に向けてこのシステムを、スマートフォンで撮影とかを実際行いまして、結果については、もうできていますので、この秋、猟期を迎えますので、今後、この実証試験を本県でしてくれということをお願いして

いますので、本県で実証試験をして、より使いやすいシステムにしていきたいと考えております。

以上でございます。資料の提出が悪くて、大変申しわけございませんでした。

【山田(博)委員】川口室長、委員長のお許しをいただいて、よかったじゃないですか。一遍に説明できたわけだから。委員長に感謝せんといかんですよ。

それで、川口室長、今回、スマートフォンのアプリを使うということで、実証試験をするということですが、これはどこの会社と長崎県がいろいろやっているのか。じゃ、どこを想定されてやられているのか、事業費は幾らを考えているのか、関係する市町とかとどのような協議をして、今進めようとしているのか、そこを説明いただけますか。

【川口農山村対策室長】この全体のコンソーシアム事業自体は、約1億円の予算をとっております。金額については、また調べてご報告させていただきます。

【大場委員長】整理してご報告をお願いします。

【川口農山村対策室長】金額については、確認をさせていただきたいと思います。

それと、メーカーにつきましては、昨年度からこれは動いておりますので、今、そのメーカーさんと一緒になって、どういった場所で行えるかということも含めて、検討しているところでございます。

昨年度、動作確認を行った地域につきましては、長崎市と諫早市で動作確認の実証を行ったところでございます。

今後、どこの場所で行うかについては、メーカー等とも打ち合わせしながらやっていきたいと考えております。

【山田(博)委員】もう一度お尋ねしますが、メーカーはどこメーカーで、いつごろからやろうとしているのか、県当局として大体予算は、これに幾ら支援を考えているのか、全体的な総事業費は幾らかかるかというのを説明していただきたい。

現在、長崎市と諫早市をやられているということでもありますけれども、長崎県は離島・半島なんですね。だから、県央ばかりしたらいいというわけじゃないんですよ。県北もせんといかん。県北だったら、佐世保市をするのか、半島だったら、委員長の地元の島原ですとか、そういった戦略をやっているのか。離島だっただこをするかというのはわかるでしょう。順番を間違えたらいけませんよ。よく考えてからせんといかんですよ。

そういうことで、農山村対策室長、そういったところをきちんと説明していただけませんか。

【川口農山村対策室長】手元に資料がございませんので、ちょっと時間をいただきまして、報告させていただきたいと思います。

【大場委員長】ほかの質問をどうぞ。

【山田(博)委員】委員長が、時間をとって用意してくださいと言っていますので、後でまた、お許しをいただいて説明いただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

続きまして、陳情番号42番、これは長崎県森林組合連合会の会長の八江利春さんから陳情がきているわけですが、この中に、森林管理サポートセンター（仮称）の設置ということでもありますけれども、具体的に、これはどのように県当局は要望を受けて捉えて、取り組もうとされているのか、そこをお答えいただけますか。

【内田林政課長】実際、この要望をいただいた

のが9月でございまして、まだ県としては、全く検討している状況ではございません。

要望の趣旨といたしましては、新たな森林管理システムというものが、市町の職員が担っていくということですので、技術職員がいない市町をサポートする窓口みたいなものを県でつくってくれというような要望でございまして、今後、検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】これは、県の林政課に置いてそういったことをやっていくということで、構想としては、今から、内部の作業もありますけど、そういうことで理解していいんですかね。

【内田林政課長】林政課に窓口を置くということにとどまらず、あるいは外郭団体の中に専門的なサポートの人材を置いて、全市町のサポートをしていくということでもできますし、それから、各市町で協議会みたいなものをつくって、そこに県の支援と市町の予算を使ってという方法もありますので、いろんな方法を考えて、本当に設置が必要かどうかというのも含めて、よく市町の意見を聞いて進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

【山田(博)委員】これはなかなかいいアイデアじゃないかと思うんです、これからですね。ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、シカ、タイワンリスや病害虫などの被害対策の推進とありますけど、実際、被害というのがどれくらい出ているかというのを把握されておりますか。被害状況の金額なり対策はどのような取組をされているのか、それを含めてお答えいただけますか。

【永田森林整備室長】シカの被害でございまして、被害額というのは出ておりません。

現在、対策としましては、対馬において捕獲

対策を中心にやっております、平成30年度では、対馬市において6,388頭のシカを捕獲しているという状況でございます。

そのほかに、森林を守るために、苗木を食べますので、そういうことがないように、防護ネットの設置等を行っているという状況でございます。

【川口農山村対策室長】シカの被害額と捕獲頭数について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

シカの農林業にかかわる被害といたしましては、783万7,000円と出ております。シカの捕獲頭数につきましては、県下全体で1万1,155頭の捕獲がなされております。

また、一方、クリハラリスの捕獲につきましては、五島市で886頭、壱岐市で1万6,313頭の捕獲がなされているところでございます。平成30年の実績でございます。

【山田(博)委員】農山村対策室長、ここに書いてあるのは、シカやタイワンリスと、今、別のリスを言わなかったですか。（「同じです」と呼ぶ者あり）一緒なの、一緒なんだ。

そうしたら、先ほど頭数は言ったけど、タイワンリスの被害総額は言わなかったよ。ないんですか。捕まえたということは、やっぱり被害が出るから捕まえるんでしょう。それとか、あと、病害虫などの被害もどれだけ出ているかというのを、林業に対する被害総額というのは、全体的に林業はどれくらい出ているのかというのを教えてもらいたいわけですが、まずは。

【川口農山村対策室長】クリハラリスとタイワンリスは同じ動物でございます。

もう一点、クリハラリスの農作物の被害については、市町のほうから、今のところ報告が上っておりませんので、県としては、農作物に関

する被害額としては把握をしておりません。

【永田森林整備室長】 タイワンリス(クリハラリス)の林業への被害でございますけれども、いわゆるスギ、ヒノキの樹皮の剥皮とかでございます。被害額というものについては、今のところ上がってきてない状況でございます。

【山田(博)委員】 ということは、シカとかタイワンリスなどの被害対策とありますけれども、金額は上がってないということですね。

ということは、長崎県森林組合長の代表理事の八江会長が要望を上げているのは、シカ、タイワンリスや病害虫の被害対策の推進とありますけれども、森林に関する具体的な被害というのは、県当局は把握してないわけですね。県当局が把握してないというのは、向こうも把握してないんでしょうかね。把握してないことを上げたということですね。これは、今度、八江会長に会ってから聞かないといかんね。あなた方は把握してないということですね。

これは、じゃ、要望を上げた時に、具体的に話とかは聞いてなかったということですね。出して、はい、わかりましたとしていたということですね。この要望内容は、具体的にどういったことですかとか聞いてないということでは理解していいんですね。聞いてないのか、向こうが言わなかったのか、お互いに遠慮していたのか、いずれかですね。それか、全くお互いにわかってないのか。ただ単に書いていただけなのか、そういうことですかね。

【永田森林整備室長】 打ち合わせはやっておりますが、具体的に、先ほど言いましたとおり、スギ、ヒノキの樹皮の剥皮等でございますが、被害額等についての具体的な話は行っていませんし、対策についても、現在捕獲をしている状況ですので、林業的なことだというお話は、具体

的には聞いてない状況でございます。

【山田(博)委員】 私ばかり陳情の質問はできませんので、一旦終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

【徳永委員】 島原市の要望の202ページですね。水無川上流部のダムは治山対策ということなんですけれども、この前、担当課のほうに聞きましたら、一応本年度で計画の治山ダムは完成と聞いておりますけれども、私の地元ですが、まだまだ水無川等を見た時に、災害等が特に最近非常に多いということで、そういう意味でも、極楽谷・炭酸水谷の要望というのは以前からもずっとあっておりましたので、当然島原市、私たちもここは今後とも要望していきたいと。

そういう中で、「雲仙地区治山対策検討委員会の提言に基づき」とありますので、今どういう状況なのか、まずお聞きをしたいと思います。

【永田森林整備室長】 平成25年度に現在の7号までの3基のダムを全体として建設するというので、委員おっしゃられましたとおり、一旦工事を今年度までにしております。

ただ、その当時、平成25年度の時に、3基設置した状態でどうなっているか、しっかり検証しましょうと、効果がしっかり上がっているのか上がってないのか、追加が要るのかどうかというのを検証しましょうということでございましたので、平成30年3月から4回にわたって有識者等による雲仙地区治山対策検討委員会を開催しまして、その中で、今後の水無川の極楽谷・炭酸水谷の治山をどうしていけばいいのかというご提言をいただいております。

そのご提言の中では、治山ダムについては、平成13年度までに設置された4基の治山ダムに、新たに3基の治山ダムが加わり、浸食を抑制し、土砂や水の流れを整える機能は一段と向上した

と考えられることから、今後は、浸食による地形変化や土砂の流出状況等について、観測及び調査を実施し、その結果を見極め、必要に応じて追加対策を検討するというご提言をいただいております。

これを受けまして、県といたしましては、まずは、観測調査をしっかりとやっていきたいと思っています。具体的には、現地が警戒区域内でございますので、ドローンを活用した溪流の浸食、土砂の移動状況等を定期的に観測することとしており、また、その中でも、今回のような台風とか豪雨とか起こった時には、異常が発生したと見られる時には、現地まで赴いて調査をしていきたいと考えております。

【徳永委員】ここは、私が聞くところでは、当初から、極楽谷はずっと要望があっていたというようなことを聞くんですけども、その辺はどうだったんですか。

【永田森林整備室長】水無川の治山対策につきましては、平成17年度末までに赤松谷のほうに14基の治山ダムを設置しております。平成17年までに完成した後に、極楽谷・炭酸水谷のほうからの土石の乱入が起こっているというご要望を受けまして、先ほど言いました平成25年度に検討委員会を立ち上げて、3基の治山ダムの設置というご提言をいただいております。

その後、3基の治山ダムが完成間近になりましたので、先ほど言いましたとおり、検討委員会を立ち上げてやっている。その間にも、地元のほうからも、その上流にまだ必要ではないかというご要望は受けておりますが、先ほどの提言については、地元のほうにも令和元年8月7日に、安中地区町内会連絡協議会、33の町内会長の集まりで、しっかりと現状と今後の対策、今後、観測調査を継続しながら、必要に応じて

対策を打っていくということをご説明している状況でございます。

【徳永委員】極楽谷のほうからのそういった崩落石の対策は、当然、その下のダムでやっているという理解でいいわけですね。

しかしながら、地元とすれば、住民たちは、まだそれではやはり不安だということでしょうから、今後もしっかり自治会、そしてまた、検討委員会でいろいろと地元の意見をお聞きしていただいて、ここの対策をとっていただきたい。

というのも、今、国の管理ですけれども、これが国から県のほうに移行するということも聞いておりますし、これが国から県に移行になれば、今、国のいろんな支援がありますけれども、今後の不安もあると思いますので、そういうところはしっかりと検討していただきたいと思っております。

それともう一つは、次の203ページのほ場整備事業の安定的な予算の確保並びに支援についてですけれども、のほ場整備事業の新規地区推進のための支援です。

今、基盤整備事業が、農林部長をはじめ皆様方のご努力によって、それとまた、島原半島は特に農業のやる気がどんどん出ておりますので、そういう中で基盤整備の促進というのは、我々も大変喜ばしいものでありますけれども、ただ、聞くところによれば、県のほうも新規の基盤整備を推進はしていますけれども、その中でなかなかまとまらないという話の中に、いわゆる地主さんと借り手側との問題があるんだと。地主さんにすれば、後継者もない、そこまで基盤整備はやらなくてもいいだろうと、自分とすれば後継者がいないということで、参加を見送るということが言われております。そういうのがネックになっているということもお聞きをし

ていますけれども、これは島原のほうで聞いたんですけれども、その辺、課長どうなんですか。

【土井農村整備課長】委員ご指摘のとおり、やっぱり地主さんと耕作者の関係でまとまらない部分もあります。

ただ、私どもは推進に入る時は、地域がどうなっていくのか、地域として基盤整備をしたほうがいいのか悪いのか、そういう全体的なところも含めて話し合いをすることと、あと、地主さんが負担ができないということであれば、耕作者のほうで負担をしていくとか、そういうことを皆さんで話し合いをしながら合意形成を進めているところでございます。

【徳永委員】確かに、私の雲仙市でも、今、基盤整備をされているところは、そういう話を聞いております。いわゆる地主さんと借り手側というか、要するに、借り手側が負担をしていると。そこもいろいろと苦労しながら、最終的にはまとまったと、そういう経緯は聞いております。

ただ、それがすべてそうであればいいんですけれども、お聞きしたいのは、やはり経費的な問題です。今、さらに基盤整備の補助率も上がっていますし、市の負担も上げているということで、大きな自己負担というのはあまりないというふうに聞いておるんですが、何がやっぱり、先ほど言う、後継者がいないということでの問題なのか、そういう理由というのはほかにも何かあるんですか。

【土井農村整備課長】まず、農地の地主さんが高齢化で後継者がいないというのも一つの要因でありますし、その農地を誰がつくってくれるのか、耕作者がいるのかいないのか、そういうところも含めて不安を持たれておられる方もいらっしゃいます。

委員ご指摘のとおり、今、基盤整備の農家負担のほうは、担い手へ農地の集積に応じて促進費というのが出て、事業に対する個人負担は減っておりますが、土地改良区を起こすと経常賦課金という、管理費がかかります。そういう部分をどちらが払っていくのか、そういう部分もあって、全体的にいろんな不安がありますので、そういう課題を一つひとつ解消しながら説得をしてみたいと考えております。

【徳永委員】この中に、今、推進中の松崎地区ですよね、ここは、ちょっとそういう話も聞いておりますので、そうであれば、その解消を、改良区の皆さんだけではなく、県もそこには入っていただいて、そうやってまとまった事例もありますので。

もう一つは、私の地元でも、これも一般質問をしたいと思う中の一つは、今、次男・三男さんが農家の担い手になっているということで、ただ、やはり農家というのは、本家の土地というのはそんなに大きくはありませんから、そこは次男・三男さんに分け与えるというのはなかなか難しい、これはそうなんですね。私ももともと実家は農家でしたので、その辺はわかっております。

そういう中で、農地を借りたいという次男・三男さんがおりますので、そういうところも、特に有明、国見、この辺はしっかりとした生産者がいますので。今、借りている人はいいんでしょうけれども、そういうところがない場合には、耕作放棄地だけではなく、そういったところもしっかりと連携をとって共有をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺はどうなんですか。

【土井農村整備課長】農地を基盤整備する時は、しっかり担い手を決めながら基盤整備をしてい

きます。

そういう中で、島原半島は担い手が多くて、なかなか土地が余ってこないんですが、高齢化してやめていかれる農家がいらっしゃれば、そういう次男・三男の担い手の方をしっかりと位置づけをして、情報提供しながら進めてまいりたいと思っています。

【徳永委員】多分、ここらあたりはしっかりとできると思いますけれども、ただ、要望が島原市から上がっておりますし、また、その関係者からも私はお聞きをしましたので、ここで質問させていただいたんですけれども、そこは心配なくやっていただけると思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

【大場委員長】ほか質問はありませんか。

【川口農山村対策室長】山田(博)委員のほうからご質問いただきました件について、ご回答させていただいてよろしいでしょうか。

このコンソーシアム事業の全体の予算額でございますが、9,844万9,000円となっております。このうち、このシステムの予算といたしまして、2,400万円が含まれます。

本県は、場所の提供になりますので、予算はゼロになります。この部分についてはゼロ予算となっております。

試験の実証場所につきましては、このコンソーシアムの試験につきましては、中央農業研究センターがやっておりますが、そこと検討しております、離島を含めて、今検討中という回答でした。

会社として、このシステムの開発の主体としては、東京にございます、RFJ株式会社というところが所管しているというふうに、中央農業研究センターのほうからはお話がっております。

【山田(博)委員】スマートフォンアプリを使って、県内で場所を提供しながらやっていくということでありますけれども、今現在は長崎市と諫早市でやっているということでありますけれども、実際、これを登録した数は幾らで、例えば最終的に、今、登録しているんでしょう。（「今からです」と呼ぶ者あり）秋からね。そうしたら、これは目標は、大体どういうふうに考えているのか、それを説明いただけますか。さっきのメーカーさんと協議しながらやられているんでしょう。

【川口農山村対策室長】将来的には、捕獲される方にスマートフォンを活用していただくと。ただ、スマートフォンをお持ちでない方もいらっしゃいますので、その方についてどうするかについても、中央農業研究センターと打ち合わせしながら進めてまいりたいと思っています。

いずれにいたしましても、捕獲者の負担の軽減にはつながると思っていますので、広く県内全体で進めていきたいと思っています。県内全市町でこのシステムは稼働させていきたいと考えております。

【山田(博)委員】だから、県内の全市町で使うとしたら、これだけ捕獲者がいらっしゃるでしょう。それを何年には何%にしてやっていくとか、そういった目標を立てずに、あなたたちはやるだけやろうとしているわけですか。あなた方はある程度目標を持ってやると。あなたたちは、きたから、はいどうぞと、場所を提供しているだけですよとか、だって、農山村対策室長も忙しいでしょう。そういった議論をしながらやっているというのはわかるけど、場所を提供したから、あとは会社がやるんですよじゃないでしょう。

【川口農山村対策室長】そのあたりも含めまし

て、全国どこでも試験地には選ばれるわけなんですけれども、ぜひうちの県でやってくださいということで働きかけて、うちの県でまず実証をやっていたら、うちの県に使えるようなシステムをつくりたいと考えております。

先ほど委員もおっしゃいましたように、21市町漏れなく参加して、活用できるようなシステムにしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 だから、21市町で使うと、漏れなくと言うけれども、さっきおっしゃったでしょう、スマートフォンを持ってない人もいますよと言ったでしょう。そうすると、持ってない人をどうするのかというのはあるけれども、それ以外で、じゃ、全体で、今この狩猟をやっている方がいらっしゃるでしょう。例えば、全体の50%をこのシステムでやろうとしているとか、それを何年までにするとかという目標を立ててやっているでしょうと言っているんですよ。まさか、それもせずに、今やっているんですよと、やみくもにやっているというわけじゃないでしょう。

【川口農山村対策室長】 大変申しわけありません。システムがどのようなものかというのが、まだ十分把握できておりませんので、それを踏まえて広く使えるシステムにしていきたいと考えております。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

【大場委員長】 委員会を再開します。

【川口農山村対策室長】 失礼いたしました。

捕獲隊が16市町で稼働しております。275の捕獲隊がございますので、まず、この捕獲隊に使っていただきまして、その使用状況を踏まえ

て、広く活用を働きかけてまいりたいと考えます。

【山田(博)委員】 そういうふうな戦略・戦術があるということをやっていると、やっているだけで、やります、やりますと言ったって、わからないじゃないですか。

それをまず使って、県内で利用できるようにやっていくということですね。令和3年以降には21市町で使えるようにして、もちろん捕獲隊がありますから、そこで使いやすい方法をやっているということで理解していいですね。

これを聞いて、これは大変すばらしい取組ですから、これに関しての農林部長の見解を聞いて、この質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【中村農林部長】 やはり捕獲も鳥獣対策としては非常に重要な対策だと思っております。猟友会の皆さん、地域の皆さん、市町の皆さんも、事務的な対応ということで、大変ご苦労されておりますので、このシステムを入れることで、事務的な負担軽減にも、当然つながりますし、まずは、捕獲の効果も上がっていくものというふうに思っておりますので、これについては、県としてしっかりと対応してまいりたいと考えております。しっかりと頑張ってもらいたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時30分 再開

【大場委員長】 それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【堀江委員】 提出資料の補助金内示一覧表について質問いたします。

1ページのナンバー8、長崎県多面的機能支払交付金から、2ページの、番号で言いますと20番まで、同じ多面的機能支払交付金なんですけれども、これは当初予算の横長資料の25ページになります。多面的機能支払事業費、地域ぐるみで取り組む農地や農業用水路等の保全のための共同活動に対する助成に要する経費、これと同じですか。

【川口農山村対策室長】 同じでございます。

【堀江委員】 そうしますと、今回一覧表で出された、私が言いましたナンバー8番から20番のトータルが、累計2億7,772万3,000円というふうに理解をしています。当初予算のこの額が、8億1,314万9,000円なんですけど、この差というのは、これまで補助金として出されていたのか、今後出るのか、この仕組みを教えてください。

【川口農山村対策室長】 これにつきましては、集落の計画に基づいて予算を執行してまいりますので、数回に分けて予算を市町に補助金として渡しておりますので、何回かに分けて、これで2回目になります。1回目は、もう既に支出しております。

【堀江委員】 そうしますと、今回、報告という形では2億7,000万円ですけれども、1回目の報告というか、補助金内示で出された額というのは、およそどれくらいですか。およそでいいので。

【川口農山村対策室長】 手元に数字がございませんので、確認してお答えさせていただきます。

【堀江委員】 わかりました。要は、当初予算の時には8億円ぼんと予算と計上されていて、何も明細がないんですよ。だから、私としては、当初予算のこの8億円の中身が何かというのはすごく注目していたものですから、実際に、1回目の報告の時は、私はあまり見つけきれずに、今回の内示一覧の中に出てきたものだから、そうすると、今回2億円だから、これまでどうだったのかという素朴な疑問を持ったものなので、質問したところなんです。

いいです。今でなくていいので、後日でもいいので、要するに、大方8億円の流れとして、今回2億7,000万円ですけれど、1回目がこれくらいで、予想としてはこういうふうになりますみたいなどころがあれば、後日でもいいので、教えていただければと思います。

もう一つ、同じく補助金内示一覧表の3ページになります。ナンバー26です。長崎県養豚価格安定対策費補助金、それから、同じく30番の一般社団法人日本養鶏協会に出す分ですが、これは補助金名と補助対象を別々に言いましたけど、要は、このナンバー26、ナンバー30というのは、東京在住のいわゆる機構であるとか協会に、これはこのまま読むと、長崎県が直接の補助をするということに読み取れるんですけど、この仕組みを教えてください。

【山形畜産課長】 この26番、30番は、いずれも生産者が価格安定対策の事業で、生産者の積

立金というのがございます。そのうちの一部を県が負担をしております、例えば26番の養豚価格安定対策費補助金については、生産者が1頭当たり400円の積み立て、そのうち県が64円を積み立てしております、それにかかる分をこの農畜産業振興機構のほうに積み立てをします。ですから、生産者と国と県とが積み立てをするんですけれども、それぞれに予算の管理をしているという形になります。

【堀江委員】 そうしますと、生産者の経営の安定のために、2つの事業で、生産農家に、いわば生産者積立金の一部を長崎県として直接補助するんですよね。そういう場合、これは、例えば26番でありますと機構で、30番であると協会に渡すんですか。それとも、そうではなくて、長崎県の該当する生産者に渡すというふうになるんですか。そこが、ちょっとわからないんですけど。

【山形畜産課長】 説明が足りなくて申しわけありません。

基金を積んで、価格が下がった時に、その基金から補填をするという制度になっておまして、例えば、3年間400円をずっと積み立てしていくんですけれども、それを生産者の積み立て分、県が支援する分については県の分ということで、農畜産業振興機構のほうで分けて管理をしております、もし交付があった時には、積み立ての割合に応じてそこから支出がされて、結果的に、例えば3年間の期間が終わった後に基金に余りがあったということになると、その分がまた、県は県の分が返ってくる、生産者については生産者の分がまた無事戻しという形で返ってくるという形になります。

【堀江委員】 つまり、直接補助金でしょう。どこに長崎県が補助名に基づいてお金を出すかと

いうと、この2つとも、いわば全国組織じゃないですか。そこに長崎県分として積立金の中に入れるということで、結果として、それは、今課長が言われたように、プラス・マイナス、余れば戻ってくるしというふうな形で、ある意味決算報告みたいなものもあるという理解でいいですか。要するに、全国組織に長崎県がお金を出すのであれば、きちんと決算的なものも返ってこない、長崎県から補助金を出しているにもかかわらず、それがどうなったか、後はわからないということでは困ると思うので、そこがきちんとできているのかなということが、ちょっと疑問で、今の質問をしているんですけど、積立金ということに長崎県分として出すので、結果としては、それがどうだったかということも、きちんと返ってくる仕組みになっているということなんですね。そこを教えてください。

【山形畜産課長】 堀江委員がおっしゃるとおり、きちんと管理されておまして、その報告も、事業対象年間といいますか、例えば3年間が終わった段階で、実際に積み立てた額、交付額、差額をきっちりと計算をして、機構のほうから、長崎県の返還分がこれだけになりますということで、期間が終わった後に確定の報告があって、それを精査して無事戻しを受けるという形になっております。

【堀江委員】 了解しました。

【山田(博)委員】 それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」に基づいて、お尋ねしたいと思います。

資料の14ページを見ていただけますでしょうか。

補助金内示一覧表、番号が82番です。産地パワーアップ事業補助金ということで、これは東彼杵農業再生協議会、東彼杵茶機械リース事業

組合に茶の省力化機械のリース導入に要する経費ということをつけているわけですが、これに関連しましてお尋ねしたいと思うんですが、私が関係者からお聞きしましたら、令和元年7月18日に、長崎県茶業協会の定期総会がっています。この定期総会におきまして、令和2年3月31日をもって茶業協会を解散するという事になっておりますが、これは、一部のマスコミには出ておりますけど、まず、これが間違いがないかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】委員ご指摘のとおり、今年7月に開催されました長崎県茶業協会の総会におきまして、解散及び解散時期が議決をされまして、令和元年度、来年の3月末をもって解散ということが決定しております。

【山田(博)委員】今回、こういった産地パワーアップ事業助成金をする傍ら、こういった協会が解散するという事はゆゆしき事態と。そういった中で、今度、県当局としてはどんな取組をしていくかというのが問題なんです。

というのも、皆さんもご存じのとおり、「第71回全国お茶まつり」が、平成29年11月に開催されているんですよ。私も、この冊子を見て、改めて長崎県の茶業に関して一生懸命取り組んでいるという姿勢がひしひしと伝わってくるわけございまして、県当局として、この茶業協会がこういった役割をしていたかというのをご紹介させていただきまして、県のお茶の品評会、または共進会、大会、PRイベントを行っておりますけれど、こういったイベントなり、茶業協会が担ったことを今後こういった形でやっていくのか。

私は、まず、この経過というか、なぜこういうふうになったのかということ、ぜひ説明をいただきながら、経過を説明していただ

きながら、今後、県当局としてどのように取り組んでいく姿勢があるかというのを説明していただきたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】長崎県茶業協会につきましては、昭和38年に発足しておりまして、会長は東彼杵町長、事務局を東彼杵町役場が担ってきておりました。その中で、委員がお話をされましたように、PR活動、あるいは茶の品評会等で生産者の技術を向上するという活動を行ってきました。

組織については、県内の10の市町、JA部会等10の生産組織で構成されている組織となっております。その組織が、運営をする中で、東彼杵町への事務の負担が大きくなって来たということから、平成26年から、事務局の専任化を目指しましてあり方の検討をやってきましたんですが、例えば経費の負担とか、そういうものが折り合いがつかずに、解散をすべきという意見で、今回、7月の総会で解散が決まったということになっております。

ただ、県といたしましても、やはり今まで3年連続で全国茶品評会で、長崎玉緑茶が大臣賞をとっております。こんなものをどうPRしていくのか、あるいは共進会、お茶の品評会がなくなることで、生産者の技術の平準化を保っていくという部分で非常に危惧がありますので、県としましても、これから生産者の代表、あるいは市町の皆様と後継組織のあり方について検討していきたいと考えております。

【山田(博)委員】これは、私が思うには、長崎県の玉緑茶、日本一ですね。これだけ生産者が一生懸命やっている中で、どうしても事務局を東彼杵町が専任化ができずに解散になったということでありましたら、これは県当局がしっかりと支えていかないといけない。中村部長をは

じめ農産園芸課長、私はそう思うわけでございます。町がどうしてもできないと、そうであれば、長崎県がしっかりと支えていく。これは、今、農業の産出額も1,600億円を超え、全国的にも農業産出額は、伸び率が全国でも注目を浴びているわけでございまして、その中で、農業者、また茶業農家の方々の生産意欲をそぎ落とすようなことがあったらいけないわけですから、ぜひ、そこは県当局が事務局をして、また新しい組織を立ち上げるべきだと私は思うわけでございますが、いかがですか。

今回、こういった補助金を出すに当たっては、それぐらいをやっていかないと意味がないわけですよ。もっと前向きな見解を聞かせていただきたいと思えます。

【渋谷農産園芸課長】今後の後継組織等につきましては、先ほどお話をしましたように、生産者の代表、市町、あるいはJA等と協議をしまいたします。その中で、県が事務局を持つことも含めまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】事務局をするというのであれば、ある程度の協会の名称も、多少なり考えてやっていかないと、もうあした、あさっては解散してどうなるか、私のところにもお茶の関係の方々が、「どうなっているんですか、不安の日々を過ごしている」と、連絡とか相談がくるんです。「山田さん、大丈夫ですか。長崎県の茶業協会は解散、解散といって新聞やテレビで報道されているけど、自分たちは、この茶業をこれからも一生懸命やっていいんだろうか」と、不安の声が届いているわけですね。

そこを、今回、長崎県がしっかりと責任を持って、新たな組織を立ち上げて、また、仮称でも、こういった協会名をつくって、どういうふう

うにやっていくとか、もっと具体的なスケジュール感を持って説明していただかないと、実際、長崎県でもこれだけの補助金を出しているわけですからね。片方は、一生懸命やりなさいと言って、片方では、もうこんな解散するからするなとか、つまり、アクセルを踏んで、片方ではブレーキを踏んでいるようなものですよ。これじゃあ、生産者もとまどうのは当たり前ですよ。

そういったことで、農産園芸課長、もうちょっと前向きな答弁をいただきたいと思っております。

【渋谷農産園芸課長】スケジュールでございませけれども、一応来月末、10月末に関係者での協議を今計画しているところであります。

それで、茶業協会が今年度末で解散をすることでございますので、年度内に何とか新組織の設立まで持っていけないかということで、今後、協議のスピードを上げていきたいと考えております。

また、名称なんですけれども、ほかの団体等で、やはり前向きにということがありますので、例えば長崎県茶業振興協議会とか、お茶を振興していくような組織にしたいという名称をつけながら、検討していきたいと考えております。

【山田(博)委員】私は6月の委員会で、こういった解散をするという話を聞いていたわけです。何とか新しい後継をしっかりとやっていかないといけないということで、今回、委員会でそういったのを確認しようと思ったんです。今回、そういった話が出たので了としたいと思っております。

そこで、農林部長、もうここに至っては、農林部長が先頭を切ってやってもらわないと困りますよ。中村部長、ぜひ大手を振って、もう心配ご無用、茶業農家の方は心配ご無用、私に任

せてくださいということをご確認ください、五島に帰っても、東彼杵に行っても、「どうなってるんですか」、「どうなってるんですか」と言われるんですよ。

だから、ここは農林部長、心配ご無用ということ、思い切ったしっかりとした見解を聞かせていただいて、一旦この質問は終わりたいと思うんですが、どうですか。

【中村農林部長】ご指摘のとおり、長崎県の茶業振興をしっかり支えてきていただいたというところで、茶業協会の役割は大きかったものと思っております。

そういった中で、非常に残念なんですけれども、解散というお話になって、それも長崎玉緑茶が3年連続大臣賞をとっているというところで、私たちとしても、県を挙げて長崎玉緑茶の認知度向上なり、茶業農家の経営向上に取り組みたいという矢先のことでございましたので、この後継組織のことについても、これは委員からもご指摘があったとおり、県が旗を振らんばいかんさということで、その事務局については、今日は、「しますから」という発言は、まだ合意形成ができておりませんからできませんけれども、やっぱり県が積極的に旗を振って、関係の皆様を束ねるような組織をつくってまいりたいというふうに思っておりますので、そこは玉緑茶の認知度向上なり、技術の向上なり、こういった役割がしっかり果たせるような組織づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】私は、今回、産地パワーアップ事業で助成金が出ておりますけれども、先ほど言ったように、こういった事業費を支出して、要するに頑張りなさいと。これまで言うと、アクセルをぶんぶん踏んで、片方では茶業協会は

解散ですよと、これは生産者がとまどいますよ。

さすが、農業立県を目指す長崎県として、こういったことがあっても、長崎県も大変厳しい財政状況の中でも、この茶業協会の後継を、県が事務局として引き継いでやっていくということをご確認ください、私は思っているわけでございます。

中村部長、農産園芸課長はやりますと言ったけど、部長はちょっと、うーんと、部長どっちなんですか。課長はアクセルを踏んで、部長はブレーキを踏むと、私も困るから、どっちが部長かわからなかったから、普通は逆ですよ。もう一度、部長の前向きな見解を聞かせていただきたいと思えます。

【中村農林部長】気持ちは同じでございます。ただ、まだ後継組織を、今検討している最中でございますので、やはりいろんな関係者の皆様、団体の皆様がおられますので、そこに対してしっかりと働きかけはしてまいりますけれども、まだこの段階で、やりますといったところまでは申し上げるわけにはいかないと思えますが、しっかりと取り組んでいくということは、お約束させていただきたいと思えます。

【山田(博)委員】ということは、茶業協会の後継の事務局は長崎県が責任を持ってやっていくということご確認ください、いいということご確認ください。そうせんと、ここはおさまらんよ。私は、はっきり言いますと、6月の委員会で、この茶業協会が解散というのを知っていたんだ。にもかかわらず、県当局は、一生懸命今後の対応はしますと言うから、私はずっとこらえていたんだ。

ところが、今日の長崎新聞とか、昨日の一部の報道では、解散と出て、そうしたらもう、五島の人から電話はかかってくるわ、東彼杵から

電話はかかってくるわ、「どうなっているんですか」と言われたんですよ。

今日は、いつもの農林部長らしくないですよ。ここはもうちょっとしっかりやっていただかないと、ここに至っては、先ほど言ったでしょう。玉緑茶日本一、3年連続ですよ。その茶業協会が解散と言ったら、日本全国のお茶の農家の方々にどうやって言えるんですか。そこは、東彼杵町はできないから、長崎県は責任を持ってやりますと言うぐらいの意気込みがなかったら、生産者はついてきませんよ、農業団体もついてきませんよ。

部長、いつものあなたらしくない。どうしたんですか、歯切れが悪い。もうちょっと頑張っていたらいいと、おさまるにおさまりませんよ。私はそれだけの思いがあって、今日の委員会に臨んだんですよ。そういったことでしっかりやっていただきたいと思います。

【中村農林部長】先ほど来申し上げましたのは、やっぱり実際の事務局とかというのは、新しい組織ができて、総会なりで決定してから報告させていただくものと思っています。

そういった点ではっきり申し上げることはできませんでしたが、私どもとしては、やっぱりそういう旗振りをしている以上、私たちが事務局をやるつもりで後継組織の検討を進めさせていただくつもりでございますので、その点はお約束をさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】大体これは重要な案件だから、本来であれば、大場委員長なりに、この経過というのは報告せんといかんぐらいの大きな問題なんですよ。私は、大場委員長の人間性がすばらしいから、普通だったら、これは大問題ですよ。委員会にきちんとした報告書を上げて、委員の審議をするぐらいの大きな問題なんですよ。

なぜならば、さっき言ったじゃないですか、3年連続日本一よ。静岡を超えて日本一ですよ。その茶業農家の方が、この7月に解散するということになっていて、今何カ月たっていますか、2カ月たっているんですよ。これを当委員会に、少なくとも委員長に報告して、この審議をせんといかんような大きな問題だったんですよ。

ところが、審議もせずに、一部の報道で、県当局の姿勢が問われるんですよ。実際、私も問われているんですから、「山田さん、あなたは何しよったんだ。知っていたのか」と、それぐらい厳しい問題なんですよ。だから、真剣に取り組んでいただきたいと思っています。

何度も言いますが、3年連続日本一ですよ。静岡県を抑えてですからね。その県の茶業協会が、7月になってそういった決議をして、来年の3月で解散と。そうしたら、日本全国の茶業農家にどういうふうに話ができますか。

だから、そういった重要な問題だという意識を持った上で取り組んでいただかないといけませんよ、はっきり申し上げまして。それだけの大きな問題なんです。だから、私はあえて農林部長に、大変申しわけございませんけれど、久しぶりに厳しく言わせていただいているわけでございます。

それで、もう一つ言わせていただきますと、こういった報告は、きちんと委員会に資料を提出していただいて、委員の皆さん方にしっかりと協議してもらうような段取りをしないとイケないということをあえて言わせていただいております。こういったことが、この農林部であってはいけませんから、今後は注意をしていただきたいと思うんですが、それについて見解だけ

聞かせていただいて、この質問に関しては、一旦終わりたいと思います。

【中村農林部長】委員ご指摘のとおり、私も先ほど申し上げたとおり、茶業協会が果たしてきた役割は大きいということから、こういうふうな経過に至ったところを委員会にご報告していなかったことについては、大変申しわけなかったと思っております。

今後、前倒しで前向きに後継組織のあり方について検討してまいります。その経過については、委員会でご報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【山田(博)委員】そういうことで、ぜひ、新たな後継組織をつくっていただきたい。県が事務局を持ってこの対応を、日本の茶業農家の方々に胸を張っていけるような、新たな立派な組織をつくっていただきたいと思っております。これは解散じゃなくて、発展的な解散ということですのでぜひやっていただきたいと思うんですよ。いいですか、これは縮小的な解散ではなくて、発展的な解散ということで、日本全国でアピールできるような新たな茶業の振興の組織をつくっていただきたいということを申し上げて、要望にかえさせていただいて、一旦終わりたいと思います。

【大場委員長】ほか質問はありませんか。

ほかに質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【麻生委員】議案外ということで、今、豚コレラの状況が、県としても対応されたということでもありますけれども、今、中国ではアフリカ豚コレラが、朝鮮までと申しますか韓国まで入ってきていますので、今、長崎もクルーズ船がたくさん来ていますし、ある意味では、いつ何ど

き入ってきてもおかしくないような状況になってきているんですけれども、県の対応を、今、畜産課を中心にいろいろされていると聞いていますけれども、現状としての畜産課の対応、農林部の対応を教えてもらえませんかでしょうか。

【山形畜産課長】ただいま2つの病気、豚コレラとアフリカ豚コレラの病気が、麻生委員からありました。

豚コレラにつきましては、ご承知のとおり、昨年の9月、国内では26年ぶりの発生ということで、今、東海地方、それから関東のほうまで広がって45例目までいっているということです。

これについては、国のほうが方針を今見直して、予防的ワクチンの接種についても検討をしているということで、今後、家畜衛生部会の牛豚等疾病小委員会において、この家畜伝染病防疫の指針では、現在、予防的ワクチンができないということになっておりますので、これを改定するというところで、今、議論を進めているというふうに聞いております。

今、国のほうからは、明日にもこの改定案を作成すると聞いておまして、その後すぐに県の担当者をお呼びだす会議も開催されるということです。課からも担当者を派遣しまして情報収集、それから、この説明会を受けて、今後、予防的ワクチンの対応についても現場の生産者の皆さんの意見とかを聞いていながら、本県の対応を協議してまいりたいと考えております。

それから、アフリカ豚コレラにつきましては、昨年8月に中国のほうで入りまして、その後、アジアに急速に広がって、先ほどありましたとおり、9月に入りまして、今度は韓国のほうで発生して、昨日現在で5例に広がっていると、ちょうど北朝鮮の境目ぐらいですけれども。

そういうことで、県としては、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、いずれの病気についても養豚農家をしっかり守っていく必要があるということで、その防疫対策を強化しているところでございます。

具体的には、情報提供ということで、各地、各県、国、発生している状況等をその都度、その都度、農家のほうに情報提供しておりますし、それから、各地域ごとに対策会議等も開いております。

それから、飼養衛生管理基準といいまして、農家そのものがその病気を入れさせないための対策をしっかりしていただくというのが非常に大事ですので、そこを農家だけに任せるのではなくて、県の職員も実際に現場と一緒にいって、漏れがないか、例えばここに隙間があいていると、ここはこういうふうに改善したほうがいいよと、いろんなパンフレットとか事例集などもつくって農家にきちっと指導をして、まずはしっかり基準を守って、病気を農場内に入れさせないということをしっかり取り組んでいきたいと思っています。

それから、水際対策については、国の動物検疫所という組織がございます。そちらの方で、先ほどのクルーズ船のところでの水際対策等、それから空港でも取り組んでおります。この国のほうともしっかりと連携をしながら、本県への侵入がないように努めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】長崎県の豚の生産額は110億円ぐらいで、高い収益性も上げているわけですね。今、基幹産業になっているわけですので、これが九州一円、今は入っていませんからいいんでしょうけれども、中部から関東地域に入ってきたという状況でありますけれども、この前、一

部話を聞くと、防護柵も全部支給されてやっているとか、イノシシが入らないような対策をとられていると聞いたんですけども、その点についての状況を教えてもらえますか。

【山形畜産課長】国のほうにおきまして、先ほど言った飼養衛生管理基準を、今後イノシシが入らないような防護柵をしっかり設置するというのを今後義務づけていくという方向性を出しております。それに向けて国においてアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業というのを立ち上げまして、各養豚場でイノシシが入らないような柵を整備するというので、本県についても、今この取組を進めております。

本県に92の農場がございますけれども、そのうち県の施設、農業高校等が5施設ありますので、それを除いた87の農家に対してこの事業の取組を進めておりまして、この事業で設置する農家が65戸、それから、もう既に自分で設置をしている農家が12戸、自己資金で設置を予定されている農家が7戸、それから、年度内に廃業するので、もう柵の整備はしませんという農家が3戸あります。

そういうことで、対象農家87戸のうち、その事業で取り組む65戸については、今、事業の申請をしておりますので、その事業の交付の通知がきたら速やかに入札等を支援しまして、年度内に柵が完了するように、現場段階での支援をしていきたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。具体的にやっただいて、大変感謝しているんですけども、今回、片方ではTPPだとかEPAの状況があって、養豚農家を取り巻く環境は大変厳しい状況かと思っているんです。

その中でも頑張ってください、今は87軒の農家がしっかり頑張っているということ

でありますけれども、養豚の餌はまだまだトウモロコシ由来でしょうけれども、結構高止まりしていますので、この前からエコフィードの話を見せていただきましたけれども、やっぱり両面から支えていってあげることが大事なかなと思っているんですよ。一旦これが、九州内では今はないと言っている、長崎では外国人観光客が多く寄せていますし、ぜひ、防疫体制の検疫の状況もしっかり連携をとっていただいて、そして細かな指導をお願いしたいと思っています。

飼料メーカーは車で運んでくるわけですが、こういう人たちを含めた体制で連絡協議会とか、そういったものについての対策はちゃんととられているのでしょうか。

【山形畜産課長】 去る9月20日ですけれども、県の防疫対策会議を開催しまして、このときにも、飼料の運搬車が当然農家を回っていきますので、そこでのきちんとした消毒のやり方とか、それから、当然運転手さんの消毒の仕方とか、そういったところについても徹底するよう会議の中でもお願いをしたところでございます。

【麻生委員】 ぜひ、絶対に出さないという強い決意で臨んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

一方、高病原性鳥インフルエンザの関係ですけれども、私も前から言っておりますように、長崎はカステラ文化といいますが、カステラ用生産農家が多いわけですが、一旦養鶏業にインフルエンザが発生しますと、殺処分しなくちゃいけません。そうなる、養鶏だけじゃなくて、カステラ業界が全部大きなダメージを受けるわけですね。これについても対策はとられていると思っておりますけれども、養鶏農家を含めて連絡協議会だとか、そういう徹底はされてら

っしゃるんでしょうか。その点をお尋ねしたいと思えます。

【山形畜産課長】 高病原性鳥インフルエンザについては、ちょうど今からが渡り鳥のシーズンになって、それがウイルスを運んでくるという可能性が非常に高まるという時期になります。

これにつきましても、各養鶏農家に、今の状況で発生がもしあった時には、その情報を的確に伝えるということと、それから、先ほどあった飼養衛生管理基準ということで、農家で野鳥が入らないような指導を、今ずっと強化しており、鳥インフルエンザの発生する時期の前に、全部終わってしまうということで、今、農家の巡回指導を実施しているところでございます。

それから、10月15日に、万が一本県に鳥インフルエンザが発生した時には、初動が一番大切で、その農家でいかに食い止めるかというのが大事ですので、それについて、関係の団体とか、業界にも一緒に入っていていただいて演習をしようということで、これも毎年やっておりますけれども、今年についても演習をして、その対策をしっかり準備をしていきたいと思っております。

【麻生委員】 ぜひ畜産関係で養豚とか、養鶏を含めた鶏卵の業界は、長崎県の主幹産業になりますので、大変だと思えますけれども、絶対にこういう病気を出さないという強い決意で、連絡協議会とか、細かなフォローアップをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 本日提出をされました「諫早湾干拓事業の開門問題等について」、質問したいと思えます。

この資料の3ページです。ここに請求異議訴訟の結果は、「開門を認めない」との判決には

何ら影響しないと、これはどなたの判断ですか。

【藤田諫早湾干拓課長】この判断につきましては、訴訟の関係で弁護士のように確認をいたしまして、今回の請求異議訴訟の結果については、6月26日に確定した「開門を認めない」とする最高裁決定の判決には何ら影響はないということでご回答いただいております。

【堀江委員】それは、農林部の追加2の議案説明資料の中の上から6行目、開門差止弁護団においては、「開門を認めない」とした判決には何ら影響を及ぼすものではないという旨のコメントをされたと、このことを指しているんですよね。

【藤田諫早湾干拓課長】そういうことでございます。

【堀江委員】そこで、司法の場で、今、2つの弁護団があるんですけど、もう一つは、9月13日に出された判断によって、よみがえれ！有明訴訟原告団という弁護団がありますが、ここには、「開門を命じた開門確定判決そのものを否定し去ることはできない」というふうな見解が示されているんですが、これは認識をされますか。

【藤田諫早湾干拓課長】そういったご主張をなさっているということは、承知しております。

【堀江委員】そうしますと、佐賀新聞が今年の9月13日に「開門審理差し戻し」という号外を出しまして、「一連の訴訟で開門命令と開門禁止の相反する司法判断が並立するねじれ状態が継続することになった」というふうに号外の中で書かれています。

同じように、これは、今回出された資料の農林部追加2の2ページ、諫早湾干拓事業の開門問題等についてということで、下から6行目から、この判決を受けてということで、大臣が記者会

見において、「相反する司法判断が引き続き存在する状況を重く受け止め」というふうに見解を示していますが、長崎県としても、今現在、「開門する」、そして「開門しない」という2つの判決が並立してあるという認識については、これはお持ちということでもいいんですか。

【藤田諫早湾干拓課長】判決としては両方あるというふうに認識しております。

【堀江委員】そこで、福岡県、長崎県、熊本県、佐賀県の漁業者で構成します有明海漁民・市民ネットワークという、いわば漁業者の皆さんの団体があります。その中で、「9.13最高裁判決を受けての有明海漁業者の訴え」という声明を発表いたしました。

この中で、「ここで強調しておきたいことは、農業者も、また行政によって争いに巻き込まれた被害者であり、私たち漁業者は、そもそも農業者と争うつもりはないということである。行政がこれまでの反省に立ち、真摯な話し合いが実現すれば、農業者の理解を得て、開門を行うことは十分可能である」という見解を示しています。

私は、これまでも本会議、農水経済委員会に今年所属をいたしました。5月の時点でも、営農者も漁業者も長崎県民だから、長崎県がどちらか一方の立場ではなくて、農業、漁業共存の地域再生への方向で努力をすべきではないかということを書いてきましたけれども、現在、長崎県はどちらか一方の立場に立っていますが、司法が2つの判断があるということは、もちろん共通認識としてあるんですけど、国の国営諫早湾干拓事業でありますけれども、行政の一つである長崎県としても、一方、どちらかの立場に立つというのはいかがなものかという見解も私は持つんですが、その点については、いかに

見解がありますか。

【藤田諫早湾干拓課長】本県の考えといたしましては、環境アセスの結果を見ましても、開門すれば、地元に影響、被害が及ぶ一方、開門したとしても、潮流、水質等への影響はほぼ諫早湾内にとどまりまして、有明海全体の環境改善につながらないと、そういう具体的な効果は期待できないということが明らかになっているということでございまして、平成22年の福岡高裁の開門を命じた確定判決以降の司法判断においては、すべて開門を認めないという判断が示されていると。今回、6月26日の最高裁決定におきましても、開門を認めない方向の判決が2本確定したということでございます。

県といたしましては、開門により地元の方々に被害が及ぶことが決してあってはならないということで考えておりまして、引き続き適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

【堀江委員】私は、現在4期目ですけれども、最初からこの諫早の問題につきましては、営農者も漁業者も一緒でしょうという話をしてまいりました。少なくとも漁業者は、干拓地で営農が始まる以前から、干拓事業による漁業被害を訴え続けてきたということをお忘れはいけないう思ふんですけれども、そういう点では、どちらか一方の立場に立つ、長崎県が開門しないという立場に固守するというのではなくて、私は、開門をするという方向の、そういうさまざまな意見があつて、今回だって差し戻しになっているわけですから、そういう意味では、もう少し固守して一方の立場に立つということはいかなものかと思ひますが、改めて見解を求めます。

【藤田諫早湾干拓課長】農業者の方も、漁業者

の方にも、諫早に対するそれぞれの評価、思いというのは異なるお考えがあるということは十分認識をしているところでございまして、そうした中で、県内の漁業者の方々にも、この一連の漁業不振の原因が諫早湾干拓事業にあるのではないかというお考えの方々、あるいは、そうではないんだという多くの漁業者の方々がいらっしゃるわけございまして、私どもはそうした地元の声を大切にしながら、これからの方向性を見定めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

【堀江委員】さまざまなご意見がある、そうです。さまざまなご意見がある中で、開門してほしいというそういう声をいただいて、私がここにいるんですが、開門したら農業ができなくなるというのはごまかしたというのは、これは裁判の中でも指摘がされている内容です。干拓農地は内部堤防で囲まれているので海水は入らないし、堤防の内側に張りめぐらされた排水路などで、塩分が農地まで達することはないと。農業用水も本明川から取水して導入する方法でありますとか、諫早中央浄化センターの処理水を使うなど、農業用水の確保は可能ということで、防災についても、高潮が予想される時には排水門を閉じ、大雨が予想される時には調整池の水位を下げた後排水門を閉じればよいので、心配する必要はないということも、これはまた裁判の中で言われた内容でありますので、私はぜひ、行政として、営農者も漁業者も長崎県民なので、長崎県がどちらか一方の立場に立つことなく、農業、漁業共存の地域再生の方向に努力されることを求めたいと思ひます。

そこで、もう一つ、諫早湾干拓営農地の入植者が国や長崎県を提訴したという問題が報じられておりますけれども、最初提訴した方の、も

ちろん係争中というものはあるんですが、今回、24日の時点で提訴されておりますけれども、こうした状況についてどのような見解をお持ちかというのを述べる事ができれば、見解を示してください。

【藤田諫早湾干拓課長】今、委員からお話がありました内容については、私どもも今週の25日の新聞等で承知しているところでございます。

現在のところ、まだ訴状が届いておりませんので、具体的な中身というものは承知しておりませんので、報道の範囲内では承知してないということでございますので、現時点においてコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

【堀江委員】係争中、提訴をしたという報道だから、そのことについては、直接内容を見ていないのでコメントできないというのは、それなりの答弁だと思いますけれども、農水経済委員会の中で、農業がすばらしくできるということをやりたい文句に始めたでしょう。けれども、開門を求めてどうこうではなく、そういうことではなくて、もうあそこの農地は欠陥なんだというふうな立場で撤退をしたという方の見解が示されたことについては、長崎県が進めてきた事業じゃないですか。何ら見解はないんですか。手元に何も届いていないから、コメントできないという状況ですか。皆さんが売りにしていた諫早の営農地でしょう。参事監、ないんですか。

【山根農林部参事監】諫早湾干拓事業で造成されました農地につきましては、1区画当たり6ヘクタールという大規模でありますし、また平坦であるということで、大変効率的な圃場ということには間違いありませんし、あと、調整池を農業用水として確保し、灌漑が実施できるということでございますので、そういったハードの

面からも、優良農地ということに対しては間違いがないというふうなことで考えております。

【堀江委員】優良農地で間違いのないと思っていた長崎県の諫早湾干拓営農地に、実はもう欠陥農地だから撤退しますと、そういうことをきちんと公的に、報道の範囲ということ言えば、実際言っている撤退した方たちがいるじゃないですか。そこについてはもう少し、手元に内容が届いてないからコメントできないということではなくて、これだけ多大な税金を使って進めてきたわけですから、何らかのコメントはすべきですよ。しかも、農水経済委員会でしょう。次長、どうですか。

【岡本農林部次長】今、堀江委員が言われた発言については、既に裁判になっている件についての争論点になっておりますので、それについてのコメントは避けたいと思っております。

県としましては、広大な農地ができて、それに合わせて営農指導もしっかりやっております。そういう中で、今既に争われている2人の方についても非常に残念に思っていますし、もし今回の訴えが事実であって、そういう訴状が届くのであれば、県としては非常に残念だと思っております。

【堀江委員】いずれにしても、この問題は、係争中ということなので言えないという部分はあるとしても、今回の、後からというか、24日の時点で会見を行った部分につきましては、手元に届いてないからコメントができないということでもありましたので、次の農水経済委員会の中でも、県の対応なり状況について、私は逐次報告していただきたいというふうに思っております。

終わります。

【大場委員長】ほかありませんか。

【山田(朋)委員】 農福連携について伺いたいと思います。

県内の農福連携の状況について、取組状況について、まず伺いたいと思います。

【宮本農業経営課長】 農福連携でございますけれども、農福連携の取組は、障害者の就労や生きがいの場の創出ということですか、農業の就業人口が減る中で多様な担い手という中で、働き手の確保にもつながるものとして認識しております。

こうした中で、本県での農福連携の取組でございますけれども、実は、農林部と福祉部門と連携しながら、事業所に対してアンケートをとるなどして農福連携の状況を調べたりしております。

その中で、農福連携に関心のある事業所については、昨年来、振興局ごとに設けております雇用労力の協議会の中で、具体的に試行的な取組を始めているところでございます。

若干紹介させていただきますと、障害のある方も作業ができるようなものとして、例えばみかんのマルチ張りですとか、プロッコリーの箱詰め、こういったものもありますし、また、一つは花の片づけといったものがあります。こちらにつきましては、例えば花の農家、実際に試行的に取組をした中では、作業体験会をまず、作業所の指導者の方に、どういう作業があるのかというのを実際に見ていただきました。その中で、例えば花の片づけとかは、これなら障害のある方もできる、雰囲気もなかなかいいし、という話もありましたし、福祉施設の方からも、地域のために役に立つんだ、そういう話もありました。

こういった中で、それじゃ、マッチング会までしてみようかという話もありまして、実際、

事業所の中には、花の片づけの体験会を設けた上で、試行的に障害のある方に農家のほうに行っていて、請負で作業をするということも始めているということでございます。

それと、また、農福連携につきましては、国のほうでも、今年度に入りまして、全国的に力を入れているということもありまして、本県におきましても、今月10月7日に、県の関係部局と事業者の関係団体、それから、県の振興局の労力協議会などがメンバーとなりまして、第1回農福連携推進会議を開催することとしております。こういった中で、具体的な今後の県での対応についても、しっかり検討していきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 10月7日に県の関係部局、福祉保健部障害福祉課と農業経営課と各振興局とか、施設関係者、就労施設の関係者での第1回の推進会議を持つということでしょうか。

最初の答弁でありました、雇用労力の協議会、よくわからなかったもので、もう一度教えてもらえますか。

【宮本農業経営課長】 ご案内のとおり、本県の農業につきましては、規模拡大ですとかいろいろする中で、いろんな働き手にお手伝いいただく場面が多くなると思います。例えば外国人の労働力もそうですし、地域内の労力を使う、こういったものもある中で、多様な労力の一つとして、障害のある方も、その方たちができるような作業に協力いただくことで、障害者の方もそういった作業で生産に貢献できるといったメリットもありますので、そういった意味でも非常に重要な取組だと考えております。（「雇用労力の協議会って、よくわからなかったのでは」と呼ぶ者あり）

雇用労力協議会は、その取組の中で、振興局

単位ごとに、今申し上げたような雇用をどういうふうな、地域内の農業者の方々に対して提供していくかということで、例えば外国人もありますし、地域の労働力もありますし、その中の一つとして、障害のある方の労働力もうまく活用しながらということも含めて対応していくものでございます。

雇用労力協議会につきましては、地域のJAですとか、市町ですとか、それから振興局はもちろん、必要に応じて障害のある方の事業所にも話を伺ったりすることによって、いろんな方の意見を聞きながら、協議会の推進をしているところでございます。

【山田(朋)委員】各振興局ごとに雇用労力協議会というのがあって、そのメンバーは、県の振興局とJA、市町の方、必要によっては、施設の方にも入っていただいてお話を聞いたりしているという取組、これはどれくらい前からしているのか。

農福連携と言われて、今まで取り組んできたのが何年ぐらいなのか、そのあたりも教えてください。

【宮本農業経営課長】事業として始めたのは平成24年度からになります。

すみません。ちょっと確認をさせていただきますでしょうか。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時29分 再開

【大場委員長】委員会を再開します。

【山田(朋)委員】農福連携に取り組んでいる事業者数とかを把握しているか、平均工賃とか、そのあたりのことも伺いたいと思います。

【宮本農業経営課長】農福連携に取り組んでい

る事業所というのは、現在把握しておりません。また、工賃につきましても、例えば先ほど申し上げました花の取組では、1日当たり3,000円ということで対応しておりますけれども、農福連携での平均というのは持ち合わせておりません。

【山田(朋)委員】事前に申し上げていたと思います。私がお教えしたいと思います。

農福連携に取り組んでいる施設、平成28年2月の調査ですけれども、全192施設中、取り組んでいるのが67、取り組んでいないのが72、検討中が11、未回答が43です。

これは、所管というのも、農業経営課と障害福祉課とまたがっているから、どこにウエートがどうなのか、きちんとこういうことを、事業者数とかも把握をしてなくてどうやって農福連携が進められるのかなと私は思います。

平均工賃も、平成27年が1万5,255円、平成28年が1万5,919円、平成29年が1万6,389円です。現状をわからなくして農福連携はできないと思いますけど、見解と、今の連携ですよ。庁内でどういうふうなすみ分けをしてこれに取り組んでいるのか、そのあたりを教えてください。

【宮本農業経営課長】恐縮でございます。委員がおっしゃった数字なんですけど、私も担当部署からもらっているんですけど、こちらは、実は農福連携の場合ですと、私が申し上げたように、障害のある方が、例えば農家のところに行ってお手伝いすると、農業者と障害者が連携しながらのことを私は申し上げたんですけど、今委員がおっしゃったのは、（「就農ということになりますね」と呼ぶ者あり）はい、そうなので、ちょっとそこ違うのかなということでお答えしませんでした。申しわけありません。

【大場委員長】見解を。

【宮本農業経営課長】農福連携につきましては、

先ほど申しあげましたように、県のほうでも第1回の推進検討会を始めるといふこと。それから、先ほど申しあげましたけれども、国のほうでも本年度から力を入れて、農福連携というのは、障害者にとっても、農家にとってもウィン・ウィンになるような取組だということ、今まで以上に力を入れていくんだという話もありますので、こういう形を受けて、推進検討会でも具体的に議論をしていきたいですし、例えば先進事例、本県よりも進んでいるところもありますので、こういうところの調査も行いながら、本県でも活用できるような取組がどういふのがあるのか、そういうことも含めてしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 私が申しあげたのが就農の状況だったので、申しわけなかったんですけども、農福連携をしている施設とかというのを把握はしていないのか。何軒かはやっているんですよね。ただ、その把握の仕方、取組なんですけれど、さっきの花の片づけの話とか、どういふきっかけでかわって、どの程度かわっているのか、障害福祉課とどういふすみ分けて、どういふことを連携しているのか、そのあたりも教えていただければと思います。

【宮本農業経営課長】 例えば、どういふふうにかかわり合っているのかということ、まだ、取組が平成24年からということで、試行錯誤的なところが、実は正直ありまして、ケース・バイ・ケースのところもございます。

現状で、今一番多いのは、先ほど申しあげたような、農業からのアプローチとしては、どういふ障害のある方が、どういふ作業であればお手伝いができるのか、こういうことをしっかりとつかんで、それを、また障害のある方の事業所側に、これならどうですかということのマッチ

ングをうまくしていく、これが一番大事なんじゃないかというふうには思っています。

そういったことが、先ほどの県北の事例では、少し進んできたかなということなので、こういふことをほかの地域ももっと広げていくということが大事になるのではないかと考えております。

【山田(朋)委員】 私としては、「農福連携」は、この近年、言葉が出たと思っておりますけれど、長崎県は、先んじて、平成24年から取り組んできているということであれば、担当課として、農福連携の事業者数ぐらいは把握しておいてもらわないといけないと思います。

それで、今、マッチングの話をされていましたが、平成30年度の農福連携における就農促進プロジェクト、厚生労働省の事業の分で、都道府県別の取組状況があります。長崎県は、5つの項目のうち4つクリアをしています。この5つともクリアしているのは、京都府と岡山県と愛媛県で、この4つというのも、九州では長崎県が一番進んでいる取組として評価をしたいと思っておりますが、先ほど課長は、マッチングが重要であると言われていたけれども、これの農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援、要は、花の片づけとかは施設外就労になると思うんですけども、マッチング支援は、まだ長崎県はやっていないことになっているんですけど、既に取り組んでいて、どこが窓口でやっているのか、そういうふうな体制を教えてくださいませんか。これでは丸になっていなかったのです。

【宮本農業経営課長】 マッチングについては、昨年度、まさに労力支援協議会が窓口となって試行的に始めているということですので、まだそういう窓口は、今申しあげたとおりで、取組

は試行的だということで、まだ委員がお持ちの資料には入る段階ではなかったということかと思えます。

【山田(朋)委員】わかりました。試行的に取り組んでいただいているようですが、ぜひそれをしっかりと窓口とかをどこと決めて、農協なら農協とか、振興局とか、いろいろきちんと、とにかく進めていただきたいと思います。

この効果なんですけれども、農福連携をすることによって精神面の体調がよくなった、あと、体の調子もよくなったという数字も出ています。しっかりとお願いをしたいと思っております。

既に長崎県では、都道府県がやるべき5つの項目のうちの4つをやっていただいております。それで、今、農福連携で一番必要とされているのが、農業技術指導57.2%、販路確保の支援というのがあります。当然やっていただいていると思えますけれども、この2つが、私も販路拡大のことでよくご相談を受けます。

そこで、私から提案なんですけれども、農福連携のマークというのが、JASマークがついているのがあります。「ノウフク」と、ただ片仮名で書いているだけのもの。でも、他の県では、宮城県は既に取り組んでいますし、岩手県は数日前に公募が終わっているんですが、公募をして、そういったマークをつくっているようであります。

私は、一般の生産者と農福連携で障害者の施設でつくったものと一緒に産直とかで売っている時に、もしその農福のシールがあれば、消費者の方にも目について買っていただければ、工賃アップにつながるので、私はこういったマークというのもぜひ検討いただきたいと思いますが、ご見解を求めたいと思えます。

【宮本農業経営課長】委員からお話のありまし

た農福のマークでございますけれども、今、少しお話がありましたとおり、今年の3月29日に、国のほうが新しいJAS規格として、「ノウフク」のJASを制定したところでございます。今、そちらについても、各省取組を始めているところですので、国のマークの活動状況なども見ながら、県でどういうことができるのか、しっかり検討していきたいと思えます。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時49分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかありませんか。

【久保田委員】イノシシの件についてお尋ねをしたいんですけれども、私の地元の方の声が一番多いのは、イノシシに関する要望というか、質問が多いんですが、県のほうでもイノシシの対策については、いろんな対策をされているのは、私もよくわかっております。

しかしながら、幾ら対策を打っても完璧とはいかないものであります。というのも、イノシシという動物の行動というのを人間が制限することはできないわけありますので、完璧にはいかないというふうに思っております。

そこで質問をいたしますが、目の前にイノシシがあらわれた時の対応です。結構、私の地元では、イノシシが目の前に来たり、庭先まで来たりする時があるんですが、目の前にイノシシがあらわれた時というのはどういうふうな対応をしたほうがいいのか、教えてください。

【川口農山村対策室長】イノシシと突然出会った時のご対応についてのご質問でございます。

県では、ホームページで対応のマニュアル等を示しております、その内容に沿ってお答え

をさせていただきます。

まず、ばったり出会った時はということで、まず、あせらず落ち着いて行動するということが非常に大事でございます。相手が非常に興奮する、人間が思った以上に相手は興奮いたしますので、落ち着いて、まず、遠くで見かけた場合には、静かに立ち去ることが基本でございます。そして、突然出会った場合、もしくはイノシシが威嚇している、イノシシは興奮した場合、歯をカチカチと鳴らします。そういう場合は、イノシシの様子を見ながら、視線をそらさずにゆっくり後退することが安全を確保する上で非常に大事でございます。

【久保田委員】 そうしたら、静かにしておくということで、逆にこっちのほうがイノシシを攻撃するということがしないほうがいいということですね。例えば、そこに石が落ちてあって、石を投げつけるとか、そういうことは絶対してはいけないということですね。

それと、これは自分も経験があるんですけども、車で夜間走っている時に、道路にイノシシが突然いる時があるんですが、そういう場合というのはどうすればいいのでしょうか。

【川口農山村対策室長】 これもマニュアルのほうに記載しております。車に乗っている場合は、クラクションを鳴らして車内から静かに見守るということで、発進させるとぶつかってきたりするそうなので、クラクションを鳴らして相手の様子を見るというのが基本でございます。

【久保田委員】 クラクションを鳴らすのは威嚇にはならないのでしょうか。

【川口農山村対策室長】 いろんな状況を判断した中で、そのままの状態ですっとにらめっこするというのも一つの、静かに待てればそれが一番でございますが、どうしても急がれる場合と

がありますので、その場合は、やはりクラクションを鳴らして、相手に人間がいるということ想定させるということは非常に大事と聞いております。

【久保田委員】 そうしたら、最後の質問ですけれども、実際にイノシシにかまれたとか、あるいは車にぶつかってきたと、そういった事例はありますか。

【川口農山村対策室長】 これは、平成28年度以降、毎月市町から報告をいただくようになっております。

平成30年度につきましては、長崎市から2件、平戸市から1件ございます。長崎市の2件につきましては、バイクの走行中にイノシシと衝突されて転倒打撲というふうに伺っております。平戸市の場合は、犬の散歩中にイノシシに襲われたということで、イノシシに殺傷ということで、足の部分を牙で切られたと、そして、転倒時に打撲を負われたと、以上3件が、平成30年度には県のほうには報告がなされております。

【久保田委員】 わかりました。ありがとうございます。

これからも、やっぱりそういった付近に住まわれている方の安全・安心というのを守っていただくよう、そういった安全面の指導というのを力を入れてやっていただければと思います。頑張ってください。どうもありがとうございます。

【大場委員長】 ほかありませんか。

【溝口委員】 株式会社エヌの活動状況についてお尋ねをするんですけども、先ほどの報告の中で、綾香次長がベトナム国に行ったということでございますけれども、その成果と、また、問題点を指摘された部分があったら、報告をお願いしたいと思います。

【綾香農林部次長】 先ほど、農業経営課長から

補足説明がございましたけれども、8月23日にベトナム国の方に出張してまいりました。

その出向いた背景ですけれども、長崎県においては、農業分野の特定技能の外国人材の確保相手国として、従来、ベトナム国からを中心に迎え入れようということで準備を進めて、エヌも設立をして準備をしておったところですが、なかなか国同士の合意に時間がかかったということ、それと、カンボジア等では、もう送り出し国としての準備が進んでいるんですけれども、ベトナム国がまだまだ進んでいないということで、日本政府もずっと働きかけはしていただいていたんですけれども、長崎県は特に困るということで、県としても動くべきではないかということで、私が代表で行かせていただきました。

ベトナム国の労働省のフオン副局長という責任ある方にご対応いただきまして、長崎県が、今、農業者の労働力不足で困っている現状、そして、一刻も早くベトナム国から特定技能の外国人材、働き手を派遣していただきたいという切なる願いをしっかりと伝えたいと思います。

ただ、ベトナム国の労働局副局長は、今、急いでいるところだということで、もうちょっと待ってくれというお話で当初言っておられたんですけれども、長崎県も待てないということで、じゃあ、いつまで待てばいいんですかということをお話ししたところ、10月末にはベトナム国内の送り出しのルールの手続を、準備を整えると、それ以降であれば、すなわち11月以降であれば、長崎県がベトナム国の外国人材と接触して、採用・面接とかの手続に入って構わないというところを明かしていただきました。

それを受けまして、長崎県の農林部のほうと

交渉をずっと進めておりましたベトナム国立農業大学、そちらのほうと11月にしっかり面接ができるように双方で、日本側我々とベトナム国立農業大学側で11月に面接ができるように、今から準備に入りましょうということもしっかりと押さえて帰ってきたところがございます。

ただ、今後、まだ残された課題としては、賃金の国内の格差とか、いろいろございますけれども、長崎県の暮らしやすさとか、県もかかった安心できる受け入れ体制があるところを、強みもしっかり伝えながら、ベトナム国からの外国人材の確保にしっかりと努めてまいりたいと思います。

ベトナム国立農業大学そのものが、ベトナム国の指定を受ける送り出し機関になると、なりたいたいと、なる手続を進めるということも先方の代表の方も明確に述べていただきましたので、ある程度、一定の成果があった出張ではなかったかというふうに思っております。

【溝口委員】 ありがとうございます。

このエヌをつくった時には、設立した時には、すぐに特定技能者が来るのではないかと、そういう期待を持っていたんですけれども、なかなか進まなかったのは、やはり国と国の問題があったのかなという気がするんですけれども、それに先駆けて、綾香次長が県から派遣されてすぐに交渉に行ったということは大変評価に値するのではないかと、このように思っております。

しかしながら、当初の400名ですかね、需要者があるのに、なかなかそれが満たされないということになれば、大変問題が残ってくるのではないかと思いますので、もう11月から早速話し合いができていけば、進めていただきたいと思っております。

ただ、それも賃金とか手数料費用とかの問題

があるんですけども、このことについては、もう県の方では検討して終わっているんですか。

【宮本農業経営課長】外国人材を特定技能で受け入れる際の処遇でございますが、一つは、今考えているのは、エヌとそれぞれの派遣先のほうで幾らにするかというのを検討している状況ではありますけれども、既にご案内のとおり、外国人を受け入れる場合には、労働基準法とか派遣事業法の適用を受けますので、外国人材に対しては最低賃金以上の処遇をする必要が必ずあります。長崎県の場合でも790円にもなっておりますので、それ以上を確実に払った上で、あとはエヌの手数料とか社会保険料、そういった必要経費の分を少し載せた上でやるという形で検討を進めているところでございます。

【溝口委員】 それでは、最低賃金をベースにした形で、月に大体幾らぐらいになるというのは計算ができていますか。

【宮本農業経営課長】 エヌと派遣事業者、派遣先の間では協議を進めているというふうには聞いておりますけれども、最終的にこういった形になるかということまでは、まだ県の方では伺っていない状況でございます。

【溝口委員】 わかりました。

11月から受け入れるということになると、こちら10月までの間にはそういうものを、しっかりしたものをお示しして来ていただくということになるんだろうと思うんですけども、その辺についてはしっかりとした形で、県の方もエヌの方々ばかりに任せるのではなく、やはり県としての考え方も持って、エヌとの交渉もしていただきたいと、このように思っております。

それから、長崎県農業分野外国人受入推進協議会というのを9月末に設置するというところでございますけれども、もう9月末になってきて

いるんですけども、いつごろになるのか、お尋ねしたいと思います。

【宮本農業経営課長】 9月30日、月曜日に設置するというようにしております。

【溝口委員】 国とか県とか、いろいろな人たちが入ってということになったんですけど、大体、入るメンバーというのはもう決まっているんですか。

【宮本農業経営課長】 県の担当部局である農業経営課のほか、一つは出入国管理庁の福岡入管、長崎労働局、それからJA中央会、こういったメンバーが入ることになるほか、オブザーバーとしても関係機関にお声がけをしようというふうに思っております。

【溝口委員】 9月30日に設立ということになれば、もう協議会の会長とか、本当はメンバーも発表するのは、今日は難しいんですか。30日で、大体もうわかっているのなら、もしよかったら県議会に知らせていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

【宮本農業経営課長】 ご用意して、後ほどご案内したいと思います。

【溝口委員】 それと、受入市町連絡協議会、これは県下7ブロックで行うということですが、そのことについては、もう大体決めているんですか。振興局ごとになるんですか。島原には一つはつくるということですけども。

【宮本農業経営課長】 委員お話のとおり、各振興局単位ごとにつくることにしております。

まず、今回の受け入れは島原地域が最初になりますので、島原でまず最初につくって、そこをテストケースにして、どういった運営の仕方をしていくのかといったことも含めて検討した上で、順次、各地域に入れる段階で設立していきたいと考えております。

【溝口委員】これも、市町はどこの市町につくるのか、県北ではどこにつくるのかというのがわかっていると思うんですけども、その辺について明確に教えていただければと思います。

【宮本農業経営課長】県北につきましては、今、具体的な派遣の時期とかをまだ調整中の段階でございますので、協議会の設立をいつとか、顔ぶれをどうするかという議論までは、残念ながら至っていない状況でございます。

【溝口委員】7ブロックということで、今、県北のことだけを答えていただいたんですけども、今のところ、島原の地域だけが先行して行って、ほかのところはまだ全然決めてないということで理解していいわけですか。

【宮本農業経営課長】島原につきましては、既に準備会合などもしております、県の振興局、JA、それから地元3市がメンバーとなり、また、オブザーバーとしまして地元の警察署なども入る形になる予定としております。

ほかの地域も、基本的にはこういった形になるかと思っておりますけれども、実際に動かしながら、ほかにもっと入った方がいい方々、そういったことも見た上で、最終的には固めていきたいと思っております。

【溝口委員】そこら辺は、そういう時期がきた時にそれぞれつくっていくということで理解しておきますけれども、ただ、今のところ、エヌで扱うのがベトナムとカンボジアということになっているんですけども、ほかの国との交渉はないわけですか。

【宮本農業経営課長】今、外国との受け入れについての協議を行っているのは、ベトナム国とカンボジア国の2国になっております。

【大場委員長】今後、それ以外の国との余地はありませんかということですか。

【宮本農業経営課長】まず、その2カ国にしっかりと力を入れたいと思っておりますけれども、ほかの国を妨げるものではないので、ほかの国も、例えば、今後の協議とか受け入れの状況も見ながらですね。

今回の特定技能外国人については、全部で9カ国、2国間取り決めを結ぶことにしておりますので、ほかのそういった国々も、締結の状況などを見ながら対応していきたいと考えております。

【溝口委員】せっかくだから、9カ国というのは言葉に出して、2カ国しか出ていないんですけども、その9カ国は、どことどこをしようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【宮本農業経営課長】順番に申し上げます。ベトナム、カンボジア、中国、ミャンマー、モンゴル、インドネシア、ネパール、それから、あと2つありますので、確認してご連絡したいと思います。手元に資料がございません。

【溝口委員】わかりました。大体アジア関係のところだけを一応ターゲットにして、特定技能者を募るということになってくるわけですか。わかりました。

ただ、このエヌが本当に活動していくのが、今年中にきれいになっていくのかなと思っていましたけど、なかなかできていけないので、その辺については、県の方として、県庁全体の問題として取り扱っていただいて、早く機能していくように、努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【宮本農業経営課長】先ほど、私のほうからお伝えをしっかりとできませんでしたが、長崎県農業分野外国人受入推進協議会でございますけれども、メンバーについて改めて丁寧に申し上げたいと思います。

法務省の福岡出入国管理局、それから厚生労働省の長崎労働局、すみません、私一つ漏らしておりました、農林水産省の九州農政局の長崎県拠点、こちらが入るとい形になります。大変失礼いたしました。

【大場委員長】後で資料で、ペーパーでもらえますか。（「もう一つ、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

【宮本農業経営課長】9か国でございますけれども、先ほど私が申し上げなかったのはタイとフィリピンでございます。合わせて9か国となります。大変失礼いたしました。

【大場委員長】先ほどの人員等々、資料で提出をお願いいたします。

【山田(博)委員】それでは、事前通告の質問を含めて、幾つかお尋ねしたいと思います。

農林部におきましては、ご存じのとおり、TPP11と日EU・日EPA、日米貿易協定が結ばれたわけでございます。

報道によりますと、トランプ大統領が、日本が約72億ドル、つまり7,760億円相当のアメリカ農産物について関税を撤廃ないし削減ということで、これは相当のアメリカの農家や畜産業にとって利益をもたらすということをトランプ大統領が言われているわけでございます。

そうしますと、アメリカのほうは、こういった莫大な利益を大統領自らおっしゃっているわけでございますが、今後、県当局がこういった状況を踏まえて、国に対してどういうふうな要望して、また、長崎県としてどのように取り組んでいこうとされているのか、これは、日米貿易協定というのは、昨日や今日、始まった話ではなくて、このTPP11も、日EU・日EPAとか含めて、ずっと貿易協定が結ばれている中で、県当局、国当局の今後の取組なり考えを聞

かせていただきたいと思います。

といいますのも、農林水産省が、今回のこういった協定を結ぶことによって、真の国際的な環境に入ったということで、農林水産省も、実際、強い農林水産業、または農山漁村をつくるために、農林水産業の生産基盤を強化することなどをうたっているわけでございまして、そういった状況の中で、先ほどの質問の県当局の見解を聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【吉田農政課長】日米貿易協定につきましては、本日も明に最終合意に至ったということで、詳細な内容は、まだ我々といいたしても把握できておりませんが、本日、農林水産大臣の談話が公表されておりまして、農林水産品にかかる日本側の関税については、TPPの範囲内におさめることができたというふうな談話が載っておりました。

6月に、我々といいたしましても政府施策要望を行いまして、TPP11でありますとか、EUとのEPA交渉、こういったものを含めて、新たに米国も含めてRCEP（アールセップ）とか、他国との貿易交渉を行う際には、きちんと国民へ十分な情報公開、それから丁寧な説明をしてもらいたいというふうな要望もさせていただいております。

それに加えて、今後、貿易協定をする際は、過去のTPP11でありますとか、そういったものの範囲内に収めてもらいたいということもご要望させていただいて、そこについては、一定、談話だけ見ますと、守られたのかなというふうに思っておりますが、今回の合意に至るまでの経過というのは、我々としても十分な開示、説明という分についてはどうだったのかというふうに思うところもございます。

ただ、談話の中におきまして、大臣といたしましても、「農林水産省として農林漁業者をはじめとする国民の皆様の懸念と不安を払拭するために、合意内容について説明を尽くしてまいります」とありますので、県といたしましては、今回の合意の詳細な確認とともに、国からどういった説明をなされるのかということも踏まえて、必要な対策を講じる必要があるというふうに思っています。

いずれにしましても、TPP11をはじめとして、委員おっしゃったとおり、国際的な輸入農産品との競合という中で厳しい状況になるというふうに思っております。

これまで農林水産省といたしましても、TPP関連施策に基づいて、例えば産地パワーアップ事業でありますとか、畜産クラスター事業で体力強化を図っていくということを前提として、いろんな協定を結んできたというふうに考えておりますので、そういった事業を積極的に活用して、本県の生産者の皆さんが意欲を持って、引き続き持続的に経営を続けていけるように、県としては、国の責任において対策をやってもらいたいということで、引き続き要望をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】ということは、今回のこういった日米貿易協定を結んだことによって、この合意内容をきちんと説明してもらいたいのが一つと、あと、その対策によっては、国の責任を持ってしっかりやっていただきたいということがありますね。

その一方で、じゃ、それはわかりましたと。長崎県独自としては、こういった状況を踏まえて、独自の政策というか、国の予算も必要な予算を確保しないといけないわけですが、県当局としては、具体的にある程度の政策ですね、例

えば、今、予算のお話があったように、産地パワーアップとか、畜産クラスター事業と、そういった予算確保をさらに国に対して強く要望していくということで理解していいんですかね。

【吉田農政課長】生産者の皆様からご要望もいただいておりますので、そこはしっかり要望して、予算を確保していきたいと思っております。

【山田(博)委員】今回、農業、漁業もだんだん国際的になっていくという中で、特に農業は、アメリカのこういった貿易協定で厳しい状況になっていくわけですね。

そこで、この質問に関して、農林部長から県としての、国に対してしっかり要望していかないといかんとありますけれども、県の農業政策を、農林部として引っ張っていく部長としての見解を聞かせていただいて、この質問は終わりたいと思いますが、よろしく願います。

【中村農林部長】農林部全体といいますか、県の考え方としては、先ほど農政課長が述べたとおりでございます。

ただ、TPP11も日EU・EPAももう始まっております。発効されて、実際に運用されているところでございますが、ただ、その影響がどのようになっているのかというのがなかなか分析されてないのが現状でございますが、やはりそういった新たな貿易交渉が実際に始まっていく中で、今後の影響はどうあるのか、しっかり国において検証していただいて、十分な対策を求めていくというのが大事じゃないかなと思っております。

現在は、産地パワーアップであるとか、畜産クラスターということで、国内農業の体質強化といったことに対応いただいておりますけれども、それをまずは、県はしっかりと予算を確保していくといった取組だと思っておりますけど、新た

な影響等がわかってきたら、それにしっかり、即座に対応していただく。我が県は中山間地が多々ございますので、県の実情に応じた対策が十分とられるかどうか、不足する場合においては、しっかりと国に対して、その事業化について要請をさせていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 今回の日米貿易協定を踏まえて、さらに、県内農業者の方から不安の声が私にもたくさん届いているわけですので、農林部長がおっしゃったような決意を持って、しっかり国に働きかけ、また、県の農業政策にしっかりと取り組んでいただきたいと要望にかえて、この質問は一旦終わりたいと思います。

続きまして、千綿女子高等学園の跡地活用について、長崎県立農業大学校附属の千綿女子高等学園の跡地というのは、今、鳥取県の養豚会社のほうに事業の活用ということで仮決定されておりますね。今、地元説明会というふうな形をされておりますが、見込みはどうなっているか、お答えいただけますか。

【宮本農業経営課長】 委員からお話のありました千綿女子高等学園の跡地につきましては、3月に選定委員会の答申を受けまして、公募に応じた、今お話のありました、他県の大規模養豚事業者を候補として検討してまいったところでございます。

検討会の際の取りまとめの附帯条件として、地域住民への説明を十分に行うことというものがありましたことを受けて、県では、8月7日に地元の2地区で説明会を行いました。発言された地元住民からは反対意見が多く出されたということでございます。

こうした状況を受けて、実は9月18日に東彼杵町長が来庁されて、同社の農場を千綿跡地に受け入れるのは困難で、選定は見送るようと

いうお話がありました。あわせて、町として新たな跡地の活用について検討したいという申し出があったということでございます。

それを踏まえて、今、県としての対応を検討したいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、今年の3月に鳥取県の養豚会社のほうに貸し付けをしようというふうに仮決定したんだけど、地元から合意を得られなかったということで、それを、今度は東彼杵町で活用していきたいという話があったということでもありますね。

農業経営課長、この案件というのはどれだけの案件かというのはご存じですよ。この案件というのは、どれだけ重要かわかりますよね。ところがどっこい、今、大場委員長にも報告がない、もちろん私たち平の委員にもない、これはどういったことかというのを、農業経営課長、あなたは国から来た割には、丁寧な説明がない。先ほど委員の皆さんから質問する時も、きちんと事前に相談せんといかんですよ。そういったやり方が果たしてどうかと、真剣にもうちょっと丁寧にやっていただいけませんか。あなたらしくないですよ。最初あなたは懇切丁寧だったけど、最近どうしたんですか、体調でも悪いんですか、気分でも悪いんですか。どうしたんですか、足が遠のいているんですか、あなたらしくないですよ。最初、あなたか来た時は懇切丁寧で、あら、さすがだなと思っていったんだけど、最近は、もう農林水産省に帰るつもりじゃないんですか。そういった気持ちじゃいけませんよ。ここは長崎県の農林部だよ。もうちょっとしっかりやってもらわないと、そのためにあなたは来ているんだよ。中村農林部長を支えるために。もうちょっとしっかりやっていただかないと。反省の弁も込めて、こういった重要な

ことをなぜ報告しないんだ。私はそれを言っているんだよ。

一生懸命頑張っている、わかるんです。しかし、こういったことになっているんですよと、まず、大場委員長に報告して、委員の皆さん方に諮るといふんだったらわかるんです。あなたは鳥の卵みたいにずっと抱えていて、よくなると思っているんですか。あなたのそういったやり方はいかんよ。反省の弁を込めて、お答えいただけますか。

【宮本農業経営課長】千綿の対応につきましては、先日、大場委員長にはご説明を差し上げて、副委員長には資料をお届けいたしているところでございます。

【大場委員長】先日、現状としてご報告をいただきました。

ただ、内容が内容なことと、あと、庁内での対応等も含めて、さらなる検討が必要ということでしたので、一応私のほうでとどめ置くということでの判断をさせていただきましたので、大変申しわけありませんが、ご了承をお願いしたいと思います。

【山田(博)委員】農業経営課長、そういうことを早く言わないからだめなんだよ。だから、この委員会がこうなるんだ。わかった。言ってくれば、私も質問しなかったんだよ。貴重な時間なんだよ、この質問時間というのは。

私は、大場委員長にきちんと説明してもらっていたのなら、よかったんだよ。それは、大変失礼いたしました。

続きまして、いろんなことから、今、国内で種子法の廃止に関して大変危惧をされているということで、種子法の廃止に対して、各都道府県の取組として、種子法に準ずるような条例をつくっているところがあるわけでございますが、

今回、今日の朝日新聞に、10月1日に長崎歴史文化博物館で、「『種子法廃止』で揺らく食の安全～私たちのタネの、近くて深い学習会～」ということで催されるということでありましてけれども、この学習会が催されるというのは、担当課としてご存じでしたか。

【渋谷農産園芸課長】本日の朝日新聞のほうに、そういう学習会があるということが記載されていることは、知っております。

【山田(博)委員】実は、こういった学習会を大変大きくやることは、いろんな意味で意義があると思うんですが、それで、生産者の方から心配の声があるんです、「大丈夫ですか、長崎県は」と。こういった大臣経験者が来て、種子法を通していろんな勉強をされるということはいいいことなただけけれども、長崎県の種子の確保とかは大丈夫ですかという声が出ているんです。

そこで、農産園芸課長、長崎県は大丈夫ですと、心配ご無用というきちんとしたメッセージをどんどん発信していかないと、いつまでたっても長崎県の農業というのが、大丈夫ですか、大丈夫ですか、と心配の声があるわけですよ。そこは、農産園芸課長、しっかりとした見解を聞かせていただきたいと思っております。

【渋谷農産園芸課長】主要農作物種子法の廃止を受けまして、長崎県では、主要農作物種子の安定供給に支障を来すことがないような体制を維持するために、JA中央会、それから全農、関係JA、それから米麦改良協会等と協議の上に、昨年度、長崎県主要農作物種子制度基本要綱及び運用を制定いたしまして、種子体制をこのまま継続するというようにしております。

ただ、いろんな農家の方に伝わるように、今後とも、例えば振興局の講習会、そういうところでもこういう体制をつくって、長崎県として

はしっかり種子の供給体制を維持していくということをPRしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 じゃ、PRと書いていたけれど、農産園芸課長、今、長崎県のテレビがあるじゃないですか、Nなびとかね。出演して、そういうのをやってくれないですか。

いいですか、片方は農林水産大臣が来て、大丈夫ですかと心配して、それは農林水産大臣もされた方ですから、大変見識があって立派な方で、言われるから、大変心配の声はあるわけですよ、大丈夫でしょうか、大丈夫でしょうかとね。と言うのは、ごもっともですよ。そんな心配するのは当たり前ですよ。だから、そこはそういったことがないということをしっかりと長崎県として、こういった要綱をつくってやっていますということを農産園芸課長、農産園芸課長がだめだったら部長、あなたが出演して、大丈夫ですと、テレビコマーシャルなり新聞広告なりして、それぐらいやってもらわないといかんということ、そこまできているということを私は言いたいわけです。

部長が答弁したいみたいですから、どうぞ。

【中村農林部長】 この種子法の件については、これまでも委員会、一般質問においても答弁させていただいておりますけれども、県の考え方としては、農家の皆様に、安全・安心で安定的に低価格で供給することは大変重要な県の役割だというふうに考えております。

ですので、条例化のご提案もごさいませけれども、私どもはしっかりと種子の供給については、県が責任を持ってやっていくんだという考えのもとに、これはJAグループとか、市町の皆さんとか、逆に言いましたら、JAグループを通じて農家の皆さんに周知を図っていただくというのが一番いいことだと思って、そうい

うふうにJAグループとも連携してやってきております。

ただ、それでそういうご不安の声があるとなれば、また再度、振興局なり市町なり、特にJAグループの皆さんと一緒に周知を図って行って、絶対大丈夫だといったことをしっかりと皆様にご理解をいただくように、努めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

それと、これは、先般、農産加工流通課に資料をつくっていただきまして、これは卸売市場の検査についていただきました。これは昭和46年に制定された卸売市場法に基づいて検査しているんですね。

この資料に基づくと、長崎県の農林部の農産加工流通課というのは、県内の卸売市場の検査対象事業者は11事業者で、年間3事業者程度の検査をやっているということでありませけれども、これは3年から4年かけてやっているということで、これはいつからやっているんですか、教えていただけますか。

【長門農産加工流通課長】 検査につきましては、委員ご指摘のとおり、毎年、対象11事業者について3～4年かけてやってきておるところでございます。

これがいつから始まったかというのは確認ができませんで、すぐ確認してからご連絡したいと思っております。

【山田(博)委員】 時間がきましたので、一旦終わりたいと思っております。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】 6月の委員会質疑の中でもお尋ねしたんですけれども、木質バイオマスについてです。6月の答弁では、まずは固定買取制度の

ご説明がありまして、木材、資材が実際供給できるかが課題であるものの、十分収益性は確保できると認識しているという答弁をいただきました。

一方、産業労働部のほうに聞いてみますと、長崎県内においては、ちょっと厳しいんじゃないかというご意見もいただきました。私は、どっちが正しいのかというのを聞きたいと思ひまして、農林部として、今どういうふうな見解を持たれているのか、お伺いしたいと思ひます。

【内田林政課長】私、6月の委員会ですらに、確かに答弁をいたしました。

平成30年度の林業白書に記載がございまして、平成30年9月末現在、2,000キロワット以上は施設が40カ所稼働しております。それから、出力2,000キロワット未満が24カ所、既に全国的に稼働しているという状況があります。さらに、51カ所が新設の認可を受けておりまして、全国的には、もうFIT価格で稼働しているという現状を踏まえて、私は申し上げたところでございます。

2,000キロワット以上というのが、バイオマスの集材距離が大体50キロ圏内を想定しております。2,000キロワット未満は、大体20キロから30キロ圏内を想定してございまして、それをコンパス上で長崎県に置き換えた時に、どうしても離島・半島が多いものですから、半分近くが海になってしまうということで、どうしても集材距離が長くなってきます。もう少し小規模分散型、2,000キロワットよりも小さいもの、あるいはFIT価格40円よりももっと高く買取価格を設定してくれといった要望もしたことがございますが、現時点で、まだ具体的な計画がございませんので、その時点に対応していきたいと思っております。

【赤木委員】具体的に、今、県内で検討されているところはあるというふうに聞いているんですが、そこは把握はされているんですか。

【内田林政課長】県内で幾つか各地に事業者とともに検討している事例はございます。そこで我々がどういった供給体制で木材を供給していくかということも議論していますが、まだ具体的な実現には至っていないという状況でございます。

【赤木委員】11月にこの委員会でも視察を予定していますので、今抱えている県の課題とか、そういったものを私もしっかりと勉強させていただいて、今度の視察に生かしたいなと思っておりますので、また引き続き、いろいろお伺いできればと思っております。

もう一個ご質問したいんですが、私の知り合いの焼肉屋のオーナーさんから切実なご意見を、長崎牛の使用に関して承りました。それは有名な焼肉店でありますけれども、長崎牛の持っているポテンシャルに関して疑う余地は全くないんですが、佐賀牛を使っているというお話でした。なぜかといいますと、ながさき牛は使いにくい、長崎和牛は使いにくい。宣伝が全然できてないからというようなお話でした。ぜひもっともっとプロモーションといいますか、そういったもので「長崎和牛」、「ながさき牛」、これも違いがあるんですけども、そういったものをもっともっと押し出してほしい。佐賀に負けないようなプロモーションをしてほしいというご意見をいただいているんですが、今、長崎県として、もっとながさき牛、長崎和牛を押し出すようなことを何か考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思ひます。

【長門農産加工流通課長】長崎和牛のPRにつきましては、農業団体、例えば農業協同組合と

か、全農長崎県本部、それとか生産者、JA肉用牛部会の生産者、あとは、系統外の実産者の方々も一緒になって、屠畜施設とかも含めた形で長崎和牛銘柄推進協議会というのをつくっております。

この銘柄協議会を通じて、長崎和牛のPR、販路拡大、ブランド化、こういったものの県内外のPR活動を行っているところでございます。

【赤木委員】もちろん県としては、長崎和牛をもっと使ってくださいと、いろんな方にPRする立場だと思っておりますけれども、その協議会の中で検討して、実際はそれがうまくいってないというのが現状だと思っているんです。

例えば佐賀の場合ですと、佐賀牛と佐賀産和牛と明確に分かれているんですね。それは等級によって分かれているんですけれども、長崎和牛の場合は、全体で「長崎和牛」で、等級の4、5が「ながさき牛」という区切りがあるんですけど、それは佐賀と違うんですけれども、それも長崎和牛が使いにくい理由だというふうにおっしゃっていたんですが、そこに関しての認識というか、戦略的にそういうふうにされているのかどうかということをお伺いしたいです。

【長門農産加工流通課長】委員ご指摘の長崎和牛につきましては、長崎育ちの肥育を目的とした和牛については全て長崎和牛ということで、その和牛を長崎和牛としてPRをしているところでございます。

その中で、例えば長崎和牛の指定店ということで、県内外の指定店を登録させていただきまして、その中でしっかり販売もさせていただいて、協議会の中でも、例えば長崎和牛の消費が下がる時期には、指定店と協力してキャンペーンを打つなどしてPRを進めているところでございます。

【中村農林部長】私のほうで少し補足をさせていただきます。

長崎県は「長崎和牛」でございます。実際、長崎和牛として取り扱っているのは8,000頭ぐらいいでございます。要は、長崎和牛の定義は、今、課長が申し上げたとおり、長崎育ちであれば結構です。過去、平仮名で「ながさき牛」というのがございまして、そのときには4等級、5等級ということでブランド化を狙ったんですけども、どうしてもそうなりますと、もともとの飼養頭数が少ない上に、絞ってしまうとロットが確保できないということがありまして、8,000頭でも、佐賀牛に相当負けております。でするので、何とか要件をできるだけ緩めて、長崎和牛としてロットを増やそうという戦略で今きいているところであります。

ただ、その8,000頭というのでも、はっきり申し上げて、全然足りない。全共で全国一をとって知名度は上がって、欲しいというお話があっても、8,000頭レベルでは、なかなかご要望に沿えないという状況でございます。

でするので、今、肥育の飼養頭数も増やそうということ、それから、先ほど生産者も入った推進協議会ということですので、参加していただける生産者をもっともっと増やそうと、目標は1万頭でございます。それでもまだ足りないということはあるかと思っておりますけれども、まずは、「長崎和牛」という銘柄で取扱量を十分確保した上で、皆様のご要望に応じてしっかり出せるようにしていく。ロットが集まってくれば、今度は、皆様から負担金をとっておりますので、PR費もしっかり確保できるようになってくる。

おっしゃられるとおり、県内でPRするのか、県外で、長崎和牛は中京・関西圏が中心なんですけど、そちらで売るのが、はたまた、関東商

圏で売ったほうがいいのか、そこら辺もPRの優先順位をどこに置くかといったことも、いろいろと試行錯誤しているところもございまして、まずは地元で口コミで広げていくというのも非常に重要だと思っているんですけども、やはり高く売れるところにPRをすとか、これも関係団体とか生産者の皆さんと、ただ、おっしゃるとおり、長崎和牛の指定店もございませけれども、エンドユーザーの方々からもいろいろとご意見をいただきながら、しっかりと長崎和牛の販売方法について検討してまいりたいと思います。

【赤木委員】現状は、とてもよくわかりました。

私としては、やっぱり長崎で長崎和牛はもっともって食べていただきたいなど、いろんな方に知っていただいて食べていただきたいという思いは、本当に強く思っております。

これは、今後検討していくことだと思いますが、もう検討されていると思いますが、プロモーションをいかにしていただくかということには、しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、それこそ、その焼肉店のオーナーさんがおっしゃるには、どうぞ使ってくださいというふうに担当の方が持ってこられたというんですけど、お客さんに見せるような資料がデザインされてないと。その資料自体も使いにくいというようなお話でしたので、そこはいろんなデザイナーとプロモーションを一括した戦略というものを考えていただいて取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【徳永委員】今の赤木委員の関連なんですけれども、部長のほうから8,000頭ということで、そういう問題があったわけですね。やはり佐賀牛に比べれば少ないと。

その原因ですよね。生産者が少ないのか、小規模生産農家なのか、あと、私が聞くのには、子牛が、今非常に需要が多いという中で、かなり高いですよね。そういう中で、結構県外、そういったブランド牛のところの子牛が出ているということも聞いておりますけれども、どういったことが大きな要因なのか、教えていただけませんか。

【山形畜産課長】県内の肥育の状況、特に和牛の肥育の状況ですけれども、平成26年の時が約2万6,000頭おりました。現在、平成30年で2万3,000頭ということで、減っております。

その大きな理由は、ちょうどこの時期に子牛が急に高くなって、それを仕入れるために、どうしても資金が要りますので、その部分で、出荷した頭数よりも導入する頭数のほうが少なくて徐々に減ってきている。特に、200頭以下の中小規模の農家でその傾向が非常に強いというのを分析しております。

そういうことで、平成28年以降、素牛を導入する時の利子補給、近代化資金という資金を使っていただいて、さらにそれを上回る場合には、市中の農協あたりからお金を借りたりするわけですけれども、その部分に対する利子補給を今やっているところでございます。

それから、また、こういう厳しい中でも増頭を頑張ろうという農家には、1頭当たり5万円というのを、今年の予算でいくと600頭分の予算を用意して、その増頭に向けて取り組む方については、そういう支援も今やっているところでございます。

【徳永委員】やっぱりそういったこと、子牛のそういう問題ですよね。

そういう中で、私の関係者からも聞くのは、肥育のほうで、繁殖も自分のところでやりたい

ということを言われるんですけれども、これがなかなか、県にしても、実際、種牛の管理というのが、過去にもいろんな、精子の管理が問題だったということもあったものだから、そういう問題で、なかなかそういうことができないとありましたけれども、しかし、今後は、生産者とそこは協議をしながら、和牛を増やしたいと言いつつ、その一番もとなる子牛が高い、そしてまた、入らないとなれば、これはやはりさっき部長がおっしゃったように、せっかく共進会で総理大臣賞をとったのに、頭数のパイがないということによってこういう問題が起きているということになれば、そういったところも県として対応しなければならぬと思うんですけれども、そのことについてはどうなんですか。

【山形畜産課長】おっしゃるとおり、子牛を市場から買ってくると高い、繁殖農家からすれば、手塩に育てた子牛を1円でも高く売りたいという気持ちがあると思います。

特に、全国的に子牛が高くなった要因としては、繁殖農家がどんどん全国的に減ってきて、子牛が全国的に足りないということで、市場に肥育農家が殺到して、少ない子牛をみんなで競い合うものですから、どうしても高くなっているというところ。

一方で、枝肉価格がそれに応じて高ければ、肥育農家も一定の所得があるわけですが、昨年ぐらいまではまだ、枝肉の相場も高くありましたけれども、今年に入ると、若干下げの状況もきておりますので、今後、需要と供給のバランスとか、特に和牛ですと、どうしても高級部位ということで、あまり高過ぎると、今度売れ行きも悪くなるということで、難しい面があります。

そういうところで、農家の経営を安定させて

いくには、一つに、肥育農家の中で子牛生産部門を担って、自分のところに取り入れてやる、経営内の一貫生産というのを進めていこうということで県も取り組んでおりまして、例えば肥育農家が新しく繁殖をスタートする時に、通常の繁殖農家が導入する時の、例えば、1頭当たり10万円の導入事業というのがありますけれども、一貫生産に取り組む場合は、それを1頭12万円まで引き上げるとか、それから、施設が必要になりますので、その施設の整備であるとか、それから、あと技術が、どうしても肥育の技術と繁殖の技術は違いますから、技術支援をあわせて行っていくということで、経営内の一貫生産というの、今後進めていく必要があるというふうに考えております。

【徳永委員】長崎県の農業生産額は8年連続、これは、一番大きいのは和牛ですからね。これが一番大きな生産額でありますから、そういう面では、今後とも、そういった要因であれば、いろんな問題点をクリアしていけば、さらに生産額も増えますし、そしてまた、和牛というのは、今一番、世界でも有名な、海外の方からも非常に人気の和牛でありますから、そういうものでお願いしたいと思うのと、ただ、さっき課長がおっしゃるように、本当に生産者にとっては、子牛が、たしか10年ぐらい前は1頭30万円～35万円、それぐらいだったのが、今はたしか80万円～100万円という時代で、ただし、じゃ、その分枝肉が上がればいいんですけれども、枝肉はあまり上がらないということで、その差が、利益が非常に縮まっているということでありますので、やはり厳しいところはありますから、どうかその辺はまた、生産者といろいろ協議の場を持っていただいて、我々が聞いてどうというよりも、やはり県のほうが生産者として

かりいろんな話をしながら、そういった問題点を提起されれば、提起されなくても、こちらからそういう問題を、逆に提起していただいて、今後の対策をしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

【中村農林部長】ご指摘ありがとうございます。

今、課長からもありましたとおり、肥育経営をどうしていくかという抜本的な対策を求められているというふうに思います。やっぱり経営を支えるための融資制度の充実等に取り組んでまいっておりますけれども、さらに、経営内の一貫生産という話がありましたが、さらに、肥育農家が繁殖牛を買って、繁殖農家に預託をするとか、それとか、JAの出資法人に預託をして、子牛を安く供給するとか、そういった新しいシステムもあろうかと思っておりますので、地域の中でどうしていくかとか、それから、肥育の面でも、肥育期間を短縮するとかということで、できるだけコストを縮減して経営をよくするとか、こういったさまざまな面を十分組み合わせ、それをJAグループとか、生産者の皆さんと、「肉用牛大学」という形でやっておりますけれども、そういったところをしっかりと皆さんで考えたり、工夫したりしながら取り組んでまいって、肥育、繁殖、いいバランスで、全体が所得向上するように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

【大場委員長】ほかありませんか。

【山田(博)委員】これは要望しておきたいんですが、農産加工流通課のほうは卸売市場法に基づいてやっていただいているわけですが、実は、先日の委員会で、水産部におきまして、まことにこれは残念なことなんですが、卸売市場法に基づいて県内の魚市の検査をやってなかったと。昭和46年から始まった法律に基づいてやって

なかったと。同じ屋根の中の農林部はしたんだけど、隣はしてなかったと。これはびっくり仰天と、目からウロコだということだったわけです。

そこで、農産加工流通課におかれましては、やり方をぜひ水産部に教えていただけないかと。これは水産部長崎において、恥ずかしい限りですよ。水産部長が水産庁から来ているわけですが、法律をつくっている水産庁から来ている水産部長がわからなかったと。これは何をやってたのかということをお願いしたいわけですが、そこを私もぐっとこらえてきたわけですが、大変申しわけございませんけれども、農産加工流通課の今までの手腕と、また歴史でしっかりとご指導、ご支援をいただきたいと。大変申しわけございませんけれども、私が言うのも何だけれども、お願いしたいと、これは要望しておきたい。

続きまして、農産加工流通課に見解なり、ご存じだと思っておりますけれども、部長もご存じだと思っておりますけれども、反社会的勢力の方が長崎市内の飲食店に、密漁して魚を納めていたという事件があったんです。これは、参事監はご存じですね。

実は、ここをいろいろ勉強させていただいたら、普通、こういった反社会的勢力の方々といういろいろあった場合は、建設業は大変厳しいんです。また、長崎県の暴対法というか、暴力団排除条例等におきましても大変厳しい。つまり、利用しない、使わない、簡単に言いますと、そういったことなんです。

それで、飲食店の営業許可というのは、食品衛生法という法律がありまして、この法律の中には、反社会的勢力とかかわりがあった場合には、許可条件の欠格事由には入ってなかったん

です。

そこで、水産部におきましては、水産部は関係ありませんじゃないんだよと。これは、例えば農業者、漁業者が飲食店に納められた時に、反社会的勢力の方が来られて、「おれが納めているんだから、おまえは納めるな」と、こうなったら、安全・安心して農業や漁業を営むことができないと、こんなことがあっていいのかと。法律の改正を国に働きかけたらどうかと言ったら、一言で言うと、私が理解している範囲では、法律が、それは厚生労働省だから、厚生労働省も厚生労働省なんだよ。あくまで食品衛生法は食中毒対策だから、そんなことは関係ありませんということを堂々と言っておったわけね。これは、県民生活部で確認したら、そういったコメントが文書できているんです。

それで、農産加工流通課としては、これをどう思うか。それを、見解を聞かせていただきたい。水産部は、簡単に言うと、それは所管が違うんだと言いますが、所管が違うと言ったって、水産部だって、農林水産省だけじゃいけないんですよ。ほかの省庁にも要望に行くんだけれども、厚生労働省にはどうも行きたくないみたいなんだ。それで、農産加工流通課長としては、私は、本来であれば、水産部がしなかったら農林部が、ぜひ国に対して要望せんといかんのじゃないかと。私が国会議員になったら、こんなことはすぐやりたいんだよ。県議会議員だけど、時期を見て農林水産省に、直にお願いに行こうかと思っているんだよ。

県当局として、農業者の農産物の流通加工を預かる農産加工流通課としての見解を聞かせていただきたいと思います。

【長門農産加工流通課長】農産物の流通につきましては、まず、反社会的勢力に対する排除という

話の中で、委員もご指摘があったかと思うんですけども、市場に関して、資料を確認します。

【大場委員長】休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 3時55分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午後4時10分に再開いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 4時10分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【長門農産加工流通課長】先ほどの山田(博)委員のご質問に対してお答えしたいと思います。

農林部のほうで所管しております卸売市場につきましては、委員ご存じのとおり、暴力団の排除条例に基づきまして、そういう暴力団に対して利することないように努めなければならないという通知文を出させていただいたところでございます。

我々農林部が所管します、例えば「長崎和牛指定店」とか、「ながさき地産地消こだわりの店」とか、そういった部分につきましても、現在のところは、暴力団に対しての排除という規定がございませんので、例えばそういった部分を長崎県警に問い合わせることができることこの誓約書を出していただくというふうなことで、農林部が所管する部分については、そういったことが検討できるかと考えているところですけども、食品衛生法につきましては、やはり営業許可については厚生労働省のほうで所管されているということで、そこについては、厚生労働省のほうでしっかり判断していただきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】判断していただきたいということは、「長崎県の魚愛用店」というところは、反社会的勢力との欠格要件というのは設けてなかったわけだよ。私が指摘して、今から設けますとなったわけね。私からすると、実は、長崎魚市場におきまして、反社会的勢力の条項というのは、私が委員会で指摘して、それでなったんだよ。

つまり、何が言いたいかというと、水産部は遅れているんだ。水産部は遅れている、はっきり申し上げて。市場の卸売市場法があって、昭和46年は、私はまだ1歳だよ。あなたは何歳ですかと言いたかったぐらいだよ。長年水産行政に携わっている水産部がわからなかったというんだから。私は、時間があつたらもっと言いたかったんだよ。

もう一度お尋ねしますけど、食品衛生法の関係で、長崎和牛店だって、今からやるということで、それはぜひやっていただきたいわけです。しかし、肝心な食品の営業許可を持っている食品衛生法に基づいて、そこが、肝心要がそういったことになってなかったとなった場合、長崎県の農産加工流通課としては、そういった飲食店とおつき合する上で、そういったのをしっかりやらしてもらわないといかんというふうな見解はあるかないかというのを、じゃ、お尋ねしたいと思います。

【長門農産加工流通課長】反社会的勢力に対して利益供給に関しての話については、やはり県としても避けていかなければならないと考えていますが、そこは、できればしっかり対応していきたいと思っています。

【山田(博)委員】農産加工流通課の課長が今言ったのは、ごもつともなんだよ。本当なんだよ。しかし、片方の水産部は、腰が引けているんだ。

だから、農林部長、はっきり申し上げて、市場に関するかかわり方、行政のかかわり方としても、そういった点では、農林部のほうはぴしゃっとしていますよ。例えば農業団体にしたって、検査をやっているんじゃないですか、団体検査室でもってぴしゃっ。水産部はないんだよ。私は独立してやりなさいと言っているんだよ。水産部は漁政課の中に入っているんだよ。しかし、補助金とか何かすると、漁政課に、片方は補助金がある、片方は監査と、なかなかうまくいかんだろうと。やっとそれをきちんと、補助金というのはほかの課に移してやってきたんですよ。私としては、やっぱりきちんと団体検査というのは、農林部みたいに設けてやるべきだと主張しているんだけど、大分水産部には言ったわけです。

それで、いずれにしても、長崎和牛の指定店と反社会的勢力に対して、また、食品衛生法も絡んできますから、農林部としては、水産部よりも二百歩も三百歩も先にしっかりやっていただきたいと思うんですよ。

私は、これから地域を回る時に、長崎県の農林部というのは、はっきり言って、そういった点に関しては二百歩も三百歩も先に動いているということをしつかりと農家の方々、県民の皆さん方にPRしていきたい。もちろん私も国政に当たっては、現職の国会議員の先生方にも頑張っていたきたいと思うんですよ、この食品衛生法に関してはね。部長も、そういった点で頑張っていたきたいと思うんですが、この食品衛生法に関する見解を農林部長から聞いて、この質問を終わって、次に、農山村対策室長の、さっきの久保田委員とのやりとりを精査させていただきたいと思うんですよ。いいですか、待っておいてくださいね。

【中村農林部長】委員ご指摘のところについては、私も十分理解してないところもございまして、先ほど長崎和牛の指定店も、地産地消こだわりの店についても、そういった暴対の対応ができてなかったというのを十分理解してなかったものですから、その点では、十分ではなかったというふうに認識しておりまして、それについては即座に対応してまいりたいと考えております。

それから、食品衛生法につきましては、先ほど農産加工流通課長から答弁があったとおりでございますけれども、私としても、例えば農林水産省の中にも食料産業局がございまして、そこあたりともお話をさせていただいて、何らかができないかといった点でお話をさせていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】私は、農林部長の今の答弁というか、見解はごもっともだと思ふよ。それが本当の長崎県の行政のあり方、農林部を引っ張っていく部長の姿勢ですよ。それは立派ですよ。それが本当なんです。

片や、水産部はそうじゃなかったから、私は憤慨しているんだよ。これは地域の漁村、漁業者を守る水産行政のトップがそういった姿勢を持っていかないといけない。しかし、農林行政におきましては、農林部長がそういった見解を持っているのは大変心強い、頑張ってくださいと思っております。

続きまして、また農産加工流通課長、諫早農業高校と大手製パン会社の商品開発というのに今取り組んでいただいておりますね。以前、国境のしまの海陽高校と大手製パン会社の商品開発で大変ご尽力をいただいておりますけれども、これは、引き続きしっかりやっていただきたい。

何かお聞きしますと、今はまだまだ報告する

段階にないということですので、次の委員会に報告できることがありましたら、ぜひお願いしたいと思っております。

大体終わったんですね。ということで、農山村対策室長、先ほど久保田委員とやりとりしていましたが、そういったマニュアルがホームページにあるんだったら、そういった立派なマニュアルがあるんだったら、私たちにを見せていただけませんか。久保田委員には丁寧に教えていたけど、あなたはしょっちゅう私のところに来るけど、そんなことを教えてくれたことはありましたか。なかったでしょう。そうった大変すばらしいマニュアルを持っているんだたら、ぜひ私たちにも見せていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

先ほどのマニュアルというのを、私も拝見させていただいて、次の委員会で検証させていただきたいと思っております。それが間違いないかどうか、久保田委員はマニュアルを、ああ、そうですねかと聞いていたけど、そこで終わっちゃいけないわけですよ。そういったことで、しっかりとやっていただきたいと思っております。

私はいろいろ質問させていただいたわけですが、今回のいろんな指摘事項がありましたけれども、先ほど外国人の受け入れ問題がありましたけれども、進む、進むと言ったけど、一向に進まない。宮本課長、頑張ってください。期待しているんですよ。

私の質問は終わりました。今日はどうもありがとうございました。

一旦終わります。

【長門農産加工流通課長】先ほど山田(博)委員から、市場の検査はいつから始まったのかというご質問があったと思っております。調べたところ、昭和49年から検査は実施しているということ

でございます。

【麻生委員】1点お尋ねしたいんですけども、9月から農協改革で中央会がなくなって、一般社団法人を含めて展開するというので、農協改革があるんですね。これは国が進めている話だから、農協自体の問題だという話じゃなくて、これによって県内の農家の人たちの状況はどんなのかと。

実は、以前、山中会長と話した時、長崎もニンジンの出荷状況で、四十何億円かけてやったんですよと。しかし、それは稼働率が少ない状況の中でもやらなければいかんやっとなんて、そういうリスクを見ながら機械化をしないと、なかなか生産性も上がらないし、状況として出荷が間に合わないと、そういうリスクを抱えながら農協としてもやっているんですよという話を伺ったという話があるんですよ。

今回、農産園芸課長を含めてびわの話をさせてもらいました。それもやっぱり1億円ぐらいかけてやらないといかんということになると、農協の状況も見ながら、農協も生産者あってなんです。自分たちの販売流通を持たないわけですよ。生産はできるけれど、そういったものをやろうとしてもなかなかできない。そういう中で、お互いが協力し合いながらやらなくちゃいけないという中で、国全体としては、農協の見直し、コストダウン、そういったことをやっているんですけど、長崎の中で、今後この農協改革がどのように影響があるのか、どう判断されているのか、それをお尋ねしたいと思います。

【村岡団体検査指導室長】農協改革に関するご質問ですけども、政府は、今年の5月末までを農協改革集中推進期間として位置づけておられて、全国的にもJAグループが自己改革を

進めてきているところでございます。

その中で、今月6日に農林水産省が公表した自己改革の評価におきましては、農業所得に向けた動きが随所に出てきており、集中期間の農協改革は進展したと高い評価をしているところでございます。

また、本県におきましても、各農協の集中推進期間と重なる平成28年度から平成30年度までの3カ年にわたる中期計画を策定し、それぞれの地域特性に応じた農業所得の増大に資する事業の推進に取り組んでおります。

具体的には、生産主体の予約率を向上させて発注ロットを拡大して、入札を導入するなどの価格の低廉化など、また、販売では、近隣市場への出荷の見直しなど、流通コストを削減するなど所得向上に向けた取組が進められているところでございます。

農協改革の中では、総合事業の見直し、あるいは准組合員制度の利用規制といった議論が今後懸念されますが、農協における金融店舗、購買店舗をはじめ、そういった事業所は地域社会の役割として大変重要なものと位置づけておりますので、今後も、県としてはこれらの総合事業、准組合員制度の堅持を政府に強く要望してまいりたいと考えております。

【岡本農林部次長】メインは、金融・共済の部門を中金等に吸い上げて、農協はそれから手を引くということなんですけれども、本県の7農協は、共済・金融部門も継続してやって、総合農協として維持するというので取り組んでおります。

さらに、農業者の所得を向上させるために販売部門の原価を下げたり、今言われた購買部門の強化を図っていらっしゃいますので、今の農協の方針を続けていけば、農業者への影響はあま

りないということで考えております。

【麻生委員】農協改革は上から言われておりますので、これはやらなくちゃいけないと。

ただ、現場で2つあるんですね。今、農協が進めています直売所があるでしょう。あれは、要するに補助金もなしでやっているんですよ。片一方では、青果市場を中心としている卸業の皆さんたちは、そこと競合するわけですね。片一方は補助金とか、長崎市もそうですけれども、いろいろ出していると。しかし、民間業者は頑張っているということで、矛盾も一部あって、現場に入ると、大分言われるんですけども、ただ、今テーマで話したのは農協改革ですから、農協改革の中で言っているのは、県内でやっているいいのは、島原雲仙農協とか、一部みかんを持っているところのながさき西海農協とか、そういう特定の状況だろうと。長崎は市内ももう決まりましたから、長崎西彼農協に合併されましたけれども、半分以上は金融でもっていたところですね。

そういう状況で、長崎の県内でも、優良な農協団体とそういうところとは違うでしょうと。もともと長崎西彼農協の一番のメインは、SEWさんの豚の飼育がメインになっていますけれども、そういったいろんな形がある中で、農協中央会がいろいろやっていただいた政策だとか、さっきも申し上げましたように、リスクを負いながら、長崎で必要なものを投資してもらっていると。しかし、それはなかなか回収できないと。それをどこから持ってくるかということは、全体のマネジメントの中でやってらっしゃったんだろうと思うことがあったんですよ。

ですので、今回のこの改革によって、要は、農協の組合員といいますか、農家の人たちがコストは落として利益を上げてもらいたいという

のがあるんですけども、やっぱり零細は販売ルートを持たない人たちが多いわけですから、そこでしっかりとカバーしていただいてやるような、もちろん、さっきびわの話はしましたけれども、まさにそういった問題がいっぱい目の前にありますから、しっかり連携していただきながら、行政として国の改革の中に、私たち零細農家を取り残されないような、そういう取組をぜひやっていただきたいと思います。

畜産農家もTPPの関係がありますので、クラスター事業でしっかりと連携しながら、対策がとれるような、先ほどセンター長に紹介しておきましたけれども、エコフィードとって、コストを下げよう、全体の循環型社会の中でやるようなこともお願いしたいと思いますし、農協も農協でしっかりと地域を支えてもらっていますので、一緒になって行政の皆さんと連携してやっていただきたいということを要望しておきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

【大場委員長】ほかありませんか。

【徳永委員】幾つか質問したいと思います。

まず、耕作放棄地の現状です。今、どれだけの耕作放棄地、そして、前より増えているのかどうなのか、そういった状況も教えていただけませんか。

【村里農地利活用推進室長】委員のご質問の耕作放棄地の現状と増えているかどうかという状況でございますけれども、まず、毎年農業委員会、市町のほうで荒廃農地調査というのを実施しておりまして、その動きを見ますと、直近の平成30年の荒廃農地は、県下で1万8,000ヘクタール程度ございます。

県内の状況で言いますと、振興局単位で申しますと、県央地区がその半分を占めておりまし

て、あと、五島が22%、県北が13%というような状況でございます。

傾向につきましては、平成29年からの動きでございますと、約250ヘクタール程度の荒廃農地の減少という状況になっております。

【徳永委員】平成29年度から平成30年度はマイナス250ヘクタールということですね。

最初この調査をした時と現在はどうか。

【村里農地利活用推進室長】今、手元にあるデータとしましては、平成26年のデータと平成30年を比べますと、平成26年が約1万7,400ヘクタールということで、約700ヘクタール強増えている状況でございます。

【徳永委員】一番古いデータでいけば平成26年だということで、そうですね。1万7,400ヘクタール、約700ヘクタール増えていると。去年よりは250ヘクタール減ったということですが、これはいろいろと農業委員会、そしてまた、管理機構が一緒になってやっていますけれども、なかなか減らないという原因、要因は何なんですか。

【村里農地利活用推進室長】荒廃農地の中にも再生可能な荒廃農地、A分類と一般的に言われる部分と、再生利用は難しいという判断をされているB分類がございます。

A分類につきましては、県、市町一緒になって解消の取組をしていただくように、事業等も含めながらやって、一定の、年間約500ヘクタール程度の解消実績がございますが、ただ、どうしても同程度の新たな耕作放棄地の発生というものも一方でございまして、なかなか全体として減少していかないということがございます。

それと、もう一点、B分類のほうにつきましても、もう農地としての利用は難しいという判

断を農業委員会がしておりますので、これにつきましては、非農地化ということで、非農地通知の処理をしながら、随時山林としての管理なりというほうに移行するような取組も一方ではしているところでございます。

なぜ発生するのかという部分でございますけれども、どうしても条件の悪い山間で、日照条件が悪かったり、耕作条件が悪いところに、生産者の高齢化等もありまして、耕作放棄地がどうしても増えている状況でございます。

【徳永委員】A・B分類ということで、Bのほうは、借り手側には、これはもう不適當なところだと。これも含めたところが、今の面積なんですね。

ということは、どっちかといえば、今おっしゃられたように、Bのほうは、耕作放棄地という縛りから外していこうとしている。それはそうでしょうね。そういう中で、A分類も、しかし増えているということですよ。

先ほども、私は要望の中での話をしましたけれども、特に私たち島原半島のほうでは、そういった農地を借りたいという人が多いんですけども、ここがミスマッチというか、なかなかこれが、貸し手側と借り手側というのがうまくいかないということのジレンマですよ。

これが、とにかくどうにかできないのかと思うんですけども、原因の一つは、今言われたように、耕作放棄地ということですから、耕作放棄地の中でもあまり条件がよくないところが多いということでしょうけれども、ただ、このA分類の中で、これをそのまま放置をしておいても、ますますこれは環境にも悪いし、そしてまた、維持保全にも非常に大きな問題がありますけれども、この辺は県としてどう考えていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

【村里農地利活用推進室長】再生可能な荒廃農地につきましては、基本的には、耕作条件が悪いということでの荒廃化ですので、耕作条件を改善、狭地直しでありますとか、耕作道をつくるとか、そういった耕作条件を改善するような簡易な基盤整備の推進でありますとか、あと、一定面積がまとまれば、農村整備のほうの事業で、機構関連の農家負担のない整備事業でありますとか、まとまったところでは、そういった基盤整備の推進につなげるように、地元の推進を図っているところでございます。

【徳永委員】それは県のほうが小規模なところの基盤整備というものも、今、国のそういった事業も取り入れてやっているということで、私も地元を見ております。それはいいことだなと、特に棚田、中山間地域では、そのままにしておけば、もっともっと増えていきます。それはそれで、私も評価しますけれども、片や優良な耕作放棄地といいますか、この農地が、また残ってしまうという問題ですね。所有者が貸すのに抵抗があると、借り手側にすれば十分魅力のある土地なんだけれども、なかなか貸し手側が貸してくれないと、こういった土地というのはどれぐらいあるんですか。わかっているところ、大体のところではいいんですけれども、何%ぐらいか。

【村里農地利活用推進室長】地主さんの意向でなかなか貸借が進まないという面積は、県のほうでは押さえておりません。

【徳永委員】それは、あるのはあるわけですね。これは、一度、大体どれだけあるのか、もし調べることができれば、していただきたいと思えます。

先ほど私が話をしましたように、特に私の地元の話をしますけれども、次男・三男が一生懸

命土地を探しているという方が多いものですから、こういう方も、土地というのはどこでもいいわけじゃないんですね。やっぱり自分の働く環境の近くにあったほうがいいし、そしてまた、土の性質、自分の作物は何をするかと、いろんなこういうものがありますので、こういったところも農業委員会、中間管理機構とも、それと、いつも私が室長に申し上げたように、やはり自治体もしっかりここは、そういった窓口をもっともっと広げて強化をしていただいでやっていただきたい。人口減少で、雲仙市なんか特に、農業地区が非常に貢献といいますか、後継者が育つことによって子どもが増えている、学校も児童が増えていますから、ここでしっかり対応しなければ、せっかくやろうと思っても、そこに土地がない。じゃ、もうこれで農業から離れて違うほうにいこう。最悪、またどこかに地元を離れて行ったとなれば、大きな損失になりますので、そういったところも、多分、室長、そしてまた、部長もそういう話は聞いておると思っていますので、ここをしっかりと調査をし、そしてまた、今後どういう対策がとれるか、ここは早めにやっていただきたい。

現に、平成26年から5年間でこれだけ増えているという事実がありますから、そういうところも、またお願いしたいと思えます。

それを部長、どう思われますか。

【中村農林部長】委員からこれまでも基盤整備の効果といいますか、条件を整備することで地域が活性化するといった事例がある一方で、今ご指摘があったように、耕作放棄地が増加しているという状況にございまして、特に地域性が大きいところもございまして、貸したくないという地主のご意向も、やっぱりこれは地域性が結構強くございまして。

そういった意味で、自治体が関与していった面で、やはり私は、振興局なり、市町なり、農協なりが地域の実情をよく知っておりますので、地図を見ながら、どの地域が荒れているか、地図の中で見ながら、ここら辺はまとめられないかなとか、そういったものをまず、関係機関でかたった上で、地元に対して、ここらあたりに狭地直しをしたらどうだろうかとか、基盤整備をしたらどうだろうかとか、そういったことを提案していくのが大事なんじゃないかなと思っております。

さらに、地域に担い手を残していく上では、水田の基盤整備のし直しとか、排水対策をしっかりやって、その地域でもうかるようなものを入れていくとか、こういったものについても、今モデル地区を設置してやっていこうとしておりますので、やっぱりそういった関係機関で、その地域、地域に働きかけていく、せっかくのいい事例も島原半島でできておりますし、そういった事例もしっかりと周知徹底を図りながら、皆さんに提案をしていって、借りたい人にはいい農地を借りられるようにしたいし、地域全体としてもうかるような対策をとってまいりたいと思います。

【徳永委員】もう一点、そういう中で、これも室長にはお話ししたことですけれども、施設園芸も、例えば私の地元はいちごです。いちごは100億円を超えまして、そのうちの70%が島原雲仙農協、そのうちの半分が国見町なんです。国見町が全体の3分の1を生産しております。ここがどうしても、センサスでも出ていますけれども、農業の廃業をされる方がおられます。

ここで施設園芸、ハウスをそのまま引き受けたいという生産者、これは規模拡大ですよ、おられるんですよ。ただ、これが、やはり3年

～5年とたってしまうと、このハウスが老朽化して、また手を加えなければならない。コストがかかるということです。

例えばやめられる方というのは、先ほど部長がおっしゃられたように、JAとかは大体わかってくるわけですね。ここは後継者がいないから、恐らくやめられるだろうと。そうであれば、そういう時点でキャッチすれば、それを生産者、要するに希望者にも伝えていくというようなことを、やはり私はすべきだと。地主さんにとっても、当然、その施設がそのままあって残っているのは、これも問題なんですよ、老朽化すれば、また大変になるものですから、そういったところはどこをどう考えているのか、お伺いいたします。

【渋谷農産園芸課長】確かに、高齢化に伴って施設をやめられる方もおられます。

長崎県では、各産地ごとに産地計画というものをつくっております、それとあわせて受入団体等登録制度というものがあります。その中で、人を受け入れる場合に、遊休ハウスであるとか、その情報を載せることができますので、ぜひそういうものに、遊休ハウスについても、JA等と話をしながら載せていって、それで施設を流動化するとか、そういう方法もとっていきたいと考えております。

【徳永委員】県はそういうお考えを持ってやられています。しかし、地元の生産者にすれば、なかなかこれがそうはいってないというのが現実なんですね。

だから、そこはもう、現実的にそうでありますから、やっぱり早くそういった事例をつくることをしなければ、今日、センター所長が来られていますけれども、品種もいろいろ、今「恋みのり」ですね。生産性が上がるものを作って

も、結局、規模拡大でハウスの改修がなかなかできないというのは、やはり高齢の生産者にすれば、もうこれ以上、自分たちは規模拡大は、そして所得はもういいんだと。今の品種でいいんだというようなことになって、当然、それをやめてしまうと。そういうことが、結局県とすれば、所得向上でやっているけれども、こういうミスマッチもあるわけなんですよね。

だから、そういう方がやめられるんですから、そうであれば、そこにすぐ、今度はそういった品種に対応をするハウスをつくっていかねばならないと。そして、そのハウスを利用して、少ないコストでもできると、ここにメリットがありますから。ただ、早くこの事例をつくっていただきたいんですけれど、そういう事例はあるんですか。

【渋谷農産園芸課長】県内で言いますと、例えば県央地区でキュウリをやめられるハウスを使いたいと、そういうのもあって、それを長くもつように改造して使うとか、そういう事例もありますので、そんなものも紹介しながら、県下に波及させていきたいと思っています。

【徳永委員】では、ぜひそういう事例をまた紹介しながら、結びつけていただきたいと思っています。

最後ですけれど、もう一つ、新規就農の事業は国が一生懸命やられていますけれども、いわゆる新規就農の現状、どれくらい新規就農されていて、今どれくらいの方がおられるのか、この数字がわかれば、教えていただけませんか。

【宮本農業経営課長】平成30年度でございますけれども、まず、新規の自営就農者が232人、雇用就農が301人となっております、合わせて533人が新規就農しているという状況でございます。

【徳永委員】比較がちょっと難しいんですけども、この事業が始まったのはいつだったんですかね。まあ、いいです。

533人、定着率ですよ。新規就農されて定着率、何年以上が定着率かあれなんですけれども、そういったデータはありますか。

【宮本農業経営課長】新規就農者については、フォローアップもしている中で定着率も見ているんですけれども、過去5年まで見て、大体99%が定着されているという状況でございます。

【徳永委員】5年間、99%ですか。えっ、そうですか。部長、そうなんですか。

私は、新規就農、例えば何年かは支援金なんかもらってやりますよね。しかし、その後は、言っちゃ何ですけども、月15万円ですか、そういったのをいただいて、あとやめてしまうというような、私はそういうことも聞いたような、その数字も見たような感じなんですけれども、99%はないんじゃないですか。

【宮本農業経営課長】新規自営就農者については、就農後も含めて、振興局の担当の普及員もついてフォローアップをしておりますので、5年後までフォローアップしながら見ておりますけれども、その中で調査した範囲では99%というふうに把握しております。

【徳永委員】わかりました。ただ、もう一回調べてください。

最後です。そういう中で、新規就農の親元就農、ここを私は新規就農として、ここが一番の質問なんです。ここをもっと新規就農と同等以上の事業支援をしていただきたいと思うんですけれども、ここの考えはどうなんですか。

【宮本農業経営課長】委員ご指摘のとおり、親元就農、それから、さっきお話がありました次男・三男の方に帰ってもらおうような、こういっ

た後継者対策は非常に重要だと思っております。地域にとどめるという意味では、私も担当して、いろんな地元でやりとりしていく中で非常に実感しているのは、早い段階から農業につきたいという気持ちを持っていただくことが大事だと思っております。

現在、例えば中学校の段階から、例えば農業高校が中学生と一緒に、一日農業体験をしてみたりとか、あるいは農業高校でも、農大に行ってみると、あるいは実際の就農の体験をしてみる、こういうことで、地域にとどめて農業をやっているという気持ちを持っていただくようなこと、そういったことから、まずはスタートしていかないとというふうに思っております。

【徳永委員】違う、そうじゃないんですよ。もういるのよ、親元就農で農業をやりたいと。さっきの次男・三男も一緒ですけども、跡取りがね。しかし、これが新規就農の支援事業に入らないんですよ、当てはまらないと。新規就農、それは全く農業を知らない方がやるのも大事ですよ。ところが、一番定着率が高くて、初期投資もしない。当然、跡取りというのは、今あるやつを持っていく。

しかし、その中で品目を変えて、さらにパワーアップ、規模拡大をやろうとしているご子息さんがあるわけですよ。これに対して、やはり私は新規就農と同じ、それ以上の支援をすることが、さっき言った定着率が99%と言ったのは、多分私の考え方と違うんですよ。定着率も、こっちの親元就農、そこの息子さんたちのほうがはるかに定着するわけなんですけれども、そのことについて、私は質問しているんです。

最後に、時間がないから、部長、答弁をお願いします。

【中村農林部長】もともと農家の後継者という

ことになれば、生産基盤ももともとありますので、まずは農業後継者、親元就農といった方々にしっかり残っていただくというのが一番、私たちが担い手育成としては効果的だと思っております。

ご指摘の支援対策についても、親元就農であっても、例えば過去、給付金という形が、年間150万円という形で支援制度があって、私たちが親元就農であっても、例えば新たに規模拡大するとか、そういう方々については、例えばリスクを抱えるということから、そういう給付金の対象にならないかといったことは、私たちがそうだと思っております、6月に行いました政府施策要望においても、そのことはしっかりと要望させていただいておりますし、予算自体も足りないような状況もございましたので、予算の確保と、こういった制度の充実について要望してきたところでございます。

【大場委員長】ほか質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時51分 休憩

午後 4時51分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

午後 4時52分 休憩

午後 4時53分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、10月2日の予算決算委員会における農水経済分科会長報告及び10月4日の本会議における農水経済委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 4時54分 休憩

午後 4時56分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

農水経済分科会長報告及び農水経済委員長報告については、協議会における委員の皆様のご意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会農水経済分科会の決算審査の日程については、お手元に配付しております「日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 4時57分 休憩

午後 4時57分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時58分 閉会

委員長（分科会長） 大 場 博 文

副委員長（副会長） 浦 川 基 継

署 名 委 員 溝 口 芙 美 雄

署 名 委 員 山 田 朋 子

書 記 松 村 賢 太 郎

書 記 田 淵 正 樹

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和元年9月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

産業労働部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第103号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分
であります。

第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分に
ついてご説明いたします。

（歳 出）

労 働 費 1 3 8 万 6 千円の増

商 工 費 1 億 5, 4 0 0 万 5 千円の増

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

◎新産業創造課

食料品製造業の振興等を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった高付加価値
商品の試作開発からテスト販売までの一貫した支援を行う施設の整備に要する経費と
して、

食品加工センター施設整備費 1 億 5, 4 0 0 万 5 千円の増

を計上しております。

◎若者定着課

福岡県内の長崎県出身大学生等への県内就職の働きかけ等を強化するため、福岡市
内に職員が常駐する拠点「ながさきU I ターン就職支援センター（仮称）」に要する経
費として、

県外進学者Uターン就職促進事業費 138万6千円の増
を計上しております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

「食品加工センター施設整備費」は、食品加工センターの整備に要する経費について、令和2年度までの債務負担として、2億3,100万9千円の債務負担行為を設定するものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

産業労働部

産業労働部関係の主な報告事項についてご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が7月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が7月に公表した県内金融経済概況によると、「生産面で弱めの動きがみられるものの、緩やかな回復を続けている。」とされております。

まず、生産面をみると、大手・中堅造船では、厳しい受注環境が続くもとで、操業度を引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においては国内外向けともに受注減のため、操業度をやや引き下げており、冷熱機器では国内向けを中心に横ばい圏内で推移しております。大・中型モーターは国内設備投資需用が堅調なため、振れを伴いつつも高めの水準を維持していますが、電子部品等は海外需要の減速から増勢が鈍化していることから、生産面全体としては、弱含んでおります。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準横ばい圏内の動きとなっており、個人消費は、底堅く推移しております。

なお、令和元年5月から令和元年7月まで直近3月間の企業倒産件数は9件で、昨年同期に比べて3件の減少となっております。

また、6月の全国の有効求人倍率は、1.61倍と前月に比べて0.01ポイント下回る中、本県においても、前月を0.04ポイント下回る1.22倍となりましたが、21か月連続で1.2倍台となっており、雇用情勢は、更に改善しております。

(航空機関連産業の振興について)

県では、造船業で培った高い技術を活かして航空機関連産業への参入を図るため、

「長崎県航空機産業クラスター協議会」を立ち上げ、県内中小企業の支援を強化しており、バイヤー招聘によるビジネスマッチングや展示会への出展、人材確保対策など積極的な取組を進めております。

ビジネスマッチングについては、8月に大手航空機メーカーのバイヤーを招聘し、具体的に求められる技術に関するセミナーや個別マッチングを行い、航空機部品の塗装を手掛ける県内企業との商談が進展するなど成果がありました。

人材確保対策については、7月に本県クラスターに参加している久留米工業大学において、先端航空・宇宙コースの学生約30名を対象に「長崎県航空機産業セミナー」を開催し、クラスター会員企業による事業説明や学生との意見交換を通じて、本県航空機関連企業への就職を促しました。

展示会への出展については、9月24日から開催される「エアロマート名古屋」に県内企業が出展し、大手航空機メーカーと具体的な商談を行うこととしております。

また、航空機関連産業の振興の一環として、県では、これまで三菱重工業株式会社に対して、航空機関連事業の県内展開を強くお願いしてまいりましたが、去る8月19日、三菱重工航空エンジン株式会社の工場を長崎造船所内に新設し、航空機エンジン部品を一貫生産することを発表されました。世界遺産に登録されている長崎造船所史料館の隣接地に建設される工場は、最新鋭の工作機械を導入し、見学スペースを備えた「魅せる工場」と伺っており、本県の若い世代に航空機関連産業をアピールする場になるものと期待しております。

引き続き、航空機関連分野での産業集積を図るため、企業間連携による事業拡大や生産性向上などの取組を支援し、県内サプライチェーンを強化することにより、若い世代にとって魅力のある雇用機会の拡大に努めてまいります。

(ロボット・IoT関連企業の支援について)

ロボット・IoT関連産業の育成を図るために設立した「長崎県次世代情報産業ク

ラスター協議会」事業の一環として、去る7月29日に、先端技術導入のためのセミナーを開催しました。県内製造業の経営者など約140人が参加し、ロボットやI o Tの技術開発・実証に取り組む県内企業2社による活動報告や、大手企業によるA IやI o Tの社会実装の事例紹介を含めた講演を実施し、先端技術導入の必要性について意識醸成を図りました。

また、6月からは長崎大学と連携し、社会人向けにA Iの基礎やW e bアプリケーション開発技術、ビジネスモデル構築といった、I o Tを活用したサービスの創出に必要な先端技術習得講座を開講しており、引き続き専門人材の育成にも取り組んでまいります。

今後、これら先端技術を提供する企業と活用する企業との連携を促進することにより、技術の活用や事業拡大、新たなサービスの創出を図り、県外需要の獲得や生産性の向上、付加価値の向上を目指してまいります。

(再エネ海域利用法における促進区域の指定に向けた有望な区域の選定について)

国において再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けた有望な区域の検討が行われるにあたり、本県2区域の情報提供を行っていたところ、去る7月30日に五島市沖を含む全国3県4区域が選定されました。

選定を受け、県としては、五島市や地元漁協等を構成員とする協議会を国とともに設置し、年内の促進区域の指定に向け、地域や利害関係者との調整を行っているところであります。

なお、西海市江島沖については、既に一定の準備段階に進んでいる区域として、有望な区域を含む全国5県11区域に選定されましたが、国から、今後の進め方における留意事項として、「世界遺産との関係において問題が起きないように整理することが必要である。」との課題が示されたことから、早期の促進区域の指定に向けて関係機関と協議してまいります。

(企業誘致の推進について)

去る8月7日、岐阜県に本社を置く株式会社セイノー情報サービスが、長崎市への立地を決定されました。同社は、物流システムの構築を主要業務とされ、5年間で20名を雇用し、物流サービスに関する効率化や生産性向上のための研究開発を行うこととされております。

9月4日には、愛知県に本社を置く株式会社デンソーウェーブが、長崎市への立地を決定されました。同社は、自動車部品製造国内最大手である株式会社デンソーの子会社で、自動認識装置を始めとした機器やシステムの開発・製造を主要業務とされ、5年間で30名を雇用し、地域課題の解決に向けた新たなサービスの開発を行うこととされております。

このほか、佐世保市への立地が決定しておりました、株式会社静岡制御と7月17日に、また、長崎市への立地が決定しておりました株式会社ニーズウェルとは9月3日に、それぞれ立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

(県内定着の促進について)

今春卒業した高校生の県内就職率については、先月、文部科学省が発表した学校基本調査の速報値によると、県内の卒業生総数は12,289人で、就職者数が3,583人、このうち県内就職者数は2,190人で県内就職率は61.1%となっております。県総合計画における平成30年度の目標値を2.9ポイント下回る結果となり、さらなる取組が必要であると考えております。

高校生の県内就職対策としては、9月16日から高校生の採用試験が始まりましたが、1回目の採用試験で希望する企業への就職が叶わなかった生徒や希望未定の生徒が一定数いることから、各企業における選考結果や、未充足である場合に速やかに高

校へ、その旨情報提供するよう企業に働きかけ、2回目以降の試験での採用に向けた取組を促しております。

引き続き、キャリアサポートスタッフや県内就職推進員、10月に開催予定の合同企業面談会等を活用しながら、学校と連携して県内就職促進に取り組んでまいります。

一方、大学生の県内就職対策として、来春の大学等卒業予定者やU・Iターン希望者を対象に県内就職を促進するため、去る8月9日に佐世保市、16日に長崎市において「合同企業面談会」を開催したところ、県内企業163社、学生等259名の参加がありました。

また、10月からは大学1、2年生を対象とした「就職スタートアップセミナー」を県内各大学で実施することとしており、就職活動前の早い段階から、企業と接する機会の創出や県内企業の魅力等の情報発信を多くの学生に対して行うこととしております。

更に、県外進学者のUターン就職促進のため、本年度新たに、福岡地区及び首都圏担当のキャリアコーディネーターを配置し、県外大学との協力関係の構築や大学内の就職イベント等の実施などに力を注いでいるところであり、10月5日に日本大学において県内企業が約10社参加する「長崎県業界研究会」の開催を予定しております。

加えて、福岡地区においては、本県単独の就職相談会を開催するなど、本県出身の学生が多い大学との協力関係の構築が進んできていることから、学生に対する働きかけの更なる強化を図るとともに、福岡地区からの移住を促進するため、福岡市内に職員が常駐する「ながさきU・Iターン就職支援センター（仮称）」を設置したいと考えております。

このほか、ながさき輝く人財雇用創造プロジェクト事業については、オフィス系企業、食料品製造業、観光関連産業の3分野を対象に、求職者への県内の企業情報の発信及び企業への人材確保の支援等を行った結果、平成30年度は130名の雇用につ

なりました。

また、県内企業への就職を促進するため、大学等在学中に受給した奨学金の返済を支援する長崎県産業人材育成奨学金アシスト事業について、情報サービス業を新たな対象業種として追加するなど対象を拡充し、昨年11月30日から本年5月7日にかけて支援希望者の募集を行い、審査の結果、55名を支援候補者として認定いたしました。

今後も若者の県内就職促進や県内企業を支える優秀な人材の育成と確保に向け取り組んでまいります。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、産業労働部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進や、大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着などの施策を進めるとともに、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、成長分野の新産業創出・育成などの施策を積極的に進め、地方創生のより一層の推進に向けて取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などで、ご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 1)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係説明資料(産業労働部) 1頁4行目から8行目までを削除し、次のように挿入する。】

我が国の景気は、政府が8月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が9月に公表した県内金融経済概況によると、「生産面で弱めの動きが見られるもの、緩やかな回復を続けている。」とされております。

【農水経済委員会関係説明資料(産業労働部) 1頁16行目から17行目までを削除し、次のように挿入する。】

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準で推移しており、個人消費は、底堅く推移しております。

【農水経済委員会関係説明資料(産業労働部) 1頁20行目から22行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、7月の全国の有効求人倍率は、1.59倍と前月に比べて0.02ポイント下回る中、本県においては、前月を0.01ポイント上回る1.23倍と、22か月連続で1.2倍台となっており、雇用情勢は、更に改善しております。

【農水経済委員会関係説明資料(産業労働部) 1頁23行目の次に、次のように挿入する。】

(韓国人観光客の減少に伴う中小企業への対策について)

日韓関係の悪化に伴い、韓国内において訪日旅行を控える動きが続いており、特に対馬市における観光関連産業に大きな影響が生じております。

このため、県では、9月9日に、商工団体などの関係機関と連携し、中小企業の資金繰りに関する相談窓口を設置するとともに、中小企業の経営環境の急激な悪化に対応するため、県の制度資金の中で最も貸付条件を優遇している「緊急資金繰り支援資金」による融資を、9月17日から開始したところです。

引き続き、県内中小企業への影響について、情報収集に努め、必要な措置を講じてまいります。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加2)

産業労働部

【農水経済委員会関係説明資料（産業労働部）追加1 2頁7行目の次に、次のように挿入する。】

また、9月12日の対馬市から県に対する要望を受け、9月18日には、県と対馬市共同で国に対し、「韓国人観光客の激減対策に関する緊急要望」を実施し、産業労働部関係におきましては、中小企業者の資金調達の負担を軽減するため、セーフティネット保証の指定等について要望してまいりました。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加3)

産業労働部

【農水経済委員会関係説明資料（産業労働部）追加1 1頁1行目から2行目までを削除し、次のように挿入する。】

わが国の景気は、政府が9月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とされております。

令和元年9月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分であります。

歳出予算は、

| | | |
|-------------|------|-----|
| 公共土木施設災害復旧費 | 860万 | 円の増 |
| 合計 | 860万 | 円の増 |

となっております。

これは、本年7月の台風5号により被害を受けた漁港施設の復旧に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

水 産 部

水産部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(漁業センサスについて)

農林水産省は、去る8月28日に「2018年漁業センサス結果の概要(概数値)」を公表しました。

調査結果の特徴を申し上げますと、本県の漁業経営体数は5,995で、前回の平成25年に比べ1,695、率にして22%減少しました。漁業経営体数及び減少数は、全国調査対象39都道府県のうち北海道に次いで全国で2番目に多く、減少率は9番目に高い数字となっています。

また、漁業就業者数は、11,715人で、前回に比べ2,595人、率にして18.1%減少しました。漁業就業者数及び減少数は、北海道に次いで全国で2番目に多く、減少率は16番目に高い数字となっています。また、漁業就業者の年齢構成比をみると、65歳以上は前回の34.2%から40.1%に増加しており、漁業就業者の高齢化が進んでおります。

今後、詳細なデータの分析を行い、対応を検討してまいりたいと考えております。

(有明漁協について)

有明漁協につきましては、去る8月20日に開催された臨時総会で、新たな役員が組合員の賛成多数で選任された後、理事会において組合長、副組合長が決定されました。

今後、漁協において、早急に職員を雇用し、閉鎖されている事務所を再開するとともに、平成29年度と30年度の決算を確定し、通常総会を開催するなど、正常化に向け取組を進めることとしております。

県といたしましては、漁協再建に向け、引き続き、市及び漁協系統団体と連携し、支援してまいります。

(梅雨前線に伴う豪雨および台風第5号による水産業被害について)

本年7月18日から7月22日にかけての梅雨前線豪雨と台風5号は、五島地区と対馬地区に被害をもたらし、両地区で計14件、約1億2千4百万円の被害が発生しました。

五島地区では、養殖クロマグロのへい死被害が2件、約9千5百万円、定置網の破損被害が1件、約1千5百万円発生したほか、五島・対馬両地区で漁港・海岸施設への漂着ゴミによる被害が11件、約1千4百万円発生しました。

今後とも漁業者のご意見を丁寧に聞き取り、再建に向けた支援を実施してまいります。

(松浦市沿岸における赤潮の被害状況について)

平成29年度に養殖魚へ大きな被害を与えたカレニア ミキモトイによる赤潮が、6月初旬に福島北東海域で初見され、その後、消長を繰り返していたため、県では地元市・漁協・養殖業者と共同して赤潮発生初期から高頻度での漁場調査や餌止め、赤潮防除剤散布などの対応を実施したところであります。

その後、7月に伊万里湾の広範囲に赤潮が拡大した後、8月初旬以降、赤潮はほぼ確認されなくなりましたが、養殖クロマグロ・カンパチ・ヒラマサ等でへい死が確認され、これまでに確認できた養殖被害額は5,687万円相当となりました。

今後は、へい死魚の処分や赤潮防除剤散布に要した費用に対する支援を行うとともに、養殖漁場の再編に向けた関係者との協議や赤潮発生初期対策としての佐賀県側との連携強化などに取り組んでまいります。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総

合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、水産部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、地域に密着した産業の担い手の確保・育成や、外国人材の活用による産業、地域の活性化、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、漁業所得の向上と持続可能な生産体制の整備や、養殖業の成長産業化と加工・流通体制の強化などの施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 9 月 定例 県 議 会

農水經濟委員會關係説明資料

(追加 1)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料（水産部）の2頁9行目の次に、次のとおり挿入する。】

（8月下旬の豪雨災害による水産業被害について）

本年8月26日から8月29日にかけて発生した豪雨は、県北地区と対馬地区に計18件の被害をもたらし、被害金額は約3千万円であります。

被害の内訳といたしましては、漁協施設等の被害が8件、漁船転覆等の被害が6件、養殖魚のへい死被害が2件、漁港施設の被害が2件でございます。

今後とも漁業者のご意見を丁寧に聞き取り、再建に向けた支援を実施してまいります。

（第39回全国豊かな海づくり大会功績団体表彰について）

去る9月8日、秋田県秋田市で開催された「第39回豊かな海づくり大会」において、五島市の「崎山漁業集落」が「漁場・環境保全部門」の最高位である「大会会長賞」を受賞しました。

本大会では、毎年、水産資源の保護や環境保全などに功績のあった団体に対して「栽培漁業」、「資源管理型漁業」、「漁場・環境保全」の3部門で表彰が行われております。

崎山漁業集落では、磯焼けの進行により生産量が激減したヒジキの回復を図るために、仕切り網等による藻場の保護に取り組み、平成29年には8年ぶりの収穫に至ったことが優れた藻場回復の成功例として評価されたものであります。

県としましては、今般の崎山漁業集落の藻場見守り活動を模範として、引き続き藻場回復のための漁業集落等の活動を支援してまいります。

（ながさき水産業大賞について）

ながさき水産業大賞は、水産業や漁村に対する県民の理解を深め、水産業者の励みとなる表彰

事業として平成21年度から実施しており、本年度は、運営委員会を9月6日に開催し、13件の応募の中から各賞を選定いたしました。

「長崎県知事賞」につきましては、「魅力ある経営体部門」の内、「経営強化の部」では、近場の漁場開拓によりイサキ主体の安定操業を確立し、さらに神経抜き等の適切な鮮度保持処理により出荷単価を向上し、経営の安定を図った五島市の「濱村 初好・弥生」夫妻、「技術・担い手の部」では、米国で高く評価される高脂肪率の養殖マアジを約半年の短期間で生産する技術を開発、ハワイ、西海岸への輸出を拡大し、先駆的養殖経営を展開する五島市の「城山水産」、魅力ある漁村地域部門」では、藻場の回復を妨げるイスズミ類の除去方法を開発、地域の藻場回復や食害魚の利活用への道を開いた対馬市の「鴨居瀬地区藻場保全組織」の3件が選定されました。

また、「長崎県漁連会長賞」につきましては、アマダイ延縄漁業において、海底地形情報を活用した操業の効率化により経営を強化した対馬市の「永尾 純 一」氏、環境変化に適応したワカメの養殖技術の改良等によりワカメ養殖業の経営を安定させた南島原市の「本多 政満・正」親子、ウニ類の食害による磯焼けからの回復に成功した五島市の「玉之浦漁業集落」の3件が選定されました。

このほか、西海市の「有限会社 小山水産」、壱岐市の「株式会社 若宮水産」、松浦市の「有限会社 辻川水産」の3件が「特別賞」に選定されました。

なお、表彰式は11月9日に長崎市にて開催を予定しており、受賞者の功績を称え県民の皆様へ広く紹介し、水産業に対する理解を深めてまいります。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加2)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料追加1（水産部）の1頁7行目の次に、次のとおり挿入する。】

（クロマグロの資源管理について）

本年9月3日から6日にかけて、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第15回北小委員会が開催され、国は昨年引き続き漁獲枠の増枠を提案しましたが、一部に慎重な国もあったため、全体数量の増枠には至りませんでした。

一方、2020年の措置として、漁獲上限の未利用分に係る繰越率を、現状の5%から17%へ増加させること、大型魚の漁獲上限を、台湾から日本へ300トン移譲することの2点が合意されました。ただし、今回の委員会の参加国は10カ国中6カ国で、定足数の8カ国に達しなかったため、今後は12月開催予定の年次会合で正式に採択される予定と伺っております。

県としましては、引き続き我が国への増枠実現のための交渉の加速化を国へ求めるとともに、漁獲枠の有効活用を図るため、漁獲枠の繰越ルールを活用や融通促進により、資源管理に取り組む漁業者の負担軽減に努めてまいります。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加3)

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の1頁18行目の次に、次のとおり挿入し、1頁19行目から21行目を削除する。】

その後、漁協において、2名の職員を雇用し、事務所の閉鎖が解消されるとともに、通常総会の開催に向け、平成29年度及び30年度の決算確定業務を開始するなど、正常化への取組に着手されております。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加4)

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料追加1（水産部）の1頁7行目の次に、次のとおり挿入する。】

（台風第17号による水産業被害について）

去る9月22日から9月23日にかけて本県に接近した台風17号は、県内全域に大きな被害をもたらし、24日12時現在で水産関係計75件の被害が確認されています。

被害の内訳といたしましては、漁港施設の被害が4件、漁具の被害が11件、漁船転覆等の被害が25件、漁協施設等の被害が35件であり、被害金額は現在調査中があります。

引き続き被害状況の把握を行うとともに、漁業者のご意見を丁寧に聞き取り、再建に向けた支援を実施してまいります。

令和元年9月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

農 林 部

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分
であります。

歳入予算は、

| | |
|-------|--------------|
| 国庫支出金 | 6,829万 8千円の増 |
| 合計 | 6,829万 8千円の増 |

となっております。

歳出予算では、

| | |
|-------------|--------------|
| 農業費 | 533万 9千円の増 |
| 農林水産施設災害復旧費 | 6,295万 9千円の増 |
| 合計 | 6,829万 8千円の増 |

となっております、その内容についてご説明いたします。

（農村地域定住促進対策費について）

豪雨、台風等によるハウスの倒壊や損傷を防止するため、農業用ハウスの補強等に
要する経費として、

| | |
|-------------|------------|
| 農村地域定住促進対策費 | 533万 9千円の増 |
|-------------|------------|

を計上しております。

（31年災害復旧費について）

本年7月の梅雨前線に伴う豪雨および台風第5号により被災した林道施設を従前の
機能に回復させるための復旧事業に要する経費として、

31年災害復旧費

6,295万9千円の増

を計上しております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

農 林 部

農林部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(全国茶品評会における3年連続日本一の獲得について)

去る8月27日から30日までの4日間、「第73回全国茶品評会」が愛知県西尾市で開催され、本県で主に生産されている「蒸し製玉緑茶」など8部門、920点が出品され、外観、内質について、厳正な審査が行われました。

その結果、「蒸し製玉緑茶」の部門において、東彼杵町の中山雄太さんが栄えある農林水産大臣賞を獲得されるとともに、産地賞においても東彼杵町が1位を獲得し、3年連続して日本一の栄冠に輝きました。

今回の品評会における好成績は、3年連続の日本一を目指し、県内の各産地が一丸となって茶園の適切な管理や手摘みに取り組むなど、農業者、農業団体及び行政など関係皆様方のご努力の賜物であります。

県といたしましては、日本一の評価を得た「長崎玉緑茶」の魅力を発信するために、県内消費者へのPRとして、長崎市浜町のベルナード観光通りや佐世保市島瀬公園で試飲販売会を開催したほか、首都圏では日本橋長崎館でのPR活動及び茶商等との商談を通じて認知度向上・販路拡大等に取り組んだ結果、茶商に対し「長崎玉緑茶」の注文が増加するなど県内外で認知度は高まってきております。

今後も、茶業関係者の皆様と連携し、3年連続日本一の評価を得た「長崎玉緑茶」について、引き続き、県内外でのPRや商談等を強化するとともに、さらなる販路拡大に向けて輸出への取組を推進するなど、ブランド力の強化と消費拡大を目指してまいります。

(農業分野における外国人材(特定技能)の受入れについて)

「株式会社エヌ」による外国人材の受入れにつきましては、これまで、ベトナム国

やカンボジア国などからの受入れを検討してまいりましたが、送出し国としてガイドライン策定などの準備が整っているカンボジア国から行うこととし、現在「エヌ」において技能実習修了者5名について採用を内定し、うち2名について、福岡出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を行っている他、面接を実施するなど来日に向けた手続を進めており、条件が整い次第、県内における外国人材の派遣が開始される見通しとなっております。

一方、ベトナム国につきましては、7月1日、日本と「特定技能」に関する二国間取決めが締結されましたが、その後も送出し国としての準備が進んでいないため、8月23日、職員をベトナム国に派遣し、ベトナム国労働省及び国立農業大学と協議を行った結果、ベトナム国側から、10月までに国立農業大学を含め、送出し態勢を整備するとの回答をいただいたことから、「エヌ」において、11月に採用面接を実施できるよう準備を進めていくこととしております。

あわせて、外国人材が安全に安心して暮らし、就労できる環境づくりに向けて、9月末には、国や県、関係団体を構成員とする「長崎県農業分野外国人受入推進協議会」を設立し、国が3月に設置した「農業特定技能協議会」や、今後、島原半島地域で設置予定の「受入市町連絡協議会」との連携体制を構築するなど、引き続き、外国人材の受入態勢の整備を進めてまいります。

(台風及び豪雨による農林業被害について)

本年7月中旬の梅雨前線に伴う豪雨及び台風第5号による被害状況は、離島地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約140万円、農地・農道等が約5億7,400万円、林地・林道が約2億9,800万円で、総額で約8億7,400万円となっております。

県では、台風襲来などに対する事前・事後の技術対策について、関係機関や農家への周知に努めるとともに、被害発生後は、農業団体・市町と連携を図りながら、被害

の状況把握、拡大防止に向けた技術指導の実施等を行ってまいりました。

今後は、関係市町との連携により速やかな災害復旧に努め、産地の1日も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

(家畜伝染病対策の強化について)

家畜伝染病である「豚コレラ」は、昨年9月に国内で26年ぶりに発生し、東海地方を中心に、8月末現在、39件の発生が確認され、約13万3千頭が殺処分されております。また、中国をはじめとするアジア地域において「アフリカ豚コレラ」の発生が拡大し、我が国での発生リスクが高まっております。

このため、県では、各地域で生産者、関係団体が参集した対策会議を開催し、現在の発生状況や疫学調査の結果等の情報共有を図るとともに、県内全ての豚飼養農場を巡回し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導、農場内への野生イノシシ等の侵入防止のための防護柵設置事業の周知及び要望の取りまとめなど、本伝染病の侵入防止に努めているところです。また、去る8月21日に、県内での「豚コレラ」発生を想定した防疫演習を初めて実施し、防疫作業従事者の確保や必要な防疫資材の調達など、作業手順の確認を行ったところです。

一方、「高病原性鳥インフルエンザ」につきましては、全国で平成28年度に9道県12農場、平成29年度に1県1農場で発生し、合計約176万羽が殺処分されております。平成30年度は国内での発生はなかったものの、ロシア・中国・台湾において発生が継続しており、今後、渡り鳥の飛来時期を迎え発生リスクが高まってまいります。

そのため、県では、県内全ての家きん飼養農場に対して、注意喚起と飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導するとともに、10月15日に県内での発生を想定した防疫演習を実施し、万一の発生に備えた防疫体制の一層の強化に取り組んでまいります。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、農林部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「地域に密着した産業の担い手の確保・育成」、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、「農林業の収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策の強化」、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり」の施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料
(追加1)

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の1頁2行目に、次のとおり挿入する。】

（ながさき農林業大賞について）

ながさき農林業大賞につきましては、地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を挙げられている農林業者・組織等を表彰することにより、県内の農林業経営の改善意欲を助長するとともに、農林業・農山村の活力ある発展を促進するため、平成18年度から県及び関係団体等からなる運営委員会の主催により実施しております。

去る9月6日の運営委員会において、トップファーマーの部や、いきいきファームの部など各部門に推薦のあった46点の中から、長崎県知事賞9点、運営委員長賞15点、特別賞2点、合計26点を決定し、その中で最も優れた経営体として雲仙市のミニトマト栽培農家の^{たなかかずき}田中一喜・^{しょうた}将太さん（「トップファーマーの部」野菜部門）を農林水産大臣賞に決定いたしました。

なお、表彰式は11月9日に長崎市での開催を予定しております。

併せて、これまでの受賞者の農畜産物を展示販売するトップファーマーフェアを、11月15日から17日及び11月29日から12月1日の2回、長崎市の夢彩都で開催するとともに、今年度は新たに県庁内レストランにおいてトップファーマーランチを提供することとしており、受賞者の功績を称え県民の皆様へ広く紹介することで、農林業に対する理解が深まるよう引き続き取り組んでまいります。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料
(追加2)

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の2頁19行目から3頁3行目まで削除し、2頁18行目の次に、次のとおり挿入する。】

（台風及び豪雨による農林業被害について）

本年7月18日から22日にかけての梅雨前線に伴う豪雨及び台風第5号による被害状況は、離島地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約140万円、農地・農道等が約5億7,400万円、林地・林道が約2億9,800万円で、総額で約8億7,400万円となっております。

また、8月26日から29日にかけての九州北部を中心とした豪雨による被害状況は、現在のところ、県北地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約660万円、農地・農道等が約15億8,900万円、林地・林道が約3億9,100万円で、総額で約19億8,600万円となっております。

県では、台風襲来などに対する事前・事後の技術対策について、関係機関や農家への周知に努めるとともに、被害発生後は、農業団体・市町と連携を図りながら、被害の状況把握、拡大防止に向けた技術指導の実施等を行ってまいりました。

なお、7月中旬の豪雨及び台風第5号にかかる災害につきましては、全国的に大きな被害が生じたことから、去る9月6日に激甚災害の指定がなされました。

8月下旬の豪雨災害につきましては、9月6日に山本防災担当大臣に対し、長崎県、福岡県、佐賀県の三県合同で激甚災害の早期指定について要望を行ってまいりました。また、県といたしましても、農林水産省に対し、災害復旧事業の早期採択について要望を行ったところです。

今後は、関係市町との連携により速やかな災害復旧に努め、産地の1日も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の4頁1行目の次に、次のとおり挿入する。】

（諫早湾干拓事業の開門問題等について）

国が、開門を命じた前訴の福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟の上告審につきましては、去る9月13日、最高裁判所において、国の請求を認めた福岡高等裁判所の判決を破棄し、同高裁に差し戻す旨の判決が出されました。

今回の判決は福岡高裁判決（確定）が出された訴訟における口頭弁論終結後の事情の変動により、確定判決に基づく強制執行が権利の濫用となるかなど、他の異議の事由の有無について更に審理を尽くさせるため、福岡高裁に差し戻しとなったものであります。

この判決を受け、江藤農林水産大臣は「今後、判決内容を詳細に分析し、関係省庁と連携して適切に対応してまいります」とのコメントを出され、また、記者会見において、「相反する司法判断が引き続き存在する状況を重く受け止め、何とか和解の道を探りたい」、「間接強制金については、開門を求める方々が国に支払いを求める可能性や裁判所が支払いの命令を出す可能性もある」、「解決の糸口として対話の回数を増やしたい」旨の発言をされております。

開門問題に係る訴訟においては、平成22年の福岡高裁開門確定判決以降、開門しない方向での判断が重ねられてきたところであり、去る6月26日、最高裁判所において、平成29年4月17日の長崎地裁による開門差止請求を認めた判決及び平成27年9月7日の福岡高裁による開門請求等を認めない判決を、それぞれ確定させ、最高裁判所が「開門を認めない」との方向性を示したところであります。

なお、開放差止弁護団においては、「今回の請求異議訴訟の上告審判決によって、これらの「開門を認めない」とした判決には何ら影響を及ぼすものではない」旨のコメントをされておりますが、国におかれては、差し戻された福岡高裁での今後の審理において、請求が認容されるよう主張・立証を尽くしていただきたいと考えております。

次に、去る6月26日に確定した潮受堤防排水門開放差止請求事件において、訴訟当事者として参加することを求めた「独立当事者参加」の申出を認められず、長崎地方裁判所に移送された、開門を求める方々の国に対する排水門開門請求事件の第1回口頭弁論期日が9月24日となっております。

県としては、引き続き、訴訟の推移を見極めるとともに、真の有明海再生に向けた取組が進むよう、県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

次に、諫早湾干拓農地の利用権の再設定が認められなかった2者が、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、口頭弁論期日が去る9月10日に行われ、次回、口頭弁論期日が11月12日に行われる予定となっております。

また、本訴訟におかれては、別の訴訟で開門を求める方々が、昨年5月21日、長崎地裁に対し、判決が法律上の利害関係を有するとして、原告を補助して勝訴させることを目的として参加する「補助参加申出」を行っていましたが、去る9月10日、長崎地裁において、「本訴訟の判決について、本件申出人らが法律上の利害関係を有するということとはできない」などの理由から、補助参加を許さない旨の決定がなされております。

次に、この2者に対し、農業振興公社が農地の明け渡し等を求めて提訴した土地明渡等請求事件につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、弁論準備期日が去る8月26日に行われ、次回、弁論準備期日が11月12日に行われる予定となっております。

県としては、弁護士、国、公社と連携しながら適切に対処してまいります。

令和元年9月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料
(追加3)

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（追加2）（農林部）の1頁4行目から2頁2行目まで削除し、1頁3行目の次に、次のとおり挿入する。】

（台風及び豪雨による農林業被害について）

本年7月18日から22日にかけての梅雨前線に伴う豪雨及び台風第5号による被害状況は、離島地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約140万円、農地・農道等が約5億7,400万円、林地・林道が約2億9,800万円で、総額で約8億7,400万円となっております。

また、8月26日から29日にかけての九州北部を中心とした豪雨による被害状況は、現在のところ、県北地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約660万円、農地・農道等が約15億8,900万円、林地・林道が約3億9,100万円で、総額で約19億8,600万円となっております。

県では、台風襲来などに対する事前・事後の技術対策について、関係機関や農家への周知に努めるとともに、被害発生後は、農業団体・市町と連携を図りながら、被害の状況把握、拡大防止に向けた技術指導の実施等を行ってまいりました。

なお、7月中旬の豪雨及び台風第5号にかかる災害につきましては、全国的に大きな被害が生じたことから、去る9月6日に激甚災害の指定がなされました。

8月下旬の豪雨災害につきましては、9月6日に当時の山本防災担当大臣に対し、長崎県、福岡県、佐賀県の三県合同で激甚災害の早期指定について要望を行ってまいりました。また、県といたしましても、農林水産省に対し、災害復旧事業の早期採択について要望を行ったところであり、内閣府の防災担当から9月20日に

激甚災害に指定する見込みであることが公表されております。

また、9月22日から23日にかけての台風第17号による被害状況は、現在のところ、農作物、農業用ハウス等が約1億9,600万円、農地・農道等が約4,400万円、林地・林道等が約2億6,300万円で、総額で約5億300万円となっております。

台風第17号による農林被害につきましては、9月24日に加藤農林水産副大臣による現地視察が行われ、中村知事から加藤副大臣に対し、早期の災害復旧にお力添えをいただくようお願いしたところであります。

今後は、関係市町との連携により速やかな災害復旧に努め、産地の1日も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の3頁5行目から3頁24行目まで削除し、3頁4行目の次に、次のとおり挿入する。】

（家畜伝染病対策の強化について）

家畜伝染病である「豚コレラ」は、昨年9月に国内で26年ぶりに発生し、東海地方を中心に続発しており、この間、県では、各地域で生産者、関係団体が参集した対策会議を開催し、現在の発生状況や疫学調査の結果等の情報共有を図るとともに、県内全ての豚飼養農場を巡回し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導、農場内への野生イノシシ等の侵入防止のための防護柵設置事業の周知及び要望の取りまとめなど、本伝染病の侵入防止に努めるとともに、去る8月21日に、県内で

の「豚コレラ」発生を想定した防疫演習を初めて実施し、防疫作業従事者の確保や必要な防疫資材の調達など、作業手順の確認を行ったところです。

そのような中、去る9月13日には関東地域にまで発生が拡大し、9月22日現在、45件の発生が確認され、約14万3千頭が殺処分されております。また、中国をはじめとするアジア地域において「アフリカ豚コレラ」の発生が拡大していましたが、去る9月17日、新たに韓国北部での発生が確認され、本県への侵入リスクが高まっております。

これらの事態を踏まえ、去る9月20日に、関係団体やと畜場などで構成する防疫対策会議を緊急に開催し、改めて、情報共有と今後の防疫対策について再確認を図ったところです。引き続き関係機関と連携し、本県への侵入防止に努めてまいります。

一方、「高病原性鳥インフルエンザ」につきましては、全国で平成28年度に9道県12農場、平成29年度に1県1農場で発生し、合計約176万羽が殺処分されております。平成30年度は国内での発生はなかったものの、ロシア・中国・台湾において発生が継続しており、今後、渡り鳥の飛来時期を迎え発生リスクが高まってまいります。

そのため、県では、県内全ての家きん飼養農場に対して、注意喚起と飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導するとともに、10月15日に県内での発生を想定した防疫演習を実施し、万一の発生に備えた防疫体制の一層の強化に取り組んでまいります。